



研究紀要第66号

平成6年3月

身延山短期大学学会

核



研究紀要第66号

平成6年3月

身延山短期大学学会

巻

頓にひらけ、八宗ならびに一切経の勝劣を知ることができたといわれる。 菩薩を感見、信観したことをしるされている。これは宗祖十二才の時で、この感得を得てより慧眼 祈りをささげられた。時に「虚空蔵菩薩、眼前に高僧とならせ給ひ、明星の如くなる智慧の宝珠を 授け給ふ」(善無畏三蔵抄)とも「生身の虚空蔵菩薩より大智慧を給はり」(清澄寺大衆中)と この正月十五日より十七日に至る間に「生身の不動明王をおがみ」この両明王をそれぞれ図顕され はかないがたいと、清澄山の本尊虚空蔵菩薩に願をかけ「日本第一の智者となしたまえ」と懸命の 建長六年(一二五四)正月一日、日蝕があった。このとき「生身の愛染明王を拝見し」、また 宗祖幼少のころ仏法、世間のことについて疑問をいだき、これを解決するためには智者とならで

宗祖の宗教的体験として看過できぬ重要事である。特に大曼荼羅図顕にあたって右に不動、左に愛 祈請が並々でなかったことを想見することができるが、このような生身の諸尊を信観されたことは 宗祖がこのように生身の虚空蔵菩薩・愛染明王・不動明王を感見、信得されたことは宗祖の懇祈・

(不動愛染感見記)

染の梵字を図案化して勧請されたということは、生身の両尊の感見がいかに強い宗教意識下にあっ たかを物語るものである。

昨年よりはじまった第一次の申請は本年正月七日通過し、本年は最終審査、書類、実地調査が行 本学が三年の短期大学を改組転換して四年制大学に移行する申請は本学同窓生の宿願であるが、

われる運びとなった。

際し本学では止暇断眠の精進をかさねて諸般の準備を整え文部省の審査委員の諸公を迎えたいもの 顕祈顕応・顕祈冥応・冥祈顕応・冥祈冥応の四句は祈請の常道であるが、本年の審査を受けるに

と念願している。大学並びに同窓生諸聖の冥顕の御援助をお願いしてやまない。

平成六年三月

学 長

宮

崎

英

修

神第六十六号目次

棲

――『東都歳時記』にみられる縁日・開帳・祈願を中心に――江戸の日蓮宗の年中行事(一)望〈史料紹介〉	——「社会科カリキュラム」の変遷について——新「学習指導要領」 についての一考察②·················液ノート	玄奘の苦難の旅路とその業績(翻訳)町	——学禅院日逢を中心として—— 江戸中期における諸堂整備について奥	『開目抄』に現われた一念三千義について()桑	法授与者を通しての動向 日蓮聖人後期の曼荼羅について(二)上	——法華経による諸神の包容—— 一仏乗のもとに高	巻頭言学長宮
月	辺	Ħ	野	名	Ħ	橋	崎
真	寛	是	本	貫	本	堯	英
澄 127	勝 119	正 89	洋 <i>69</i>	Œ 49	昌 33)	昭 ?	修

学园、绿、根	Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabhāṣyaṃ Ratnālokālamkārā(Ⅱ)	——明治法制史料断片(一)——
	月	
	海	
	慧 1	

編集後記

仏乗のもと

に

法華経による諸神の包容――

髙

橋

堯

昭

心部、白っぽい岩、青味がかったものは周辺の山地、或はスワットから。これらは土俗的なもの、ペルシャ的な影響 のものが多い。従ってパキスタンの博物館にあるものは、前者に属し、後者のものはまことに少ない。 俗的な文化、又はペルシャ文化の影響の強いものが多い。即ち黒色片岩のギリシャローマ的なものはガンダーラの中 タン自体になってからのものはまことに少ない。(最近の発見のものは例えばペシャワル大学等に収蔵されている。) 或いはフーシェ等の発堀したガンダーラ出土収集品、即ち英国支配時代のものが、そのまま展示されていて、パキス 方最近出土の大部分のものは海外に流出している。前者はギリシャローマの文化の影響のものが多いが、後者は土 この点、筆者のコレクションの方がより新しい傾向のものが多いといえる。然し何分盗堀されたもの、或は正規の ガンダーラ美術の宝庫、パキスタンの博物館では不思議な現象が見られる。それはマーシャル・オーレルスタイン

いるからである。従って、石の色・性質からか或は又莫然と「ここらあたり」とにおわす出土地を信ずる外ない。 筆者は敢て追求しようとして、しばしば生命の危険を感じたこともある。これらはシンジケートがすべてを握って 仏乗のもとに(髙橋)

発堀のものでも横流しされたものだから出土地が特定されない。

(7)



こうした異った傾向のものを並べてみると、当時のガン こうした異った傾向のものを並べてみると、当時のガン とと思われる。 とと思われる。 とと思われる。 とと思われる。 とと思われる。 とと思われる。 と いう性格をもつのも自然なこ すべての神々を包容する と いう性格をもつのも自然なことと思われる。



羽根をもった竜の上に、人間の上半身が乗っている。即ちが乗っているのに、この像は逞しい鰐のような足をもち、普通のは羽根や足をもった蛇の下半身の上に人間の上半身話の神トリトーンの像であるが、これは非常に変っている。こうした土俗的ペルシャ的な匂いのこい実にユニークなこうした土俗的ペルシャ的な匂いのこい実にユニークな



B 竜に腰掛けるパンチカとハーリティー



然も石はみどりがかったスワッ 柱頭をもった角柱の横にあるか らクシャン時代のものとわかる。 の柱の特徴たるアーカンサスの なものである。これがクシャン いう、今迄見たことのない特殊

上半身が竜と人間の二つあると

物が踊っている。一人はズボン ワットの石。一番上は二人の人 の彫刻。石はみどりがかったス もう一つの作品は写真B三段

特に婦人像は竜の首を左手でだき、右手には槍をかかえている。その槍の穂先はふくらんでいて「蕾」のよう、 口髭顎髭をもった偉丈夫が腰掛けている。下段のものは、ふくよかな胸から見て婦人、やはり竜に腰掛けてい 他はドーティーだが、帽子や上半身の服装からみて遊牧民の姿。二段目はたくましい足をもった竜を椅子代

をはき、

うした信仰・思想がこのスワッ

ト特有の石だからこの時代にこ

ト地方にあったことがわかる。

武器としての槍ではない。然もこの女性の右側横から立ち上った木で体全体がおおわれている。ブドーの木である。

同じ豊穣をあらわしているといえる。このふくよかな女性とのペヤーから上の男性はパンチカ、下はハーリティーと これは写真Cのアルドクショーやハーリティ(鬼子母神)の持つコルヌコピア(木の芽の萌え出ずる動物の角)と

と竜の軍の二隊を率いているから不思議ではないが。この竜も夜叉共々仏教の中にとり入れられて来たことが注目さ 比定される。毘沙門天の大将軍であるパンチカとハーリティーとが竜と結びついている。勿も毘沙門天王は夜叉の軍

れる。なぜなら、この彫刻は或るストゥーパの仏伝図や仏像彫刻の仕切りの柱代りのものだったからである。 こうしていろいろの神々が仏教の中にとり入れられていった。特に夜叉は樹神信仰にルーツをもつ大地の生命力で

馬の足を夜叉が捧げ持ったとか、菩提樹下の悟りの時、大地を震動させてマーラを退散させたり、否々マヤ夫人が樹 早くより仏教にとり入れられていた。例えは仏伝で、釈尊の出家出城の時、蹄の音で城中の人の目が覚めないよう、

(11)

の枝をつかんで釈尊を産んだり、以来釈尊は樹の下で悟り、樹の下で暮し、サラ双樹の下で入滅して行った等々、古

来からの樹神信仰の伝統の中で一生を過されたといえよう。

れて鬼子母神神話を生んで行った。そのパンチカとハーリティーがこのように更に又竜と結びついている。まさにク ハーリティーはガンダーラの土俗神、これが西方のアルドクショーと結びつき生産の神となり、仏教にとり入れら(s)

このさまを如実に示したのが律蔵の文である。即ち善見律毘婆娑第二に、

シャンの普遍的世界を表現しているといえよう。

崩敗」。竜王眷属童子。復集:一切諸龍童子」。身出5烟竟。起|大猛火|雨|大礫石|。欲5令|大徳末聞提恐怖|。……

即遣二大徳末聞提。汝至三罽寳捷陀羅國中」。……竜王……復作三暴風疾雨雷電霹靂|山厳崩倒樹木摧折。猶如三虚空

一仏乗のもとに(髙橋)

大徳末闡提。以:神通力|蔽|龍王神力|。……以|甘露法味|教化示」之。令|其歡喜|帚|伏龍王|受|甘露法|。

(大24一六八四下—六八五上)

とカシミールやガンダーラに派遣されたマディアンティカに対して竜王が看族を総動員して抵抗したが、遂にマディ

アンティカに降伏し、甘露の法味で教化されたとある。

これは又根本説一切有部毘奈耶雑事四十にも

迦濕彌羅国……

我涅槃後満百歳後、有一苾芻名末田地那。令我教法流行此国。……毒龍其名忽弄。……龍即降雹放尊者上。変成天

(大24一四一〇下)

(12)

華續紛乱墜。龍如忿怒更……

と予言の形で竜が抵抗するが、ことごとにマディアンティカの神通力で破られ、遂に教化されると書かれている。

上中)。更に又「島王統史」がマツジャンティカ等が「ガンダーラの怒竜を」(八―一―三)とか「大王統史」でも これと同じことが阿育王経にもあり、末田地による罽賓の竜の帚伏と法蔵の広布が書かれている(大59―一五六の

婆・夜叉・鳩槃茶鬼・パンダカと名付く夜叉、ハーリター夜叉尼はその児五百と共に初果(預流果)に達したとあ 「カシミール及びガンダーラで抵抗するアーラヴァーラ竜王を受戒させ、八万四千の諸竜、 多数のヒマラヤの乾闥

る等々」、諸律と同じような表現があって、仏教がひろがって行くうち、その土地、そこに住む住民の信じていた神々

がとり入れられ、所謂「所を得さしめ」て行ったことがわかる。

竜が経典の中にとり入れられ、主要な役割を演じているものに、法華経の提婆品がある。これは竜女の成仏を介し

て人間の女性の成仏を説いている。然し、当時女性がこうした竜を介さずストレートに成仏する経典が十指に余り、

典である。こうした経典は仏説須摩提菩薩経の文の如く、「法には男も女もない」ということが基本となっている。 が残っている。従って、一旦は「変成男子」となり、生れ変り死に変りして修行することによって成仏するという経 習慣から、日本でも忌み家があり、現代でもチトラル附近の Karash Bombret Valley の山合いの谷ではこの習慣 ている。勿も当時の女性の社会的地位や性の問題、即ち古代から女性の月々の出血や出産等、 血を「汚れ」とみる 正法華経や海竜王経を訳した竺法護もそのうち四つも訳している程である。八才とか十二才の幼女が成仏を受記され

も言えよう。 ちなみに、ストレートに人間の女性の成仏するという経典を列記すると、次の如くになる。否、もっとあることで

かる。そこでは男と女は平等で、一歩下っても、そうした理想を描けるような精神的社会的に自由な環境があったと ミールに遊学した羅什も訳しているということは、彼等のいた西北インドに、この女人成仏の思想があったことがわ このように女性がストレートに成仏するという経典が竺法護に四つも訳され、カシミールの僧、瞿曇僧伽提婆やカシ

あろうが、現在の所筆者の探し得たものだけ列記してみた。

1 仏説須摩提菩薩経 月氏 竺法護 訳

郁迦有女名須摩提、厥年八才…法無男無女…便成男子頭髮即堕迦娑著身……。(大12-七六-七八)

2 仏説須摩提菩薩経 羅什 訳

審我来当作仏…形体顔色如年三十(大12-七八-八〇) 長者優迦有女名須摩提、厥年八才奉敬過去無数百千諸仏…即成男子頭髪即堕袈裟在身便作沙彌、文殊師利言、

須摩提経 菩提支流 訳

一仏乗のもとに(髙橋)

3

(13)

仏乗のもとに(髙橋)

王舎城有長者女、名為妙慧、年始八才…変成男子如三十才知法比丘(大12-八三中)

仏説阿闍墳王女阿術達菩薩経 竺法護 訳

4

当棄女身男子己、当生忉利天上(大12一八九上)

5 仏説離垢施女経 有女名維摩羅達、厥年十二端正…語離垢施女…三千世界六反震動変成男子…仏土清浄一仏土(大12-九六下) 月氏 竺法護 訳

6 得無垢女経 一元魏波羅門瞿曇般若支流 訳

(大12-10六中)

夫、始年十六端正童子…転女人身得成男子…於八十千阿僧祇劫。行菩提行…求阿耨多羅三藐三菩提。…

波斯匿王有女名得無垢、已会親近無量諸仏、久種善根供養多仏…年始十二(大12—九八下)…我婦女身即成大

7 慧上菩薩門大善権経巻上 竺法護 訳

貴姓有女名執祥…執祥女終転女身、得生忉利紫紺天宮(大12-一五八中)…縁斯貧欲寿終天女即為男子…

(大12—一五八下)

仏説超日明三昧経 西晋 聶承遠 訳

8

於是有長者女名戀施、…施是戀施、則転女像(身)化成男子踊在宮中…諸女欣然即成男子…却後十劫皆当為仏

(大15一五四上)

增一阿含経巻三十八 東晋 罽賓三蔵瞿曇僧伽提婆 訳

是汝善知識彼仏当接汝決(大2―七五八上)(女人の五障にも拘らず)

9

(14)

10 五分律二九 仏陀什共竺道生等訳

(女人の五障にも拘らず)今当云何受具足戒(大22―一八六上)

す」(四分律大22―九一二上)との言葉を四回もくり返す等、大乗的な思考が見えてくる。更に海竜王が宝珠を与え た後で、部下の「二竜を派遣して」(大22―九一二中)娑婆世界に衛護して送り返したとあって、竜は「守護的」な とく経典も併せ出て来た。然もそれだけではなく、竜に偉大な力を認め、竜の住む海底深き宮殿に人々を貧苦から救 う宝珠があるとし、これをとって来て人々を幸福にしようとする利他の精神が見える。然も途中「大乗をとらんと欲 こうした経典があるにも拘らず、妙法蓮華経の提婆品の後半の如く、「竜女の成仏を介して人間の女性の成仏」を

性格までつけて来ている。これは後述の菩薩像の胸にネックレス状につるした経筒或いは宝珠の両側を竜がくわえて

現を裏書きしているものといえよう。 いるものに連らなる立場であろう。仏教が竜を教化し、竜を守護神として所を得さめていったことは前述の諸律の表

とにかく竜女を介して人間の女性が成仏したり、竜宮を理想境とする経典を列記してみよう。

長阿含経十九 第三十世紀経 龍鳥品 大海水底有娑竭龍王宮…至七生身命盡我滑浄衆(大1—一二七中) 後秦弘始年仏陀耶舎共竺念仏

2 菩薩本行経巻下 失訳人名

大海竜王即髻中摩尼法珠以上菩薩…終寿皆生天…得脱竜身生於天上(大3—一二四上)

3

正法念処経

魏般若流支

訳

海水下五百由旬、有竜王宮 種々衆応以為荘厳…(大17―四〇二中下)

一仏乗のもとに(髙橋)

(15)

仏乗のもとに(髙橋)

四分律四十六破僧摊度第十五 仏陀耶舎 訳

欲往海竜王宮 乞如竜宝珠 令間浮提衆生 無貧苦「欲取大乗」(四回くり返す)

(大22一九一二上)

海竜王経

受決品 第十三

5

竺法護訳(正法華経を訳す前年)

女宝錦受決品 第十四品

各以右手執瓔珞……不可以女身得成仏道、男子之身亦不可得、道心無男無女…仏告諸比丘、此宝錦女三百不 諸法無二……阿耨達龍王……以白珠瓔價当世而覆仏上(大15—一四九中)

舎利品 第十七

可却復当得作仏号白普世如来至真等正覚(大15—一五〇下)

仏滅度時在此大海留全舎利…一切衆生何縁得度、永為窮厄無救護(大15—一五二上)

法供養品 第十八

転女人身得為男子…則取珠瓔珞…用散仏上(大15—一五三上)

薩暴分陀利経 失訳人名

6

正法華経 (大体法華経の提婆品とほぼ同じ) 西晋 月氏国三蔵竺法護

訳

第十一

7

竜王女 年八才……於斯変成男子菩薩尋即成仏(大9-一〇六上)

8

後秦亀茲国三蔵法師鳩摩羅什

訳

提婆品

第十二 (大9-三五下

正法華経及薩曇分陀利経とほぼ同じ

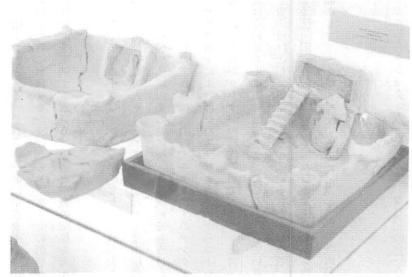
よりずっと後の求経僧の記録では律蔵の文字を裏付ける 掲の律蔵の成立が西歴紀元をさかのぼらないから、これ 紀の宋雲行記 ろうか、律蔵の前掲の文章以外、四世紀の法顯伝・六世 て書かれた資料のない状況ではこれにたよざるを得ない。 には余りにも時間が立ち過ぎているが、ほかに文献とし まず消極的な資料として敢てとりあげることとした。 の大唐西域記・慈恩寺法師伝等で推測するしかない。前 然らばどの範囲にこの竜神信仰がひろまっていたのだ (洛陽伽藍記巻五に付載)・七世紀の玄奘

出て来た。それはマーシャルのタキシラ発堀記録である。

然し幸いなことに、時代的にぴったりな有力な資料が

マーシャルによると、タキシラのクシャン時代のジャイ

仏乗のもとに(高橋



D 竜神に捧げられたミ (Taxila 博物館)

上でも非常に重要な資料でもある。 物館に展示されている。金持ち長者は竜神の住むタンク池を奉納した。これはタキシラ以西のモンスーンの影響が少 ナ教の寺と思われる所から沢山の粘土のミニアチュアーの水槽が出土したとある。これらの一部は現在タキシラの博 なくなる乾燥地では灌慨の為池を作るという社会的貢献が竜の住む池を奉納するという、世俗と宗教の関係を考える

信仰の記録をひろってみよう。順序としては北から南へ、法顕がヒマラヤを越えて歩いた道に沿って 「竜神信仰」 従って律蔵等の文字は荒唐無稽の作り話・絵空事ではなく、歴史的資料として重要性をもっていることがわかる。 **槽を作って奉納したらしい。これはタキシラだけではなく、シヤルマ博士によれば「ハスティナガールからコーシャ** うに、池のまわりに柵を設け、チヤイトヤとして祀った。そしてその池のまわりに沢山のミニチュアーのタンク・水 聖なる樹や仏塔信仰の仏塔の如く神の住む所と考えられた。だから樹神や仏塔のまわりに柵、即ち欄楯をもうけたよ いる。このことは仏教がガンダーラ等に拡大して行った当時これらの地方には竜神信仰のあったことを示している。 ンビーまで、こうしたミニチュアーのタンクを奉納した跡があった。これがクシヤンの時代の層であった』と言って タンクのまわりから沢山出土したことは非常に興味がある。当時の竜神信仰の人々にとっては、池は恰も聖樹信仰の さて次は少し時代は下るが、法顕伝・大唐西域記・慈恩寺法師伝・宋雲行記・魏書西域伝及び道栄伝などから竜神 然し金持ちは池を供養出来ても一般大衆はそうは出来ない。そこで模型の小さなタンクを牽納した。これが大きな(st)

(18)

まずタクラマカン砂漠を通ってパミール高原への入口カシュガルからタシュクルガンを通って、ワハン渓谷に入り、

の跡をさぐってみよう。

カランバル峠かバロギル峠でカラコラム山中に入り、更にダルコツト峠を越えてギルギツト川を伝って下り、スワッ

ト・ガンダーラに入る道に沿ってみることとする。

1

波知国 パロギル峠を越えたイシュカルワルズ附近(長沢氏法顕伝・宋雲行記東洋文庫一九五頁)

の為に苦労することが多かった。(前掲書一四八頁) 毒竜がこの地に住みつき、しばしば天災地異を起している。 (毒竜は)夏は豪雨を降らせ、冬は雪を積らせるので、旅人はこ

魏書巻一〇二、西域伝

あり、小なる池には竜子あり。行人之を経るには、祭を設けて乃ち過ぐるを得る。祭らざれば風雪の困に遇う」(前掲書一九 波知国は鉢和の西南にあり、土は狭く人は貧しく山谷に依託す。……三池あり。伝えて云う。大池に竜王あり次の者には竜婦

と竜神信仰の存在が示されている。

2 葱嶺・蛇歴国(インダス河のチラスとコットゥガラ間の右岸、特にガイヤ間をダレル地方という)(前掲杳二九頁)

法顕伝

商弥国 (玄奘の帰りの道・Chitral と Mastujj の間―白鳥氏西域史研究一三四頁)

葱嶺山冬夏有雪。又有毒龍。若失其意則吐毒風。雨雪飛沙礫石。遇此難者萬無一全。(大51—八五七下)

3 大唐西域記卷第十二

と、これら三ケ所はヒマラヤ・カラコルムの山中で、ここに竜の信仰があったことがわかる。 波謎羅川中有,|大竜池|。東西三百余里南北五十余里。據,|大葱嶺内,|当||贍部洲中,|其地母高也。………(大51-九四一中)

仏乗のもとに(髙橋)

仏乗のもとに(髙橋)

次は鳥長図(現在のスワット Swat 地方)である。

五十里大山中に阿波邏羅竜泉があった。竜がこの泉からの流れで洪水を起したので如来が調伏したが、竜の食糧の確 スワットの中心は曹掲釐城、今の Swat の主都 Saidu 北方四キロのミンゴラであった。この曹掲釐城の東北二百

保のため十二年に一度白水の災(洪水)が起ると記している。

4 阿波邏羅竜泉

大唐西域記巻第三

如来含: 覆愍;而許焉。故今十二年一遭;白水之災;。(大51—八八二中下) 遭!斯難|降」神至」此欲」化|暴竜|。執金剛神杵撃|山崖|。竜王震懼乃出帚依。聞|仏説法|心浄信悟。……願十二歳一収|糧儲 曹揭麓城東北行,二百五六十里,入,大山,。至,阿波邏羅竜泉,。……泉流,白水,損,傷地利,。釈迦如来大悲御,世。愍,此国人独

5 仏足石

大唐西域記卷第三 この竜泉の西南三十余里のティラート(Tirat)村には仏足石があった。 (現在仏足石はスワット博物館に)

阿波邏羅竜泉の西南三十余里。水北岸大盤石上有,如来足所、履迹,。随,入福力,量有,短長,。是如来伏,此竜,已。留,迹而去。 (大51一八八二下)

とあって仏足石も竜と関係があった。

ロ 法衣を干した岩

岩の縞があって、釈尊の法衣の縞がついたといわれて来た。)この法衣を干した原因が竜に関係している。即ち宋雲 然もここから三十余里、如来が法衣を干した岩がある。岩の上に細い線、 (筆者も見学したが人工ではなく自然の

行記に次の文章がある。

宋雲行

とに、国王は(竜王に)祈請し、金や玉や珍宝を池の中に投じた(長沢氏前掲書一八九頁) まった。雨が終ると……袈裟を日に晒された。年月は久しくたっているが、(その袈裟の跡は)はっきりしていて真新しいも はじめ如来が鳥場国で布教した時、竜王は大いに怒り、大風雨を起した。その為如来の法衣は裏まで(雨水が)しみ通ってし ののように見える。(長沢氏前掲書一八八頁)又、川の西に池があり、そこには竜王が住んでいる。……竜王が神変をなすご

法頭云

これと同じことは法顕伝にも出ている。

- ウジャーナの王統伝説

及曬衣石度悪竜処悉変現在。石高大四尺、闊二丈許(大51-八五八上)とある。

娘とが結婚し、この国の王を滅して王位についた話が長々と大唐西域記でも語られている程である。(大51―八八三 このようにスワット地方に竜神信仰が随所にあったことを示す最たるものは、スワットの王統が釈氏の男と竜王の

—中八八四上)

第一の塔を王は建てている。この王が阿波邏羅竜王を降伏させたという話まで書かれている。(大51―八八四上)か くてスワット地方に竜神信仰が広くひろまっていた上に、仏教がこれを教化して行ったさまが随所の伝説でうかが 更にこの間に産れた子供が「舎利八分」の分配にあずかった上軍王で、シャンカルダル大塔という現存のスワット

更にスワット地方からマラカンドの山脈を越えて南に下ると、ここはかつてガンダーラ仏教の栄えた所である。こ 仏乗のもとに(髙橋)

仏乗のもとに(髙橋)

因縁について詳しく述べているが竜との関係は述べていない。然し宋雲行記には竜が仏塔を守るものとして述べられ この最大の仏塔はカニシカ大塔・雀離浮図であるが、大唐西域記や慈恩寺法師伝には、この大塔をカニシカ王が作る

ている。即ち

乾陀羅・雀離浮図

がこの珠を守っており、もしひとがこれを取ろうと欲心を起すとただちに禍変がある。(長沢前掲甞二〇八一二〇九) 塔の西北一百歩の地を堀って埋めた。そして樹を植えた。……樹下には四面に座像があり高さ五丈であった。つねに四頭の竜 その上を覆った。その後数年たって、王はこの真珠の網は値万金なので、自分が死んだ後、恐らくは他人が略奪するのではな まことに(この雀雕浮図は)西域における塔の中、第一等のものである。この塔が初めてできた時、真珠でもって網を作り、 いかと考えた。また大塔が破壊しても修補する人がないのではないかと心配した。そこでこの真珠をはずし銅壷にこれを入れ、

9 インダスの渡し

十六マイルの所である。インダスの流れを渡るには水の精即ち竜に安全をさぞ祈ったことだろう。 ガンダーラからインダス川を渡ってタキシラに向う所に Ohind の渡しがあった。現在のアトツクの鉄橋から東北

大唐西域記

一八八四中) 渡, |信度河, |河広三四里南流。澄滑皎鏡汨淴凛流。 毒龍悪獣窟,|穴其中,| 。若持,|貴宝奇花果種及仏舎利,|波者。船多飄没 (大51

慈恩寺法師伝

自,烏鐸迦漠茶城,南渡,信徒河,。河広三四里流極濟急。毒竜悪獣多窟,其中,有-持,印度奇宝名花及舎利,渡者-船瓢覆没。 夭

(22)

と竜が珍宝、佛舎利を持ち出すことを防いでいると書かれている。

このインダス河を渡ると西北インドの文化の中心地タキシラがある。ここにも竜の話がある。即ち

10 咀叉始羅国

醫羅鉢咀羅竜王池

と迦葉仏の時醫羅鉢羅樹を切った為竜にさせられた比丘がその贖罪の為、沙門の言うことを必ずきくようにしていた。 大城西北七十余里有,醫羅鉢咀羅竜王池,。……今彼土蹐,雨祈,晴。必與,沙門;共至,池所;弾指慰問随,願必果(大51—八八四

地の阿波邏羅竜王の話と同じような話だが、こうした話は各地にあって求経僧達が行く先々で耳にしたことであろう。 そこで人々は願いごとがあると出家と共に来て祈れば必ず願いをきいてくれるとある。この竜王の話はスワットの奥

こうして南に進んでタキシラまで竜の話を探して来たが、ここでアフガニスタンまでもどらなければならない。法

顕とか宋雲はヒマラヤ・カラコルムを越えて南進してガンダーラに入ったが、玄奘の時代にはこの通路は廃たれてい た。『為に北に遠まわりして、現在のソ連領サマルカンド・タシケントを通ってパルフに入り、クシヤンの夏の都カピ

11 迦畢試国(大唐西域記巻第一)

シに入っている。そこで二つの竜に関する記事を残している。

王城西北二百余里至,|大雪山|。山頂有、池。謂」雨祈」晴随」求果」願。……竜寒」取毒」作」暴……迦賦色迦王即於,|両肩」起||大煙 焔」。……龍王懼」威帚」命(大51一八七四下)

象堅犂堵波北山殿下有;一竜泉;(51—八七五中)

一仏乗のもとに(髙橋)

23

仏乗のもとに(髙橋)

然して「竜と仏教」の関係を一層深くあらわしているのが現在のジェララバードである。

12 那揭羅曷国

大唐西域記には

龍所、害運、神通力、自、・中印度、至。龍見、如来、毒心遂正。受、不殺戒、願、護、正法、。因藭、如来、常居、此窟、……如来告日。吾将、 而巳。至、誠祈酧有、冥感、者。乃皙明視尚不、能、久。……居、此窟「為「大龍王」便欲。出、穴戍「本悪願」。……如来愍」此国人「 為」 崖石壁有,大洞穴,。程波羅龍之所居也。昔有,仏影,煥若,真容,。相好具足儼然如,在。近代巳来人不,逼覩,。 縦有,所,見髪髯

寂滅,為、汝留、影。 …… (大51—八七九上—八七九上)

正法に帰依した。然しいつ悪心が起るかわからないから、常にこの窟に居住して下さいと懇願したが、釈尊はすぐ入 滅するからと、仏影を残したとある。即ち竜の窟が仏教の精舎になったことをこの話は如実に示している。 即ち大竜王を教化する為、釈尊は中印度から神通力でこの地に来られた。竜は釈尊の尊容に接すると毒心が収って

同じ話は大慈恩寺法師伝にもある。

大慈恩寺法師伝第二

又聞燈光城西南二十余里有「瞿波羅龍王行住窟」。如来昔日降」伏此龍」。因智」影在」中……(大59—二二九下)

然し法顕伝には

那竭城南半由延有石室博山。西南向佛影。此中去十余步觀之如佛真形。金色相光明炳著転近転徵髣髴如有……(大51—八五九

とあって竜には言及していないが

道栄伝

(24)

翟波羅竜窟に至れば仏影をみる。山窟に入り去ること十五歩、西南して戸に向かい、遥かに望めば仏のあらゆる相好がはっき

り見える。然し近くでみると、暗々として何も見えない。(長沢氏前掲書・東洋文庫二一○−二一一頁)

記の中から十分推測される。その最たるものがカシミールのスリナガルである。 とあって竜窟変じて仏影窟となったことがわかる。こうして竜神信仰が仏教に包攝包容されて行くことが先人の旅行

大唐西域記

迦濕彌羅国

願於:池内:恵 以,容,膝。趙王於,是縮,水奉施。羅漢神通廣,身。趙王樑,力縮,水。池空水盘。趙翻討,地。阿羅漢於:此西北 阿難弟子末田底迦羅漢者。得「六神通」………便来「至此」於「大山嶺」宴「坐林中」現「大神変」龍見深信請」資「所欲」。 阿羅漢曰。

為留,一池」。…… 運,大神通力,立,五百伽藍」。……(大51—八八六上中)

は水がなくなって、竜が逆に住む池を懇願する立場になってしまった。その干上った土地に五百の伽藍を建てた。こ カは「膝の入る池の土地をほしい」といった。龍王は水をひかせた上、阿羅漢が神通力で巨大な姿になったので、池

れは仏教が竜を教化して行ったという前掲の諸律の文を裏付けていることになる。

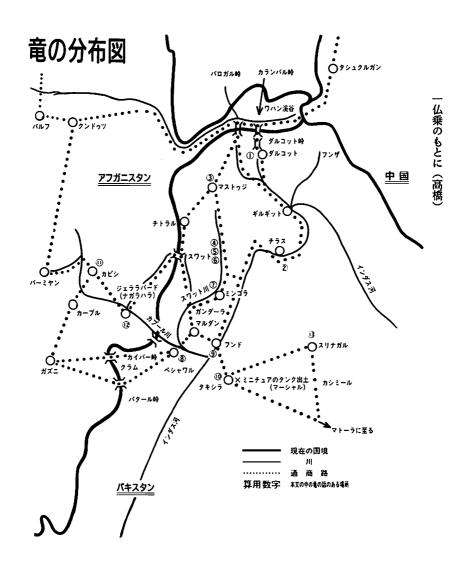
こうして地図にしてみると、竜神信仰はインダス水系・カブール水系、そしてスワット川に注ぐ諸流の川沿いに遺 これら竜の出て来る所を地図にのせてみると次の如くになる。地図中のナンバーは本文の話のあった所である。

跡があることがわかる。 特に多いのはヒマラヤ・カラコラムから流れ出る川沿いである。これは「十二年に一度の白水の難」の話でもわか(ヒヒ)

るように、とかくヒマラヤやカラコラムの山々では時としてモンスーンのもたらす考えられないような豪雨が降り、

仏乗のもとに(髙橋)

とある。龍王がマディアンティカに帰依して、「何んでもほしいものを言って下さい」と言うので、マディアンティ (25)



普段は何んでも ない小川を大河 ない小川を大河 へばりついた部 落を一瞬にして 洗い流してしま うこともしばし ばある。又四・ は、時として下 は、時として下 は、時として下 は、時として下 なもたらすこと もしばしば起っ でいる。為に水

仰を生んで行った。このことが川沿いにこうした竜の話を分布せしめて行ったのであろう。

伽藍の土地は竜池が奉納された所であったし、法衣を示した大岩の所の話等々は「竜を教化して仏教をひろめた」と こうした話を通じて感ずることは、ジェララバードの仏影窟がもともとは竜の住いであったり、スリナガルの五百 ているといえよう。 する諸律の文を実証し



ワルの雀離浮図の、 が興味をもつ。ペシャ 神とにまでしている所 教の守護神、法の護法 だけではなく、竜を佛

品で、竜王が宝珠を与 四分律四十六破僧揵度 話である。これは前掲 の竜に守護せしめた」 真珠の網を埋めて四頭 「ストゥーパをおった

仏乗のもとに(高橋)

(27)

然も、竜を教化する



いうこと、ここが注目すべき所と思う。

竜が守護神として仏教の中に所を得て来ていると

性格までも持ちはじめている。

えた後、「二頭の竜をして守護せしめ終り帰した」 (大22-九一二中)とあるように、守護神としての

は竜やエンジェルがいるが、約五十五パーセント、 の胸のネックレス状に垂らした経筒や宝珠の両側に の石彫の菩薩像を調べて行くうち気付いた。菩薩像 の全博物館、そして全世界に散らばったガンダーラ 彫刻が数多く見うけらる。筆者が長年、パキスタン

ものを総称してナーガ(漢訳して竜)としたものが仏教彫刻の随所にあるが、ガンダーラの菩薩像の胸の竜はこうし インドの統統からいって頭が象や鰐、尻っぽが魚か蛇のマカラ(写真F)や何頭ものコブラの頭を束ねて後背した 半数以上が二頭の竜が両側からくわえている。即ち、この経巻や宝珠を守護しているとも考えられよう。

ないが、二頭の竜が経筒や宝珠の珠をくわえている

この二頭の竜が守護した話と偶然か必然かわから

ルの商標のようなものまである。この竜を胸だけでなく、頭のヘヤーバンドや頭の横の髪飾としてつけている菩薩 常識で考える竜そのものの姿であって、インドのマカラやナーガではない。中にはたくましい足をたてた、キリンビー た範疇を越えている。長い髭を頭の横や後ろになびかせ、大きな目をむき、口を開いたさまは、まさに、現代我々の

像まである。否、菩薩

像だけでなく写真Gの如くパンチカ(毘沙門天の大将軍、後に毘沙門天の大将軍、後に毘沙門天の大将軍、後に毘沙門天と区別がつかなくがる。)の胸にまで竜をもって来る。勿も毘沙門天王は夜叉と竜の二隊を看族としている長だから不思議ではないが。

からはじまった。イン特に菩薩像は二世紀頃

一仏乗のもとに(高橋)



G タカール出土 パンチカ(ラホール博物館)

刻になれた外来人の彫刻家をして最初に仏像を作らせた。然し、さすがに仏像は躊躇して菩薩像から作りはじめた。 信仰の徒を教化し、そこに進出して行ったことを物語っている。菩薩像だけでなく、パンチカの胸にも竜が彫られて 番ギリシャ・ローマの影響の強いと思われる菩薩像に竜が彫られているということは、仏教が、特に大乗仏教が竜神 世紀から四世紀の前半が最盛期となり、五世紀頃にはストッコ(石膏製)にその座を譲っているからである。然も一 成仏の話等々と、ほぼ時代的に対応しているように思われる。なぜなら、ガンダーラの石彫は二世紀にはじまり、三 その最初期の造像たる菩薩像に、「竜」が経巻や宝珠をくわえているから、前掲の諸律や海竜王経・正法華経の女人 ドでは汚れた人間の姿で仏を表現しないという伝統あったが、これにとらわれない外来人(クシャン)がギリシャ彫



いることは竜神信仰が他の神々と結びついて仏教の中に所を得て行くさまが理解されよう。

茶鬼、パンチカ・ハーリティを預流果に達せしめた」という文が十分裏付けられていると思う。 来ると、今回新たに入手した「竜に腰掛けたパンチカとハーリティ」が、共々に仏教の中にとり入れられて行ったこ 書いている竜神信仰の記事、その分布図。且つ又菩薩像の胸の竜、更にパンチカにまで竜が彫られている等々を見て の仏教の包容性をしみじみ感ずる。前掲善見律毘婆娑等の「竜王を帰依させ、多数のヒマラヤの乾闥婆・夜叉・鳩槃 かくの如く、今迄考察して来たように、マーシャルの発堀したミニチュアーのタンク(水槽)、そして求経僧達の

脩羅・迦樓羅・夜叉鬼子母羅刹までも、みんな抱容して夫々に所を得さしめ、正法の守護神として抱攝して行った。 性、寛容性が目につく。その最たるものが法華経であったと思う。難陀竜王等の八大竜王も、緊那羅も乾闥婆も阿 仏教は、それぞれの地方の種族神、土俗神を自己の中にとり入れながら仏教をひろめて行った。 その仏教の抱容

Roseasfield. Dynastic Arts of Kusnar

Kanishka Legends and Imperium

Huvishka and the Kushan Pantheon

2 法華経序品及び薬王品以下

3 カラチ博物館蔵 アルドクショー並びに写真C参照

4 仏所行讃(大乗仏典)中村元訳 釈尊最後の旅参照

6 筆者は中外日報昭和六十三年十一月24日・25日・29日に甞いている。

5 テヘラン博物館展示目録に多く示され又、ガンダーラ出土品ではカラチ博物館蔵のアルドクショー

8 干潟竜祥氏(本生経類の思想史研究三五頁「現在の四阿含及び諸広律(説一切有部律を除く)の翻訳は何れも四世紀後年……」 ァ Mahāvaṃsaユーのと名一の (Pali Text Society Mahāvaṃsa) 猶この点に関しては塚本啓祥氏は法華経の成立と背景(佼成出版社)七二頁・七三頁で詳述している。

9 マーシャル タキシラⅡ四六三頁—四六七頁に解説・Ⅲ plate 136で図示

Architecture with Special Reference to Kausambi R.S.Sharma (kusana studies) Ancient Historgy, Culture and Archaeology University of Allahahad India%既

11 碑銘に国王、長者、商人の名多し、例えば静谷目録一七六二・一七八六参照

12 筆者の所蔵品中に七頭のコブラを後背にした人物が池の中から合掌している彫刻がある。池のまわりには欄楯・柵が作られて いる。又樹神や仏塔のまわりに欄楯のあるのは、ブタガヤの彫刻がある。(山本智教インド美術史大観写真篇9―58・9―1)

13 R.S.Sharma. Pesspective in Social and Economic history of India

14 経典中の文字が歴史的資料として認められることについて棲神六十号「数々擯出」で考究した。

大51一八八二中下

仏乗のもとに(髙橋)

仏乗のもとに(髙橋)

16 菩薩像は在家の居士をシンボライズするからいろいろの飾り物をつけている。ガンダーラの菩薩像のネックレスはシリヤの パルミュラの影響といわれている。古代オリエント博物館刊 Sculpture of Palmura 1 写真三六三・二五一・三五九・

17 ペシャワル博物館展示中の菩薩像頭部(筆者写真多数あり)

19 マトウーラの彫刻に明らかに仏像だが 「菩薩の像を奉納」とことわり杳きをしているほどである。 前揚節谷目録 六四三・六 18 山本智教氏前掲書 バールフット9-42・9-53・12-95

その他 参考図録

栗田功編 ガンダーラ美術II

山本智教 インド美術史大観

MICHAEL MITCHINER ANCIENT and CLASSICAL WORLD 及び J.MARSHALL TAXILA Ⅲ 古代オリエント博、ゴータマブッダの生涯

NHK Gandhara Art of Pakistan

The Ancient Oriental musium memories Nol. Sculpturls of Palmyra

(32)

日蓮聖人後期の曼荼羅について(二)

授与者を通しての動向

上

田

本

昌

その授与者を通して西谷における聖人の動向を推察してきたところであるが、今回は弘安三年(一二八〇)以降の御 既に日蓮聖人の身延入山から、弘安二年(一二七九)までの御染筆による曼荼羅については、前号に於て拝見し、

染筆を通して、聖人晩年の身延生活を尋ねてみようとするものである。

「霊山浄土」として受容されるに至り、宗教的な境界も益々透徹した段階へ入っていった時期でもあったといえる。 祖寿五十九歳に達し、人生の五十代をまさに終ろうとしている時代であり、入山後七年を経過して、身延山を愈々

聖人にとってこれから入滅までの三年間は、まさに生涯締めくくりの最も重要な期間であったことになるのである。 一例をあげるならば、弘安三年七月二日付の大田殿女房御返事の中で、日蓮教学の最も重要な法門である即身成仏を

とりあげ、

地涌・龍樹菩薩・天台・妙楽・伝教大師は、即身成仏は法華経に限とをぼしめされて候ぞ。我弟子等は此事をもひ 「即身成仏と申法門は、諸大乗経竝に大日経等の経文に分明に候ぞ。(乃至)しかれども釈迦・多宝・十方の諸仏・

日蓮聖人後期の曼荼羅について(二)(上田)

(33)

出にせさせ給。」

多いのである。 此の御書にみられる如く、在俗の弟子(房・上人・聖人・尼等)をも含めて、門下の全般を対象とされている場合が 広く門下の一般、弟子、信徒に与えたものが数多く見られるのである。特に弟子についても直弟子・孫弟子の他にも、 ある。これは一例であるが、身延から各地の弟子や檀越へ宛た御書の中には、宛名は特定の個人であっても、内容は と述べているので、乗明とその女房を介して、広く「我弟子」の全般に対して示された一書であるとみなしえよう。 と明解な答えを与えられている。この御書の直接の対告衆は、大田乗明の女房であるが、古来、『即身成仏抄』又は 『即身成仏事』といわれている如くであり、更に右の文中にもあるように、「我弟子等は此事ををもひ出にせさせ給。」 つまり法華経にとって最も重要な即身成仏について、その結論を明確にされた大事な御書とみることができるので

書には、この御書の如く結論が明解に示されているとみなしうるのである。 近の便宜に托して、伝言や要件を付記し、更に法門の大事についても簡明なる結論を教示されていたものといえる。 既に佐渡で開・本の両抄での究明がなされ、身延入山後も撰・報の二抄による解説が尽されているので、その後の御 れよう。数多い弟子や信徒に個別の御書を発することなど、当時としては容易なことではなかったにちがいない。直 して、その周辺の人々には広く周知させて、信仰を徹底させ教義を明確にしておく必要があったからであると考えら これは一つには当時の西谷は紙墨が現代のように豊富には入手できない状態であった為もあるが、特定の個人を通

(34)

それぞれに個別の授与がなされたことは、特筆すべきことといえよう。普通は親子・夫婦といった家族の場合、その 袖一・綿十両〕を届けている。四條夫妻の聖人に対する帰依は殊に篤く曼荼羅の授与は当然のことといえるが、夫婦 例えばこの年の十月八日に記された『御返事』によると、「自「殿岡「米送給候」」とあり、十二月十六日には、「白小 ては、堺市妙国寺に所蔵されている。この頃の四條氏は夫妻で西谷の聖人を外護し、供養の品々を送り届けている。 の二幅は鎌倉在住の四條金吾頼基・同妻日眼女に宛て授与されたものといえる。先ず第七一の日頼宛の曼荼羅につい 日付で「俗日頼 授与之」とある第七一の御本尊がある。これは次の第七二が「日眼女 授与之」とある如く、こ さてそこで、弘安三年の曼荼羅であるが、例により『御本尊集目録』(立正安国会刊)所収の順序によると、二月

日眼女に与えられた曼荼羅には、日頼授与と比較すると、四天王を始め、梵天・帝釈等が省略されてをり、その分不 崇されることもできるものであるといえよう。日眼女宛の御本尊は、東京文京区の長元寺に所蔵されている。幅尺に 尊は、家族を始め復数、又は集団としての本尊の意味を持つと同時に、為書のあるものはその人個人の本尊として尊 らみて、曼荼羅の場合は為書が示している如く、個人の本尊としての意味も充分にあるといえよう。つまり曼荼羅本 家の代表者に授与して、家族で信仰すべき御本尊としての意味を持つが、この場合は夫婦個別に与えられている点か ついては日頼に授与されたものが八七・三センチであるのに対し、日眼女宛のは四六・一センチとなっている。尚、

(35)

あったことがわかる。彼岸会に当っての授与であるので、追善供養の意味がこめられていたものと考えられる。 寺に所蔵されている。藤原滑正が如何なる人物か不詳であるが、聖人から曼荼羅が授与されているので、篤信の徒で 次に同二月「彼岸第六番」に図顕された第七三の御本尊がある。これは藤原清正に授与されたもので、京都の妙覚 動・愛染の梵字が全紙の長さにわたって大書されているのが特徴である。

他にも西谷を訪れた人々は、近在にも相等数いたであろうことが推察されてくる。たまたま日仏の場合は曼荼羅を賜 飯を供養して弟子となったことから繁冠の姨ともいわれ、下之坊に住し聖人に使えたともいわれている。当時は日仏 も少なくないようである。又当初は敵対して法論をいどみ、敗退して教化され改宗した例もみられる。従って日仏の 尼以外にも、近隣の人々が聖人の入山を聞き知って、その徳を慕い教化に浴そうとして訪れて来り、門下となった者 で妙了日仏と称したことが伝えられている。一ノ瀬の妙了寺開山日道院日了の母であり、聖人が身延入山の折り、粟 るので何んらかの讃文以外に添書があったかもしれないが判読し難い。日仏尼については「相股村薩華優婆」のこと 首題と本化の四大菩薩に不動・愛染の二梵字に讃文・署名・花押といった略勧誚である。左下部の文字が摩耗してい 次に同年正月に日仏尼(一二三一―九九)に与えられた第七四の曼荼羅がある。山梨県妙了寺に所蔵されているが、

れて、その分、梵字の不動・愛染が紙の長さ一杯に大鸖されている。御真蹟は市川の弘法寺の所蔵となっている。 全体的に紙質のいたみが多く保存が行き届かなかった為か文字の剥がれが目立っている。この御本尊も四天王は略さ 第七五は同年二月の図顕で、授与者名が右下にあるが、これも不鮮明で読み取ることができない状態となっている。

この年はこうした梵字による不動・愛染大書の型式が特に多く見られる。次の第七六も第七五と同様の型式となっ

あったであろうことが、身延近在の霊蹟諸寺院等の縁起によって推察しうるものがある。(゚)

り、それが現存しているので聖人との関連が証拠付けられていることになるが、実際にはこうした例は他にも数多く

(36)

り、日興の判断によって吉守に授与されたものといえる。日安については不明であるが、恐らく富士方面の人であっ 方熱原六郎吉守者 - 依為日興弟子所申立如件」と日興の添書が見られる。従って熱原六郎吉守は富士日興の弟子であ ている。この点については後に又ふれることにするが、これは「優婆塞日安」に授与したもので、右下隅に「富士下

之。。』とあるので吉守は下野房の弟子であったことになる。恐らく下野房は日興の弟子であったとすると日興にとっ て吉守は孫弟子に当っていたとも考えられよう。何れにもせよ日安は日興の関係者の一人であったとみなしえよう。 たろうと推察しうる。 日興の 『本尊分與帳』 によれば、「富士下方熱原六郎吉守者、下野房弟子也。 仍日興申 ; 与

五か月前の弘安二年九月に加えられた弾圧と関連して、特に日興が後に六郎吉守に与えたものと考えられる。 さてここで、この頃の曼荼羅に四天王を略して、特に不動・愛染の二梵字を大書した理由について考えてみたい。

なり、第七二・第七四〜第七六、更に第七八〜第八〇と弘安三年三月までに、八幅を数えることができる。 左右に大書してあるのは、四十二幅程で佐渡での図顕に多く、弘安二年十一月の第七〇から再び多く見られるように なぜこの時期の図頭には、こうした型式が多く見られるのであろうか。全体からみて四天王の代りに二文字の梵字を

難の直後だけに首肯できるといえよう。「一切の魔軍寃敵を摧滅し、行者に仕えて擁護し菩提を成満せしめる明王」 とされているので、法難から行者を守護する願いをこめての図顕であったことも考えられる。また聖人は初期の遺文 う。法敵という最も教化し難い衆生を救うために、忿怒の相を示しているという不動を特に大書勧請したことも、法 後、再び同様の型式が多く見られることからすると、聖人にとって法難との関連を考えないわけにはいかないであろ ものとも考えられよう。佐渡へ渡った直後に、龍口法難をかえりみて不動・愛染の大害が多く見られ、熱原法難の直 りを示しているという点から考えると、時恰も熱原法難の直後であることから、敢て不動の梵字を大書するに至った の形相を現しシヴァ神の影響を受けたともいわれている。密教特有の尊格で、教化し難い衆生を救済するために、怒 不動明王については周知の如く、「動かざる尊者」の意で、インドの山岳系俗神の一種かと考えられている。 忿怒

に不動・愛染を感見したことを記したものがあり、その後の聖人に大きな影響を与えたともいわれているので、曼荼

日蓮聖人後期の曼荼羅について(二)(上田)

日蓮聖人後期の曼荼羅について(二)(上田)

である。尚、根津美術館には、鎌倉時代の「愛染曼茶羅」が所蔵されているが、愛染明王が中尊となっている。® るという一連の役目を果すことになろう。曼荼羅にはそうした意味からも勧請をされるに至ったものと考えられるの で、敵味方共に広く菩提を得せしめることが使命となっている。つまり不動が法敵を懲らしめ、愛染がこれを救済す 勧請されたのではなく、敢て梵字、即ち種子をもって表したところに、真言宗でいうところの不動・愛染をセレクト るので、その結果がこうした曼荼羅にも現れていると考えられよう。但し密教でいうところの不動・愛染そのままを 羅への図顕もその種子を表したことになるといえる。修学時代に高野山へも足を踏み入れ、密教を学ばれたこともあ の意味を示すためであったと考えられる。愛染についても自他彼此の区別なく衆生を救済する思想に根ざしているの 護神、法敵を摧滅する明王として勧請されたと解することが至当であろう。梵字による種子で表したのも、実は本来 して勧請したものであると見ることができよう。即ち鬼子母神や十羅刹女と同様に、不動・愛染を本来の意味での守

さまって、これは四天王を備えた標準的な図顕となっている。信徒の一人であった吉滑については詳細不明である。 寺に所蔵されている。前掲の第七六と後述の第七八が、四天王を省略し不動・愛染の二梵字が大書されている中には ところで二月にはもう一幅、第七七の曼荼羅が図顕されている。これは「俗吉滑」に授与されたもので浜松の妙恩

三、

略され、不動・愛染大書の型式をとっている。右下に「日□授与之」とあり、日号の下の字が削除されている。何ん の為に授与者名を除いたのか不詳であるが、後人の都合に依るものであろう。尚『玉沢手鑑草稿』によると、此の御 三月に入ると第七八の玉沢妙法華寺所蔵の曼荼羅がある。これは前記第七四・七五・七六等と同様に、四天王が省

本尊は日伝上人が上京の際に、「勝劣一切ニ依テ妙顕寺ョリ附与也。此時日号ヲ切テ渡ス歟。』とあるので、恐らく の対立によってやむをえないことであったろう。 よう。後人がその時の都合で、添加や削除するなどという事は、本来あってはならないことだと考えられるが、派閥 は勝劣問題から授与者の立場を明確にすることによって不都合が生じることを考慮し、削除するに至ったものといえ

式からいって熱原法難に関連した人であったとも考えられる。特に不動・愛染の二梵字が大書されていること、首題 て活躍していた一人であったかもしれない。 の「経」の文字に特徴があること等があげられる。、ことさら「沙弥」と書かれている点から推察するに若手の徒とし いては詳細不明であるが、沙弥として聖人の教化を直接受けていた人物の一人であったろうと考えられる。図顕の型 三月には五幅の図顕があるが、次は第七九の「沙弥妙識」に授与された曼荼羅が、鷲津の本興寺にある。

紙の大きさもほぼ同大である。日安女についても詳細は不明であるが、左右の二梵字大書の型式は、これをもって一 第八〇の「日安女」に与えられた曼荼羅も第七九と全く同様の型式となっている。千葉市の随喜文庫所蔵であり、

旦終ることになる。

「臨滅度時御本尊」又は「蛇形御本尊」として著名である。鎌倉妙本寺に所蔵されているが 第八一から四天王を備えた型式に戻り、首題も大きく二梵字はやや小さく配置されるに至っている。此の第八一は

「大曼茶羅蓮字長書写」龍蛇勢,人呼為;蛇形曼茶羅,後高祖入涅槃之時向」是而坐故又云,臨滅度時大曼茶羅,今存,比

と『別頭統紀』にある如くであるが、文永十一年四月の項に配しているのは手違いといえよう。聖人が弘安五年十月 日蓮聖人後期の曼荼羅について(二)(上田)

日蓮聖人後期の曼荼羅について(二)(上田)

合が多い。従ってこの第八一は特定の授与者はなく、講中か集団的な人々を対象としたものであったかと考えられう 特に授与者名は不明である。この頃の通例として、年月日の付近に(又は右側下部)授与者の名が書写されている場 羅がそれであることはほぼ間違いないものといえる。「蓮」の字の「辶」に特徴があることは、既に明白であるが、 十三日御入滅に際し、その枕頭に曼荼羅を掲げられたことは、『元祖化導記』にも明らかである。この第八一の曼荼

聖人第七百遠忌を迎えた折り、この臨滅度時の御本尊が広く宗門において流布するに至っているため、代表的な曼

る。

と、特定の個人宛ではなく、ご自身の御本尊として、信仰対象とされていたものではないかとも考えられてくる。或 本尊が著名となったのは、聖人入滅の際に親しくその床頭にかかげられたことによるものであり、更に蛇形の蓮の字 茶羅の一つに数えられるに至っている。大きさも丈が一六一・五糎、幅一〇二・七糎と十枚継ぎで大型の部に属して いは、池上の館にあったものとすると池上氏一族へ授与されていた御本尊であったかもしれない。いづれにもせよ授 も加わって、数多い御本尊の中でも、特徴を持ったものとなったのである。また入滅の際に掲げたとする点から推す いるところから推しても、個人向けというよりは法華堂又は講中の団体用とも考えられよう。前述の如く特に此の御

(40)

録されている沙弥日載授与の御本尊はこの模写をしたもののようであるとも伝えられている。勧請形式は前記第八一 下には本来授与者が記されていたものを、後人が削除した形跡があると伝えられている上に、『御本尊写真鑑』に収 さて、次に第八二の御本尊は、同じく左下に「弘安三年殿2三月 日」とある。この場合も授与者名は不明で、右

与者名のないこの御本尊は、特定の個人宛のものではなく、集団に対する御本尊であったろうといえるのではなかろ

考えた時、同じような理由があった為かとも推察しうる。現在どこに所蔵されているかも不明であるので、詳細は調 の御本尊と同様であり、授与者名を何に故に削除しなければならなかったかも不明であるが、前述の第七八の場合を

四

査しがたい。

との関係が考えられないわけではない。病弱だった尼への思いやりが窺える。 中に「さては尼御前乃御事をぼつかなく候由、申伝させ給候へ。」とある。もしかするとこの尼、即ち富城殿女房尼中に「さては尼御前乃御事をぼつかなく候由、申伝させ給候へ。」とある。もしかするとこの尼、即ち富城殿女房尼 尋ねた者の一人であったろうとも考えられる。しかし、又一方で同日『富城入道殿御返事』が記されている。その文 羅の授与も数を自然に増やしていったものと考えられうる。日実尼も恐らくは、そうした登詣者の一人として西谷を ものと考えられるが、直弟子であったかどうかは不明である。身延山も陽春を迎えて訪れる人々も多く、従って曼荼 実授与之」と記されている。三枚継で鎌倉の妙本寺に所蔵されている。日実尼は聖人の門下であったことは相違ない 一幅を加えると九幅に及んでいる。即ちその一つは第八三の御本尊で、「卯月十日」の日付が左下隅にあり、「尼日 弘安三年の四月に入ると、三月よりも多く次の如く年月明記のもの八幅と、不明ながら四月の御染筆と考えられる

て、弘安後期の典型的な筆法を備えていることとなる。 されている。尚この頃から四天王と二梵字が目立って大きくなり、首題よりも太字で図顕されるようになってきてい 四月の二幅目は、第八四の御本尊であり、これも右下隅にあった授与者名が削損されている。京都の妙覚寺に所蔵

これについては既にふれた如く、四天王を始め不動・愛染等の守護神に対して、大きな関心を寄せておられた現れ 日蓮聖人後期の曼荼羅について(二)(上田)

(41)

としても、当然のことであったといえよう。同年七月二日に 安三年頃は蒙古の再度に及ぶ来襲を、大多数の者達が憂慮していた。聖人も亡国の難を救うための祈願をこめられた る。五年前に「文永の役」があり、間もなく迫りつつある大難に備えて、守護の善神、特に四天王や不動・愛染に対 しては、ことのほか強い信仰をもって、国土の安穏を祈念されるに至った現れではなかろうかと推察するものである。 であるといえる。その関心は何からきたものかと考えるに、弘安三年四月といえば、例の「弘安の役」の一年前であ 文永の役の恐怖は国民の誰れしもが抱いていたことであり、再び攻めて来る不安をつのらせていた状態だけに、弘

をしきめ(妻)をはなれ、子をみぬは、皮をはぎ、肉をやぶるがごとくにこそ候らめ。いわうやかの国よりおしよ せなば、蛇の口のかえる、はやうちやうし(庖丁師)がまないた(爼)にをけるこゐふなのごとくこそおもはれ侯 「当時日本国のたのしき人々は、蒙古国の事をききてはひつじの虎の声を聞がごとし。また筑紫へおもむきていと

教団を守るための祈願をこめて図顕された意図には変りはないものがあったといえるであろう。 団を守る上からも、守護神に対する信仰は強大なものになっていったものとみなしえよう。それが曼荼羅図顕の上に と記しているごとくである。したがって恐怖の中で国難から救うための祈願、並に前述の熱原法難による迫害から教 も大書される形となって、自然的に現れていったものと考えられよう。たとえ個人宛の曼荼羅であっても、国を救い

は不明である。しかし切角、授与者名が記載されているのに、表具のためとはいえ敢て表具師が切除するとは考え難 みが、かろうじて判読しうるのみで、あとは表装の際に截落したものとされ、故意に削損するためであったかどうか 次に四月の三幅目は、第八五の曼荼羅で大村の本経寺蔵である。これは右下に授与者名があるが、「俗」の一字の

もほぼ第八四と同一であり、筆法も勧請も全く同様である。 く、これも意識して依頼人が麦装に当り除いたものとみることができよう。紙の大きさ(長さ六○・九、幅三八・二)

けに、身延山への登詣も当然再参に及んでいたことが推察されるであろう。 尼であるとしたら、この頃にも西谷を尋ねていたのかもしれない。こうした例は勿論他の場合にもあてはまることと いえるが、特に日妙尼の場合は佐渡まで聖人を尋ねられるということは、当時としては容易なことではなかった事だ 持続し、佐渡へ流罪となった聖人を、乙御前を連れて尋ねている。身延へは建治元年に登っているが、もしこの日妙 ち日妙尼は龍口法難の時も、大多数の者が退転していったのに、女性の身でありながら、あくまで法華信仰を堅固に 日妙についてはさだかではないが、乙御前の母の日妙だとすると、この曼荼羅の意義も一段と深いものとなろう。即 また第四幅目は日妙に授与された第八六の曼荼羅で、近江八幡の妙感寺蔵である。これも一紙に図顕されている。

首題を始め諸尊がその中に取り囲まれている感じを受ける。 た本来は本阿弥家に伝来されていたものともいわれている。四天王・梵字・花押が目立って雄大に書写されてをり、 五幅目は第八七の曼荼羅で、身延山所蔵である。これも右下に授与者名があったものを削損した跡が見られる。ま

るほか、前の第八七と比較すると、文殊・薬王・普賢・弥勒等の菩薩や、転輪聖王・阿闍世・大龍王等の勧請もあり、 ろう。尚この曼荼羅には、第八一以来七幅目で、天台・伝教の両大師と並んで、龍樹菩薩と妙楽大師が勧請されてい ら雄大である。藤原広宗については詳細不明であるが、当時藤原姓を名乗っている点から推すと、身分・地位等をあ る程度備えていた人ではなかろうか、とも考えられよう。優婆塞とあるので信仰の度も相当に深いものがあったであ 第八八の曼荼羅は「優婆塞藤原広宗」に授与されたものとして右下に記されている。京都の本法寺所蔵で一紙なが

日蓮聖人後期の曼荼羅について(二)(上田)

なっている点にも特徴がある。 ば、道理の木がゆるぐ如くであると教訓されている。尚この曼荼羅には「経」字の下に珍らしく蓮華が描かれ蓮台と 聖人に対し供養や祈願を行っていたことは事実であり、御本尊授与を通して信行生活の指示をされ、読経の風が吹け 衛入道後家持妙尼仁」。とあるので、この説は「首肯し難い」としている。いずれにしても尼日厳が、この頃、西谷の が、『御本尊集目録』によると建治二年二月の第三二の御本尊にある日興添書によると、「河合入道女子高橋六郎兵 のであったろうと考えられる。また『仏祖統紀』によると、「日厳優婆夷者駿州富士郡高橋入道妻也」となっている り候べし。全日蓮がとがにあらず。」と聖人は信心の大切さを教示している。恐らくこの御本尊もこの日厳尼宛のも 願鸖と御布施の銭一貫文並に太布帷子を送ってきている。如何なる立願かは不明ながら、「叶ひ叶はぬは御信心によ の尼日厳であるが同年十一月二十九日に日厳尼御前へ宛た御返事が遺されている。それによると十一月八日に立願の 卯月の七幅目は第八九の曼荼羅で、「尼日厳授与之」と授与者名がある。京都妙顕寺の所蔵で三枚継ぎである。こ

であるが、鬱喩品を書写されている点から、祈願の為の御本尊であったろうと推察しうる。従来の例からすると病気 題の左右に「今此三界 皆是我有(乃至)能為救護」の讃文があり、花押は右下部に大書されている。授与者も不明 次に御染筆の年時が明記されていないが第九〇の「今此三界御本尊」がある。これは京都本圀寺所蔵であるが、首

目録』によると、この盲目乗蓮について、稲田海素師が日興上人の「雑録」をもとに然阿良忠の弟子行敏に擬してい 四月最後の御本尊は十三日付第九一の「盲目乗蓮授与之」とあるもので、これも京都本圀寺蔵である。 平癒・災難退散のための御本尊として顕されたものとも考えられる。

11

四天王も普賢・文殊等も省略され、二梵字大書の型をとっている。 ことも伝わっていないので、この乗蓮は如何なる人物であったのか、不明の点が多い人である。尚、この御本尊には われているので〝こうした人に御本尊の授与がなされたとは考えられそうにないし、更に行敏が盲目であったという う。果して行敏にしても念阿弥にしても、当時は浄土教の僧として又真言律の方面にも相当に詳しい人であったとい 与がなされている点からすると、相当な信仰家であり熱心に聖人に帰依していた人でなくてはならないと考えられよ る。。しかし、果してこれらの説の如くであるか否か、更に検討すべきことであろう。少なくとも聖人から御本尊の授 る旨を紹介している。また『当家宗旨名目』を引用して、乗蓮房のことを念阿弥とも行敏ともいうことを記してい

あってしかるべきで、自と広略要の型式がみられることになる。図顕の意図に従って、本尊部以外の諸尊については、 曼荼羅は本来、本門八品の説相図としての意味もあることからすると、諸仏諸尊の集合体であり、相貌の多様性が

(45)

広略の種類をわかつこととなるであろう。

に応じて示顕され、強調されることにもなると考えられる。 従って又「お守り本尊」としての意味からすれば、二聖二天・四天王・不動・愛染等の守護神の勧請も、時・機

ŧ

- (1) 『楼神』第五六号、二五頁以降を参照されたい。
- 2) 大田殿女房御返事 定遊一七五五頁
- (3) 中山日祐の『本尊聖教録』には「即身成仏事一巻、大田女房」とある。
- (4)「身延山より弟子に与えられた宗祖の遺文について」の拙論を参照。『大崎学報』第一五〇号 日蓮聖人後期の曼荼羅について(二)(上田)

日蓮聖人後期の曼荼羅について(二)(上田)

- 5 四條金吾殿御返事 定避一七九九頁
- 6 四條金吾許御文 同 一八二百
- 7 『本化別頭仏祖統紀』 八 | |
- 8 甲州小室山を始め、山伏問答等により改宗した例が、身延近辺の霊場寺院に多く見られ、寺誌に記録されている。
- 10 9 『興尊全集』(宗全 一一七頁)

「岩波仏教辞典」 七〇六頁

 $\widehat{\mathbf{11}}$ 宮崎英修教授(『御遺文辞典』

九八〇頁)

13 12 不動・愛染感見記 「岩波仏教辞典」

定避一六頁

15 14 「宗学全費」史伝旧記 "御本尊集目録』によると、第四期に入ることになる。一一七頁 二一二九〇

本化別頭仏祖統紀』 六二七

17 16 「元祖化導記」 下—四二

「御本尊集目録」 二頁

18

富城入道殿御返事 定遺一七四六頁

19

国費の到来―蒙古襲来(元寇)を契機として社会化されていった。」といわれている。(川添昭二教授(『御遺文辞典』 フビライ・ハン(在位一二六○−九四)は高麗政策を媒介として、日本へ二度の攻略を行ってきた。「日蓮の宗教は蒙古

一二四頁)

上野殿御返事 定遗一七六七頁

一八一九頁 一〇九八頁

乙御前御消息

日厳尼御前御返事

「本化別頭仏祖統紀」 御本尊集目録』 五一

24 23 22 21

四九頁

当時は悪病が流行し、改元される程までになっていたことを考えると、門下の中にも病魔に苦しめられていた人々も相当 数いたことが推察される。『棲神』第六五号の拙論、二六頁を参照されたい。

28 『御本尊集目録』 27 26

同

髙木豊教授(『御遺文辞典』

<u>30</u> 29

観心本尊抄

一三一頁

三五三頁)

定遗七一三頁

『開目抄』に現われた一念三千義について 🕂

名 貫 正

桑

はじめに

三千。一念三千と妙法五字・一念三千の仏種等に心を砕かれているのも、また当然のことであろう。 鮮明さを溌撣するため、勢い一念三千等の名目を挙げ、迹門の一念三千・本門の一念三千。理の一念三千・事の一念 三千の法門を根底としているのである。従って、この種の研究の中心も、天台教学と異なる日蓮聖人教学の独自性の ており、佐渡以降、はじめて聖人教学の独自性である本化別頭の教学を表明なさるが、この本化の教学も、また一念 一念三千の法門は、日蓮聖人教学にとって重要な法門である。日蓮聖人は立教開宗の出発点から教学の基底に置かれ 近年、一念三千に関する研究が盛んである。目についただけでも、十数本の論文を読む機会を得ることができた。

本尊抄』以前には「一念三千の記述は三十箇所を超える」程度と見ている人もいる。 された遺文についてのみ用いられている」とし、主要な遺文に見られる四七箇所を挙げている人もいる。又、『観心 のは殆んどない程である」と見る人もいるし、或は遺文を通覧し、意外なことに「一念三千という語すら極めて限定 ればならない。一念三千は日蓮聖人教学の根本となっているだけに、「四百余篇の御遺文中一念三千論に言及せぬも 日蓮聖人の一念三千観を研究する場合、『日蓮聖人遺文』中、一念三千に関する論述箇所を先ずもって把握しなけ

『開目抄』に現われた一念三千義について艹(桑名)

(49)

にどのように記述され、展開されているのかを大系的に考察を試みるものである。 れまで部分的な考察があっても、全体的な研究は見当らない。そこで、本小論は『開目抄』の中に、一念三千がどこ 庵谷先生等において、その研究の成果は見られるところである。しかし、『開目抄』における一念三千の研究は、こ いのは『開目抄』の二十箇所と『観心本尊抄』の十八箇所である。『観心本尊抄』の一念三千の研究は茂田井先生や けでも、一念三千という名前が出てくるのは一五六箇所に見ることができる。しかも確実なる遺文に圧倒的に多く、 日進の古写本、或は日向の古写本、日持作の允可書、古来より真偽問題があるとする遺文を全部、取り除いて見ただ 一二五箇所論述が見られる。『観心本尊抄』以前では八五箇所記述されている。過文中、内容が重要で然も論述が多 これらの研究に催されて、改めて『昭和定本日蓮聖人遺文』全四巻を通読して見ると、真偽問題の決着がつかない

二 『開目抄』の一念三千の記述箇所

『開目抄』中、具体的に一念三千の名前が見えるのは、次の①~⑳の箇所である。この数は、遺文中、 一番多く記述 べき必要がある。それは、本抄の一念三千論の展開を見る上で都合がよいし、また研究上、不可決な作業でもある。 『開目抄』における一念三千観を認識する場合、『開目抄』のどこにどのような論述が見られるかを、先ず検討す

① 一念三千の法門は但法華経の本門寿量品の文の底にしづめたり。龍樹天親知て、しかもいまだひろいいださず。 但我が天台智者のみこれをいだけり。

されている数字である。

2 一念三千は十界互具よりことはじまれり。法相と三論とは八界を立て十界をしらず。況や互具をしるべしや。

- 3 善無畏三蔵・金剛智三蔵、天台の一念三千の義を盗とて自宗の肝心とし、其上に印と真言とを加て超過の心を
- 4 其の子細をしらぬ学者等は、天竺より大日経に一念三千の法門ありけりとうちをもう。(ユ)
- (5) 華厳宗は澄観が時、華厳経の心如工画師の文に天台の一念三千の法門を偸入たり。人これをしらず。
- 此等の経々に二の失あり。一には存言行布,故仍未ゝ開ゝ権。迹門の一念三千をかくせり。二には言言始成,故曽 未、発、迹。本門久遠をかくせり。此等の二の大法は一代の綱骨・一切経の心髄なり。
- ⑦ 迹門方便品は一念三千・二乗作仏を説て爾前二種の失一を脱たり。
- 8 しかりといえどもいまだ発迹顕本せざれば、まことの一念三千もあらはれず、二乗作仏も定まらず。水中の月 を見るがごとし。根なし草の波上に浮るににたり。(タヒ)
- 9 本門にいたりて、始成正覚をやぶれば、四教の果をやぶる。四教の果をやぶれば、四教の因やぶれぬ。爾前迹 仏界も無始の九界に備で、真十界互具・百界千如・一念三千なるべし。 門の十界の因果を打やぶて、本門十界の因果をとき顕す。此即本因本果の法門なり。九界も無始の仏界に具し、
- 0 転輪聖王至合掌以三敬心,欲ゝ聞三具足道;等は謂せしなり。文の心は四味三教四十余年の間いまだきかざる法転輪聖王至合掌以三敬心,ななり, 法華経方便品の略開三顕一の時、仏略して一念三千心中の本懐を宣給。始の事なればほととぎすの音をねをび 等魔で諸天龍神大菩薩等をもよをして、諸天龍神等其数如『恒沙』。求之仏諸菩薩大数有『八万』。又諸万億国】 れたる者の一音きゝたるがやうに、月の山の半を出たれども薄雲のをほへるがごとくかそかなりしを、舎利弗

『開目抄』に現われた一念三千義について臼(桑名)

門うけ給はらんと請せしなり。

『開目抄』に現われた一念三千義について⑴(桑名)

- 0 華厳・方等・般若・深密・大日等の恒河沙の諸大乗経は、いまだ一代肝心たる一念三千大綱骨髄たる二乗作仏 久遠実成等いまだきかずと領解せり。
- 12 法華経の種に依て天親菩薩種子無上を立たり。天台の一念三千これなり。 (E)
- 澄観、此義を盗て華厳経の心如工画師の文の神とす。 華厳経乃至諸大乗経・大日経等の諸尊の種子皆一念三千なり。天台智者大師一人此法門を得給えり。華厳宗の
- 真言大日経等には二乗作仏・久遠実成・一念三千の法門これなし。 ②
- 善無畏三蔵震旦に来て後、天台の止観を見て智発し、大日経の心実相我一切本初の文の神に天台の一念三千を
- 言家則泯二筆受之相承,旧到華厳家則隠二影響之軌模|等云云(記) 盗入て真言宗の肝心として、其上印と真言とをかざり、法華経と大日経との勝劣を判ずる時、理同事勝の釈を つくれり。両界の曼荼羅の二乗作仏・十界互具は一定大日経にありや。第一の誑惑なり。故伝教大師云新来真

(52)

- 諸大乗経には成仏往生をゆるすやうなれども、或改転の成仏、一念三千の成仏にあらざれば、有名無実の成仏 往生なり。挙一例諸と申で龍女成仏は末代の女人の成仏往生の道をふみあけたるなるべし。密 龍女が成仏此一人にはあらず、一切の女人の成仏をあらわす。法華経已前の諸小乗経には女人成仏をゆるさず。
- 1 又仏になる道は華厳唯心法界、三論の八不、法相の唯識、真言の五輪観等も実には叶べしともみへず。但天台
- (8) 此一念三千も我等一分の鸞解もなし。 の一念三千こそ仏になるべき道とみゆれ。
- 而ども一代経々の中には此経計一念三千の玉をいだけり。余経の理は玉ににたる黄石なり。沙をしぼるに油な

し。石女に子のなきがごとし。諸経は智者猶仏にならず。此経は愚人仏因を種べし。不求解脱解脱自至等等(8)

設山林にまじわって一念三千の観をこらすとも、空閑にして三密の油をこぼさずとも、時機をしらず、摂折の 二門を弁へずば、いかでか生死を離べき。(**)

三 『開目抄』中の一念三千義の展開

『開目抄』の中で、一念三千の最初の記述が見られるのは①の文であるが、その前文に

偸に盗で自宗の骨目とせり。 但此経に二十の大事あり。俱舎宗・成実宗・律宗・法相宗・三論宗等は名をもしらず。華厳宗真言宗との二宗は

論宗等の五宗は一念三千の法門どころか、二乗作仏・久遠実成の名前さえも知らない宗であると指摘し。点線の部分 の表現が見られるのは、一念三千に連係している内容を指している。つまり、俱舎宗・成実宗・律宗・法相宗・三 (53)

肝心としている宗であると批判しているのである。従って『開目抄』では、はじめに各宗の一念三千観を端的に捕え て出発しており、天台の一念三千の法門を中心に一念三千観は展開しているのである。その各宗の一念三千観の具体 の「骨目」とは、一念三千を形容しているので、華厳宗と真言宗の二宗は、天台宗の一念三千の法門を盗んで自宗の

⑤①匈匈ののの等に詳細に論述されてくるのである。 的なる内容は後述されてくるが、とりわけ真言宗・華厳宗の場合は、一念三千盗義の問題が指摘されているので③④

見ると、究極的には法華経の本門、しかも寿蛩品の文の底に沈んである所にこないと本当の一念三千にならないとい ①の文は、本門の一念三千の義と、その出処を述べられたものである。本門の一念三千の観心は、色々と検討して

『開目抄』に現われた一念三千義について()(桑名)

迹門の十如実相にある訳で、日蓮聖人も、そのことを正嘉二年三十七歳作の『一代聖教大意』(目師本・定七一―三 うのである。元来、一念三千のでどころは(天台大師『摩訶止観』第五の「終窮究竟の極説」の一念三千の法門は)、 頁)以来、論じている所である。この一念三千が迹門の方便品でなく、本門に根拠があると述べられたのは文永八年

五月五十歳作の『十章鈔』(真蹟・定四八九頁)の次の文と、二度目である。

にすらなを許されず。……一念三千の出処は略開三之十如実相なれども、義分は本門に限。爾前は迹門の依義判 立言正行言と申は第七の正観十境十乗の観法、本門の心なり。一念三千此よりはじまる。一念三千と申事は迹門 止観に十章あり……大意より方便までの六重は先四巻に限る。これは妙解迹門の心をのべたり。今依言妙解言以

では、なぜ本門に限るのかという理由については、後述するところの⑧発迹顕本の内容と⑨本因本果の法門の内容 文、迹門は本門の依義判文なり。但真実の依文判義は本門に限べし。

(54)

等が顕われない限りは、まことの一念三千とはならないのである。このことを、天台大師だけがシッカリと胸のうち に体得しておられたというのである。

との勝劣の決着を考慮されたものと覚える。 ①の文は、『開目抄』の序分に相当する所で論述しており、最も教学の核心の部分を一気に先きに出されて、諸宗

作の『守護国家論』(真蹟曽存・定九七・一一〇・一三五頁)等と常にいうところである。これは凡夫(人間)の身 にも仏界が具わっているという、天台の理の一念三千観である。『開目抄』の、この所で十界互具を出された訳は、 の『戒体即身成仏義』(定一〇頁)に既にあり、三十七歳作の『一代聖教大意』(目師本・定七三頁等)、三十八歳 ②の文は、十界互具が一念三千の法門の基礎となると見られたのである。十界互具を論述する遺文は、二十一歳作

次の文に掛っているのである。

を明で四界をしらず。(定五三九頁) 法相と三論とは八界を立て十界をしらず。況や互具をしるべしや。倶舎・成実・律宗等は阿含経によれり。六界

る事例として、推測されるのは左の文である。 たのである。その理由は、仏教の中で一念三千があるのは法華経に限るという論証のためなのである。その具体的な 法相・三論・倶舎宗等の各宗に十界互具がないことを言って、各宗に一念三千が有るか無いかの判断の基準にされ

内典に南三北七の異執をこりて蘭菊なりしかども、陳隋の智者大師にうちやぶられて、仏法二び群類をすくう。 (定五四〇—一頁)

より、国土が安穏となり、人類が救われるという史観は日蓮聖人の立教開宗の出発点から考えられるが三十八歳作 に法華経が広まり、国土が安穏となり、人類が釈尊についで二度目に救われたと強調するのである。法華経の流布に

天台大師が法華経の極理たる一念三千を以て南三北七の十師の邪見を打ち破るという記述である。これによって世

(55)

ここでは、真言宗の一念三千盗義の有無を人師と経典の上から観られて批判をされたのである。 ③と④の文は、日蓮聖人の真言宗の一念三千観である。前述に真言宗が天台の一念三千を盗義した問題を掲げたが、

の『守護国家論』、三十九歳作の『立正安国論』に顕著である。

目抄』以外でも実に多く見られる。真言宗の一念三千盗義の人師批判の最初は弘長二年四十一歳作の『顕謗法鈔』 念三千の法門を盗んで自宗の肝心としているとして、真言宗は元祖に問題ありというのである。この人師批判は『開 ③の文は、人師批判の問題であって、真言宗には、もともと一念三千の義がないのに善無畏・金剛智等が天台の一

『開目抄』に現われた一念三千義について()(桑名)

『開目抄』に現われた一念三千義について臼(桑名)

(真蹟曽存・定二七〇頁)と次の文であるが、一念三千の盗義については三十八歳作の『二乗作仏事』が一番早く見

大日経真言宗は未開会、記小久成なくば法華経已前なり。開会・記小・久成を許さば涅槃経とをなじ。但善無畏

そして、自宗の肝心とされた内容については文永三年四十五歳作の『善無畏鈔』(真蹟断片)では、善無畏説・一 三蔵・金剛智・不空・一行等の性悪の法門・一念三千の法門は天台智者の法門をぬすめるか。(定二七一一二頁)

行執筆の『大日経疏』「入漫茶羅具縁真言品第二疏」の文を左の如く引用し、その解説する所に見られるのである。

「大日経乃義釈於見仁」とはじまって 瑜伽之意耳。又因:「補処菩薩慇懃三謂」 方為説」之等云。(定四〇九頁) 本地之身又是妙法蓮華最深秘処。故寿量品云常在二靈鷲山及余諸住処;乃至我浄土不ゝ毀而衆見二焼尽;。即此宗 此経是法王秘宝不三妄示 | 卑賤之人 | 。如下釈迦出世四十余年因 | 舎利弗慇懃三謂 | 方為略説中妙法蓮華義上。今此

(56)

右の文の内容について、日蓮聖人は次の様に厳しく批判されている。

説と云ひ、大日経をば広説と可ゝ申也と被ゝ書たり。此法門第一乃惧謗法の根本也。(定四〇九―一〇頁) 此釈心は大日経に本迹二門、開三顕一・開近顕遠が法門育司。法華経が本迹二門が如え。此法門は法華経に同げ れども、此大日経に印と真言と相加剌茨三密相応世邦。法華経は但意密許で天身口ガニ密闕たれば、法華経をば略

の様に発言されるのである。 そして文永六年四十八歳作の『法門可被申様之事』(真蹟・定四四九頁)では、『善無畏鈔』の内容を踏えて、次 真言宗の漢土弘始は、天台の一念三千を盗取て真言の教相と定て理の本とし、枝葉たる印真言を宗と立、宗とし

て天台宗を立下す條謗法の根源たるか。

等と諸避文で、その内容が見られるが一、二の例に止めたい。

の義がないことを『開目抄』以外にても、繰り返えし論述が見られるところである。 が有ると思っているのは、善無畏等の盗義を知らなくて、迷っているためなのであるという。『大日経』に一念三千 ④の文は、経典上からの批判であって、もともと『大日経』にも一念三千の義は無いと観られたのである。学者達

ら、日蓮聖人は真言宗をして天台の一念三千の法門を盗めりの一言で概括されておられると指摘されている。 天台大師の終窮究竟の極説であるとする立場から尨大な天台教学を違意的に一念三千を以て代表されておられたとい 頭において密教を解釈した例もないとしても、『大日経疏』の中に、天台教学の核心の諸義を殆んど盗用しているか う。そこで、『大日経疏』、金剛智・不空・伝教大師・円仁・円珍の著作中に一念三千の名目がなく、一念三千を念 なお、真言宗の一念三千の盗義問題について、浅井円道先生は、日蓮聖人が一念三千の法門を妙楽の指示に基づき、

⑤の文は、日蓮聖人の華厳宗の一念三千観であり①⑫⑰も関連内容である。華厳宗の一念三千盗義の問題は、華厳

できて都合がよい。今ここに煩雑さを厭はず敢えて、『開目抄』以後の遺文を検策して、その該当する箇所を挙げる くは佐渡後に見られるから、そこで『開目抄』以後の澄観批判を一瞥した方がこの問題の理解を容易にさせることが 華厳宗に対する批判は『開目抄』以前にも随分と見られるところである。澄観の一念三千盗義問題を考える場合、多 ところより出発するという具体的な批判である。けれども人々はこの事を知らないというのである。澄観や華厳経 宗第四祖の澄観が触れたものである。⑪⑬⑪の文も、その関連内容である。華厳宗の一念三千盗義の問題は、華厳宗 第四祖の澄観が天台の一念三千の法門の義を盗んで、『華厳経』の「心如工画師」等の文を生かして成仏等を立てた

『開目抄』に現われた一念三千義について()(桑名)

(57)

『開目抄』に現われた一念三千義について(+)(桑名)

1、『真言諸宗選目』(真蹟完・定六三八頁) 澄観等盗:「天台十乗観法」人:「華厳経」立ゝ之号:「華厳宗」。

『小乗大乗分別鈔』(真蹟断片・定七七一頁)

華厳宗の澄観……天台大師の一念三千の法門を盗取て、我所依の経の心仏及衆生の文の心とし……かくのごと

『木絵二像開眼之事』(真躓曽存・定七九三頁)

く盗取て、我宗の規模となせる

華厳の澄観が天台の一念三千をぬす(盗ん)で華厳にさしいれ、法華華厳ともに一念三千。但華厳は頓頓さき

おもへる意如シ山。雖シ然一念三千の肝心、草木成仏を不シ知事妙楽のわらひ給へる事也。今の天台の学者等、 なれば、法華は漸頓のちなれば、華厳は根本さき(魁)をしぬれば、法華は枝葉等といふて、我理をえたりと

我一念三千を得たりと思ふ。雖ト然法華をもて、或華厳に同じ、或大日経に同ず。其義を論ずるに不ト出三澄観

『聖密房御書』(真蹟曽存・定八二一頁)

高宗の后則天皇后と申人の御時、法蔵法師・澄観なんど申人、華厳宗の名を立たり。此宗は教相に五教を立、 華厳宗は天台已前には南北の諸師、華厳経は法華経に勝たりとは申ずれども、華厳宗の名は候はず。唐の代に

にて、なを天台の一念三千の法門をかり(借)とりて、我経の心如工画師の文の心とす。これは華厳宗は天台 観門には十玄六相なんど申法門なり。をびただしきやうにみへたりしかども、澄観は天台をは(破)するやう

やぶらざれども、一念三千の法門をばぬすみとれり。よくよく口伝あるべし。 に落たりというべきか。又一念三千の法門を盗とりたりというべきか。澄観は持戒の人、大小の戒を一塵をも

5、『太田左衛門尉御返事』(定一四九七—八頁)

学深く此見を執す。無ゝ墓無ゝ墓……。 門を盗取て、自立本自の依経に不立説華厳経・大日経に有二一念三千二云で取入るる程の盗人にばかされて、末 華厳・真言の元祖、法蔵・澄観・善無畏・金剛智・不空等が、釈尊一代聖教の肝心なる寿量品の一念三千の法

華厳の人師云、法華経に所ゝ説一念三千の法門は枝葉、華厳経の法門は根本の一念三千也宮宮。是無言跡形「僻 見也。真言・華厳経一念三千を説たらばこそ、一念三千と云名目をばつかはめ。おかしおかし、亀毛兎角の法

文である。また『一代聖教大意』にては、此教は但菩薩ばかりにて、声聞縁覚を雑えずとのべ(定六二頁)、そして、 を下しているのは三十七歳作の『一代聖教大意』(目師本・定七三―四頁)と『二乗作仏事』(定一五六頁)等の過 華厳は悪物に連たる仏慧と下されている。又、仏慧のことから開会の問題が論じられ、開会は唯法華に限るとし華厳 見られる。二十一歳作の『戒体即身成仏義』(定五―十一頁)に、菩薩歴劫修行と下され、十界互具がなしと嫌われ う。さて『開目抄』以前における批判を考察してみると、日蓮聖人の華厳経・華厳宗に対する批判的態度は早くから ており。建長七年三十四歳作の『諸宗問答鈔』(代師本・定二四頁)では、華厳の仏慧と法華の仏慧とを対比して、 以上の五点を挙げることができる。この遺文によりて⑤の文の内容はより一層、具体的に把握が可能となるであろ

『開目抄』に現われた一念三千義について〇(桑名)

『開目抄』に現われた一念三千義について(-)(桑名)

微塵積須弥山成如。 此教意五十二位一々位多俱低劫経衆生界尽仏成べし。一人一生仏成物無。又一行以仏成事無。一切行積仏成。

といい、歴劫成仏が嫌われ、一生成仏は一人もなしというのである。また、華厳経は十界互具がなく心生の十界の

みを明かすとし(定六二頁)、その心性の十界に関する内容については次の様に述べられている。

大乗心心より十界生。華厳経云心如: 工画師 : 造 : 種種五陰 ! 。 一切世間中無 : 法而不ら造文。 造種種五陰者十界

是観:心造::諸如来; (素) 之五陰也。仏界心法,造智。 心過去現在未来十方之仏顕習也。華厳経云若人欲之了: 知三世一切仏 | 応: 当如之

また、仏性問題では華厳が二乗に仏性を論じないため驫法と嫌われている(定七○頁)。

そして、三十八歳作の『守護国家論』(真蹟曽存・定一〇一頁)では華厳の歴劫成仏等も、方便であると批判されて 60

華厳等速疾歴劫往生成仏以,無量義経実義,撿シ之過;無量無辺不可思議阿僧祗劫,終不レ得レ成;無上菩提,。 …

往生・成仏倶別時意趣也。

さらに、十界互具を説かない欠点と四十余年未顕真実の立場から、総体的に批判が下されてたのが次の遊文である。

二乗作仏がないため衆生無辺誓願度の願いが満足しない指摘である。

薩亦不之見: 自身十界互具: 不之見: 二乗界成仏: 。 故衆生無辺瞀願度願不: 満足: 。 故菩薩不之見之仏,凡夫。 外諸仏"。 故四十余年権行者不ゝ見ゝ仏。 設難ゝ見ゝ仏見「他仏」也。 二乗不ゝ見:自仏,故無「成仏」。 爾前菩 自,法華経,外四十余年諸経無,十界互具;。 不之説,十界互具,不之知,内心仏界,。 不之知,内心仏界,不之頭,

亦不,知二十界互具,故 不,顕二自身仏界」。

られてくるのは、澄観批判に及ぶ時に見られるのである。澄観の名指批判の最初は、正元二年三十八歳作の『二乗作 これまで華厳経・華厳宗の批判を論じてきたが、『開目抄』及び1~5遺文の内容は見られない。その内容が論じ

仏事』(定一五五頁)においてである。その文を挙ぐると次の通りである。 如何消:解心造一切三無差別;※。記七云 忽都未ゝ聞;性悪之名;云へり。 如:此等文;者 不ゝ得;天台意;者 等云。 此等法門可之許不哉。 答云,弘一云,若無三今家諸円文意;彼経偈旨理実難之消。 同五云,不之解三今文, 澄観於;心仏及衆生文 | 非ュ存; 一心覚不覚義 | 存 | 性悪義 | 云 澄観釈彼宗謂」此為」実 此宗立義理無」不」通

又天台名目を偸で為言自宗内証言云へる歟。 能能可ゝ験ゝ之。

談歟。 天台已後華厳末師竝真言宗人以,性悪,為,自宗依経詮,者従,天竺, 伝たりける歟。 自,祖師,伝歟。

(61)

彼経偈意難と知歟。 又震旦人師中天台之外性悪名目あらざりける歟。 又非『法華経』者一念三千法門不と可と彼経偈意難と知歟。 又震旦人師で「た

ると批難されているのである。確実なる遺文での澄観批判の最初は弘長二年四十一歳作の『顕謗法鈔』(真蹟曽存 のである。この義は、法華経の一念三千の法門に基づいているから、天台の名目を偸んで自宗の内証としたものであ 澄観が心仏及衆生の文に一心覚不覚の義ありとし、さらに性悪の義を立てるのは、天台の意(天台教学)によるも

に劣と謂は僻見也。……澄観等が謗法は上中の謗法か。其上自身も謗法としれるかの間、悔還筆これあるか。 るは、所依の華厳経に二乗作仏・久遠実成をあかさゞるに記小・久成ありとをもひ、華厳超過の法華経を我経 法蔵・澄観等が五教に一代ををさむる中に、法華経・華厳経を円教と立、又華厳経は法華経に勝たりとをもえ

『開目抄』に現われた一念三千義について(1)(桑名)

「開目抄』に現われた一念三千義について⊖(桑名)

定五二七一三二頁)の内容が遺文中、最も詳細である。その結論により『開目抄』及び以後の遺文の内容の如く展開 盗みを問題とされているのは、佐渡に来てからの著作で文永九年二月十八日五十一歳作の『八宗違目鈔』(真蹟完 この謗法批難は『法門可被申様之事』(真蹟・定四四九頁)でも論述されている。真蹟遺文で澄観の一念三千義の

が見られるのである。 これまでは、『開目抄』において各宗における一念三千が、どう述べられているのかを検討してきたのであるが、

に、一念三千義が述べられているのは次の文(定五四一―二頁)である。 換言すれば、日蓮聖人は一念三千を通じて全仏教を見ておられたといっても過言ではないのである。⑥の文に行く前

(4)伝教大師此の国にいでて、六宗の邪見をやぶるのみならず、真言宗が天台法華経の理を盗取て自宗の極とする 事あらはれをはんぬ。伝教大師……専経文を前として實させ給しかば、六宗の高徳……並弘法大師等せめをと されて、日本国一人もなく天台宗に帰伏し、又漢土の諸宗の元祖の天台に帰伏して謗法の失をまぬがれたる事

仰又其後やうやく世をとろへ人の智あさくなるほどに、天台の深義は習うしないぬ。……正法失はてぬ。

天照太神・正八幡・山王等諸守護の諸大善神も法味をなめざるか、国中を去り給かの故に、悪鬼便を得て国す

でに破れなんとす。

右のイイの内容は、伝教大師が法華経を以て華厳宗等の六宗の邪見を破った評価を述べられている。真言との勝劣は

現内容が異ってきている。しかし、比叡山に大乗の円頓の戒壇を建立した功績は大きく、日本一州の山寺と学匠達が 恐らく伝教大師の『依憑集』の「新来真言家則混゛筆受之相゛」等の文を指したと思われるが、三年後の著述では表

高く評価された訳である。また何の文を見る時、日蓮聖人の文永六年四十八歳作である『法門可被申様之事』の左の 大乗戒壇を踏むために比叡山にやって来たから、日本国一人もなく天台宗に帰伏したことになる。日蓮聖人は非常に

文を思い起こすことができる。(真蹟完・定四五三頁)

えに、大天魔日本国に出来して、法然大日等が身に入り……kkg] 仏法の滅不滅は叡山にあるべし。叡山の仏法滅せるかのゆえに異国我朝をほろぼさんとす。叡山の正法失るゆ

と既に述べられている様に、前述の「天台の深義」を習いうしなうと、正法を失なうという史観である。

三千が習い失ない。そのため、法華経以外の教えが世に蔓延してしまった。そのため諸大善神が法味をなめること出 点線の部分の「天台の深義」とは一念三千の法門を指すのである。天台の深義が衰えたから、仏教の肝心たる一念

来ず、還帰本土(神天上)されるので、悪鬼が充満し、国が滅びるのである。一念三千がなければ、法華経でなくな るという考え方を日蓮聖人は抱いていたのである。また、「天台の深義」とは『立正安国論』の正法をいうのである。

(63)

『立正安国論』の正法を、教義的に詳しく説かれているのが『開目抄』なのである。

以上、ここまでが『開目抄』の序文に相当する部分である。この後、一念三千義の展開は、天台・伝教の迹門の一

回へと続く。(未完) 念三千より、日蓮聖人の独自の教学を形式する本門の一念三千が展開されてくるのであるが、制限枚数の都合上、次

Ė

(1) 茂田井教亨①『観心本尊抄研究序説』、②「『観心本尊抄』における『摩訶止観』―特に一念三千の受容について―」 『開目抄』に現われた一念三千義について(一)(桑名)

⑮「日蓮聖人における一念三千名目出処について」(野村耀昌博士古稀記念論集『仏教史仏教学論集』所収)の十五本の と一念三千―」(「日本仏教学会年報」第三十三号所収)、⑤「宗祖における観念論打破の思想」(『茂田井先生古稀記 論文等にて、一念三千を論じている。 て―」(「大崎学報」第一三二号所収)、⑭「日蓮聖人における一念三千と立正安国」(「大崎学報」第一四二号所収)、 その教団」第3集所収)。庵谷行亨⑫『日蓮聖人教学研究』⑬「日蓮聖人の一念三千について―『観心本尊抄』をめぐっ 大学院紀要第三号所収)、⑨「日蓮の遺文と本覚思想」(『浅井円道編『本覚思想の源流と展開』所収)。渡辺宝陽⑩ 念日蓮宗教学の諸問題】所収)、⑥「宗祖における造語の妙とその意味」(「日蓮教学研究所紀要」第5号所収)、⑦ 「事│念三千義覚え書き」(『日蓮教団の諸問題』所収)。玉城康四郎⑩「日蓮のめざす究極者」(「研究年報―日蓮と 「大日経疏の中の法華教学」(「立正大学大学院紀要」第二号所収)、⑧「大日経疏の中の法華教学(続)」(立正大学 (関口真大編『止観の研究』所収)。浅井円道③『上古日本天台本門思想史』、④「日蓮聖人における人間観-末法思想

- 2 例えば、文永十一年五十三歳作の『法華行者値難事』(真賢完・定七九八頁)に見られる所の、天台・伝教は法華経の心 頁)、『報恩抄』(真頤・定一二四八頁)等に見える三大秘法の法門等を指す。本文中及び註に(定一二四八頁)等とあ (真蹟完・定七四四頁)、『波木井三郎殿御返事』(與師本・定七四八頁)、『法華取要抄』(真蹟完・定八一五・八一八 三・七|九―二〇頁)、『義浄房御杳』(定七三〇頁)、『顕仏未来記』(真賢曽存・定七四〇頁)、『富木殿御返事』 るのは、『昭和定本日蓮聖人遺文』全四巻の頁数を示す。 人が弘める「本門の三法門」である。この他、『四條金吾殿御返事』(定六三五頁)、『観心本尊抄』(真賢完・定七 を知り、それを口に述べて弘通したけれども「本門本尊与」四菩薩戒檀南無妙法蓮華経五字 | 残」之」 。所謂、上行等の嬰 (64)
- 3 浅井円道「日蓮聖人における人間観」(前掲書)三一二頁。但し、その言わんとしていることが一念三千義の内容を暗示 しているかどうかは不明であるが、この文章からは一念三千の論及は殆んどの遺文中にあると、受け取ることがでよう。 しかし、その一念三千なる言葉が見られるのは避文全体で、十分の一程度である。
- 4 渡辺宝陽「事一念三千義覚え杳き」(前掲書)二五七―六五頁。真偽問題も存する遺文(『真言見聞』『立正観抄』『三 大秘法裒承事』)も見られるが、一念三千の論述について一覧表を作成して、三十掛・四七箇所挙げている。
- 5 庵谷行亨「日蓮聖人の一念三千について」前掲魯)二九―三六頁。十九遵文(但し『十法界事』は本覚法門を述べる理由

三八三―八九頁では、遺文中の一念三千名目出処に限って主な例を挙げるに『一代聖教大意』から『観心本尊抄』を含め て『兄弟鈔』まで三九箇所、一念三千の名前が見える。これは、あくまでも名目出処に限っての上である。 から疑甞の疑い濃い)を挙げて三十箇所超えるという。因に「日蓮聖人における一念三千名目出処について」(前掲書)

- 6 従来の説よりも実に多い記述箇所を知ることができよう。 い)・五二箇所。佐前の写本五遺文・十一箇所。佐渡の写本二遺文・二箇所の計八五箇所である。この数字から考えても、 為の要文かとも思う。今は、系年が問題ではなく、記述箇所が焦点なので佐前でも佐渡でも数の上での相違は変わらな 内容と文永十年四月二十五日作の『観心本尊抄』(定七〇二―三頁)の内容と酷似しているので、『観心本尊抄』述作の 三四七・文永年間を含む。立正安国会編『日蓮大聖人御真賢対照録』下巻一六四頁は文永六年に系年するが、この要文の ることができる。その内訳は真蹟・右写本等の確実なる遺文は佐前にて十一遺文・二〇箇所。佐渡の六遺文(「断箇新加 は省略する(後述にて出来るだけ引用を試みたい)が、『観心本尊抄』以前までは八五箇所において一念三千の名前を見 『注法華経』の一箇所と、四二遺文の一五五箇所を挙げることが出来る。今、ここに遺文名とその箇所を一々掲げること
- **(7) 『開目抄』(真躓曽存)定五三九頁。**
- (9) 右同定五四一頁。

8

右同

定五三九頁。

- (10) 右同定五四一頁。
- (12) 右同 定五五二頁。

 $\widehat{\mathbf{n}}$

定五四一

頁。

- (13) 右同 定五五二頁。
- (14) 右同 定五五二頁。
- (16) 右同 定五六九頁。(15) 右同 定五五二頁。
- (18) 右同 定五七九頁。

|開目抄||に現われた一念三千義について()(桑名)

- 19 定五七九頁。
- 20 定五七九頁。
- 21 22 定五八九一九〇頁。 定五七九一八〇頁。
- 23 定六〇四頁。
- 24 定六〇四頁。
- 定六〇四頁。
- 定六〇七頁。

定五三九頁。

然善男子 我実成仏 已来無量無辺百千万億那由佗劫等至三(定五五二頁)。その理由については、⑧の発迹顕本、⑨

(66)

29 真言宗の人師が天台の一念三千を盗んだという批判は、『顕謗法鈔』以外では『善無畏三蔵鈔』(定四七二―三頁)、 の本因本果の法門と結びつけて考究すべし。

定七七一頁)、『聖密房御書』(真跹完・定八二二頁)、『下山御消息』(真跹断片・定一三二六頁)、『教行証御書』

『真言諸宗違目』(真暇完・定六三八頁)、『観心本尊抄』(真瞭完・定七〇三頁)、『小乗大乗分別鈔』(真賢断片・

(定一四八二頁)、『太田左衛門尉御返事』(定一四九七—八頁)等の九回を今は数えられる。

30 正元二年三十八歳作の『二乗作仏事』(定一五五頁)にいう「非二法華経一者一念三千法門不レ可レ談歟。天台已後華厳末 師並真言宗人以言性悪,為言自宗依経詮言者従言天竺三伝たりける歟。自言祖師三伝歟。又天台名目を偸で為言自宗内証三云

へる歟。」の文より推測できる。

31 『大日経』自身に一念三千が無きことを論じているのは、前述の『顕謗法鈔』『善無畏鈔』以外では、『二乗作仏事』 (定一五六ー七頁類推)、『善無畏鈔』(真躓断片・定四〇九頁)、『善無畏三蔵鈔』(定四七二頁)、『真言語宗違目』 〈真頤完・定六三八頁〉、『観心本尊抄』〈真頤完・定七一一頁〉、『木絵二像開眼之事』(真頤曽存・定七九三頁)、

頁)等の十一回は最低でも見られる。 『撰時抄』(真躓・定一○四二─三頁)、『教行証御書』(定一四八二頁)、『太田左衛門尉御返事』(定一四九八─九

|浅井円道先生「宗祖における造語の妙とその意味」(前掲書・四―六頁)、「大日経硫の中の法華教学」(前掲書・一―

天台教学が、九十五箇所見えるとし、「阿字観を円融三諦・一心三観に当て、心実相を諸法実相と一と見、大日如来を久 二二頁)、「大日経疏の中の法華教学(続)」(前掲書・一―一三頁)、『日蓮聖人遺文辞典』歴史篇(六九四―六頁) 「大日経義釈」「大日経疏」の解説を往見されたい。また、「大日経疏の中の法華教学と(続)」にては、疏の中に法華・

遠釈迦になぞらえ」ていると指摘されている。殊に九十五例中の「⑱⑲如匈匈匈匈匈の八文は、日本天台宗において円融 要な文である」と結んでいる。 一致の教判を論じる上で、よく引合いに出されてきた文であり、善無畏が如何に天台宗に依憑していたかの実態を示す重

- 33 右同 定六九頁。又、六二頁にもあり。心生の十界については、五一歳作の『八宗遠目鈔』(真蹟完・定五三〇頁)にも 正嘉二年三十七歳作の『一代聖教大意』(目師本・定六四頁)。
- 35 三・一五五一七・一九三・二四三・二五六・二五九・二六四・二六九・三三九・四〇〇・四八八一九・五二六一三二に華 述べられ、華厳は思議十界といわれる。 『守護国家論』(真蹟曽存・定一二四頁)。『開目抄』以前には、この他、定五〇・六三・六五一六・一五〇・一五二一

厳批判の内容が見られる。

- <u>36</u> 千が見られるのは「澄観の硫二九・三三の文と『華厳経』の「心如工画師」、『蓮華三昧経』の本覚讃の文を引いて、用 教は心生思議十界を明かして心具十界を説かず、法華経のみ不思議十界互具を明かすと決す。最後に止観は『法華』によ いることを明か」す。「また『華厳経』に一念三千の依文ありや」の問いに止観・弘決の諸文を引き、「爾前華厳等の円 『八宗違目鈔』の内容については『日蓮聖人遺文辞典』歴史篇の解説が簡潔なので、ここに引用すると、華厳宗に一念三
- <u>37</u> 五七〇-二・五七四・五七六-八一・五八三-四・五八九・六〇四頁に見られる。 『開目抄』における華厳批判の内容は、定五三九・五四一・五四三・五四八-九・五五二-二・五五四-五・五六七-八・

るとなす『止観』五、『弘決』五の文を引いて終る」(九一九頁)。

38 真言宗が天台の法華経の理を盗み取り自宗の極としたという伝教大師の評価(定二四二二頁)を『開目抄』では論じてい 『開目抄』に現われた一念三千義について宀(桑名)

67`

「但天台与!真言;於二勝劣;与三誑惑:知而不:分明」。所詮贈:於末法:歟。」との見解内容に変ってきている。るが、文永十二年三月十四日五十四歳作の『曽谷入道殿許御書』(真蹟完・定八九七・九○○頁) では、伝教大師は

江戸中期における諸堂整備について

|学禅院日逢を中心として---

奥 野 本

洋

は じめに

ている。又身延山山内最古の祖師宮殿、これは三十三世遠沾亨師時代に本山より高座石に下げられたものが現存して 目碑、これは唐銅の祖師の光背として付いていたものがあり、三十二世智寂省師の花押のはいった唐銅灯籠が現存し 基学禅日逢なる者はいかなる僧であったのか、又高座石妙石坊には、身延山三十一世日脱の唱題十万部成就という題 後住職の遷化年代から推してそこに学禅院日逢がはいると思われる。毎日勤行時に回向をしている高座石妙石坊の開 日とあるので、まちがいなく同一人物である。又、水戸の妙雲寺歴代には、第八世のところが空欄になっており、前 には実相寺の開基学禅院日円、又日園とあり、日逢と日円、日園とでは名が異なるが、遷化の日が宝永元年九月十五 があり、「山本房十八世、當山において勲功あり、通師門人、備後実相寺建立、水戸妙善寺中興」とある。寺院大鑑 八世、高座石妙石坊の開基である。身延山坊跡録中、鈴木日寿上人が加筆した名僧の部の中に、学禅院日逢上人の名 学禅院日逢については、ほとんど知られていない僧侶であるが、身延山三十世日通上人の門人にして山本坊の第十

江戸中期における諸堂整備について(奥野)

によってみていきたいと思う。 いることから、脱省亨三師の時代を中心に身延山諸堂の建立、再建等の様子を、遠沾亨師が残した「身延山諸堂記」

その資料を参照させていただき、江戸中期における諸堂建立について学禅院日逢を中心として若干の考察をすること 昭和五十九年三月発刊の「棲神」56号に、北沢光昭氏が校注された「身延山諸堂記」等が資料紹介されているが、

一、通師門人

甲駿両国を巡って道俗を勧化しているのである。さらに七面山登山口の神力房四代法源日流の代に、学禅院日逢は七 山奥之院)を建立、八月八日には七面山敬慎院明神本宮、幣殿、拝殿など一式を建立しているが、その資金の調達に 山の役僧(執事)として歴代法主をたすけ、諸堂建立等に尽力したと思われる。「身延山諸堂記」によれば、三十世 日通代に時の執事として学禅院日逢は延宝三年(一六七五)七面山参道に影向坊を開基し、影向石の社(現在の七面 (青柳善応院開基、一円庵二世、正徳五年七月五日遷化)を以て始めとするとある。学禅院日逢は院代ではないが、 身延山久遠寺において院代がおかれたのは、「身延山史」によれば、一円脱師の時代、上人の弟子善応院日諶上人

衆徒の内にて恵性院等は宗門先哲古老数多きにも係らず、末学の日脱一人を推定することは不可なりとする考えを示 その遺状を披見したところ、そこには飯高学室の先聖一円日脱上人を後住に請待致す可き旨が認められており、一山 通師が延宝七年(一六七九)二月十一日、谷中瑞輪寺において遷化されるが、通師は遺状を残して遷化されたので、 面社の古材を以って三間四面の堂を造立している。

し、後董問題に紛糾をみることとなる。

派とに割れるのである。両派の主張は全く相反し、氷炭相容れざる論旨を以て糾紛騒然、容易に決しなかったが、九 月十二日龍口法難会の当日、評定所へ二十九世日莚上人己下両派の代表者召されて寺社奉行の評定を仰ぐこととなっ 山は脱師を後住と認める遺状派と、之に反対する鬮取派即ち先規の法式に依り宝前にて可否を決すべしとする一

た。その結果、日莚上人をはじめとする反対派は配流追放の刑となり、遺言状の如く日脱上人が祖山へ瑞世すること

となった。

師門人)、麓坊(通師門人)を始め外五十八名、並びに通師弟子として修玄院、良叔、巓海(遠沾亨師)、是寛を始 身延衆徒として賛成派として訴訟に及んだのは、日逢の他に顕妙院'(境師門人)、正法院"(境師門人)、大林房"(通 その時、賛成派の筆頭に立ち、前法主莚師を相手として一歩もひかなかったのが通師門人の学禅院日逢であった。

(71)

め外五十三人、総員百二十名であった。

三、脱省亨三師の諸堂建立

安全妙法弘布の為め、三十六人の僧侶を置き、昼夜不断にも妙典を読誦せしめたことがあげられる。 日脱上人の治纘の中で目立ったことは、貞享四年(一六八七)八幡宮の古跡に祈祷堂、番寮、廊下を建立し、天下

山内各所に三十六ヶ房を建築造立したことは空前の壮観といわざるをえない。 日本国中に祈祷所が多くあるといえど、不断に経王を読誦したのは祖山だけであっただろう。この堂宇建立と共に、

脱師は池上日玄と共に、谷中感応寺などの非田不受不施派を上訴することによって徐々に身延配下を増やしていく **江戸中期における諸堂整備について(奥野)**

依り元禄六年五月六日東山帝より紫衣を下賜せられることになる。 が、配下が増えると同時にそれらの寺々に協力を要請することによって、祖山の伽藍を一新していった。その大功に

禄十年(一六九七)七月廿八日と銘記されている。脱師開眼のこの祖師像は、もと奥之院に祀られていて、その後約 名をみることは出来なかった。通師時代の諸堂建立に関し、何ヶ所にも名を列ねていた日逢であるから、脱師の代に はさらにその力を発揮したのではと想像できるのであるが、「諸堂建立記」等の記録には残っていなかったのである。 身延山高座石の祖師堂に祀られている祖師像は、唐銅金像にて等身大よりさらに大きな像であるが、その台座に元 脱師が延山の猊座にある十九年間に、数多くの堂宇が建立されているが、その中に後査問題に功績のあった日逢の

にまつられていたとも考えられるのであるが、それを明らかにする資料は今のところみられないのである。 古宮殿にはいる前は高座石の石の上に座していたといわれている。台座は石の上にまつられるべく造られたかのよう 十年後の宝永五年に古宮殿が久遠寺大堂より下がってきた折に、妙石坊に祀られるようになったと伝えられているが、 に切り込みがある事から、最初から高座石の石の上に座すように江戸にて造られたものが、一時何らかの形で奥之院 脱師が元禄十一年(一六九八)九月二十二日に谷中瑞輪寺に遷化した後、延山三十二世に晋山したのは、 水戸檀林

(72)

年月日については詳かにされてはいなかった。しかし六老僧の墓の脇に立てられている石塔三基に刻まれた文字を調 の名が書き込まれていた。その中の一人覚林坊日俊とは覚林坊十六世一行院日俊であり、一行坊の開基でもある。 査したところ、一本には元禄十二年五月十三日曹写・石経・列衆とあり、その下には列衆とみられる数多くの僧侶 を発見した。妙石坊には六老僧の墓が建っているが、その事は「諸堂建立記」中に示されているものの、建立された

より入山した智寂省師であった。今回この考察をすすめるにあたり妙石坊境内地を再調査した結果、新たに次の事蹟

この僧も名僧伝の中にあげられた一人である。一行院日俊は、大聖人廟前にて妙経五千部を読誦したる信心強情な

とを求む願主示惑予之を感心して本尊を授る者也とあるのだが、この省師の本尊は今はない。 **書写し此処に石塔を起つ」という内容であったと思われる。時の法主日省上人は高座石を発顕し、諸人をして帰敬せ 書かれている文字については三百年の歳月の為、風雨にさらされて判読出来ない状態であった。しかしその書かれて** しめることとなるが、高座石の開基は山本坊十八世学禅院日逢妙石庵造立主法蓮世財を捨て当房永代相読せしめんこ 堂の間に、自然石の碑が立てられているが、その表には石経墳、元禄十二年とまでは読み取れたが、その下の数多く いる内容については、石経墳ということから、「窮年に学禅院日逢道俗を勧め銭を窮民に与え石を捨はしめて妙経を だが、残念ながらその開眼供養施主の名は欠けている為に判明できない状態である。さらに六老僧の墓と高座石祖師 僧であり、脱省亨三師の時代に山内にて活濯した一人であり、その後見龍日裕身延山三十四世から本尊を授与されて 又、もう一基の石塔には、やはり元禄十二年五月十二日、命日満首題千五百万遍とあり、石経供養をしたとあるの

(73)

はある。 日逢の発願ということがわかる。又、影現七面社幣殿、拝殿も再建されているが、この発起主も学禅院日逢と記録に 日省上人の時代に敬神坊、石割稲荷社が造立されている。これらは智寂省師が学禅院に与えた授与本尊から学禅院

形はあるものの、同坊開基の学禅院日逢の名は見られないのである。実際に僧俗を勧化し建立費用を勧募せしめたの は役僧である学禅院日逢らであったのだろうが、やはり代表は時の法主でもあるところから名が残っていないものと 元禄十四年(一七〇一)九月十二日に建立された唐銅燈籠が高座石の前に現存するが、そこには三十二世日省の判 江戸中期における諸堂整備について(奥野)

想像出来るのである。

人であった。一円脱師の時に祖山賜紫の事があり、つづいて省師代にも紫衣の勅許の栄に浴しているが、日亨上人 灯を継承し、京都岡崎満願寺より晋山されたのである。遠沾亨師は脱師晋山の折、その門人として賛成派にいた一 の時に至りて永紫衣着用の勅許を賜わり、祖山の面目は愈々盛んになると同時に伽藍の再興新建立も進められていっ その学禅院日逢も宝永四年(一七〇四)九月十五日七十四歳を以て遷化。この年に遠沾院日亨上人は三十三世の法

院は二年前の宝永元年に遷化しているが、生前に古宮殿を高座石に移すことを発願していたことがわかるのである。 た棟札が現存している。本願主学禅院日逢上人、存生発起宮殿者往古大堂二有之改造之後移此堂とあるように、学禅 宝永三年(二七〇六)十月十三日、身延山高座石の祖師堂が新建立されるが、そのことについて遠沾亨師の書かれ

(74)

位置にあることが明らかになっていった。 十ヶ房他四ヶ房計二十四ヶ房を各門流の登山参詣の際の宿院と制定せるに至り、祖山は宗門の中において総本山たる

亨師は宝永七年(一七一○)六月十七日、身延山開闢会を肇めるが、さらに正徳二年(一七一二)には宿房の定二

の本尊を仮に報恩講曼茶羅と称し、久遠寺の執事等の役僧が甲州、駿河、又江戸へと出ていき、祖山の諸堂整備の 遠沾亨師が各地の報恩講中に授与した曼荼羅は宗宝調査の中でも数多く発見されているところだが、糸久先生はそ

る。 為の施主をつのり、勧募していき、その御礼に本尊を授与しているとも考えられるのではとの個人的見解を示してい

学禅院日逢もその役僧の一人であり、執事として勧化に甲駿地方を歩いた僧である。法主のように表舞台に出るわ

(1) 註 影向石ノ社」

学禅院日逢立:小社:]

(身延山諸堂記)

(2)七面山

幣 殿二間半三間一明神本宮三間半三四間

廊 御 供 屋三間四方 下二間三四間の方之同 殿六問三四問 同画

池太神宮七尺二間 庫 東六周半二八周半 再建十一間 同一瞬

随 身門二間半三二間半]

堂九尺四方]

龍。客;鐘 屋字

此時執事學也以一学禅院日逢巡,甲駿両国,勧,化道俗,一

(3)

神力房一

江戸中期における諸堂整備について(奥野)

境内四畝廿七歩除地正徳二 至辰 年迄百廿七年也〕開基法愈土 三年在住一間二間ノ小屋立5之,二代徳順〕 世之子今夜之 三代

(身延山諸堂記)

日通 判形

(75)

江戸中期における諸堂整備について(奥野)

法栄州五年作,三間四間庵,故一為,開山, 四代法源日流廿七年代学禅院日逢以,七一面社古材木,造,三間四間堂,奉ゝ安,置三宝 (身延山諸堂記)

(4) なり。故に古規先例並びに其影響する所大なるを以て通上遺状の如く仰付らるべきこと。 可なり。然るに脱上一人を定めらるるを鬮取にせしは遺状の破毀となり、一面には一宗諸山に於ける遺状無効の濫を来すもの 等時の上人支配は古法則なり。殊に後住の儀は当住の選定に依り来りし事、闫通師の设状遺言に候補二三人認め有らば闡取も らかなり。通師が脱師を選定せること決して卒勿に非ず。然るに闡取にするは不可なり。口身延の寺は寺中坊頭諸末寺の住持 持に不適当なるか、又日通の行為卒勿なるか。脱上は京関東能化職殊に本山立本寺住職たるを以て見るに相応の仁なること明 **遺状派の主張を見るに⊖既に遺状確定するにも係らず、漫りに私悄を以て之に反対し觸取の異議を主張するは、日脱身延住** (身延山史一四九頁)

(5) 子として、墳上遺言先代闡取の儀承知なるに通上に奉公して先例を破るは師敵たる事、出闡取の先例あるを以て我等の邪儀に 事、川学禅院・大林房・麓房・山本房の四人は通師の門人にて近年「衆徒」となれるもの、顕妙院・正法院の二人は境上の弟 り、八遺状破格の悪例を醸すといふも、人情と仏祖の照鑑と同様に致し難き事、並びに一宗諸山の闡取の先規茲に相破るる 法なし。故に当住の自由に任ず可からざる事、씞一人闡取の先例は日莚上人奠上の遺言なりしも之を闡にて請待せし事例あ し異議を主張するは不可なるも既に觸取の先例あるに似って不儀ならざる事、灼後住撰定を当住の計となすの御朱印並びに寺 はず鬮に当らざる時は質首として仰ぎ難し。闫通上は日莚上人の補弟として祖山に晋みしにも拘らず、先々住莚上在世なるに を請じたりし先格あり。我等は仏祖の内証に叶ひ当れる場合は先後輩を簡ばず承引す。口如何に名匠たりとも仏祖の内証に叶 一往上人に相謀らずして後輩を決せるは不審なる事、四通上遺言状文言日境遺状に相似たること不審なる事、団身延寺法に対 反対派の主張は臼先規の法式に依り宝前にて可否を決すべし。殊に境上遺言に奠莚二節を認めありし時闡取に依り日奠上人

(6) 一、久遠寺住持日通及『死期』以『飯高学室隠居日脱』可』為『後住』之旨遺状載』之、江府三ケ寺』も其段申達之間、日脱入院奉』 (身延山史一五〇頁)

化より晋山するに際し碩学名匠五十三人撰出して鬮にて相定めば依怙贔負の沙汰相絶え山永々の紛糾を根絶するに可なりとあ 非ず、隠居日莚上人の沓状にも日脱仏祖の内証に叶はざば鬮に当るべし、此已後住僧は末代迄飯髙・中村・小西の三談所の能

願之由学禅院等申之旨証文無、紛事

所,欲申様之条不屈事

御遺状定.後住者,依怙贔負難,計之間、後代迄為法為山之条、向後仏前之閻奉,願之由、身延隠居日莚申,之、雖,然以,闡 人ハ御追放、惑雲院・覚林房・武井房・円台房・禅定房右五人此度之為,"張本,之間、遠島披,"仰付; 侯者也。 方弥申募候儀、不,似,合隠居,仕方ニ候、仍、之日莚儀ハ御預ケ、恵性院・法性院・鏡像院・真如院・本応院・恵林房右六 相定之儀諸寺諸山無『其例』、况又新規之企甚曲事ニ侯、日脱事、今度日莚ニ相尋侯処、久遠寺住持相応之由申』之、、然上 ハ日通道状旁以有。謂之処、圖方非識申出 非。僧徒之所行,侯、日莚儀双方立加,異見,無事可,相謂,之所、却而致,荷擔,圖ハ日通道状旁以有。謂之処、圖方非識申出,非,僧徒之所行,侯、日莚儀双方立加,異見,無事可,相謂,之所、却而致,荷擔,圖

(7)顕妙院日兼上人の事。境師門人で亨師より贈号を受るとある。覚林房の十四世であるが、反対派に覚林房とあることから、当 延宝七年 己未 十月四日 (身延山史一五二頁)

時は定林坊の十二世であったと思われる。因みに十三世学澄院日乗大徳、十四世通遠院日融大徳、十五世智照院日耀大徳とも

(8) 正法院日運上人、竹之坊十八世中興、境師第子正運庵開基とある。(房跡2に通師の門人とある。(房跡録)

(9) 大林房十五世、大林院日誠大徳か? 通師弟子とある。(房跡録)

(10) an) 瑞光房 (房名) 十九世、顕了院日盛上人、通師弟子一老職、志摩坊十一世高雲庵江閑居五世也。 上ノ山 (場所) 松平下総守消長母、瑞光院菩提ノ為建立ス。始メ覚王房、後改ム 施 き

芳心房 同 松平相模守光仲室芳心院日春夫人

酒井遠江守母废雲院日通夫人

長安房 同 幸阿弥与左衛門覚樹院日良

松平下総守滑長母儀妙応院日威夫人

法菌房 同 江戸浄心寺日念上人

妙応房

慶宴房

同

滑玉房 同 施主不詳

忍脱房 同 施主不足ニ付、脱師自ラ建立

見俊房 同 御本丸梅の方侍女妙香院貞俊日玄夫人

江戸中期における諸堂整備について(奥野)

(77)

江戸中期における諸堂整備について(奥野)

春光房 上ノ山 御本丸梅の方妙梅院春光日恵夫人

高 い り い り し い り り り り り り り り り り り り り り	常学茶	沙兽房	本学房	信了房	芳香房	松玄房	真善房	見塔房	実道房	仙台房	宗賢房	中山房	宗幸房	顕成房	消閑房	脊窓房	円光房
醍 同 同 翻 谷	南后谷	司同	同	同「	司同	同	同	棚沢	稲荷	中谷	同	同	西谷	同	同	東谷	同
今村伝三郎室高雲日心夫人富士郡消八良右衛門八代前島三郎右衛門	精進川佐野五兵衛常栄日正 江戸事 「PMBFFF	Lintと、P落売日を 駿河大宮町渋谷平兵衛外三人	落居本照寺隠居本学院日栄上人	京欲賀作十郎信了院日源	中川左渡守奥哥芳春日吾夫人和伊大郑言室天真院好仁日邪夫人	吉原渡辺市郎右衛門松久院日茲	稲葉石見守真兽院大寿日賢	見塔院妙蓮日宝夫人	河原口村消九良右衛門	仙台陸奥守室萬寿夫人	野沢弥右衛門・伝五右衛門	加賀守侍女中山女	江戸長崎屋平左衛門(宗幸・妙幸)	楮根正行寺隠居顕成院日照上人	小河原内藤与兵衛(消閑・妙閑)	稲葉美濃守息春窓日芳	永見新左衛門

長松房 田代 松平隠岐守母長松院日栄夫人

宗林房 滑耀房 同 江戸木内七兵衛 仙石越前守政明室潸耀院日净夫人

長寿房 中川佐渡守久恒

(12)

身延山久遠寺者為:日蓮法華一宗之大導師,故、著,紫衣,令,参 内:宜-施:大乘経王之法威,特奉---祈;国家安全宝祚延長,者、

(身延山史一四五~一五六頁)

元禄六年五月六日

天気,執達如,件

右 中

弁

(身延山史一六〇頁)

妙法華院住持日脱上人御房

(13)

杉之坊□□、覚林坊日俊、消水坊日□、南延坊日蔵、本善坊日□、麓坊、宗窋坊、仏寿坊、蓮信坊、観松坊他が読み取れる。 神田鍋町御鋳物師太田□守藤原正儀作とある。又、台座には、江戸浅草東中町講中五拾人、大黒屋喜兵衛、紀伊国屋忠右衛門。 覚林坊日俊は十六世一行院日俊。消水坊は通師の弟子遠光院日説か、麓坊は本寿院日栄大徳か、蓮信坊は日定院日具か、いづ 天下泰平国□安全、参詣之衆中硯当二世大願成就祈者也の文字が読み取れる。 される盤位が刻まれているが、聴聲院妙寿日量の脇に元禄十一年四月十五日とあるのは、追刻されたものと思われる。その他、 若松屋茂兵□、江戸富澤町七日講、十二日講、十三日講等の名が見られる。又、通玄院殿菩提、本空院殿日習光照大姉等回向

(14)

れも房跡録中、遷化年月日等から推定。

(15) 右側には奉讀誦妙経五千部成就又塔頭祖廟前永代毎日不退讀誦齡其施僧料甲金一百両棚前牌站。其人也與列吾山評定座已至番印 役勤且兼帯 下曾根村原図明寺聖跡

十一月二十八日とある。本尊の裏には、市川角太郎ョリ本尊壱福(魚住日甲求之とあるが、日甲とは消水房三十二世、松井坊 左側には郁労危感其此等功及有志誠心而今預許聖號於吾山以勵生生修善之労勲焉授興之一行房職一行院日俊上人享保二丁酉年 歴世事遠院日甲ではないかと思われるが、なぜ妙石坊にあるのかは疑問。

(16) 元禄十二年五月十三日、當山発心者 石経供養、命日満首題千五百万遍、右以善根二世所願成弁之処 江戸中期における諸堂整備について(奥野) 開眼供養施主……と読

(79)

江戸中期における諸堂整備について(奥野)

(17) 六老僧塔在,此所:]

卅二世日省節武川十三四夫高座石発頭使二 諸人帰敬; "有年学禅院日逢勧;道俗;与;銭窮民;一令,捨,石巷;写妙経;収;此処;起,石塔;了,","

(身延山諸堂記)

(18)

開基者山本坊十八世学禅院日逢《妙石庵造】立主法蓮求、今下拾,世財,当房永代相続上願主】「於予感」心之,授,与本尊,者也]

(身延山諸堂記)

稲荷大明神二間井 拝殿座町町1

(19)

社 并 拝殿元禄十三 贞辰 年十二月朔日 日省跸司 再興発願主学禅院日逢(社 非宮殿再興一実道房日修正徳元 等卯 年五月成就其ノ年一八月廿三日ノ大風ニ皆破損ス一

神像ノ座 井宮殿正徳二 壬辰 年再建一

別当ノ房四間 | 六間 元禄十四 辛巳 年成就日省師ョリ] 学禅院日逢 スエ 授与之本尊有」之]

影現七面大明神三問四方外縁三尺五寸]

灯籠の胴部分が六面に分かれており、一面には南無妙法連華経 日省花押

棟札元禄十四年 辛己 十一月廿九日(日省判形) ウラサニ大工棟梁尚・宮内宗次(発起王学神院日達(以上)

(身延山諸堂記)

後の五面は妙法蓮華経になっていて、妙には

元禄十四年

奉勧読妙経五百部

奉勧唱首題十万部

奉往詣月参卅六度

右所願成就日勧世財於十方

祈自他俱安同皈常寂者 **栖越鐘建唐銅灯籠一基以**

(身延山諸堂記)

九月中院二日

山内からも参画していたことがわかる。 寺鸞淡院日乗、牛込消隆寺日遵、駒込法輪寺秀学とある。又、傘の部分には、覚林坊十六世一行院日俊の名が刻まれており、 祖智見院日迅聖人、同廿七祖通心院日境聖人、延山西谷楹林能化智性院日遼聖人、流谷妙境院日義、母教寺日示聖人四谷戒行 法、蓮、華の各面には先師の名並びに題目施主等の名が連なっている。その中から読み取れた主なものをあげると、延山廿六

経の面には、

武江浅草玉泉寺下本願主勤修院自覚日了

同神田鍜治町鋳物師奥田出羽大拯長廣作奉納唐銅灯籠一基礎紅祖節大菩薩御宝前

こ ある。

『 祖山の永紫衣勅許

を賜はるに至れり。祖山の面目又甚愈々盛んなり。

円脱節の時祖山賜紫の事あり。次いで省師紫衣勅許の栄に浴せり。然るに宝永三年日亨上人の時に至りて永紫衣着用の勅許

常紫衣奏謂奉杳

伝奏衆迄可、被、申達、候、恐々謹言、甲斐国身延山久遠寺常紫衣被、仰付、侯、勅許有、之候様

大久保加賀守忠増 判宝永三 冯戌 四月五日 井上河内守正岑 判

秋元但馬守喬朝 判稲葉丹後守正通 判

土屋相模守政直 判

(身延山史一六九頁)

松平紀伊守殿

江戸中期における諸堂整備について(奥野)

(81)

田代髙座石ノ祖師堂編(ママ)三門 日亨代宋述三丙戊年江戸講中新建立模札有之一奉行僧観 庵三川半二八川 号,妙石座,

(23)

静房日諦大工棟梁池上宮内宗次

金像ノ祖師ハ初ハ安、置奥院、後移正立二

宝永五 戊子 年宫殿改造後古宫殿移;此一 宮殿 ハ 大選房日守寄進大工池上縫殿允正重 堂:從;江戸講中;出;金子十両;成;古宮殿施主;一

行僧観節坊日節大工模架分延門前池上宮内宗火。| 「特観節坊日節大工模架分延門前池上宮内宗火。| 「特閣市の大工模架分延門前池上宮内宗火。|

宿房の定(三十岁)

(24)

林蔵房 立本寺 (京都) 、大石寺 (常士) 経王寺 (堺) 海浄寺 (信州) 本妙寺 (中山)

弘法寺(真問)妙顕寺(京都)了仙寺(伊豆)感応寺(駿州)海源寺(海老名)実相寺(領後)

隅之房 丹後但馬当門徒、本隆寺(京都)妙純寺門中(和州) 本国寺(下山) 七ヶ国六条門徒、妙了寺 (甲州)

端場房

竹之房 窪之房 蓮永寺、本覚寺、海長寺 (駿州) 妙満寺 (京都) 本妙寺門中 (下野) 長法寺 (೪) 本門寺 (池上) 本土寺、妙本寺 (比金) 正法寺 (小西) 妙興寺 (野州)

消水房 松井房 妙顕寺門徒(京都)妙成寺(紀州)雲雷寺、海宝寺、成正寺(大阪)、法要寺(周防) 誕生寺、妙覚寺門徒、諸門徒 (ᇂ州) 本禅寺 (京都) 本成寺 (內見)

南之房 玉沢門徒、水戸諸門徒、孝勝寺門中 (仙台) 感応寺 (伯州)

下之房 北之房 本成寺門徒 (越後) 岡宮門徒 (吸州) 妙法寺 (越後) 發珠寺、法音寺 (紀州) 遠妙寺 (平州)

樋沢房 当門徒古末寺 (江戸) 法輪寺 (飯高) 妙蓮寺 (常士) 遠照寺、長源寺 (信州) 東金門徒 (上野) 妙光寺門徒(上韓)感応寺門中(東京)鷲山寺門徒、広昌寺(讃皎)

諸国京妙覚寺門徒、本陽寺(イイ州)

杉之房 立正寺 (休息) 国前寺 (芸州) 妙顕寺門中 (佐野) 本立寺、大法寺 (八王子) 、宝滑寺 (小川)

志摩房 諸門徒(遠州)妙法寺(小室)要法寺(土佐)妙蓮寺門徒(京都)長遠寺(信州)常諦寺(蛟州)

岸之房 本門寺(宮土)法華寺(宮土)要法寺(京都)鏡忍寺門中、本遺寺(大野)

定林房 本能寺 (京都) 長遠寺 (甲州) 弘妙寺 (信州)

(相州) 諸門徒 (近江)

寺、実相寺、妙照寺、聴法寺 (〒州)

覚林房 諸門流 (江州) 諸門流 (佐萸) 六条門徒、根本寺、妙宣 本門寺門徒 (京都) 妙伝寺、本覚寺 (和、豆) 当門徒 (足州) 玉伝寺、浄永寺、

右二十房の外

碑文谷法華寺門中

西之房

信立寺 (甲州)

円台房

大乗房

净光寺(全年)

実相寺門中(駿州)蓮乗寺(駿州)本立寺(相州)

(身延山史一七六~七頁)

江戸中期における諸堂整備について(奥野)

		五	一六七七
		四四	一六七六
神力房四代法源日流代学禅院日逢七面社ノ古材木ヲ以テ三間四面ノ堂ヲ造ル			
此時執事山本坊歴代学禅院日逢甲駿両国ヲ巡テ道俗ヲ勧化ス			
八月八日 七面山敬慎院明神本営幣殿拝殿など 式建立 日通判形			
学禅院日逢七面山参道に彫向坊開基(影向石の社を建つ)		<i>"</i> 三	一六七五
		* 1]	一六七四
		延宝元	一六七三
通 寂遠日通、池上本門寺より三十世に晋山す。	三十 日通	" +:-	一六七二
		" +	一六七一
		+	一六七〇
六月十五日 鷲峰日詳(西谷檀林六祖奥之院祖師像再與願主、妙顕寺池上代々)化す。		<i>"</i> 九	一六六九
		″ 八	一六六八
莚 十月二十三日 廿八世日 奠 化す。(67) 隆源日莚妙顕寺より晋山。	二十九 日莚	<i>"</i> 七	一六六七
		" 六	一六六六
		<i>"</i> 五	一六六五
		* 四	一六六四
七月二日 法春日陽にあて本尊授与。奉唱首題三百部(北之坊に現存)	日奠	寛文三	一六六三

江戸中期における諸堂整備について(奥野)

五月六日 東山帝より紫衣参内勅許の綸旨を賜る。	^	// 六	一六九三
	五	<i>"</i>	一六九二
四月二十八日 幕府非田新義の禁令を発す。	四	<i>"</i>	一六九一
			一六九〇
この年、日脱、池上日玄、谷中感応寺など非田不受不施派を訴う。	11	<i>"</i>	一六八九
	元	元禄一	六八八
この年、日脱発願祈祷堂三十六坊成り不断に妙経を読誦せしむ。	四	"	一六八七
	Ξ	<i>"</i>	一六八六
	=	"	一六八五
「貞享元甲子歳九月板行之田舎遠国参詣発心勧者也」左砐下部「洛陽妙信院法悦」とある。			
この年、日脱、三十六祈祷堂を新建立し昼夜に妙経を読誦せしめる。	元	貞享	一六八四
	Ξ	"	六八三
	1-1	"	一六八二
	元	天和	一六八一
十月十日 宗祖四百遠忌	八	"	六八〇
の因)日脱晋山。			
日脱 二月十一日 通師瑞輪寺に化す(66) 二月二六日 日通の遺状を祖山で披見(後董粉料	七三十一	"	一六七九
	六	延宝	一六七八

江戸中期における諸堂整備について(奥野)

見龍日裕、一行坊開基一行日俊に本尊授与。(自読妙経五千部八角堂常経甲金百両納主)	=	七七一七
	保 —	一七一六 享保
一月二十八日 芳春坊三世観静坊日諦化す。	五	七五
	四	七四四
三十四 日裕 六月五日 見龍日裕小湊誕生寺より三十四世に晋山す。	===	七三三
四月松樹庵祖師堂、敬神坊稲荷大明神像座・宮殿。	=	七二二″
	正徳元	七二一正
石を以て之を築き一式新に建立す。		
往古より之有と雖、巧壊する故に亨師自分の志を以宝永八年の春地を開河水を避ける為の		
六月十七日 身延山開闢会を築む。十一月十一日 宗祖御廟守の寮妙福庵。	七	七10 /
一月一日 一行坊開基一行日俊祖廟前読誦妙経全部の願を立つ。	六	一七〇九 ″
五月一日 妙石坊二世宗善日顕(祖堂建立願主)化す。五月九日 祖師堂宮殿等新造営。	五	七〇八
	四	1404 "
十月十三日 身延山高座石祖師堂新建立 施主 江戸一結講中、本願主 学禅院日逢上人。		
四月五日 日亨、身延常紫衣の綸旨を江戸城にて受く。	Ξ	七〇六
	宝永二	七〇五宝

玄奘の苦難の旅路とその業績(翻訳)

者 町 田 是

正

訳

矾者 まえがき

うか。若しかすると、江上波夫教授が云う騎馬民族の末裔だという血潮が騒ぐからであろうか。 が始めて用いたという。この荒漠たる砂漠の道・シルクロードの名称が何故に日本人のロマンを限りなく掻き立てるのであろ た求法僧として有名であり、中国の四大訳経者の一人として、その訳業の後世に遊した貢績は多大である。 シルクロード(Seiden-stra βen)の名称は、ドイツの地理地質学者のリヒトホーフェン(Ferdinand von Richthofen) 玄奘三蔵は荒漠たる砂漠の道・シルクロードを幾多の危難と艱苦を克服して印度に渡り、六百余部の梵文仏典を中国に将来し

道、それがシルクロードであった。訳者はシルクロードの群像中から玄奘法師を選びその足跡を追ってみることにした。 等々……。仏教は西から東方へ、紙と絹は東から西方へ。商人の往来した道、王朝や民族の興亡した歴史の道、そして情報の 思想を唱えた大谷光瑞。⑩三度にわたり敦煌・ホータンを探査して多量の敦煌文樹を発見したスタイン (Mark Aurel Stein) 漠横断・楼蘭を発見したスヘン・ヘディン(Sven Hedin)。⑨日本仏教の源流を求めて中央アジアの聖跡を歴訪して汎アジア ④天山南麓の亀茲の人、華麓な訳業を成した鳩摩羅什。⑤律を求め釈尊の故地へ旅立った老僧の法顕。⑥玄奘。⑦元朝に仕え 駒を進めた前漢武将の張繇。②蒙古髙原の英傑・蒼き狼こと成吉思汗。③サマルカンドにイスラム文化の華を咲かせた帖木児。 域南道(オアシス南道)である。この茫漠たる広大な西域を駆け巡った英雄・英傑は数知れない。①匈奴を追撃して大月氏まで 「世界の記述」(東方見聞録)を甞き大航海時代の幕明けを掻き立てたマルコ・ポーロ。⑧中央アジアの探険、タクラマカン砂 本訳稿の原本は、李光璧・銭君曄編『中国歴史人物論集』(北京新知三聯曹店刊・一九五七年)所収の燕羽著「玄奘的艱苦経 古来シルクロードは、三大基幹道を活動の舞台としてきた。⑴天山北路(ステップ路)。⑵天山南道(オアシス北道)。⑶西

玄奘の苦難の旅路とその業績(翻訳)(町田)

(89)

玄奘の苦難の旅路とその業績(翻訳)(町田)

歴及其貢献」である。本魯は訳者が当短大の外国史講座一単元「絹の道」の講義に用いた参考资料中の一冊である。

翻訳に当り次の点に留意した。

⑴原本は中国政府の漢字簡化法に其き独特の略字が用いられている。訳出に当り簡化略字はすべて我国の当用漢字に改めた。例

えば、优は優。达は達。众は衆。兰は蘭。积は積。补は補。从は従のように改めた。

⑶人名・地名・事項には訳者のルビを付し、また必要に応じて訳文に解りやすい原文をルビとして付し学生の参考に資した。 ⑵原書の本文・原注に引用されている資料は、すべて原文のままにした。但し必要に応じて本文引用資料には、訳注ルビを付し て学生の便に供した。

目

次

三、玄奘在印度的栄誉和収穫 一、前言

二、玄奘在求学過程中的艱苦経歴

四、玄奘在歴史上的作用和貢献(省略)

五、結語(省略)

、まえがき

彼は道中の幾多の危難と艱苦を克服して、印度に留まること十七ケ年、百十ケ国を歴遊した。この間、多くの高名な 唐の高僧玄奘は、中国歴史上で最も重要な人物の一人である。当時、(Hsan tsang, Xuán sáng 六〇二十六四) 唐朝は密出国を厳禁していたが、その情況下、

ケ年、中国と印度文化の交流に偉大な功績を残したのである。玄奘に対する歴史的評価を幾つか紹介しておこう。 大徳と接見して教えを受けた。そして求法研鑚・仏典蒐集を成して帰朝、仏典論書の訳業と著述に専念すること十九

玄奘是中国第一流学者、決不居第二流以下[8][1]

他有溝通中印文化之功、在交通史上他占着最重要的地位 是有史以来翻訳家中的第一人

是中国歷史上最偉大的旅行家(発生)

これほど誉れ高い栄光の評価は、彼以外には見当らない。彼を除いて、第一流の学術者、翻訳家、旅行家は他には

印度求法の艱難な旅路と辛苦の研鑚の情況について述べてみたい。 が、特に求法のために言語を絶する艱難を克服して印度に赴いたことは、強靱な探検精神によるところである。まず 居ない。また最も傑出した探検家の典型であった。このように彼は最高の栄誉を得、すぐれた業績を残したのである

(2) 柏楽天語・見偉大的翻訳家玄奘、敬翻訳通報二巻六期。

架啓超語・見中国歴史研究法補編第六章玄奘傳的做法。商務印杳館。一九四七年版。

- (4) 向達玄奘法師、城旅行家一九五五年第四期。 (3) 馮家昇語・見回鶻文写本菩薩大唐三蔵法師傳研究報告、中国科学院一九五三年六月出版。

二、玄奘の勉学艱苦の旅路

玄奘(六〇二―六六四)は俗姓を陳、名を禕、隋の仁寿二年(六〇二)河南省洛州緱氏県遊仙郷(偃師県南)に生 玄奘の苦難の旅路とその業績(翻訳)(町田)

(91)

れた。父の名は陳恵、学問を好み人々の敬慕をあつめた。四人の子が有り、玄奘は末子、幼少より聡明で学問を好ん

だ。彼の容姿について

と見える。南北朝時代に隆盛した仏教は、隋朝の統一後に成熟していった。玄奘の第二の兄・陳素(法名長捷)はと見える。南北朝時代に隆盛した仏教は代の仏教と特徴づけられている) 及長形長七尺余、身赤白色、眉目疏朗、端厳若神、美麗如画『鈴子

東都洛陽の浄土寺に於て出家修行していた。東都浄井寺(大正蔵五〇巻日の二二頁)とある)

以奘少罹窮酷、携以将之、日授精理、旁兼巧論の

に合格、以後、仏教学の研鑽に専心して生涯意ることがなかった。
意欲遠紹如来近光遠法。善果深溢其志。又實其器貌。故特而取之」(大正蔵五〇巻川の三二 頁)とあって土三才の少年が特遇された理由が分かる) 大業八年(六一二)東都洛陽に於て度僧の勅令が発せられた。玄奘は時に十三歳、年少なるも出家度僧の選に特別(天業十年(六一四)歳が有力)

玄奘は初め浄土寺に在って、涅槃経(仏教思想中心的経典)・摂大乗論(是総合大乗要義的著作)など仏教の基本(朔州の景徳神師の講義を聴く)(厳法師の講義を聴いた)

経典に関して、精神を集中して学習した。一度聴いて理解、二度聴いて忘れず、驚く速さで精通していった。 隋朝末、農民暴動が中国全土に広がり、学問僧は続々と西方へ逃避した。玄奘も兄の長捷と四川蜀の成都に往く。(大菜+ff (六一四) 農民叛乱諸国に起り、指導者李潔唐朝を興す (六二八年)

この逃避行の間、空法師、景法師、基法師、 励精無怠 (All e) **暹法師に就て修学を怠らず、その精進ぶりは**

峡を舟で下っている。荊州(湖北江陵)の天皇寺で求められて講学すること半歳、更に北上して趙州(河北趙県)にら南北省莒□に至る間の三峡む と評せられた。数年を学僧が雲集する蜀で過ごし、学業大いに進んだ。各地に高僧を訊ね、友人と険阻で名高い三と評せられた。数年を学僧が雲集する蜀で過ごし、学業大いに進んだ。各地に高僧を訊ね、友人と険阻で名の

於て道深から成実論(小乗経部的要典)を学び、更に相州(河南監漳)に往き、戆休に就て雑心摂論を学んだ。(河北省の人・脱論所の極峻) 貞観元年(六二七)唐朝の都・長安に帰えり、道岳から俱舎論(小乗一切有部的要典)を学んだ。斯様に研鑚を重(常開の人・大党等作技・仏会論研究の極威・五六八十六三六)

に広まり、特に摂大乗論に造詣が深いとされていた。玄奘も両大徳の講莚に座して理解の速さを示した。両大徳は彼 ね、奥義を深め、衆に秀でていった。当時、長安に法常と僧弁の二大徳が居て、仏教学の権威と尊敬され名声は海内は、奥義を深め、衆に秀でていった。当時、長安に法常と僧弁の二大徳が居て、仏教学の権威と尊敬され名声は海内

を称讃して次のように評した。 時に玄奘は二十八歳であった。当時、長安に十大徳が置かれていた。貞観元年二月、十大徳の一人・慧因が病死し(高祖が武徳二年(六一九)僧尼統括、教団遺首の機関として殺置、数年で廃止) (荘厳寺住持) 汝可謂釈門千里之駒、再明慧日、当在爾躬、恨吾輩老朽恐不見也。自是学徒改観、榃満京邑、『記』

た。そこで右僕射宋国公の蕭瑀は奏上して、勅命を拝して玄奘を荘厳寺に住持せしめた。

貞観元年十二月、印度の学問僧波頗蜜多羅(波羅頗迦羅蜜多羅・波頗と略す、智光の意)が入京してきた。印度に真観元年十二月、印度の学問僧波頗蜜多羅(アrabhakamitra, 中イントのクシャトリァのルff・ 智光の意)が入京してきた。印度に

於ける波頗について

遊摩伽陀国那爛陀寺、値戒賢論師盛弘十七地論、因復聴釆、及到長安、釈門英達、莫不修造(路話)

教学問僧の門を隈無く訊ね修学していた。ますます悩みを深めていった。即ち唐代の仏教は、

と見える。玄奘は波頗から大小乗の総べてを聴講して、西域行の思いを強めた。すでに玄奘は中国々内の有名な仏

詳考其義、各樹宗途、験之聖典、亦隠顕有異、莫知適従(原注ほ)(決々の宗派が説を立て、蝦夷と照合してみると、説く所に異同があり、満足の解答を与えてくれない)。

という情況であった。玄奘は波頗の講説を聴いて、法顕三蔵の仏跡踏破の足跡を追従する決意を固めた。(ハリリカテートgi〇) 香遊西方、以問所惑、辯取十七地論、以釈衆疑(原注4)(印度に留学して、十七地論の如き原典を取得すれば、多くの疑問が永解する)

予想される所であった。然しすでに、法顕や智厳のごとく大旅行を企て、その目的を達成した偉人も居る。「彼も人(法顕と共に西域周遠、後に中インドに赴く。後に再び海路インドに至る) 知れない。然し玄奘の仏典求法の西域行には、難問が横たわっていた。即ち、小説の西遊記の如く八十一度の危難が知れない。然し玄奘の仏典求法の西域行には、難問が横たわっていた。即ち、小説の西記の如く八十一度の危難が たしかに十七地論、瑜伽師地論など大乗瑜伽学の重要典を印度から將来したならば、どんなにか意義が深いか測り

玄奘の苦難の旅路とその業績(翻訳)

玄奘の苦難の旅路とその業績(翻訳)(町田)

なり。我も人なり」と、仏典に直接に当る決意を愈々固めていった。

である。玄奘は同志の僧数名と連署で西域行の願書を提出したが却下された。国禁を犯してまではと、他の同志は挫 玄奘の西域行の第二の難問は、唐朝の統一政権が未だ強固ならず、ために人民の出国が厳しく禁止されていたこと、(図法に低れば、西方は玉門関を填としてそれより以西への交通は厳禁)

けて断念したが、玄奘ただ一人、初志を翻すことはなかった。西域行の準備を着々と進めた。

廣就諸奢、遍学鸖語、行坐尋授、数日傳通、側席面西、機候思聞(紫語)

驚異の速さでマスターしたのであった。 て習得の努力をした。「廣就諸蕃、遍学啓語、数日傳通…」とあることから、胡語と啓語(ブラーフ※文字で啓かれた梵語)を トバが少し解るか否かでは該国の文化吸収に雲泥の違いが生れる。玄奘も西域・印度求法を志して、西域語と印度の言語につい 訳者注…我々が海外旅行するとき問題となるのが語学力である。訳者の西ドイツ滞留、米国旅行の体験からしても、当該国のコ

留学勉強が成り帰郷する所であった。彼は密出国する玄奘に随行して、危険を顧りみず出立した。秦州・蘭州を経て、 貞観元年(六二七)長安を出立していった。(原注16)偶々、秦州(甘窟天水)の留学僧であった孝達は、長安での(長安出発の年次について、元年説・三年説があり、今日に至るも尚、論議されている)

当時の重要地の涼州(武威)に到達した。

う命じた。幸運にも当地方の仏教界の領袖・鷙威の援助が有り、二人の弟子を随行させ、秘かに西方へ脱出させた。(蟄蔵は英の人所と字幕に敬意を表し、弟子の慧琳と道意を遵び勉行させた) に入る所となった。李大亮の得た情報によれば、玄奘は国禁を犯した密出国者とのこと。そこで速かに長安に還るよ 講じた。西域諸国の商人も多数聴聞した。玄奘の印度求法の噂が忽ち各処に傳播していった。涼州都督の李大亮の耳 涼州は唐代の西域交通の要衝で商業が盛んであった。玄奘は大歓迎され、人々の懇請によって約一ケ月余り仏典を (主に記奏器と説論)

昼は潜伏し、夜中に進み、瓜州(安西有瓜州城)に着いた。

瓜州刺吏の独孤達は玄奘を歓迎した。玄奘は刺吏に西域路の情況を尋ねた。刺吏は人々の云う所ではと、次のよう

従此北行五十余里 有瓠蘆河(疏勒河)下嶽上狭、洄波甚急深不可渡、上置玉門関、是必経之路、即西境之襟喉也。(コロ河・ウのブルンキル)

れるならば、私のこの老馬に乗りなさい。この馬は伊吾まで十五度も往復して、よく道を知っている。法師の馬は稚れるならば、私のこの老馬に乗りなさい。この馬は伊吾まで十五度も往復して、よく道を知っている。法師の馬は稚 せん。途中、身命を落しても悔いはありません」と答えた。老人は玄奘の決意が強固なるをみて、「どうしても行かなん。途中、身命を落しても悔いはありません」と答えた。老人は玄奘の決意が強固なるをみて、「どうしても ません」と強く引き留めた。玄奘は「私は仏典を求めて印度に赴くのです。若し印度に到達できなければ東に帰りま て来た。胡人は老人について「伊吾国まで三十余回も往来して西域路に詳しいので連れてきた」と紹介した。老人は 送りましょう」と承諾して、明日の日没後に落ち会う約束をした。胡人石槃陀は痩せた赤馬に乗った老人と一緒にやっ た。間もなく胡人が餅や果物を持って玄奘に贈った。そこで西域行の決意を話し案内役を頼むと、胡人は「五烽まで 戒を授けると大満悦で帰って行った。玄奘が彼の胡人を見るのに、身体も壮健で態度も善く尊敬心もあるように思え 弥勒像の前で誦経していると、石槃陀という胡人がやって来て、礼拝して「戒を授けて下さい」と請うた。玄奘が五 速かに西行することを勧めた。玄奘は馬一頭を買ったが、案内役の馬子がいなくて困った。翌日、宿泊していた寺の 令書を持って玄奘を訪ずれると、玄奘は印度求法の真意を語った。李昌は深く感動して面前で命令通牒を破り棄て、 州の都督から命令甞が届いた。州吏の李昌は直に玄奘のことが頭に浮んだが、仏教を崇信していた李昌は、秘かに命 「西域路は遠く砂漠は危険、大勢で隊列を組んでも迷います。一人の旅など不可能です。身命を軽く扱かってはなり「西域路は遠く砂漠は危険、大勢で隊列を組んでも迷います。(紫男在甲昇二人以際三行) (不要目軽な命) 玄奘はこれを聴いて途方に暮れ、而も長安から苦労を共にした乗馬も倒れた。悩みつつ一ケ月途り過ごすうち、涼 関外西北又有五烽、住有守望官兵、各烽相去百里、当中没有水草、五烽之外、纔是莫賀延躓、伊吾国境。(宋門関を川るとゆ淡中に五カ所の関策を百里毎に扱け、守衛兵がいる)

玄奘の苦難の旅路とその業緻(翻訳)(町田)

<u>...</u> (95)

なすぎて西行は無理です」と、馬の交換を勧めた。玄奘は老人の言に随って馬を交換した。玄奘は石槃陀と共に出発なすぎて西行は無理です」と、馬の交換を勧めた。玄奘は老人の言に随何弘遠によるら言と符合した状況を思い浮べ馬を交換した) し、真夜中に瓠蘆河の岸辺に着き、彼方に玉門関を望んだ。玉門関の上流、十里程の所で胡桃の樹を切り橋をつくり、

馬を追って渡った。

当です」と勧めた。玄奘は応じなかった。気味の悪い思いをしながら、再び数里進んだ所で、胡人は立ち止まり、 夜再び眠に就いた。翌朝、胡人を起して出発の準備をはじめたが、胡人は「我々の前途は遠く危険で、水草も無く、 が覚めると、胡人が剣を抜いて彼に近づき、あと十歩の所で引き返した。玄奘は身を起し観音菩薩の名号を念じ、当(前人章故乃命起、向他走来) (直到十歩左近) ただ有るのは五烽のみです。烽の下に水はあるが、夜中に盗み水をしても発見されて命を失います。引き返すのが妥 閣夜を歩くことは出来ない。鞍を解き体息することにした。石槃陀と五十歩余り離れて眠についた。玄奘がふと目

切り裂かれ微塵となっても、貴方と一緒であったことは決して口外しない、どうか安心して下さい」と、案内を感謝 して別れた。これより玄奘は一人で砂漠を進んだ。 「私には家族も多い、国法は犯せない」と云った。玄奘は彼の気持を察して帰らせることにした。玄奘は「此の身が(我的繁煌的) (正法不可犯)

を数百の騎馬隊が軍旗を立てて行進して来る。さては匪賊かと疑っていると、忽ち幻影は消えていった。玄奘は不安(セウタを組み縁動教験を行う瞼) 怖と不安で歩いて行くと、気象が急変して、光の異常現象によって不思議な幻影が眼前に現われた。それは砂漠の中(歯)(歯)((歯)((のこと) を抱きながらも、印度求法の大願達成の思いは強固であった。 玄奘の前途は際限のない茫茫たる黄色の砂漠である。白骨や獣糞を道印として進むほどで、砂漠を一人寂しく、恐(惟器竹堆場第3番前進)

烽の西側に泉井があったので、そこに降りて水を飲み、皮袋に水を汲もうとすると、サット一本の箭が膝を刺すとこ 約八十里ほど進むと第一の烽が見えてきた。守備兵に見つかっては大変と、砂漠の凹地に穏れ、夜になって進み、

こと。国禁を犯しているので許すことが出来ない、として敦煌まで送り還そうとした。然し玄奘は印度求法の固い決 的を明かすと、王祥は畏敬の念を抱きつつも、西域路は遠く艱難であること。法師が目的地に達することは不可能な と叫び、馬を引いて烽に向った。城門が開かれ兵士が案内に立った。指揮官は校尉の王祥と云った。玄奘は西行の目 ろであった。驚いていると第二の箭が飛んできた。彼は大声で「私は都から来た旅僧です。箭を射ないでください」のであった。驚いていると第二の箭が飛んできた。彼は大声で「私は都から来た旅僧です。箭体不要射象)

不東移一歩、以負先心解的 然恨、仏化経有不固、義有所闕、故無貪性命、不憚艱危、暫往西方、遵求遺法………心欲拘留、任即刑罪、奘終 意を語った。

り送り、「此処から真直に第四烽に向って下さい。そこの校尉は心の善い人物で、王伯隴と云い私の一族です」と云 王祥は不憫に思い、また感動して、親切に法師を休養させた。王祥は部下に命じて水と餅を用意させ、自ら十里余 (97)

玄奘は第四烽まで三日をかけ歩いたと思われる。 訳者注…第一烽から第五烽まで、各烽の間隔は中国里で百里(四十キロ)毎に設けられていた。百里が一日の旅程であったから、

を説明した。玉伯隴は消息を聞き大いに喜こび歓待した。翌日、大きな皮袋に水を入れ、馬料の麦を用意して見送り、 「どうか第五烽には立寄らないで下さい。そこの人は軽卒で思慮がありません。此処から百里ほど西に野馬泉が有り、(覇地不多連門第五株) 玄奘は王祥の指示に随って進み、日暮時に第四烽に着いた。急いで馬を牽いて烽に向った。看守に向い王祥のこと

そこで水を補給して下さいと注意した。

玄奘の苦難の旅路とその業績(翻訳)(町田)

が見当らない。水を飲もうとして重い皮袋を落し、飲み水をこぼしてしまった。必需の水を失い、行路も不明となっ 火が群生のように輝いた。玄奘は只ひたすら求法を胸にして進んだ。砂漠の路は迷い易い。百里余り進んだが野馬泉 鳥なく、地に走る獣なく、水草も無し。往く人は怖れ艱苦の旅路、流砂河は悪鬼が現われ、熱風が吹き荒び、夜は妖 たこと確しかめ、観音菩薩を念じて西北に進んだ。 たので、第四烽に引き返そうと思ったが、「吾れ先に発願して、印度に到達するまでは一歩も東に還るまじ」と哲っ 第四烽から先は莫賀延礩の旅である。延確の延長は八百余里、古くから流砂河と呼ばれる大戈壁である。空に飛ぶ第四烽から先は莫賀延礩の旅である。延確の延長は八百余里、古ののでは、東京では東古朝の表記で、東京のこと

是時四顧茫然、人馬倶絶、夜則妖魑挙火、爛若繁星、昼則驚風擁沙、散如時雨、雖遇如是心、無所懼但苦水尽渇

視力もハッキリとなり、馬も立ち上った。気力が回復して再び歩き出した。実はオアシスの近くまで来ていたが、発視力もハッキリとなり、馬も立ち上った。気力が回復して再び歩き出した。実はオアシスの近くまで来ていたが、発 十里ほど進むと、赤馬は方向を変えて横道にそれた。玄奘は驚いて制止したが、そのまま数里行くと青草の原野に出 見できなかったのである。砂漠に慣れていた赤毛の老馬は、特殊な嗅覚と方向探知の能力が発達していた。それから て、清水の涌く池を発見した。玄奘は歓喜し、一日休養をとり、水を吸み、草を取り、再び進んだ。二日の旅程で流 然し玄奘は艱難をのり越えた。彼は五日目の夜半まで寝て動かなかったが、俄かに涼風が吹き身体が快方に向い、 不能前、是時四夜五日、無一渧沾喉、口復乾燋、幾将殞絶、不復能進、遂臥沙中、黙念観音の問題

鶏鳴の時刻に王城に着いた。街道には燭を並べ、国王自ら出迎え、玄奘を奥殿の楼閣の豪華な張幕の中に着座させ、(沪吾と高昌は中国里で五百里、午前二時後明は前) あった。文泰は玄奘が伊吾に滞在していると聞き、直に使者を伊吾に派遣して法師を送るように命じた。使者と共に 伊吾国は西域の大国・高昌(新彊自治区的吐魯蕃)の臣下となっていた。高昌王は麹文泰と云い漢族の人で

砂河を抜け出て伊吾国(新彊自治区的哈密)に到着した。

女と共に来て礼拝した。 「私は予て法師の高名を聞いており、今は寝食を忘れる思いです」と、感激の挨拶をした。やがて王妃も数十人の侍

なり生涯供養します。高昌国のすべての僧の師となって欲しい」と嘆願した。玄奘は答えて「国王の厚悄は大変に喜 辞した。滞在十日余り、玄奘は高昌王に向い、出立したい旨を告げた。国王は強く引き留めて「法師よ、私は弟子と 学僧彖法師並に髙昌の髙僧八十人を集め、玄奘に対して永く髙昌に留まるよう懇願した。玄奘は印度求法を理由に固 しく思います。而し私は国禁を犯して印度を目指している身です。種々の艱苦を克服して当国に来ました。いま此処 玄奘は翌日から王宮に隣接する寺院に居を移した。王は王妃や侍女をひき連れ礼拝し、王が崇敬していた長安の留

を動かさぬ様子をみて、国王は愈々心をひかれ、それ以後は毎日食膳を国王自らが捧げ、情を以って法師の心を動か(毎天吃飯、中里製目標盤) 以上は放さぬ、若し往こうとするならば長安に送り還してやる」とおどした。然し、威しても賺かしても、玄奘が心感者は後の間以前) に留まることは出来ません」と明言した。髙昌王は声を荒げ大声で「どのような手段をとろうとも、留めると云った(就協衆成祭地大声威労党説) (1定留体、体安能速脱、

遂哲不食、以感其心、於是、水漿不涉、於口三日、至第四日、王覚法師気息漸惙、深生愧惧。

国王は法師の体力の衰えを見て、頭を地につけ深く謝罪して、法師よ自由に西行して下さいと、引き留めを断念し

そうとした。それに対して、玄奘は断食して自らの決意の強固を示した。

ち寄り三ヶ年留まることを要請した。また出発に当り、向う一ケ月間「仁王般若経」の講義を願った。玄奘は承諾し た。国王の提案により、二人は寺院に於て、母親の張太妃を証人に立て仏前で兄弟の縁を結び、印度の帰路、必ず立

て出発の準備に入った。

波瀾曲折を経て、髙昌王は玄奘に対して益々敬愛の念を深め、毎日の開講の時には、王が自ら香爐を執り、自身 玄奘の苦難の旅路とその業績(翻訳)(町田)

(**99**)

玄奘の苦難の旅路とその業績(翻訳)(町田)

を踏み台として高座に登らせた。一ケ月の講義が終ると、旅路の準備を用意周倒に整えた。西域路は寒いので、特製 の面衣・手衣・靴・複などを数個造り、更に殿中侍御吏の歓信なる者を護送役に当てた。そして西域二十四ケ国の国(頃)(元爻)

主宛に依頼状をつくり、その一通毎に綾絹一疋を添えた。

のオアシス国家を経由する事に変った。 路)を往き、可汗浮図城(ウス)を経て西方に向うコースであった。髙昌に留まったことで、西方に進み天山南麓(天山南道) 訳者注…玄奘にとって髙昌を経由する事は予定外であった。当初は伊吾から西北して天山山脈の東を越え、天山北路(ステップ

ことが出来た。汗の妹を装に迎えて高昌の保全に努めた) 貞観三年(六二九)八月、玄奘は髙昌を出発した。髙昌王の援助によって、比較的順調に西城路を進むことができ

盗賊に襲われ路銀を強奪された。往くこと七百余里、屈支国(亀茲)に入ったが、天山山脈の凌山が雪に覆われてい 玄奘は高昌の西隣、阿耆尼国(新疆焉耆自治県)の阿父師泉に着いた。翌日、銀を産出する庫莫什山を越えたが、玄奘は高昌の西隣、阿耆に国(大将西城市)の玄奘の記述は此の国から始まる)

たので、此処に六十日余り滞在、そして西に向け進み、反覆する山坂を登ること九百里、峻険な凌山に到着した。(シクサククロコース) 凌山は葱嶺の北端、天山山脈の穆素爾嶺(氷達山)で、空に至る程に高くて険阻、夏でも氷雪は溶けない。氷河が(マッニールハラロタ)

推落して道に横たわり高さ百尺余り、幅は数丈もあった。山道は凹凸が甚だしく、峠を越えるのは苦労、加えて風雪(ヒロイスff5)

が吹き荒び、寒さが骨身にこたえ、食事をとることも、眠ることも出来なかった。 懸釜而炊、 席氷而寝、 及至七天後出山、徒侶之中、 餒凍死者十有三四、牛馬逾甚釜をかけて破を炊き、氷を凝床代りにして、七口の後に山路に出た、キャラバン隊のうち、凍死十三・四人を出し、牛馬は特にひどかった。冨建弘

という最悪の山越えであった。

(100)

凌山を越えて熱海(蘇聯吉爾吉斯共和国的伊斯塞克庫爾湖)に沿って西北に行くこと五百余里、(キルキス 当時の西突厥の

果物を二車輌贈り礼をつくせば、可汗は大いに喜こんだ。数日後、玄奘は高昌国の使節達を還して別れ、印度に向け(顧問とうりの界) 出発した。可汗は軍中の中から、中国語と西域諸国語を解する者を探して、迦畢試国まで送らせることにした。 素葉城(蘇聯的伏龍芝与托馬克之間)の近くに到着した。有名な統葉護可汗と面会して、髙昌王からの綾絹五百疋とネディー(Fクマク州近)

玄奘は印度を目指して西行、赭時国(蘇聯烏茲別克共和国的首都塔什於)などを経て、ま玄奘は印度を目指して西行、赭時国(蘇聯烏茲別克共和国的首都塔什於)などを経て、ま また山道を行くこと二百里、

西突厥の要塞鉄門(阿富汗的巴達克山)に到着した。そこは

入山五百 旁無異路 一道南出 険絶人物 左右石壁 増り却が無い 南下する一本道 **竦立千仭** 色相如鉄 故因号焉

余り毘婆沙論(小乗一切有部的一部大論書)を学んだ。玄奘は愨性と連れだって南に進み、掲職国を経て危険な大雪 経由して、縛喝国(阿富汗境)に至った。仏教が信仰されており、玄奘は印度の高僧般若羯羅(慧性)に就て一ケ月ソロテスター教図)(パクトリア(今のパルクを中心とする地域、小王冷城と呼ばれ伽藍が百余ケ所あった) の有様であった。要塞の絶壁の鉄門を過ぎ、玄奘は通訳青年と共にひたすら印度を目指した。往くこと十三ケ国をの有様であった。要塞の絶壁の鉄門を過ぎ、玄奘は通訳青年と共にひたすら印度を目指した。往くこと十三ケ国を

満山氷雪、千年不化、凝雲飛雪、曽不暫霽山を登っていった。大雪山とは興都庫仙山のことである。

積雪満谷 蹊路難渉 而且 群盗横行 殺害為務 雪が積もり、深くなること数丈に及ぶことがある。

所以 在雪山中 塗路艱危 倍於凌磧之地 (象)

到着した。まさに北印度に入ったのである。 大雪山中で雪のために道に迷い、小さい沙領を経て黒領((興都庫什山南面的大嶺)を越えて、迦畢試国の国境に

玄奘の苦難の旅路とその業績(翻訳)(町田)

(101)

服して六百余里進み、梵衍那国(バーミヤン)に到り、此処で半月余り滞在して迦畢試国に入ったとしている。尚、バーミヤン 訳者注…原著者燕羽は、大雪山から迦畢試国に至ったと簡単に記しているが、大麿西域記では、大雪山に入り、大変な危険を克 には五十米と三十七米の二体の巨大仏が岩壁に彫られていることで知られている。

印度は烏萇王朝の時代で、有名な戒日王(尸羅畳多二世)の統治下で国勢は大いに盛んであった。しかし今ヴァルタナ

だ小国が林立する情況でもあった。

余尺の宝塔を礼拝し、次で犍陀羅国(巴基斯坦北夏華城)に在っては、雄大荘厳、華麗な寺院を参観した。次で烏仗・ ヴンダーラ (船はブルシャブラ・今のベシャワール) 玄奘は北印度に入り、那掲羅喝国(巴基斯坦西北辺省北部)に於て、無憂王が釈迦牟尼仏を記念して建塔した三百(Wife)(阿貞HAdeka)

那国に到り、阿羅漢の作とされる高さ百尺余の木造弥勒菩薩像を拝した。ヤーナ(今のスワート)(米田成加マドウヤンテイカ羅莢)

究生活を送った。 法師に就て、倶舎論と順正理論(小乗重要著作)及び因明(邏輯学)、声明(文字文典学)など、二ケ年に亘って研法師に就て、倶舎論と順正理論(小乗重要著作)及び因明(邏輯学)、声明(文英によって顯字の習明と 湿弥羅国(克什米爾一帯)に入り、此処で仏教聖跡を巡拝し、有名な仏教建築と芸術を参観、そして国家的大徳の称》によ 玄奘は烏仗那地方を巡拝して、信度河を渡って咀叉始羅国に向った。東方の危険な道を登り、往くこと千余里で迦

国に在って、屠耶毬多に就で毘婆沙論(廣釈小乗部義的論書)を聴講し、次に秣底補羅国に於て、蜜多斯那から辨真(靺鞨程7トウラの陝始祖、ヤムナー河とガンジス河の間に作る) た四人の大徳に就て学び、それ以後、南印度・東印度の巡拝の旅に出で、再び那爛陀寺にもどった。その後は禄勒那 陀国に入り、学問の府那爛陀に五ケ年滞在、その間に戒賢老師に就て「瑜伽師地論」を中心に学ぶこと十五ケ月、まず 底国では毘賦多鉢臘婆に就て、対法論、顕宗論、理門論(均系因明論著)を十四ケ月間学び、その後、中印度の摩掲ティ(中国の対地の窓)ピイニータブラバ 次に磔迦国(印度旁遮普省契邦布河中流)に於ては、老婆羅門より百論(大乗空宗重要著作)を学び、次に至那僕次に磔迦国(印度旁遮普省契邦布河中流)には、タッカ東境で中論、百論、吹陀に精通せるパラモンから一ヶ月間、百論を学ぶ、とある)チーナブク

玄奘は印度滞在中、数回にわたり強盗に襲われ、生命の危機にも直面した。また怪奇な逸話も少なからず残ってい

る。その二、三を紹介しておこう。

は聞いたが、私は仏像を拝するためには、猛獣の群とて恐れない。まして賊とて同じ人間ではないか」と。山賊はこ(雖確職論路、尚具不典) (何况修門第5是人呢) れを聞き感動して、では一緒に参観しようと、先に立って案内したのであった。 まで」と云えば、盗賊は「お前は此の地に盗賊の多いことを聞かなかったか」と問えば、玄奘は答えて「盗賊のこと むと、果して五人の山賊が刀を抜いて現われた。山賊が「何処へ行く」かと問えば、玄奘は「仏像を礼拝したく祠窟 た。然し道が険阻で、そのうえ盗賊も多いと云うので、護衛の役人もしきりに止めた。玄奘は一人で行く決心をして 一行と別れた。燈光城に至り案内を探したが、誰一人として応じなかった。ようやく一少年の助けを得て洞窟まで進 玄奘が那掲羅喝に在ったとき、燈光城の西南の竜王洞窟内の釈迦如来像の事を聴き、是非とも礼拝したいと思っナガラハコラ(ナガラ)

(103)

め、手に武器を持って救出に向った。幸にも一行は殺されずにいたので、その夜は村里で宿を借りた。一行の人々は 盗賊団に襲われ、玄奘と同行者は衣服、財宝のすべてを強奪され、そのうえ強盗はあき足らず、白刃をかざして追い た所で、一人の農夫が田を耕作していたので、事情を説明すると、農夫は突然に角笛を吹いて八十人余りの村民を集 が繁茂している中を、彼ともう一人の僧は潜って逃げ、池の南側の人の通れる位の水穴から外に出て、二、三里も走っ まわし、玄奘一行は水の涸れた池の淵で捕えられ殺されることになった。玄奘は涸れた池の中に跳びこみ、棘蘿や蔓(鮑門ᆁ入-トホルヤン、ムgンキgyキトff教) ②.遏邏闍補羅国(印度旁遮普省契邦布河中流一帯)に到着して、波羅奢の大森林にさしかかった時、五十余人の- ラーコッナフラ (カシュ゙ールのム図)

玄奘の苦難の旅路とその業績(翻訳)(町田)

あったので、衣類や路銀を失っても歎くに当らないのです」と云えば、一同もその理を覚り、悲嘆を喜びに変えたの 泣き悲しんだが、玄奘は一人、何の悲苦もない様子であった。人々は「衣服も路銀も剥奪されたのに、法師はどうし て笑顔で居られるのですか」と訊ねた。玄奘は「中国の古書に、天地之大宝日生とあり、この世で貴い生命が無事で

殺したのでは、お前達に善い報いは無かろう」と云った。同行者の中には「その法師を殺すより、この俺を殺せ」と **云う者までいた。然し強盗団は承知しなく、森林の空地に壇を築き、二人が抜刀して法師を壇上に引きあげ、犠牲の(駅在森林中設合打船) (全両人抜刀乗法師よ合衆即押力)** 違いない」と云いだした。玄奘はこれを聞くと「私は経典を集め、仏法を聴くために印度に来た者で、志し有る者を ていた。彼等は玄奘の容貌と偉丈夫ぶりに目をつけ、「この男を殺して突伽天神に献じたならば、さぞ歓喜されるに の強盗団は突伽天神を信じている一群で、毎年の秋に容姿端麗の者を殺して、肉と血を突伽天神へ献ずる悪習をもっゖヮルガー・カーリ(シウックのヨマセタミスなタ神) きた。同行者らは大いに慌て、中には河の中に身を投ずる者も居た。一同は衣服を脱がされ貴重品を剥奪された。こ (恒河)を下り、阿耶穆佉国に行こうとした時、両側の密林に隠れていた十余隻の賊船が、櫂をあやつり漕ぎ寄せて 玄奘が最大の危難に遭遇したのは、中印度の阿踰陀国の仏跡を巡拝した後、八十余人の一行と同船して殑伽河が、

願賜小時 英相逼悩 使我安心 歓喜取滅(母語)しばらく待て 胸に迫る悩みを 安心に代えて 歓喜して破土に往かん

祭りを始めようとした。その時、玄奘は此の身の終りと覚悟し諦らめ、賊に向って

同行の人々は憐憫の情を抑え難く一斉に慟哭した。その時、俄に天候が変り、黒雲が四方に渦巻き、樹木は折れ砂が を開いて、此の世に来って、この悪しき人々を教化し、諸悪を棄てさせ、勝行を行うよう導かん」と、祈願をこめた。 と制し、弥勒菩薩を念じて「願くば来世は浄土に生れ菩薩に仕え奉らん。瑜伽師地論を学び、妙法を聴聞し、悟り

奪った品物を元の持主に返して喜こんで帰っていった。玄奘は常に前述した様に 限の苦を受ける事になろう。電光朝露の如き儚かない現世において、何の為に悪を働くのか」と強く諭した。強盗は を加えません。どうぞ許して下さい」と平伏した。玄奘は「殺人や強盗、邪神に仕えることの不善をなすは、未来無 早く懺悔したらどうだ」と口々に云った。強盗は縛を解き謝罪したが、玄奘は瞑想して忘我の境に居たので気づかな 飛び、恒河は逆浪が涌き立ち、船は呑まれ転覆した。強盗は大いに驚き怖れた。同行の人々は「見よ天神の怒りを、 い。賊の一人が身体に触れると、玄奘は目を開き「いよいよ最後の時が来たのか」と訊ねると、賊は「貴方には危害

歴天険而志愈慷慨

遊兇賊而神弥歴勇

の

発表

であった。彼は志操堅固に十幾年の研鑽と巡拝を成したのであった。

- ⑸ 玄奘享年、説法不一、道宣続高僧傳巻四記他於麟徳元年説「行年六十五矣、必卒玉華」「又顕废四年表啓自称行年六十」。故 六十五説較可靠、上推生年應為六〇〇年、生卒年應為公元六〇〇至六六四年。
- (6) 道宣統高僧傳卷五説「緱氏故県東北遊仙郷控鶴里鳳凰谷、即裝生地」。凡文中引続高僧傳卷四、五唐京師大慈恩寺釈玄奘傳文、 系据光緒十六年江北刻経処刻本。

慧立大慈恩寺三蔵法師巻十。以下簡称慈恩傳。此甞為本文主要参考資料、引文系据内学院校刻本。

- (9) (8) 慈恩傳卷一。訳者注大正蔵五〇卷八二二三頁。
 - 続髙僧傳卷四。

同上。

道宣統高僧傳卷三波頗傳称其於武徳九年「十二月達京」、俱波頗於貞観三年組織訳場、先后訳成三杳、均報有参与訳事者序言、 至止京聲」。李白薬荘厳経論序謂「以大唐貞観元年十二月入京」。三人与波頗共訳仏経、序文作於当時、自較道宜之言為可信。 并言貞観元年到京。法琳宝星陀羅尼経序謂「以貞観元年景(?)戍泪於京輦」。慧賾般若燈論序謂「以大唐貞観元年頂冀梵文、

玄奘の苦難の旅路とその業緻(翻訳)(町田)

此事関係玄奘西行時間甚大、為主張維持貞観三年始西行的主要論拠。 引語拠出三蔵記集経序続編、 前一見卷二、后二見卷四。

原杏有内学院一九三二年刻本。

統髙僧傳卷三。

慈恩傳卷一。

呂敵玄奘法師之生平及其学説、最先主張此説、原文説「時適波頗蜜多羅東来、得聞那爛陀寺戒賢所授瑜伽論総三乗之説、乃発

願逕往梵土、尋其全文、以究竟」。引文系據抄本。

按玄奘西行、唐代与其同時人的有関記載、均作貞観三年、自梁啓超考証為貞観元年(見中国歴史研究法第五章史料之蒐集与鑑 別)后、学者多改従之、惟梁主要據新唐魯資料、殊有未足、專門研究者不是其説、近文学古籍刊行社刊本大唐西域記的出版説

(15)

慈恩傳卷一。訳者注大正蔵五〇巻八二二四頁。 **党訊九卷六期**。

明亦定在貞観三年、本文亦用旧説、惟「秋八月」乃指従髙昌発靱言、詳見註颂。此據於亜在談表揚玄奘法節一文中的主張。載

(19) 同上。

20

此項時間推断、據大慈恩寺三蔵法師傳內学院校刻本刊誤頁一説「大唐西域記末巻記赞有貞観三年仲朔旦杖錫璁征之説、乃指従 同上。訳者注大正蔵五〇巻八二二五頁。

也。「所以慈恩傳始発長安的秋八月」「應是四月或三月之誤」 髙昌発靱而言、其時髙昌已隸唐土、西域之行、当日彼始、故行期亦従彼地記之、后人或即據以誤改裝節始発長安之時為秋八月

慈恩傳卷二。 続髙僧傳巻四。

慈恩傳卷二。

慈恩傳卷二。

大唐西域記卷一。以下簡称西域記。本文引大唐西域記文、系據文学古籍刊行社一九五五年六月影印明嘉與蔵本。

本文所註現在地名、参考了向達作的玄奘法師和楊非作的玄奘、后杳上海学習生活出版社一九五五年十一月出版。

続髙僧傳卷五。 慈恩傳卷三。訳者注大正蔵五〇巻卅二三四頁。

(106)

三、玄奘の印度に於ける栄誉と成果

当時、印度の仏教界に於て、中国僧の玄奘の名前は、優秀な学問僧の一人として知られていた。随って那爛陀寺に到 れまでの研究は、専ら小乗経論に向けられていたが、印度那爛陀寺に滞留以後は、大乗仏教の教学研究に向けられた。 玄奘の印度留学期間は十七ケ年、そのうち往路と帰路に費した両三年を除けば、すべて仏教学の研鑽に努めた。そ

着すると、特別優待の栄誉の扱いを受けたのである。

聖蹟を巡拝した後、研鑚の主要目的地の那爛陀寺に向って出発した。朝は高さ五丈余り垣に囲まれていた。一八七六年益風で倒れた。その後ひこばえが成長して今日に至っている) 那爛陀寺は当時、中印度の摩掲陀国(印度比哈爾省耶城東北)に在った。玄奘は恒河に於ける強盗の危難を脱した(マック㎏ロロホロ・エーロぬのエーホルロクロッロルロセーヒーヒン)

尊称を用いた。玄奘は那爛陀寺に入るとき、寺から差し向けられた四人の大徳の出迎えを受け、寺院に到着すると、 でいた。この寺の第一の大徳は戒賢法師と云い、齢は百歳を越えていた。人々は尊敬してその名を呼ばず、正法蔵の(蛟高僧博は真気を持える) 当時の那爛陀寺は全印度の最大規模の有名な学問の府であった。寺院には学問に精通した学問僧が常に数千人学ん

た。そして学識が高く、威儀の整った僧を二十人選び、戒賢老師の許へ案内させた。(然后由二十位、通解程律、威儀整斉的人幣同參戒賈) 二百余人の僧が千余人の施主と共に憧蓋を立て、香華を捧げて出迎えた。多くの人々の労らいを受けつつ寺院内に入っ

前に病気で重体となった時、夢告(弥勒・観音・文殊の三菩薩)によって、近々中国の旅僧がやって来て、瑜伽論を関すで終語に巧みで名声あり で瑜伽師地論を学びたい一心で参りました」と答えた。戒賢は即刻、弟子であり甥でもあった覚賢を呼んで、「三在仏師学瑜伽論) 玄奘は戒賢の面前に伺候した。戒賢は坐らせて「法師は何処から来られたか」と訊ねた。玄奘は「中国より師の許(従時頃例来校)

玄奘の苦難の旅路とその業績(翻訳)(町田)

や雑事は二人の供がつき、外出には象輿に乗ることが許された。那爛陀寺には学問僧が何千と称せられたが、最上の た。毎日、據歩羅百二十個、擯椰子二十顆、荳蔲二十顆、龍脳香一両、大人米一升、月に油が三斗支給された。食事シャンピーラ(果物の1種)ピンロージ ズク (韓脇) マカダ国特産で、墨豆大の大粒の風味ある米) 学び、正法を弘める発願をしたこと」を玄奘に語り聞かせた。 限りの力を尽して聴聞いたします」と云った。玄奘には院内の立派な房室が与えられ、 至れり尽せりの待遇を受け (即战、玄奘当尽力聴習) 玄奘は感激して悲喜交々胸にせまり、 「玄奘はあらん

待遇を受けたのは十人のみで、玄奘はその一人として厚く遇せられた。

ていた。崇高壮麗で他に類を見ない規模であった。寺院内の学問僧は数千人、大乗仏教経典の研究を主にしていたが、ナラシンヘクアタ・ペーラーティャが造営。北ヒウアワシュラが廻て、ℵロΞが造営した) 那爛陀寺は別称を施無厭寺と云い、 歴代国王の造営が加えられた。 当時、 創建以以来すでに二百年の歴史を有し創建はダブタ朝のSakrāraditya (Kumāragupta (在位四 五一四五五) に成る。その子のブダ・グブタが南側に伽藍を流覚。東側にタターガタ・グブタが流覚。東北に

他に吠陀(印度古典経書)、因明、 者一千余人、三十部に通解した者五百余人、五十部に通解した有能者は玄奘を含めて僅か十人であった。戒賢老師は 声明、医学、数学も研究されていた。この大世帯のうち、経論二十部に通暁した

から、学徒は憂いなく研究に沈頭することが出来た。寺院の経営費はすべて国王が保護供養していた。学徒は衣食住から、学徒は憂いなく研究に沈頭することが出来た。寺院の経営費はすべて国王が保護日子

人格に於て、学解に於て、年齢に於ても群を抜いた正法蔵であった。寺院では毎日、百余ケ所で講座が開かれていた

を心配することなく、安心して学芸に専心できたのである。

遍、中観論三遍、 順正理論を一遍、顕揚聖教論一遍、対法論を一遍、因明(仏教論理学)を二遍、声明(文法学)を二遍、集母論をニューヤ・アヌサーラ・シャストラ yearya-Vadaya-paryayadata Sastra-samjitko-bhidarmah 戒賢老師は、玄奘のために特別に開講したので、聴講参加者は千余人に違した。玄奘は戒賢の講義—瑜伽論を三遍、yogeden - bhumi 百論を三遍、聴講した。その他の経典については疑問点を諮詢だけにした。彼は更に婆羅門の書や

梵書を学び、研鑽すること五ケ年、古代の梵語仏典と梵語に精通し、知識は精妙を究めていった。

五ケ年の研学の後、玄奘は印度の聖跡巡拝の旅に出た。東方は迦摩縷波(印度阿薩密)に至り、(中印・南印の巡拝は印なる仏跡巡礼ではなく、各地に大徳を訪ねての経緯の研究でもあった)カマルーパ 南方は抵達羅毘茶

学僧から、大衆部の根本阿毘達磨等を学び、その両僧と意気投合して、有名な阿旃陀と石窟の所在する摩訶刺佗国な学僧から、大衆部の根本阿毘達磨等を学び、その両僧と意気投合して、有名な阿旃陀と石窟の所在する摩訶刺佗国な 拝をした。そして中印度の摩掲陀国に次ぐ強国と称せられた摩臘婆国を経て、駄那掲磔国では蘇部底と蘇利耶という拝をした。そして中印度の摩掲陀国に次ぐ強国と称せられた摩臘婆国を経て、駄那掲磔国では蘇部底と蘇利耶という 僧訶に従って、説一切有部の毘婆沙論と順正理論などを一ケ年学んだ。西方の鉢伐多羅国に於ては、當国の大徳につるだい。 いて正量部の根本阿毘達磨及び摂正法論・成実論などを二ケ年学んだ。この他に南印度の学風に触れながら聖地の巡 (麻打拉薩西南)、西方は郎掲羅(巴基斯担的俾路芝東南)に及んだ。東の伊爛拏国に在って、但他掲多毬多と屬底(麻打拉薩西南)、西方は郭清,(巴基斯坦的俾路芝東南)に及んだ。東の伊爛拏国に在って、タウーサスデス

ど西南印度の聖地を巡拝した。こうして四ケ年の旅を終り、再び那爛陀寺に錫杖を置いた。(マハーラッタ) 那爛陀寺(施無厭寺)の西方に低羅擇迦寺が在り、般若跋陀羅という大徳に就て二ケ月声明と因明を学び疑問を諮那爛陀寺(施無厭寺)の西方に低羅擇迦寺が在り、船若跋陀羅という大徳に就て二ケ月声明と因明を学び疑問を諮

した。その後、旧王舎城の近くの仗林山に往き、その当時、

学該内外 徳為時尊

た。 瑜伽論、因明等は疑問を諮し、二ケ年那爛陀寺に還らなかった。学業が成り、諸聖跡を巡拝して、再び那爛陀寺に還っ と称せられていた碩学の勝軍論師に就て、唯識決択論・成無畏論・大乗荘厳経論、意義理論、十二因縁論等を学び、

ちていた。玄奘も広く各論師の説を聴講し、疑問を諮す学究態度を持し、多くの論師の思想を摂取していった。 る。その頃、那爛陀寺では、此の寺院以外の系統に属していた各宗各派の学説も尊重し、学問研究の自由の学風が満 玄奘に対して、「摂大乗論と唯識決択論を学徒のために講義するよう」命じた。両種の経論のうち、前者摂大乗論は 無着が造る所の唯識説に立脚する一種の仏教統一論であり、後者唯識決択論は勝軍師による唯識に関する体系であAsakga 当時、玄奘は学問府那爛陀寺を総覧する所長の役に推挙されていた。学識は並ぶ者なく無双であった。戒賢老師は

玄奘の苦難の旅路とその薬紋(翻訳)(町田)

講座に集まってきた。師子光は玄奘を嫉視するに至った。そこで玄奘は「会宗論」(三千頌の著述)を完成して、 説に通暁していたので、師子光の学識狭量を憫れみ、数回にわたり諮していた。学徒は師子光の講莚を離れ、玄奘の 論と聖提婆の百論を重んじ、無着の瑜伽学(瑜伽学着重発揮「非空非不空」義)を非難していた。玄奘は両方の学 その頃、 那爛陀寺で講座を開いていた大徳の師子光は、般若(般若学着重発揮「空」義)を根本にして、竜樹の中Negerjuna

讃を受けた。師子光は恥辱と憤慨が交々して残念でならず、恥を注ごうとして、 自分と同じ東印度出身者の旃陀羅 説いたもの、一を善とする余り、他を宜めるのは誤りである」と主張し、戒賢老師並びに寺院中の学徒から大きな賞

「諸先徳(聖)の教理に矛盾があると思うのは、その者の学解が浅いからで、中論・百論・瑜伽論の三は同じ真理を

僧訶と云う僧を連れてきた。然し彼も玄奘の前に出ると、その学識の髙邁と深さに圧倒されて何も云えなかった。斯

して玄奘の名声と名誉は益々高まった。

当時、印度の学術界は論談討議の学風が盛んで、玄奘も仏教学に関する限り身命を惜しまぬ所であった。

日、順世外道の婆羅門教徒が、那爛陀寺に来て四十条の教義を書いて寺門に掛けて法論を挑んで、『ニックサイサ 若有難破一条理・我則斬首相謝(原注3)若し一条でも論破する者あれば、我は首を斬って謝罪する

と云い放った。或はまた

とも云った。数日を経たが挑戦的法論に応ずる者がなかった。玄奘は従者に命じて、寺門の教義書を破り踏みにじ 論有負者 先令乗號 屎瓶澆頂 公於衆中 形心折伏 然后依投 永為皂隷

らせた。婆羅門は激怒して、玄奘の房室に押しよせ、戒賢老師及び諸大徳の証人立ち合の席で法論に入った。玄奘は 理路整然と外道の哲学諸派の欠点を雄弁に衝いていった。彼の婆羅門は(「慈恩伝」には、離繁外道・體質外道・殊徴仰外道・数論外道・體質外道を論説したとある。大正成五〇巻日二四五頁

ものを、「破悪見論」(千六百頌)を著して戒賢老師に呈し、学徒にも示すと、一同は「まことに卓見で如何なる論(「舜(シュローカ)はリデシックパ(テロウ)からぬる) 解説してくれないか」と。婆羅門から説明を受け「破大乗論」の誤りと論点について、大乗教理の立場から論破した 羅門に対して、「この書の講義を聴いたことがあるか」と尋ねると、「曽て五遍聴講しました」。「ではその内容を に往き、般若毱多が造る所の七百頌の「破大乗論」をめぐって法論することを予想していた。そこで奴隷となった婆にする。 しない。その代り暫く奴隷となって命に随いなさいと云った。玄奘はいずれ後日、烏茶国(印度奥里薩省克爾一帯) の有様で、負けた事を認めて約束を履行する覚悟を述べると、玄奘は寛大な態度を示し、仏教徒は人を害する事は

と。彼の婆羅門は喜こび、東印度の迦摩縷波国の鳩摩羅王(一作童王)に会い、玄奘のことを誉めそやした。王は直と。彼の婆羅門は喜こび、東印度の迦摩褸渡 敵もかなうまい」と感歎した。玄奘は奴隷の婆羅門に感謝し「貴方を自由の身とするから、何処へなりと行きなさい」

に使者を出して迎えようとした。

は第二回目の使者を派遣したが、戒賢が再び断ると、王は大いに怒り第三回の使者に書面を届けさせた。それは武力 **圕面を持参してきた。戒賢は「玄奘法師は帰国を望んでおられる。王命には従い難い」と、使者を帰した。鳩摩羅王** その頃、玄奘は帰国する気持を固め、戒賢老師の許しを得ようとしていた。ところが鳩摩羅王の迎えの使者が急に

近者設賞迦王猶能壊法毀菩提樹(師即謂弟子無斯力耶)必当整理象軍(雲萃於彼)踏那爛陀寺砕如塵(原は3)近くはシャーシャンカ王が養婦働を投り倒した例もある。老師は弟子(私に)はその力が無いと云われるが、必ず象軍を整えて、大軍を駆り、那獨陀寺を登録に粉砕せん

的な最後通牒であった。

と、戒賢は仕方なく玄奘に向って、彼地に行くように命じた。

此の事件が起る少し前、戒目王は烏茶国の僧が大乗仏教を信仰しない事に関して、那爛陀寺に書を送り、此の事件が起る少し前、班ほ社yo (Harawerdhana ユイトント含土を統「君臨した英主)

玄奘の苦難の旅路とその業績(翻訳)(町田)

但 (*111*)

中から玄奘、師子光、海鷺、智光の四人を選出した。ところが選出直後、戒日王から軍事行動が多忙であるので、(コンコーグ国府役の最中) 大徳四人の派遣は暫く見合わせて欲しいと伝えてきた。その後、戒日王が討伐を終り恒河まで引きあげて来た時、玄 大徳中、諸々の宗派教義に精通している者四人を選び派遣して欲しい」と求めてきた。そこで戒賢老師は寺院の大徳

奘が鳩摩羅王の処に居ることを知り、直に使者を鳩摩羅王の許に派遣して玄奘に会いたい旨を伝えた。 |戒日王と対面すると、王は中国の政治情勢を尋ねたり、当時、印度で流行していた秦王破陣楽の歌舞曲にも話題が| |大府 (大宗)の武勇を孫世に敬曲

るのみであった。そこで王は、羯若鞠闍国・曲女城(印度聯合省的坎諾吉城)の都で仏教大会を開き、五印度各国のあのみであった。そこで王は、羯若鞠闍国・曲女城(印度聯の曲った女選の町の意) 及んだ。翌日、王は玄奘が著述した「破悪見論」を一読すると、大満悦で居合せた大乗不信の小乗外道の僧は恐縮す

仏教僧、婆羅門、外道等に大乗の教理を教示して戴きたいと提議し、そして諸国に使を派して「曲女城に集まり中国

の大法師の高説を聴け」と命じた。

た。象に乗り、輿に乗り会場に来る者、憧を立て、旛を掲げ、幾重にも連なり、数十里の間は参列の群衆で埋まるほ(第度第一先数十里)は後級党前) 門及び尼干外道が二千余人、那爛陀寺からも千余人も来場していた。これらの参集者は博識で知られる学者違であっニルクランクホポ(シャイァセ) 曲女城学術大会は空前の盛会となった。大会当日には、十八ケ国の王が列席し、大乗と小乗の仏僧三千余人、婆羅

王は玄奘を恭しく招き論主として坐らせた。玄奘は当日の講義の主要論題を称揚して 婆羅門及び外道の名声のある者が順次に会場に入り、それ以外道俗は門外に整列した。その後、宝座を設けて、戒日 大会の儀式が開始されると、戒日王と玄奘が先ず宝壇に登り、その後に十八ケ国の国王、諸国の博学の名僧、 ど空前の盛況であった。

と提示した。玄奘が書き終ると、那爛陀寺の明賢法師が大声で大衆に向って読みあげ、その写しを会場の門外に掲

(岩し)字とりとも不合理があり、全成する首もですげた。 その論題の末尾に、

若其問有一字無理能難破者、請斬首相謝(原注55)(若し一字たりとも不合型があり、論破する者あれば、首を斬って選弾しよう)

と明記されていた。数千人の出席者が居たが、

各擅雄辯 咸称克敵 (羅世黎)

ながら玄奘の暗殺を企てた邪悪者が居たが未然に発覚した。小乗に精通していた十八部の慧天と法論があったが、全ながら玄奘の暗殺を企てた邪悪者が居たが未然に発覚した。小乗に精通していた十八部の慰典の四帙的・六篇・八篇) と誰れ一人として法論を挑む者は現われなかった。第五日目になった。徹底的に論駁された小乗派の中には、少数

又深折挫、彼亦愧服 (A性的)

乗の徳を讃えて結び閉会した。戒日王と十八ケ国の国王は、思い思いに珍品を贈ったが、玄奘はすべて辞退した。戒(粉粉質後島) の有様であった。こうして大会は十八日間続いたが、誰れ一人として玄奘の教義を論破出来なかった。最終日に大

日王は古来の慣習であるからとして、家臣に命じて一巨象を美しく装い、玄奘を請じ貴臣に護衛させ、玄奘の袈裟を

のせて練り歩かせた。

中国法師、立大乗義、破諸異見、自十八日来、無敢論者、普宜知之(8#8)

と喧伝させた。参加者は歓呼を以って応じ、一斉に玄奘の名を呼び栄誉を賞讃した。大乗派の人々は、彼を摩訶耶

玄奘法師の名声は、広く五印度に遍く伝播し、永く中国と印度の文化交流の象徴となったのである。

玄奘の苦難の旅路とその業績(翻訳)(町田)

いと要請した。この無遮大施の会には全土から五十万人の大群衆が集まり、その規模は壮大で盛儀であった。ジャイナ教の筒、及び貧窮者に布施するもので、器質した財革も無くなると言う) 曲女城大会の直後、戒日王は玄奘に対して、もう暫く留まり五年に一度の「七十五日間の無遮大施」に参列されたKanyakubja

改めて別れの言葉を交わし、特使四人に書面を持たせ随行させた。書面は沿道諸国に宛てたもので、乗物を提供して(常文書館の第4名)(『東京書館の第5章中国の第5 旅費に当てた。鳩摩羅王からの贈与品の中から曷刺釐という帔一着だけを受け、道中の雨除け用とした。出立の日、())(『韓の思) 中国々境まで送るよう命じたものであった。 戒日王と鳩摩羅王は慇懃に数十里も見送り、袂を分つとき咽び泣き言葉もなかった。別れて三日目、後方より馬を駆 り追いすがる一団の騎士いた。他ならぬ戒日王と鳩摩羅王の一行で、法師が慕しく別れ難く追って来たのであった。 した。王は帰途に必要な品物を用意したが一切辞退した。それでも王は、巨象一頭、金銭三千枚、銀銭一万枚を託し 大会後、玄奘は帰国の意を告げ、戒日王に対し厚く謝辞を述べた。戒日王と鳩摩羅王はしきりに引き留めたが固辞

十八年(六四四)唐の太宗は、将軍侯君集に命じ大軍をもって高昌国を襲い滅ぼしていた。国王の麹文泰は陥落の直 前に煩悶のうちに病歿していた。玄奘は髙昌王との十余年前の約束を果したくと相手が居なくなったのである。 玄奘は葱嶺の南端の于闐(于闐)を経て帰国する道を選んだ。路は極めて険難で、当時の北印度地方の治安は悪く、(ジルクロードの西域南道) 玄奘の帰国路は、往路を再び通ることはなかった。初めは往路を通り還る予定であったが、帰国する四年前、 貞観

持物は経像と舎利ばかり、財宝類は全く無い」と云い触らさせた。そのためか盗賊に度々遭遇したが、何の危害も受(所背兄経験含料) 山や谷間には盗賊が多く出現した。玄奘は一計を案じ、「一人の僧を先に行かせ、賊に遭うごとに、求法者の一行で

然し信渡河を渡る時、俄かに風が起り波が立ち、船は転覆する所であった。経蔵の看守者は水中に落ち、荷物も流

けることがなかった。

(114

され、貴重な経典五十夾と印度の珍品(花木の種子)を失った。幸にも馬と象は河を渡り、経蔵の全部を失わなかっ

雪山越えの険路を護送させた。往くこと二十余日、深い谷間に入り沿道はすべて氷河に覆われ、人家も無かった。葱紫茫らき。 懐かしく二ケ月滞在した。又、数ケ国を経て迦畢試国の境に到達した。国王は重臣一人と百余人の従者を付けて、(阿哥健(テヴァカン)・清単吒(ラナーググ)・護時健(今のカーブル地方)) が居て講学していた。彼等とは曽て、瑜伽決択論及び対法論をめぐって激しく争った論敵であったが、今はかえって たのがせめてもの慰めであった。 往路で訪れた数ケ国を経て、毘羅那拏国の都城に着いた。偶々、此処には那爛陀寺で同学だった師子光・師子月が、

登危嶺、越洞谷谿経険阻、風雪相継、行八百余里、出葱嶺

嶺の東高原を進んだ。

が、八百里の道程を踏破し、更に砂丘不毛地帯を五百里進んで佉沙国(新蠠疏勒県)に至った。東に道を転じて進む と五百余里で朅盤陀(新疆塔什庫爾干自治県)に着き、葱嶺の東斜面を下った。吹雪は荒れ道は険阻で困難であった 里でインヴァカン国、更に東南三百里で護密に着いた。世界の屋根の蓼嶺の最高渓谷を東に進み、氷雪を踏み行くこ 寒風吹きすさび、直立することも出来ず、鳥も飛ぶことが無かった。西北へ山谷を進むこと七百余里、往路に滞在し た活国に十余年ぶりに着いた。此処から路を東に転じて葱嶺を越えていくことにした。山中を東南に進むこと二百余 玄奘一行が越えたのは、雪山の中のカワツク峠の険阻だったと思われる。樹木無く、雪も無く、岩石の峰が乱立し、

訳者注…玄奘は于胤に十ケ月滞在した。その長く滞在した理由は、⑴インダス河の渡しで突風のため流失した経典を補充する ため、人を亀茲と佉沙に逊わして探させること。②十有七年前、国禁を犯し出国したため、あらかじめ皇帝の許しを讃う必要 玄奘の苦難の旅路とその業績(翻訳)(町田)

こと八百余里で于闖(和闖)に到着した。

下に拝謁が叶いません。帰国の思いは矢のようである、と述べている。「……歴覧周遊一十七戟、今已従鉢羅耶伽国経迦畢試 域での苦心を述べた後に、只今于闘まで戻りましたが、運搬用の巨象が溺死し、経蔵を運ぶ馬も入手が困難で、早々に帰り陛 があったこと。玄奘は上表文をつくり髙昌生れの馬玄智という若者を隊商と共に長安に向わせた。上表文には出国の動機、異 昌俗人馬玄智、随商侶奉表…」(慈恩伝卷六・大正蔵五○┼二五一−二五二頁)。 境、越葱嶺渡波謎羅川帰還達於于膼、為所将大衆溺死経本衆多未得鞍乗以是少停不獲奔馳、早謁軒陛、無任延仰之至、謹造髙

には勅を下し、人夫や乗物に不自由なきよう命じておいた。敦煌の役人には流砂まで、鄯鄯(ローラン)の役人は沮沫(チェ するを聞き歓喜無母、速く帰国して朕と会われよ。梵語や経典に通ずる者が居れば任意に同行されたい。すでに于闐等の沿道 鄯鄯於沮沫迎接、法節奉勅已即進発…」(慈恩伝卷六・大正蔵五○廿二五二頁)と。「法師が真理の道を異域に求め、今帰国 来、與朕相見、其国僧解梵語及経義者、亦任将来、朕已勅于闐等道使諸国送師、人力鞍乗應不少乏、令燉煌官司於流砂迎接、 集まった。忽ち八ケ月が過ぎた。馬玄智が帰って太宗の勅旨を伝えた。即ち「日、聞師訪道殊域今得帰還、歓喜無量、可即速 ルチェン)まで出迎えるよう命じておいた…」という、至れり尽せりの温悄の帰国許可の詔替であった。 玄奘は馬玄智を送った後、于闐の僧のために瑜伽、対法、俱舎、摂大乗の諸論を講じ、国王も聴聞して、連日千余人が講座に

玄奘は太宗の詔書が到着すると、直に長安に向って出立した。

※ 訳者注…原書には、于闐(和闐)から長安に至る帰路の旅程は全く記述が無い。そこで訳者が于闐からの旅程について、慈恩 門関・敦煌)に向い、これから先は往路の河西回廊を長安へと急いだ。 た。此処で于脳からの人夫、駱駝、馬を帰した(人夫は玄奘からの報酬を一切受けとらなかった)。楼閣からは一路沙州(玉 那国(チャマダナ・沮沫チェルチェン)に到り、これより東北千余里で納縛波(ナヴァパ・楼蘭・動く湖口ブノル湖)に簎い ジャン・現ニヤ)に着き、その先は四百余里の熱風吹き荒ぶ大流砂、大流砂を出て都貨羅に到り、更に東へ六百余里で折摩駄 伝と大唐西域記に依って略記しておく。干臓から東(三百余里でピマー城(ドウルガー)に着き、更に二百余里で尼攘城(ニ

貞観十九(六四五)年正月二十四日、長安城に通ずる遭渠三十里を経て、玄奘は長安に帰還した。前後十八ケ年を(延河)

要していた。彼は印度からもたらした梵語経典や仏像を朱雀門の南に陳列して大衆に展観した。

釈迦如来肉舎利(仏骨)一百五十粒。

金仏像三躯…三尺三寸。三尺五寸、一尺六寸。

栴檀仏像四躯…二尺九寸、三尺五寸、一尺三寸。

銀仏像一躯

仏教経典…計五百二十夾、六百五十七部。

※ 訳者注…玄奘が将来した梵語仏典の詳細は慈恩伝巻六(大正蔵五〇卅二五二頁)を参照されたい。

固辞して、印度西域から持ち帰った梵本六百余部、その翻訳事業に努める決意を表明した。帝は長安の弘福寺を与えて詩して、印度西域から持ち帰った梵本八百余部、その翻訳事業に努める決意を表明した。帝は長安の神太后のため建立した寺) る。決して慙ずるには及ばない」と慰め、玄奘の人物を頼もしく思い、還俗して政務を輔けてくれと勧めた。玄奘は《動性療術館》 宗は「法師は出家の身で俗人とは別である。命をかけて法を求め、衆生を救済せんとした御志には心から敬服してい 陽に到り皇帝と会見した。玄奘は「御許しを得ずに勝手に出国した振舞いを深く慙じ恐れております」と云えば、太 これらの仏典を運搬するのには二十二頭の馬を必要とした。当時、唐太宗は遼東派兵の準備を進めていた。玄奘は洛

(117)

| 訳者注:翻訳事業のために、証義の係(訳経が適切か否かを検討する)。綴文の係(文体の統一に当る)。筆受の係(口授・

た。三ヶ月後に弘福寺に入り、梵文経典の翻訳の準備をすすめた。

訳文の筆記に当る)。杳手の係(訳経の浄杳に当る)等の多数の協力を必要とした。

四月下旬から翻訳事業が開始された。玄奘は勇猛心をもって行動し、学術上卓越した業績を残し、後世に多大の貢献 玄奘の苦難の旅路とその業績(翻訳)(町田)

をしたのである。

29 慈恩伝巻四 同上

統髙僧伝巻四

同上

33 慈恩伝卷五 窺基因明入正理論疏卷四謂「時戒日王王五印度、為設十八日無遮大会、令大師立義。……大節立童、無敢対揚者」。窺基為玄 奘母親近的弟子、所言自較可信。宋延寿禅節宗鏡録載其内容、明僧智光著唐奘節真唯識最略解有単行本。

慈恩伝卷五。訳者注大正蔵五〇巻八二四七頁。

(35)

統高僧伝卷五

慈恩伝卷七 慈恩伝卷五

西域記卷十二

訳者のお詫び

ら、翻訳を省略した。(平成5年10月30日)

本来ですと、原著後半部の「玄奘在歴史的作用和貢献」「結婚」も翻訳すべきですが、本誌の紙数制限に抵触すること、また玄奘の訳楽の功績は広く紹介されている事か

(118)

新「学習指導要領」についての一考察 ②

――「社会科カリキュラム」の変遷について――

渡 辺 寛

勝

カリキュラムの変遷について少し考えて見たいと思う。相成する場合、重要な問題であるので、高等学校社会科に廃止されて「地理歴史科」と「公民科」の二教科に再に廃止されて「地理歴史科」と「公民科」の二教科に再は廃止されて「地理歴史科」と「公民科」の二教科に再は廃止されて「地理歴史科」と「公民科」の二教科に再は廃止されて「地理歴史科」と「公民科」の二教科に再に廃止されて「地理歴史科」と「公民科」の二教科に再に廃止されて「地理歴史科」と「公民科」の二教科に再に廃止されて「地理歴史科」と「公民科」の二教科に再に放った。今後「教育課程」を知る方式を表表している。

科目別社会科は「東洋史」、「西洋史」、「人文地理」、科目別社会科は「東洋史」、「西洋史」、「人文地理」、「教育制度が発足したが、社会科の昭和二十二年度の学習教育制度が発足したが、社会科の昭和二十二年度の学習教育制度が発足したが、社会科の昭和二十二年度の学習教育制度が発足したが、社会科の昭和二十二年度の学習教育制度が発足したが、社会科の昭和二十二年度の学習教育制度が発足したが、社会科の昭和二十二年度の学習教育制度が発足したが、社会科の昭和二十二年度の学習教育制度が発足したが、社会科の昭和二十二年度の学習教育制度が発足したが、社会科の昭和二十二年度の学習教育制度が発足したが、社会科の昭和二十二年度の学習教育の関係を表示している。

新「学習指導要領」についての一考察 ②(渡辺)

国史(日本史)」は第八・九学年(中学校)、一般社時事問題」の四科目からなり、「日本史」はなかった。

(119)

いる。今回の改訂で小学校低学年の社会科は消えて「生

昭和二十六年改訂までの社会科を初期社会科と呼んで

校の科目別社会科に「日本史」を新設し、「東洋史」たもので、中学校の日本史を一般社会科の中に入れ、高昭和二十六年度の改訂は昭和二十二年度のものを整理し独立論が出てきた淵源の一つはここにあると思われる。会科とは別個に学習した。今回の高校社会科からの歴史

|西洋史」を「世界史」に統合した。

スの「人口論」、城不町、中世ヨーロッパの都市の発達、高校の初期社会科の特色の一つは、大単位制にある。高校の初期社会科の特色の一つは、大単位制にある。高校の初期社会科の特色の一つは、大単位制にある。高校の初期社会科の特色の一つは、大単位制にある。高校の初期社会科の特色の一つは、大単位制にある。高校の初期社会科の特色の一つは、大単位制にある。高校の初期社会科の特色の一つは、大単位制にある。

大単位制の社会科の下における科目の内容構成を今後の路、絹街道など他の科目と関係の深い用語が目につく。古事記、コロンブス、マゼラン、魏志和人伝、ローマ道

に重要な役割を担っているから、改善して今後も育てて程審議会は答申を行い、社会科は日本の民主主義の育成

内容のもので、したがって単純には比較出来ない。ページ数が多く、現在のもので言えば、解説書まで含むならないことがある。初期社会科時代の学習指導要領は選択科目の内容構成に生かすことを考えるべきである。

昭和三十年度に小・中学校の、翌昭和三十一年に髙校

ているが、その解体をも含んでいた。翌二十八年教育課でいるが、その解体をも含んでいた。翌二十八年教育課の声が高まっていた。親たちは経験主義の社会科に馴染の声が高まっていた。親たちは経験主義の社会科に馴染の声が高まっていた。親たちは経験主義の社会科に馴染の声が高まっていた。親たちは経験主義の社会科に馴染の声が高まっていた。当時の朝日・読売などの新聞の世本は独立を回復した。当時の朝日・読売などの新聞の世本は独立を回復した。当時の朝日・読売などの新聞の世本は独立を回復した。当時の朝日・読売などの新聞の世本は独立を回復した。社会科の政策という言葉を使ったいるが、その解体をも含んでいた。翌二十八年教育課でいるが、その解体をも含んでいた。翌二十八年教育課でいるが、その解体をも含んでいた。翌二十八年教育課でいるが、その解体をも含んでいた。翌二十八年教育課でいるが、その解体をも含んでいた。翌二十八年教育課を認っているが、その解体をも含んでいた。翌二十八年教育課でいるが、その解体をも含んでいた。翌二十八年教育課を持たいるが、というには、というに対しているが、というに対しまれた。

各科目の学年指定をやめ、各科目の単位数に三〜五単位各科目の学年指定をやめ、各科目の単位数に三〜五単位の、では教育課程審議会ではなく、教材等調査研究会(現るかは教育課程審議会ではなく、教材等調査研究会(現るかは教育課程審議会ではなく、教材等調査研究会(現るがは、科目の名称をどうするがは、対合同委員会で論議の結果「社会」と「時事問題」を統の改訂では第一学年の「一般社会」と「時事問題」を統らいくべきであるとし、根本的に社会科の立場を支持した。

応じて教育を行うためA・Bの二科目を置いた。であるとの批判もあったが、生徒の能力、適性、進路に「世界史」にA・Bの二科目を置いたこと、それは差別「人文地理」の名称を「地理」に変更し、「地理」と昭和三十五年度の改訂の要点は三つある。第一点は修単位数は一単位減ったが科目数は一科目増えた。

習させることになった。初期社会科のときよりも最低必

という弾力性をもたせ「社会」を含めて三科目以上を履

新「学習指導要領」についての一考察②(渡辺)化するために「倫理・社会」を置いた。に「道徳」の時間が設置されたが高校での道徳教育を強の二科目に分けたこと。三十三年度の改訂で小・中学校

た。それは生徒の個性を伸長するものだった。四単位の

第二点は「社会」を「倫理・社会」と「政治・経済」

履習させることにした。 業教育を主とする学科では四科目以上をすべての生徒に 数を多くしたこと、すなわち、普通科では五科目を、職 第三点は教養の偏りを少なくするために、必修科目の

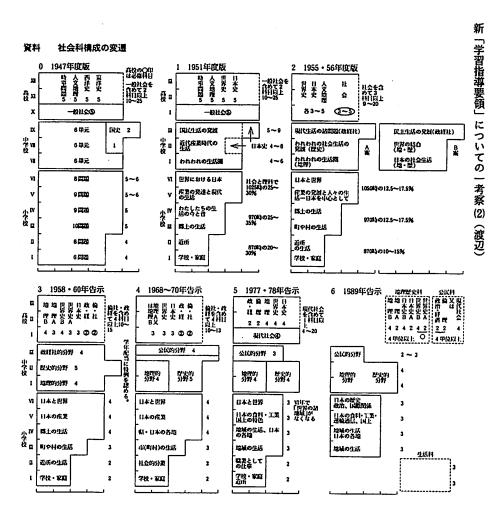
たことである。やめ、「地理」のAは系統地理とし、Bは世界地誌としいめ、「地理」のAは系統地理とし、Bは世界地誌とし路襲している。ただ異なる点は、「世界史」のA・Bを昭和四十五年度は四十年度をほとんどそのままの形で

>

昭和五十三年度の現行版について考えてみると資料か

でなく全教科にわたる高校教育課程改定の基本方針だっ年度で四単位となった。必修単位数の減少は社会科だけ認してみると、一○・九・一○・一○単位と続き五十三度より一単位増えて各四単位になった。最も大きな変革度より一単位増えて各四単位になった。最も大きな変革度より一単位増えて各四単位になった。最も大きな変革度より一単位となった。の四単位に減ったことである。社会科発足以来の最低必修単位数を資料で確め、最低必修科目として「現代社会」が置いてあり、第二学年に必修科目として「現代社会」が置いてあり、第二学らわかるように形が初期社会科とよく似ている。第一学らわかるように形が初期社会科とよく似ている。第一学

(121)



必修科目の内容をどのようなものにするかは、地理も歴 四単位

史(日本史・世界史)も公民(政治・経済・倫理・社会) 日本史A 並びに

かし「現代社会」という総合的な科目が必修科目として もそれぞれ必修科目となることを望んだと思われる。し

設置され、また、それに大きな期待がかけられた。「現

代社会」について、現場では、一方にはそれを教え難い

組み成果をあげる学校も増えて来た。 とする意見もあったが、他方にはその指導に熱心に取り

今回(平成元年度)の改訂により高校社会科は次のよ

うになった。

(2)(1) 科目とする。 「社会科」を廃止して、「地理歴史科」と「公民

(3)科目構成を次のように改め、各教科の必修単位数 を四単位とする。 科」の二教科を置く。

世界史A 二単位

新「学習指導要領」についての一考察 ②(渡辺)

〈地理歴史科〉

高校社会科の再編成 「現代社会」を選択科目とし、「世界史」を必修

社会

教科目標について

べてみると、

な形成者として必要な公民的資質を養う。 認識を深め、民主的、平和的な国家・社会の有為 広い視野に立って、社会と人間についての理解と

〈公民科〉 現代社会 四単位

地理B 地理A

日本史B

四単位

二単位

二単位

倫理 二単位

又は

二単位

政治・経済

置するならば、各教科に独自の目標が立てられるべきで

社会科を廃止して「地理歴史科」と「公民科」とを設

ある。そこで、社会科、地理歴史及び公民科の目標を並

地理歴史

では、 会の一員として必要な自覚と資質を養う。 社会に主体的に生きる民主的、平和的な国家・社社会に主体的に生きる民主的、平和的な国家・社の地域的特色についての理解と認識を深め、国際我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化

会の有為な形成者としての資質を養う。ついての自覚を育て、民主的、平和的な国家・社めさせるとともに、人間としての在り方生き方に広い視野に立って、現代の社会について理解を深

な人間を育てようとしているのかにある。を掲げている。重要なのはそのような理解を通してどん三教科とも目標の文章の前半は、学習対象の理解目標

には国際的資質が含まれているとした。

高校の社会科を「解体」したのではなく、「再編成」している資質は公民的資質に通ずるものがあり、文部省はている資質を養う」とあり、「公民、質質を養う」とあり、「公民」は「民主的、平和的党と資質を養う」とあり、「公民」は「民主的、平和的党と資質を養う」とあり、「公民」は「民主的、平和的党と資質を養う」とあり、「公民」は「民主的、平和的党と資質を養う」とあり、「地理歴史」とあり、「地理歴史」とあり、「地理歴史」とあり、「地理歴史」とあり、「地理歴史」とあり、「地理歴史」とあり、「地理歴史」といる。

も「公民」も継承していると思われる。掲げてきた根本目標、公民的資質の育成を「地理歴史」たのだと説明するのも、社会科が過去四○余年にわたり

教育過程審議会社会科部会でも論争の種になったのは

行の「世界史」の科目目標、教科目標にある公民的資質はなく、国際的資質をも包括した概念であると述べ、現まで育成してきた公民的資質はそのような狭義のものでしなければ養成できないと主張した。又、社会科がこれしなければ養成できないと主張した。又、社会科がこれるものであり、現在必要な国際的資質は世界史を学習論者は、公民的資質は法制・経済の学習によって養なわ論者は、公民的資質」という言葉であり、歴史独立世界史必修「公民的資質」という言葉であり、歴史独立世界史必修

ができるように、児童たちにその住んでいる世界を理解ができるように、児童たちが、一日分たちが住んでいる世界ににいうと、児童たちが、一日分たちが住んでいる世界ににいうと、児童たちが、一日分たちが住んでいる世界ににいうと、児童たちが、一日分たちが住んでいる世界ににいうと、児童たちが、一日分たちが住んでいる世界ににいうと、児童たちが、一日分たちが住んでいる世界に正しく適応できるように、口をのではないというと、兄童など「社会科の目標」、「社会科の上三、文部省『小学校社会科学習指導要領補説』(昭和二三、文部省『小学校社会科学習指導要領補説』(昭和二三、

(124)

させることであります。そしてそのような理解に達する

ことは、結局社会的に目が開かれることであるといえま

ることが肝要です。それは政治的・社会的・経済的その に対して積極的な熱意をもち、本質的な関心をもってい ものを含んでいます。すなわちそのほかに、人々の幸福 とは、その目が社会的に開かれているということ以上の しょう。(中略)しかし、りっぱな公民的資質というこ

うよりも日本国民のすべての生活目標であり、これが公 ということを確信する心です。このような信念のみが、 は小・中・高校を通じて社会科が達成すべき目標、とい 公民的資質に推進力を与えるものです。」とある。これ

問題を賢明な協力によって解決していく能力があるのだ 性及び民主主義を信頼する心です。人類にはいろいろな 他あらゆる不正に対して積極的に反発する心です。人間

校教育の目標)の第三項には、「社会について、広く深 する心です。」とあるが、学校教育法第四二条(髙等学 会的・経済的その他あらゆる不正に対して積極的に反発 ると考えられる。その文章の中には「それは政治的・社 民的資質であり、社会科の精神を未来につなげる道であ い理解と健全な批判力を養い、 個性の確立に務めるこ

と。」と明示してある。この点からも高校教育の一環を

一つの教科である点である。そして社会科はおもに社会

新「学習指導要領」についての一考察 ②(渡辺)

養うことに努めてゆく必要がある。 担う「地理歴史科」「公民科」も又将来健全な批判力を

会科編Ⅰ』(昭和二六年)「社会科と社会科学」による 部省の考えは、文部省『中学校高等学校学習指導要領社 つは社会科と社会諸科学との関係である。これまでの文 今回の高校社会科再編成の中で議論になったことの一

違いは、一方は純然たる科学であり、一方は学校教育の ばならない。(中略)社会科学と社会科との最も大きな 科の教師は、社会科と社会科学の相違をよく知らなけれ をその背景としなかったならば、社会科は成立すること 社会科学とは密接な関係をもっている。社会科学の発達 ができない。(中略)しかしながら、それと同時に社会 おもな学習内容とする教科である。したがって社会科と の総称である。(中略)社会科もまた、人間関係をその それぞれの立場から系統立てて深く研究されている科学 治学・経済学・社会学などのように、人間関係について、 う。ここでいう社会科学とは、歴史学・人文地理学・政 会科と社会科学との関係を考えることが最も近道であろ と、「社会科の性格を正しく理解するためには、まず社

(125)

現代社会の諸問題を取り上げて生き生きとしたものとしる必要がある。(中略)社会諸科学の系統的な知識も、習指導要領社会科編昭和三一年度改訂版』(昭和三〇、習指導要領社会科編昭和三一年度改訂版』(昭和三〇、習指導要領社会科編昭和三一年度改訂版』(昭和三〇、科学の取り扱う分野について、これを学問的立場からで科学の取り扱う分野について、これを学問的立場からで

科では目標・内容とともに方法を重視してきたことであた、教科と科学との相違を明確にしてきた。更に、社会史学などを含めて社会科学または社会諸科学と呼び、まの内面的な心的活動にまで結び付けられて、実際の生活の内面的な心的活動にまで結び付けられて、実際の生活で理解し、単なる知識として終わるのでなく、深く生徒で理解し、単なる知識として終わるのでなく、深く生徒

までの社会科が身につけた知識を活用して、現代社会の

会科の公民的分野と重複している部分が多いとの指摘がになった。その理由の一つとして、その内容が中学校社る。今回の高校社会科の改訂で「現代社会」が選択科目

あった。しかし、「現代社会」の目標の一つは、中学校

社会科が発足した当時盛んに言われたことは、グルーうという能力の育成にあった。諸問題を教師と生徒が一緒に調べてみよう、考えてみよ

のような教科に関する考え方は将来にもつなげてほしい自分の意見を相手に正しく伝える能力が重要である。こた。国際社会に対応するためには、相手の意見を理解し、受験のためか、特に高校ではそうした授業風景がなくなっプ学習とディスカッション(討議学習)であった。大学プ学習とディスカッション(討議学習)であった。大学

ものである。

生かしていくかということが今後の課題であると思われ精神」を、当校における「教育課程」の編成の上にどうおける社会科との同行は三〇余年に及ぶ。今年度(平成おける社会科との同行は三〇余年に及ぶ。今年度(平成とって大きな転機を意味する。私と当身延山高等学校に置を占めていた社会科がなくなることは、日本の教育に置を占めていた社会科がなくなることは、日本の教育に置を占めていた社会科のに、戦後の民主教育の中心的位の高校社会科再編成についての一端にふれてみたが、戦の高校社会科再編成についての一端にふれてみたが、戦

以上、高校社会科カリキュラムの変遷を概観し、今回

江戸の日蓮宗の年中行事 (こ)

『東都歳時記』にみられる縁日・開帳・祈願を中心に――

望月真

澄

中行事が詳細に記されているのが特徴である。同書は天保九年(一八三八)に五冊本で刊行され、挿絵・詞書からな り、江戸の人々に宣伝されたものであり、同著による『武江年表』は江戸時代の諸行事を編年的に書き記したもので 庶民は寺院の縁日に参詣し、神仏のご利益を頂戴していた。ここには江戸町人の信仰習俗が記され、殊に日蓮宗の年 近世の江戸における年中行事は町名主斉藤月岑が記した『東都歳時記』にその実態が詳細に描かれるところである。

この二書は江戸の歳時を知るものとして史料的価値は高く、先学によって紹介・研究されているが、あらためて日

蓮宗という教団の中で年中行事を捉え、その宗派性を確認してみる必要があると思われる。

そこで今回は『東都歳時記』を素材に、江戸後期の日蓮宗の年中行事をピックアップして史料紹介することにする。

そして、次回で江戸の年中行事の内容を分析することにしたい。

なお、同書は平凡社の東洋文庫本で翻刻され、朝倉治彦氏の校注によって三冊に分冊されている。史料には日蓮宗 江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

(127)

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

門下連合を含む広義の法華宗寺院の行事と各宗派にわたる行事である。そして、史料に出てくる所在地から現在まで という宗派名の記載はないが、多くは、法華宗とあり、ここに掲げたのは現在の宗教法人日蓮宗のみならず日蓮聖人

の間に何度か移転している寺院も多く、ここで確認してみたい。

史料紹介

(凡例並覚書)

、底本は、四巻五冊、須原屋茂兵衛、同伊八刊。雪旦挿絵、雪堤補画であるが、校合本には平凡社東洋文庫『東都 歳時記』1・2・3、朝倉治彦校注から抽出した。よって、凡例は東洋文庫本に準拠している。

一、原文のひらがなの部分で、漢字に直せる箇所は本文右にかっこ内で示した。 、項目の抜書のため前後の続きが不明になる部分があるが、これは筆者がかっこで註し、補った。

、脚注を施した部分は、該当箇所またはそれに近い箇所に*を付した。

、脚注は寺院の現在の住居表示を示し、史料に登場してくる地名と現在地が異なる場合は、当時の所在地→現在地

、寺院名や記載が省略されている箇所があるが、これは脚注(註)で補った。 という形で示した。

(128)

日

容

内

正 月 一 日・本所押上春慶寺普賢菩薩開帳

千巻普賢品執行

構中祈祷あり。

雑司ケ谷玄浄院法明寺中閻魔参。

正月十六日・同法恩寺中大教院閻魔参。

・雑司ケ谷鬼子母神祭礼 中古までは、今日奉射祭とて、厳重の式あ

* 豊島区南池袋 * 豊島区南池袋 *巫田区太平 * 巫田又業平

本尊更衣あり。 りしが、近年此事絶てなし。今は法華経を読誦するばかり也。今日

正月十八日・本所出村本仏寺 正五九 内拝あり。 正月十七日・谷中妙福寺日親像開帳 正五九なり。

・四谷南寺町戒行寺鬼子母神開帳 正五九の十八・二十八日なり。

正月十九日・浅草たんぽ幸龍寺鎮守柏原明神開帳 千巻陀羅尼 正月、九月もあ

正月二十二日・同・七軒寺町法養寺熊谷稲荷開帳 ・橋場長松寺七面宮祭。

・谷中大円寺瘡守いなり開帳 千巻陀羅尼説法等あり。

千巻だらに。

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月) • 深川猿江妙寿寺稲荷開帳 千巻陀羅尼。

*台東区谷中

*本所→世田谷区梅里

*新宿区須賀町

*浅草→世田谷区北烏山

*浅草→大田区池上 * 台東区今戸

*台東区谷中

*深川→世田谷区北烏山

飳

正月二十四日・雑司ケ谷宝城寺・千巻陀羅尼修行説法。 * 豊島区南池袋

正月二十八日・荻新田砂村邊上妙寺鬼子母神祭 開帳。

二月十二日・牛込幸国寺千部二十一日迄修行 九日説法、十六日誕生会、この日

*新宿区原町

*江東区東砂

本尊祖師御更衣、放生会、音楽、兒供發その外執事あり。二十二日

には施餓鬼あり。

二月二十八日・品川南番場本光寺開山日什上人の忌なり。

江戸より参詣多し 行程日本橋より四里余あり。

三 月 九 日・下総国中山法華経寺千部 十八日迄修行 此間音楽等あり。

• 深川净心寺法華経千部 十八日迄修行。

三月十三日・下谷宗延寺 法華経千部二十二日迄修行 この間開帳。二十三日音

楽兒供養、放生会あり。

品川南番場海徳寺淡しま祭 祭礼九月二十三日。

三 月 十 九 日・池上本門寺法華経千部 二十八日迄修行、この間開帳音楽あり。遠

近の緇素群集す。

三月二十八日・此頃より夏に至て諸州の寺院、霊仏霊神並什物等を東都に出し、寺

・法花宗の寺院多くは、浅草長遠寺、幸龍寺、深川浄心寺、本所法恩 院の境内に於て開帳あり「日数は六十日を限とす。

*台東区元浅草、浅草→世田谷区

*品川区南品川

*千葉県市川市中山

* 江東区平野

*下谷→杉並区堀ノ内

*大田区池上

*品川区南品川

十八日内拝あり。

場所は何国に限らず、芝金杉正伝寺へ至り、蓮台へ移して、夫より 寺等にて開帳あり。其余同宗の寺院ならでは開帳なし。同宗開帳の

通り町を経て、開帳の寺院へ到着する事近来のならはしなり。

月 六 日・東葛西柴又村帝釈天祭礼 別当題経寺。今日板本尊開帳、千巻陀羅

*葛飾区柴又

* 港区芝 平

北鳥山、江東区平野、墨田区太

四

四 月 八 日・灌物会 諸宗寺院勤行あり。本堂又は境内に花の堂を儲け、銅像の 尼修行。音楽 兄供養あり。江戸より参詣多し。

り。今日仏に供する所の餅を号して、いただき又花くそといふ。 釈迦仏を安じ、参詣の諸人に柄杓を以て香水を仏頂に澆奉る。在家 にも新茶を煮て仏に供し、卯の花をささげ、又戸外に卯の花を挿な

涅槃会の団子をさしてしかいふとぞ。 『年中行事大成』に、花供御の誤にやといへり。但し、京師には、

浅草幸龍寺法華経千部 十七日まで修行。

大塚本伝寺法華経千部 十四日迄修行。

高田本松寺願満祖師百部経 十七日迄修行。

・青山仙寿院萬巻陀羅尼 十八日迄修行 十八日には祖師開帳あり。 本所本仏寺鬼子母神 八日より十八日迄萬巻陀羅尼、八日・十二日・

*浅草→世田谷区北烏山

*文京区大塚

*新宿区喜久井町

*渋谷区千駄ケ谷

*本所→杉並区梅里

(131)

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

・雑司ケ谷鬼子母神更衣。

四 月 九 日・日暮里修性院三十番神祭 千巻だらに (ピヨロ) 兒供養あり。

四月十二日·本所表町本久寺祖師衣替。

四月二十七日・雑司ケ谷鬼子母神常経講中の為に一年一度の内拝あり。

五 月 一 日・押上春慶寺普賢菩薩開帳 千巻普賢品執行、正月の如し。

• 柳島妙見宮開帳。

・浅草本法寺萬巻陀羅尼。二十二日まで修行。

五月十三日・堀之内妙法寺祖師開帳。 五月十 一日・麻布桜田町妙善寺摩利支天祭

十七日迄。

五

月 五 日・池上本門寺祖師更衣。

・雑司ケ谷寶城寺祖師内拝 その外法華寺院祖師開帳あり。 ・浅草どぶ店長遠寺祖師開帳。

• 蛍沢宗林寺船守祖師会式修行。

五月十五日・山谷正法寺毘沙門祭開ちやう 千巻陀羅尼。

新鳥越安盛寺妙見宮内拝 千巻陀羅尼。

柳島妙見宮開帳。

• 白金妙圓寺妙見宮星祭。

*港区西麻布

* 杉並区堀ノ内

* 台東区元浅草

* 台東区谷中 * 豊島区南池袋

* 台東区東浅草

*墨田区業平(註)法性寺

* 港区白金台

*台東区吉野町

* 豊島区南池袋

* 堡田区東駒形

* 荒川区西日暮里

* 豊島区南池袋

* 堡田区業平

* 昼田区業平(註)法性寺

*台東区寿

五月十七日・谷中妙福寺日親上人像開帳。

五月十八日・雑司ケ谷鬼子母神堂千部 二十八日まで修行。今日萬巻陀羅尼修行

・小柄原日慶寺鬼子母神祭 十七日より十九日まで修行。内拝あり。

• 本所出村本仏寺鬼子母神内拝。

本所荻新田小奈木川通上妙寺鬼子母神開帳。

五月十九日・本所押上最教寺七面祭。

・高田亮朝院七面宮開帳・巻だらに。(晩年度)

• 浅草幸龍寺柏原明神開帳 千巻陀羅尼。

五月二十二日・谷中大円寺瘡守稲荷社 千巻陀羅尼ならびに説法内拝あり。 ・浅草七軒でら町法養寺熊谷稲荷祭。

・猿江妙寿寺稲荷開帳 千巻だらに。

五月二十四日・本所押上普賢菩薩開帳、十部経修行祭礼。

・雑司ケ谷寶城寺千巻陀羅尼説法。

五月二十八日・入谷喜宝院鬼子母神 千巻陀羅尼。

六 月 三 日·本所法恩寺法華経千部十二日迄修行 六月 一日・本所柳しま妙見宮開帳。

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

開山日住上人 在職の頃より

* 堡田区太平

* 荒川区南千住

* 豊島区南池袋

*台東区谷中

* 江東区東砂 *本所→世田谷区梅里

*本所→八王子市宮下町

*新宿区西早稲田

*浅草—>世田谷区北烏山

*台東区谷中

*浅草--大田区池上

*深川→世田谷区北烏山

*堡田区業平(註)春慶寺

* 豊島区南池袋

*台東区下谷(註)喜宝院→真源寺

* 墨田区業平(註)法性寺

(133)

引続て修行すといふ。開山は暦応中の人なり。

六 月 六 日・浅草どぶ店長遠寺祖師開帳 開運の守札出る。

* 台東区元浅草 * 堡田区業平

六月十五日・柳島妙見宮開帳 別当法性寺。

• 雑司ケ谷鬼子母神草薙の神事 近辺の農夫集まりて、社辺の草を苅

り払ふの行事なり。近年此事なし。

六月二十四日•白金樹木谷覚林寺清正公社祭礼 開帳。

白山権現裏門通り妙傳寺妙見宮開帳。

・浅草幸龍寺消正公祭り開帳(千巻だらに)

六月二十八日・品川妙国寺虫払 古文書其外諸什器を拝せしむ。 六月二十七日・南品川諏訪社祭礼 別当妙国寺中真了院。 六月二十六日・品川妙国寺開山忌 天目上人の忌なり。

七 月 一 日·中延八幡宮霊寶虫払並説法 別当法蓮寺。

七 月 二 日・煤払・虫払 今日より十三日までの間晴天を撰び、屋中の煤を払ひ、

又蔵書衣類器物等の虫払をなす。商家には家の前に幕を張りて商ひ ものをさらす。寺院の交割、神社の霊寶、曝涼は日限大かた定り有

て、内拝をゆるす。

七 月 七 日・池上本門寺什寶虫払

* 豊島区南池袋

*港区白金台

*文京区原町

*浅草→世田谷区北烏山

*品川区南品川

*品川区南品川

*品川区南品川

*品川区旗の台

日蓮聖人筆注法華経、同筆遺物目録、同真筆 | *大田区池上

息、貞宗太刀其余種々の霊寶ありて拝をゆるす。

•中山法華経寺什寶虫払 宗祖上人筆曼茶羅並消息上人の持物、其外 諸什器を拝せしむ。江戸より詣人おぼし。

- ・真間弘法寺什寶(虫払)。
- ・雑司ケ谷法明寺什寶虫払。

七月十六日・閻魔参 閻魔の斎日と云。参詣の場所、正月十六日のくだりに記す 七月十五日・雑司ケ谷鬼子母神更衣(今夜より、同所法明寺、相撲十八日迄興行。 る如し。

・今日より二十二日迄、本所押上最教寺、虫払にて日蓮上人筆旗曼茶 羅を拝せしむ。弘安四年辛巳五月、鎌倉将軍惟康親王曼茶羅の威徳

によりて、蒙古の夷賊退治ありし処なり。境内七面堂にて掛て拝せ

七月十八日・堀之内妙法寺法華経千部二十七日迄修行 この間遠近の老少日毎に 小梅常泉寺虫払 祖師真筆の題目等を拝せしむ。

七月二十五日・浅草本法寺熊谷稲荷祭。

歩を運ぶ。

七月二十八日・高田亮朝院七面宮施餓鬼修行

百味供養あり。

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

* 杉並区堀ノ内 * 巫田区向島

*新宿区西早稲田 * 台東区赛

(135)

*千葉県市川市中山

*千葉県市川市真間

* 豊島区南池袋

* 豊島区南池袋

*押上→八王子市宮下町

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

月 四 日・今日大川中州の辺に於て、相州鎌倉松葉ケ谷妙法寺川施餓鬼を修行 日・雑司ケ谷鬼子母神境内鷺明神祭礼 疱瘡の守護神なり。

月

す。一宗の門徒船にて多く出る。

月 六 日・中延八幡宮萬巻陀羅尼並説法 十五日迄修行。 月 一 日·本所柳島妙見宮開帳。

• 押上普賢菩薩開帳 千巻普賢品修行。

九月十二日・日蓮上人御難の餅 文永八年九月十二日 上人相州龍の口にして難 九月九日・真間下総弘法寺法花経千部 十八日まで修行。

九月十三日・堀之内妙法寺祖師開帳。 ・牛込横寺町圓福寺御難会夜に入る。その外諸寺院行ふ。

龍口寺へ江戸並近在より詣する者多し。

を避たまひし日なり。宗門の徒胡麻の餅を供す。昨日今日相州片瀬

浅草どぶ店長遠寺祖師開帳。

雑司ケ谷寶城寺祖師内拝。

• 高田本松寺願満祖師千巻陀羅尼修行。

九月十五日・柳島妙見宮開帳。

新鳥越安盛寺妙見宮内拝。

* 千葉県市川市真間 *巫田区業平(註)春慶寺 *巫田区業平(註)法性寺

*新宿区横寺町

*台東区元浅草 *杉並区堀ノ内

* 豊島区南池袋

*新宿区喜久井町

*巫田区業平(註)法性寺

*台東区吉野町

* 豐島区南池袋

*神奈川県鎌倉市

*品川区荏原(註)別当法蓮寺

*神奈川県藤沢市片瀬

• 白金妙見宮星祭。

山谷正法寺毘沙門祭開帳 千巻陀羅尼修行。

九月十七日・谷中妙福寺日親上人像開帳。

九月十八日・雑司ケ谷鬼子母神堂萬巻陀羅尼修行。

• 荻新田小奈木川上妙寺鬼子母神祭開帳。

本所出むら本佛寺鬼子母神内拝 昨日今日当寺日蓮上人会式修行。

九月十九日・浅草たんぽ幸龍寺柏原明神祭開帳 千巻陀羅尼修行。

•七面宮祭礼。

• 押上最教寺 (開帳)。

• 深川净心寺(七面宮)開帳。

• 高田亮朝院(七面宮)千巻陀羅尼、開帳。

・日暮里延命院(七面宮)十八日の夜、千巻陀羅尼通夜説法あり。

・大窪法善寺(七面宮)本尊開扉、十三日より今日まで誦経説法等あ

り参詣多し。

芝金杉圓珠寺(七面宮)千巻だらに修行。

九月二十一日・谷中三崎妙園寺会式・千巻だらに。 九月二十二日・深川猿江妙寿寺稲荷祭礼 千巻陀羅尼修行

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

*押上→八王子市宮下町

* 江東区平野

*新宿区西早稲田

*新宿区新宿

* 荒川区西日暮里

*港区芝

* 台東区谷中

*深川→世田谷区北鳥山

開帳あり。神与を社前

*港区白金台(註)妙圓寺

*台東区東浅草

* 台東区谷中

*本所→杉並区梅里 * 豊島区南池袋

*江東区東砂

に出す。

・谷中大圓寺瘡守稲荷内拝 千巻陀羅尼修行並説法あり。

・今日より十一月二十八日まで浅草八軒寺町本法寺熊谷稲荷社より切

* 台東区寿

*台東区谷中

手を出し、十二月一日より守札を出す。門戸柱等に張おくときは、

火災盗難を昨るといふ。今日千巻陀羅尼あり。

・浅草七軒寺町法養寺熊谷稲荷祭 正月五月の如し。

九月二十四日•押上普賢菩薩開帳 十部経執事祭礼。

• 雑司ケ谷寶城寺 千巻陀羅尼並説法。

九月二十七日・今明日目黒正覚寺鬼子母神祭 千巻陀羅尼修行。

• 南品川妙国寺仁王尊祭礼 | 今明日執行。千巻陀羅尼 | 音楽 | 兒供養

九月二十八日・入谷喜寶院鬼子母神 千巻陀羅尼。

十 月 一 日・初旬より会式の造り花街を商ふ。

十月六日・雑司ケ谷法明寺会式の花市 今日ならひに七日八日に市立つ。

菊鶏頭きりつくしけり御命講 はせを

十 月 七 日・浅草どぶ店長遠寺会式 六日より修行、両日祖師開帳。

•本所表町本久寺会式 今明日。

*浅草→大田区池上

* 墨田区棠平(註) 春废寺

* 豊島区南池袋

*品川区南品川 * 目黒区中目黒

*台東区下谷(註)喜宝院→真顔寺

* 豊島区南池袋

*堡田区東駒形 * 台東区元浅草

(138)

十 月 八 日・法華宗寺院御影供法会 報恩会又会式といふ、当月十三日は宗祖日 **蓮上人の忌日なるによりて、法会を儲る所なり。今日より十三日ま**

で修行あり。俗に御命講といふは、御影供の転訛せるなり。白梅園

ふなるべし、それを俗にあやまり御の字をさへそへて、おめいかう 鷺水が編の『誹諧新式』にみえいかうといふべきを、春の弘法大師 の忌を御影供といへば紛るゝゆえ、ミエの反/なればめいかうとい

法会の間一宗の寺院仏壇をかがやかし、造花を挿し荘厳目を驚かし こまくら餅といふ、こまくら餅は鎌倉餅の謬誤なり。縁起あれども 師に供養し、客を迎ふ。祖師に供する所の五彩に色どりたるを餅を む。参詣の輩は月末迄出る。在家にも宗門の徒は会式と称して、祖

といへり。

といふ。おめは重言なり。みあかしをおみあかしといふたぐひなり

繁ければ略す。

餅染てこれぞ信あり御命講

尚白

雑司か谷法明寺 法会中開帳あり。音楽漆供養等法会厳重なり。十 一日のころより支院飾り物あり。大行院を首とす。年ごとに種々の

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

* 豊島区南池袋

(註) 堀の内妙法寺会式

谷中嶺玄寺会式桜の挿絵あ

雑司谷法明寺会式脂

ŋ

* 豊島区南池袋

たならず鬼子母神の境内には、茶店柏戸檐をつらね、行客を停て酔 境内見世ものかるわざ等出て、二十三日迄諸人参詣群衆し繁昌大か 機巧をなす。何れも宗祖御一代の記によりて其さまを造りなせり。

をすすむ。川口屋の飴蕎麦細工の角兵衛獅子風車等を土産とす。寺 足院 以上支院也 清立院 宝城寺 十八日会式 にも、会式修行 中其外飾り物をなす寺院は、観乗院 玄浄院 蓮光院 真浄院 知

今日同所鬼子母神更衣あり。 御物あり。

・堀の内妙法寺 当月中参詣麻の如く、宝前供物等山の如し。会式中

開帳あり。法会の次第左の如し。

八日寿量品 若干 九日妙経 一より四迄

十日読誦 五より八迄

出楽 五常楽 法味如寿量 十一日貝葉転 一より四迄 十二日擧金典 五より六迄 真読 久遠偈 散華 開経偈 法華八講 論儀 讃歎経 呪讃 双鉢 伽陀 惣礼 音楽 日中三礼 祈祷 羅陵

音楽 武徳楽 賀殿 読経 献香花 本迹枢要 梵唄 兒童 訓読 銅鈸 神力品 訓読

祈

宝塔偈 対揚惣拝 正午 三宝礼出楽 陀羅尼品

玄題 圓頓章

選楽 酒胡子 十三日妙典 七より八迄

(註) 支院・滑立院・宝城寺の現

住所は豊島区南池袋

(140)

* 杉並区堀ノ内 * 豊島区南池袋

十 月 十 日・池上本門寺会式 今日より十三日まで修行。十二日、十三日開扉あ り。十二日の夜、通夜の人多し。夜中説法あり。十三日・十四日に 祷 惣持品若干 普賢呪 玄題圓頓章 還楽 太平楽以上。

*大田区池上

伽藍なり。今日祖師御更衣あり。 は、門前笊籠の市立つ。当寺は宗祖上人入寂ありし霊蹟にして、大

十月十二日・法華宗御影供 今明日修行の寺院。

・谷中瑞林寺(会式)寺中飾物ありて参詣多し。 深川浄心寺(会式)開帳。

• 本所法恩寺(会式)開帳。

• 丸山本妙寺(会式)。 • 青山仙寿院(会式)開帳。

・下総真間弘法寺(会式)江戸より参詣多し。

・其外谷中牛込の辺は、わきて法花宗の寺院多く、各会式修行あり。

・谷中天王寺感応寺たりし時、中古迄は法花宗にして、会式には貴賤

群集なしけるよし、寛文の頃の記にいへり。

本所表町本久寺祖師更衣。

・十五日迄総州中山法華経寺会式執行 江府並に近鄙より参詣おほし。| *千葉県市川市中山

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

*渋谷区千駄ケ谷

* 堡田区太平

*台東区谷中(註)瑞林寺→瑞輪寺

* 江東区平野

*本郷→豊島区巣鴨

* 千葉県市川市真間

(註) 廃寺

* 堡田区東駒形

(141)

当寺は、宗祖上人最初転法輪の道場なり。

十月十三日•今日御影供当日也。

• 品川妙国寺(会式)祖師開帳。

丸山浄心寺(会式)祖師朝の内開帳。

大塚本伝寺会式 十五日まで修行。

• 浅草どぶ店長遠寺(会式)祖師開帳。

• 牛込原町願満祖師会式。

・髙田亮朝院(会式)飾ものあり。

• 赤坂今井谷祖師会式。

• 小梅村常泉寺祖師会式。

- 日蓮宗谷中領玄寺に桜ありて十月に花咲く。この故に会式ざくらと

る所にして、宝暦五癸酉年十一月二十二日上人三十三回忌の刻、始 いふ。当寺は甲州身延山の隠居寺なり。身延三十三世日亨上人自植 て花咲くといふ。例年十月花さき春に至りて花さくこと又余木に同

じ。亨師ざくらともいへり。池上本門寺にも是に等しき桜ありて、(w)

此頃花咲こと当寺にかはらず。

十月十六日・今明日雑司ケ谷感応彰会式 今日通夜、十七日音楽兒供養説法あり。

*品川区南品川

*文京区白山

*文京区大塚

* 台東区元浅草

*新宿区西早稲田

*新宿区喜久井町(註)本松寺

*港区赤坂(註)圓通寺

* 巫田区向島

* 台東区谷中

十月十九日・高田亮朝院七面宮題目講開帳 二十三日説法。

十月二十三日・雑司カ谷宝城寺説法。

十月二十五日·今明日本所法恩寺摩利支天祭。

十 一 月 四 日・谷中安立寺、茶人川上不白の忌。

十一月八日·鞴祭 十 一 月 五 日・牛込三十人町常泉寺題目講。

銀細工其余吹革を遺ふ職人の家にて、是をまつる。今日早旦に二階 稲荷を祭るの行事なり。世に火焼といふ。鍛冶、鋳物師、飾師、白

の窓より往還へ蜜柑を投る。

十二月 一日・今日より浅草本法寺熊谷稲荷社より守札を出す。九月二十二日の條 十 一 月 晦 日・浅草本法寺熊谷稲荷眷族祭 十二月朔日より火除の神符をいだす。

十二月晦日・柳島妙見宮星祭。 十二月十三日・煤払貴賤多くは此日を用ゆ。

下にあり。

(毎月決まっている行事)

日・妙見参 朔日・十五日縁日なり、二十八日にも参詣あり。

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

*新宿区西早稲田

*墨田区太平

* 豊島区南池袋

*台東区谷中

*新宿区原町

* 台東区寿

* 台東区寿

* 墨田区業平(註)法性寺

り
月毎に参詣群集す。

・同所降臨日参詣、正月七日・二月八日・三月三日・四月四日・五月

十一月七日・十二月二十七日。

深川浄心寺(妙見参)開帳。

• 新鳥越安盛寺(妙見参)。

牛込横寺町圓福寺祖師開帳。

其余法華宗寺院妙見を安ずる事夥し

三日・下谷茅町宗賢寺毘沙門開帳、題目講。 谷中本光寺人頭明神縁日 一日並十一日・二十一日。

八日・鬼子母神参。 雑司ヶ谷大行院(鬼子母神参)

五日·牛込常泉寺 祖師開帳。

·入谷喜寶院(鬼子母神参)。

本所出村本仏寺(鬼子母神参)

日もあり。

*新宿区横手町

*台東区吉野町

* 江東区平野

* 台東区池之端 * 台東区谷中

*新宿区原町

* 豊島区南池袋

常に百度参あり。

*本所→杉並区梅里 *台東区入谷(註)喜宝院→真源寺

千巻陀羅尼修行 十八日・二十八

・本所柳島法性寺(妙見参)毎月千巻陀羅尼修行、正五九月は開帳あ 五日・六月七日・七月七日・八月十五日・九月九日・十月二十一日・ * 巫田区業平

(144)

・目黒正覚寺(鬼子母神参) 常に参詣あり、正五九月八日・十八日・ 一十八日には千巻陀羅尼修行あり。

* 目黒区中目黒

・三田三丁目蓮乗寺(鬼子母神参)。

十三日・祖師参 法華宗。

・堀の内妙法寺(祖師参)(今日並に五月九月十三日には開帳あり。

*杉並区堀ノ内

* 港区三田

百度参りたえず。手遊びの風車を当所の土産とす。 を厭はず、日毎に参詣群集して、常に法筵を儲るがごとし、又毎日 又月並開帳の構中あり。当時は繁昌の寺院にして、遠近の緇素晴雨

• 池上本門寺(祖師参)。

・下谷どぶ店長遠寺(祖師参) 正五九月開帳。 ・雑司ケ谷法明寺(祖師参)。

· 深川寺町浄心寺(祖師参)開帳。

大塚本伝寺(祖師参) 毎月朔日・十三日開ちゃう。

・牛込横寺町図福寺(祖師参)(十二日・十三日開帳。 · 高田本松寺(祖師参) 願満祖師。

・浅草矢崎本覚寺(祖師参) 朔日・六日・十三日・十六日・二十一 日・二十六日開帳。

* 豊島区南池袋

*大田区池上

* 台東区元浅草

*文京区大塚

*江東区平野

*新宿区横手町

*新宿区西早稲田

*台東区松が谷

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

• 北本所表町本久寺(祖師参) 開帳。

• 谷中善光寺坂下本寿寺(祖師参) 開帳。

赤坂今井谷圓通寺(祖師参)。

・青山立法寺(祖師参) 十二日・十三日開ちゃう。

其余数るにあらず。遑に百か一を擧る而己。

十四日•深川净心寺上行菩薩参詣 今日並十五日。

十五日・妙見参 朔日に同じ。 • 新鳥越安盛寺(妙見参) 千巻だらに、内拝。 ・柳島法性寺(妙見参)(毎月千巻陀羅尼、正五九月十五日開帳あり。

• 本所表町本久寺祖師開帳。 ・深川浄心寺(妙見参) 開帳。

十七日·牛込原町恵光寺妙見宮開帳説法。 十六日・牛込原町幸國寺布引祖師開帳。

• 谷中安立寺日親像開帳。

• 芝金杉正傳寺題目講説法。

十八日・鬼子母神参 八日に同じ。 ・雑司ケ谷(鬼子母神)は、正五九月には、万巻陀羅尼修行あり。

*台東区吉野町

*巫田区業平

* 江東区平野

* 江東区平野

*新宿区原町 * 墨田区東駒形

*新宿区原町(註)恵光寺→瑞光寺

*港区芝 * 台東区谷中

* 豊島区南池袋

* 墨田区東駒形

* 台東区谷中

* 骨山→世田谷区和田

・下谷善立寺随身鬼子母神(鬼子母神参)毎月内拝あり。

十九日・七面参の

・浅草新寺町正覚寺(七面参) 二十三日まで説法、正五九月十九日 ・本所押上最教寺(七面参) 正五九月は祭にて、千巻陀羅尼修行。

* 台東区元浅草

*押上→八王子市宮下町

*下谷→足立区梅田

には、千巻陀羅尼修行。

高田亮朝院(七面参) 毎月十九日題目講、正五九月は千巻陀羅尼、 開帳説法あり。

• 駒込追分光明寺(七面参) 十八日·十九日題目講説法。

•谷中瑞林寺(七面参)。

・市ケ谷まんちう修行寺(七面参) 開帳。

二十一日・浅草山谷町本性寺、秋山自雲霊神開帳 痔疾を憂ふるもの、当社へ

祈願をなすに、果して応験ありと云。正五九月の二十・二十一日に

は千巻陀羅尼修行あり。

二十二日•浅草本法寺熊谷稲荷社 千巻陀羅尼。

二十四日・本所春慶寺普賢菩薩参詣 正五九月二十四日は、十部経執事祭礼に

て開ちゃうあり。

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

白金樹木谷覚林寺滑正公参詣

正五九は千巻陀羅尼修行あり。

*港区白金台

*新宿区西早稲田 *文京区向丘(註)光明寺→浩妙寺

*台東区谷中(註)瑞林寺→瑞輪寺 *市ケ谷→杉並区堀ノ内

* 台東区今戸

* 台東区寿

* 墨田区業平

(147)

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

・浅草たんぼ幸龍寺清正公参。

一十五日・深川浄心寺日朝上人参詣。 • 麻布長坂町大長寺日朝上人像開帳。

二十八日・妙見参。

• 柳島法性寺(妙見参)。

• 深川浄心寺(妙見参) 開帳。

・鬼子母神参 八月十八日に同じ。

・入谷鬼子母補は、正五九月二十八日千巻陀羅尼修行あり。

• 南品川海雲寺千体荒神縁日。

(干支によって決まっている行事)

甲子日·毎月大黒神参。

・下谷どぶ店蓮光寺(大黒参)開帳。

• 麻布一本松大法寺(大黒参)同。

駒込追分東横町大恩寺(大黒参)。 • 牛込原町経王寺(大黒参)開帳。 •谷中瑞林寺中本妙院妙見宮(妙見参) 題目講

*品川区南品川

*台東区下谷(註)真源寺

*浅草→世田谷区北烏山

*江東区平野

*麻布→府中市若松

* 巫田又業平

* 江東区平野

*台東区谷中(註)瑞林寺→瑞輪寺

* 港区元麻布

*下谷→杉並区和田

*新宿区原町

*駒込→北区赤羽西

(148)

	•
•	·日暮里経王寺(·
	(大黒参)
	0
	*
	荒川区西日暮
	五五百五百五百五百五百五百五百五百五百五百五百五百五百五百五百五百五百五百五百五

・青山仙寿院(大黒参)。

•同立法寺(大黒参)。

* 骨山→杉並区和田 * 渋谷区仙駄ケ谷

寅日・毎月毘沙門参 別して正月初寅諸人群集す。

・芝金杉一丁目正傳寺(毘沙門参) 正五九の寅日開帳あり。

*港区芝

・参詣の諸人、初寅の日、洛の鞍馬詣に比して、帰路に芝神明宮の門 小判を與ふ。 前にて、ひうち石を求めしが、いまは此事少し。今日諸人へむかで

• 牛込神楽坂善国寺(毘沙門参)。

・右の二所、分て詣人多く、諸商人出る。正五九の初寅開帳あり。三 つあれば中寅にあり。

• 山谷正法寺(毘沙門参) 正月十五日毘沙門天祭 千巻陀羅尼

開

*台東区東浅草

・品川南番場蓮長寺(毘沙門参) 開帳。

・下谷盛泰寺(毘沙門参) 開帳。

・同所新寺町玉泉寺(毘沙門参) 正五九月千巻陀羅尼開帳。

*新宿区神楽坂

*品川区南品川

*下谷→豊島区南池袋

*台東区北松山町

• 矢崎本覚寺
(毘沙門参)
開帳。

・三田龍行寺(毘沙門参)

己巳待・年中弁天参。

庚申日・年中庚申参。

・浅草池の妙音寺(弁天参) 開帳。 ・四谷本性寺(毘沙門参) 正五九月初寅開帳。

開帳。

* 不明

*矢崎→大田区北嶺町

*新宿区須賀町

• 同東葛西柴又村帝釈天参詣 題経寺にあり。今日千巻陀羅尼修行

庚申を縁日とする事、本尊出現の日なるによれり。 板本尊開帳あり。其他毎月初申の日、百巻陀羅尼修行 開扉あり。

毎月開帳、正月初亥に千巻陀羅尼修行

亥日・毎日摩利支天参。

上野徳大寺(摩利支天参)

*台東区上野

開帳、正五九月には千巻陀羅尼修

* 豊島区南池袋

午日・毎月稲荷参。 行。

・雑司ケ谷玄浄院摩利支天(参)

あり。その他開帳講中あり。

(150)

* 葛飾区柴又

*台東区松が谷

其外江戸は稲荷の社夥しく、記すに遑あらす。

初午日・江戸中稲荷祭、前日より賑へり 江府は、すべて稲荷勧請の社夥し く武家は屋敷毎に鎮守の社あり。市中には一町に三五社勧請せざる

にも提灯行灯をともし、五彩の幟等建つらね、神前には供物灯火を 事なし。寺社の境内に安ずる所は、神楽を奏し幣帛をささげ、市中

ささげ、修験祢宜を請て法楽す。又、男兒祠前に集りて、終夜鼓吹え

す。

- 初午の以前絵馬太鼓商人街に多し。
- •熊谷稲荷(参) 同八軒寺町本法寺 千巻陀羅尼。

土用中丑日・髙田本松寺願満祖師 ほうろく加持。逆上頭痛等の祈祷なり。ほう ろくをいただかしめて点灸をほどこすに必しるしありといへり。

十月上亥日·摩利支天参。

|上野徳大寺(摩利支天参)||上中下の亥の日、ともに参詣多し。

十一月初子日·子祭

神をまつる。これを子まつりといふ。赤小豆飯等を供す。 毎月といへども、当月は子の月なるを以て初子の日子の刻専ら大国

麻布一本松大法寺大黒参。

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

*台東区上野

*港区元麻布

*新宿区西早稲田

*台東区寿

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

・青山立法寺大黒参 説法あり。

* 骨山→杉並区和田

十一月酉の日・酉のまちは酉のまつりの縮語なり。酉の町と暬るは據なし。又酉の 市ともいふ。二の酉三の酉ともに参詣あり。両所とも開運の守護神

なりといふ。

・下谷田圃鷲大明神社別当長國寺。世俗しん鳥といふ。今日開帳あり。 近来参詣群集する者夥し。当社の賑へる事は、今天保壬辰より凡五

十餘年以前よりの事とぞ。栗餅いもがらを商ふ事葛西に仝じ。熊手

はわきて大なるを商ふ。中古は青竹の茶筌を鬻しといふ。 春をまつことのはじめや酉の市 其角

(不定期的におこなう行事)

・七福神参。

• 布袋(参) 日暮里。

・山の手七福神参り。

・福禄寿(参) 白金妙園寺妙見堂の内。

(季節によっておこなう行事)

*台東区千束

(註)修性院(荒川区西日暮里)

川区西日暮里)

*港区白金台

冬至・星祭。

•柳島妙見宮(星祭)

音楽。

・深川浄心寺妙見宮(星祭) 開帳。

* 江東区平野

* 墨田区業平(註)法性寺

• 新鳥越安盛寺妙見宮(星祭) 内拝千巻陀羅尼。

• 山崎町蓮花寺妙見宮(星祭)。

•谷中瑞林寺中本妙院妙見宮(星祭)。

• 白金妙圓寺妙見堂(星祭) 開帳。 • 浅草八軒寺町本法寺熊谷稲荷社(星祭)。

• 橋場妙高寺妙見宮(星祭)。

の札を出す。

・其外諸所習合の社並町道場等にて、何れも修せざるはなし。各星祭

*台東区寿

*港区白金台

* 台東区下東坂町 *台東区吉野町

*台東区谷中(註)瑞林寺→瑞輪寺

*橋場→世田谷区北烏山

* 豐島区南池袋

節分・雑司ケ谷鬼子母神堂追儺 今夜院主衆僧内陣に於て陀羅尼を誦す。

怪我過ちを除き、又は疫病を避るとて大に尊信せり。

参詣の男女これを拾ひて守りとす。この豆を懐中なす時は、不時の 十三巻に至て番頭尊前の供豆を拝殿のさかひの障子の穴より打出す。

• 柳島妙見宮星祭。

江戸の日蓮宗の年中行事(一)(望月)

* 墨田区業平(註)法性寺

(153)

・浅草幸龍寺滑正公社より開運のまもりを出す。 ・今夜厄払ひ来る。厄はらひは元禄開板の『人倫訓蒙圖録』に、同じ

頃は節分の夜ばかりにして、世上の豆をまく間、只二時の程にあり

きしよしなり。文化より以来は、冬至除夜正月の年越毎に来る。

*浅草→世田谷区北烏山

明治初年の「自裁」 規則

明治法制史料断片(一)

中

光

勝

Ш

と規定されている。 本条の趣旨は、士族(卒族もこれに準ずる)が、死刑

たる「絞」、「斬」あるいは「梟示」を科することなく、 ヲ破ルコト甚シキ者」以外の罪を犯した場合には、正刑 に相当する犯罪のうち、「賊盗。及ヒ賭博等」の「廉恥

すべく頒布した新律綱領・名例律上・閏刑条には、

裁ニ処ス。若シ賊盗。及ヒ賭博等ノ罪ヲ犯シ。廉恥 凡士族。罪ヲ犯シ。本罪。……死刑ニ該ル者ハ。自 明治三(一八七〇)年十二月、明治政府が全国に施行

解

題

る。したがって、例えば人を一時的な感情の激発による 「自裁」に処し、「自ぅ屠腹セシメ」るというものであ

が平民であれば、人命律上・謀殺条により「造意者」で のではなくあらかじめ計画して殺害した場合、その主体

閏刑たる「自裁」が科せられ、「自ぅ屠腹」すなわち に処せられるが、その主体が士族であれば、本条により あるか「加功スル者」であるかにより「斬」又は「絞」

切腹」を命ぜられることとなるのである。

子孫ニ給ス。

凡自裁ハ。自ラ屠腹セシメ。世襲ノ俸禄ハ。仍ホ其

異ス。卒モ亦之ニ準ス。

フ。罪科未夕定ラサル者ハ。監槍ニ入レ。庶人ト別 ヲ破ルコト甚シキ者。……徒以上ハ。仍ホ本刑ヲ加

自裁 中

明治初年の「自裁」規則(中山)

(155)

以下に各資料に簡単な解題を附して全文を翻刻、紹介す以下に各資料に簡単な解題を附して全文を翻刻、紹介すなどを紹介した文献が若干ではあるが存在する。けれどなどを紹介した文献が若干ではあるが存在する。けれどなどを紹介した文献が若干ではあるが存在する。けれどなどを紹介した文献が若干ではあるが存在する。けれどなどを紹介した文献が若干ではあるが存在する。けれどなどを紹介した文献が若干ではあるが存在する。けれどなどを紹介した文献が若干ではあるが存在する。けれどなどを紹介した文献が若干ではあるが存在する。けれどなどを紹介した文献が若干ではあるが存在する。けれどなどを紹介した文献が若干ではあるが存在する。けれどなどを紹介した文献が若干ではあるが存在する。けれどなどを紹介した文献が若干ではあるが存在する。けれどなどを紹介した文献が若干ではあるが存在する。けれどなどを紹介した文献が表面を開始があると思われるので、の内容を今日に伝える貴重な資料であると思われるので、の内容を今日に伝える貴重な資料であると思われるので、公文書館は、この対方とない。

九巻・刑律・刑律第一・二十二 ・第百八十

この資料は、

「自裁」の執行方法を問い合せた明治四

ることとする。

四月七日付の弁官宛の京都府同とこれに対する指令およびこれに附された別添の「囚獄規則書」なる文書よりなる。前述のごとく新律綱領は、「笞役ノ内壱人短刀われる。「囚獄規則書」は、文中に「当司使部」なる文言がよびこれを戴くときに背後より首を刎ねる」という徳川者がこれを戴くときに背後より首を刎ねる」という徳川者がこれを戴くときに背後より首を刎ねる」という徳川者がこれを戴くときに背後より首を刎ねる」という徳川者がこれを戴くときに背後より首を刎ねる」という徳川者がこれを戴くときに背後より首を刎ねる」という徳川者がこれを戴くときに背後より首を刎ねる」という徳川者がこれを戴くときに背後より首を刎ねる」という徳川者がこれを戴くときに背後よりに対していたは、「望刑」の一種としてなる。前述のごとく新律綱領は、「望刑」の一種としてなる。前述のごとの執行方法と同一であったのであるう。

第百九十四号 第百九十四号 法務省法務図書館蔵『諸県伺』八・明治五年・

(一)明治五年五月二十日付・司法省指令

の囚獄司が、明治四年八月十八日に廃止され、その事務 計ノ事」と題する文書が附されているが、これは、前述 京府管轄囚獄懸リノ取扱ニ候条」なる「士族自尽之節取 指令の日であったと思われる。この指令には、「現今東 申五月廿七日付ス」と記されているところから、これが この指令は、発令年月日を欠くが、文書の冒頭に「壬

るのである。ちなみに、この指令には、「西」の署名並 「突立ル」ことを見届けてから斬首するように改めてい 刀を手にとることすらしないうちに斬首していたものを、 あろう。すなわち、これによれば、従前においては、短 取脇肚へ突立ルヲ見テ本介錯斬首致シ」とみえることで 述の「囚獄規則書」をもとに東京府において新たに作成 が従前のごとく東京府に移管されたことにともない、前 短刀を手にとるのみならず、受刑者みずから「脇肚」に へ衣領ノ左右ヲ後ロヘ脱シ着衣ヲ押シ寛ロゲ短刀ヲ手ニ 三方持出シ本人ノ前ニ据本人三方ヲ戴キ終ツテ肩衣ノ前 ノ事」の最大の特色は、「小介錯ノ内一人短刀ヲ乗セ候 された部内取扱規則であろう。この「士族自尽之節取計

事小原重哉のことであろう。 (二) 明治五年四月二十五日・石川県自裁之節取

かった。これに不服であった本多弥一等の本多家旧臣は である岡野悌五郎等は「閉門」等に処せられたにすぎな 明治四年二月十四日、「自裁」に処せられたが、共犯者 立場の相違から暗殺した事件で、実行正犯である両名は、 沖太郎および同井口義平が、同藩執政本多政均を政治的 明治二年八月七日、金沢城内において、金沢藩士山辺 (157)

省に提出されたものである。この伺中、「辛未二月元金 この伺は、本多弥一等の処分に関して、石川県より司法 讐のため、岡野等を襲撃し、これを殺傷するに至った。 (E) 明治四年十一月二十三日、同二十四日の両日、旧主の復 井口義平のことを指し、また、「福岡藩之比例」とは、 行正犯として「自裁」に処せられた、山辺沖太郎および 沢藩士族自裁之砌」とあるは、前述の本多政均暗殺の実

ョリ伺来」にみえる。 幣藩田代勝兵衛ト申者昨夏筑後国堺関門へ在勤仕候

『仮刑律的例』中の「明治二年已二月十五日黒田甲斐守

が、これは、指令の起案に関与した司法省官員のそれで びに「小原」および判読不明の数個の各捺印がみられる

あろう。すなわち、西は、少判事西成度、小原は、少判

明治初年の「自裁」規則(中山)

儀ニ御座候 有之重々不埒之至ニ付割腹申付候処ニ評決仕……候 さ所行ニ無之且兼々法禁ヲ犯候義此度及露顕候義モニ罷越右之不所行就テハ其場之始末未練ニテ帯刀者ニ罷越右之不所行就テハ其場之始末未練ニテ帯刀者

なる事件をさすものであろう。

(三) 元福岡藩自裁問合書

「鳥居刑部少亟」等の人名が記されているが、これは、、「鳥居刑部少亟」等の人名が記されているが、これは、政治三宝ノ上ニヲク」だけでみずから「屠腹」することの資料においても受刑者は、「三宝ニ載セ」た「木剣ヲを契機としたものであることはいうまでもなかろう。これは、明治四年二月十四日、金沢藩士山辺沖太郎おこれは、明治四年二月十四日、金沢藩士山辺沖太郎おこれは、明治四年二月十四日、金沢藩士山辺沖太郎お

吉岡弘毅をそれぞれさすのであろう。 吉岡大巡察をそれぞれさすのであろう。 吉岡大巡察は 八十者致割腹候場所」と記された図面が附されていると 人ノ者致割腹候場所」と記された図面が附されていると 人ノ者致割腹候場所」と記された図面が附されていると 人ノ者致割腹候場所」と記された図面が附されていると 同じく末尾に「明治二己已年九月十七日福岡藩於中邸八同じく末尾に「明治二己已年九月十七日福岡藩於中邸八

(四)明治五年四月二十四日・石川県自裁人入用

て司法省に提出したものであろう。ために用意した物品を記した文書であり、参考資料とし二月十四日の山辺、井口両名の「自裁」の折、受刑者のこれは、(二)に添附されたもので、前述の明治四年

Ch'en "THE FORMATION OF THE EARLY をルビは省略した。ちなみに、Paul Heng-chao

MEIJI LEGAL ORDER" 1981, p. 85—p. には、本条の当該部分を次のごとく訳している。 [Article 3.] Five Auxiliary Punishments

stody measure shall also be applied to soldi custody of the house of detention, thus keeping them separate from the commoners. This cu of the shizoku class shall be placed into the mplementation of his punishment, offenders punishment as such. While awaiting final iender shall suffer imposition of the principal penal servitude of a heavier measure, the offand shame, if the punishment involves violate in the extreme one's sense of integrity gambling, and other similar crimes which offence which involves the death penalty, hes hall instead be ordered to commit suicide. the principal punishment is; for an ry class) who commits an offence for which In the case of such offences as theft robbery, Any member of the shizoku (samurai-gent-

5. 'compulsory suicide':

A person sentenced to the punishment of

明治初年の「自裁」規則(中山)

'compulsory suicide' shall disembowel himself. His offspring, however, will be permitted

大七一九〇頁、刑務協会編『日本近世行刑史稿』六七一九〇頁、刑務協会編『日本近世行刑史稿』(2) 例えば、『古事類苑』法律部二(明治三十五年)一to inherit his official, hereditary stipend.

石井良助『江戸の刑罰』中公新費31(昭和三十九年)世刑事訴訟法の研究』(昭和三十五年)一〇〇六頁、上(昭和十八年)七四九―七六二頁、平松義郎『近

があり、また、中井勲『切腹』(昭和四十五年)二戸町方の制度』(昭和四十三年)三八―四〇頁など(昭和四十二年)二〇八―二〇九頁、石井良助編『江四二―四四頁、佐久間長敬『江戸町奉行事蹟問答』

七三七頁。
(3) 手塚豊「自裁」『国史大辞典』第六巻(昭和六十年)代の「切腹」に取材した小説である。
代の「切腹」に取材した小説である。

指摘されている(平松・前掲『近世刑事訴訟法の研が、「切腹」に関する文献として、夙にその存在を律第一・二十二。なお、この資料は、平松義郎博士館蔵『太政類典』第一編・第百八十九巻・刑律・刑「四年四月・名例律中質疑及自裁現則」国立公文書

4

七六―二九七頁には、徳川時代の「切腹」の方法を

末現在(昭和十二年)二一七九一二一八三頁によれた現在(昭和十二年)二一七九一二八三頁によれり、当該資料を閲覧することが不可能であるため、り、当該資料を閲覧することが不可能であるため、それが確認は後日の調査にゆずることとする。ちなわれるが、平成五年都府同」と関係のあるものと思われるが、平成五年都府同」と関係のあるものと思われるが、平成五年本規在(昭和十二年)二一七九一二一八三頁によれるが、当該所同四・第卅号京第二〇〇七頁・註(1))「諸府同四・第卅号京

「京都府同謹慎禁錮中死去スル時其罪ヲ免シ方其外六漢図書目録』二一七〇頁)。また、その件名は、ており、平松博士の指摘されている「第卅号」は、『諸府伺』四・自明治四年至同五年は、第一五ば、『諸府伺』四・自明治四年至同五年は、第一五末現在(昭和十二年)二一七九一二一八三頁によれ末現在(昭和十二年)二一七九一二一八三頁によれ

6

平松・前掲書・一〇〇七頁。

である。

- (8) 前掲『法現分類大全』官職門・官制・司法省・七五省(明治二十三年)一七頁。
- (9) 『明治五年二月・袖珍官員録』一二八葉表。頁。
- 水信義談「本多政均暗殺顛末」『史談会速記録』第著名であり、これを伝える文献も多い。例えば、戸(10) この事件、とくに後者は、「明治の忠臣蔵」として

均暗殺顛末」『史談会速記録』第五十六輯(明治三五十五輯(明治三十年)五三—五七頁、同「本多政

千葉亀雄『新版日本仇討』(昭和六年)一六四—一八葉亀雄『新版日本仇討』(昭和六年)一六四—一百、『史談会」第二六五輯(大正四年)一—一二頁、『石東記録』第二六五輯(大正四年)二七—四六 2017年)
『史談会連記録』第二六四輯(大正四年)三七—四六 2017年)
『史談会連記録』第二六四輯(大正四年)三七—四六 2017年)
『史談会連記録』第二六四輯(大正四年)二七—四六 2017年)
『史談会連記録』第二六四輯(大正四年)二七一四六 2017年)
『史談会連記録』第二六四輯(大正四年)二十年)四九—七三頁、同「本多家殉難十七士略伝」

ケ条伺ノ件」である。

れらの先業のうち、『石川県史』第二編、同第四編五〇九―五一二頁などがその主なるものである。こ川良雄編著『石川県警察史』上巻(昭和四十九年)末篇下巻(昭和三十三年)一〇九二―一三三〇頁、末篇下巻(昭和三十三年)一〇九二―一三三〇頁、「石川県史』第四編(昭和六年)一〇六六七三頁、『石川県史』第四編(昭和六年)一〇六六七三頁、『石川県史』第四編(昭和六年)一〇六六

明治初年の「自裁」規則(中山)

(1) 漢字は、人名等の固有名詞をのぞいて現代一般に使 提出した「同年を吉見亥三郎外七人御仕置同書」提出した「石川県士族本田弥一外六人御仕置同書」 内容は、明治五年四月(日欠)、石川県が司法省に る。以下にその全文を翻刻、紹介することとする。 提出した「口眥」すなわち自白調뿁が添付されてい であり、さらに、その文徴には、被疑者が石川県に およびそれに対する同年八月十五日付の司法省指令 **ヲ可討果手配ヲ為シタル件」と題するもので、その** れている「石川県伺同県士族本多弥一外十四名故主 「諸県口魯」明治五年・五・人命・第七十号に収録さ れた文書である。その文甞は、法務省法務図書館蔵 処分をめぐって石川県と司法省との間に取り交わさ する機会をえた。それは、該事件の関係者に対する ろが、私は数年前、この空白部分を埋める資料に接 / 復讐トシ同岡野悌五郎外二名ヲ殺害シ石黒圭三郎

> ()内は、すべて中山の註記である。 も普通のものに改めた。

用されているものに改め、合字、変体仮名について

2 (明治五年八月十五日付・司法省指令)

用されていないため、該事件の司法的処理の過程に 刑事処分を最終的に決定した司法省の資料が全く利 であるといえるが、そこには、事件関係者に対する が引用資料も豊富であり、もっともととのった研究

ついては、未だ解明されていない部分がある。とこ

人命律謀殺条 故主ノ讐ヲ復ント欲シ

人ヲ謀殺スル者

自 自 道 通

裁

本

野

策

田

亥三郎 勝喜知

見

鉄

同従テ加功スル

伺之通

裁

弘五郎

嘉三郎

藤九郎

同従テ加功セサ

ル者

伺之通

禁錮十年

清 水 金三郎

同従テ行ハサル

伺之通

田

嶋

===

伴十郎

似タリト雖モ当時弥一策平首立云々トアルヲ以 各積年ノ宿意ナレハ誰レ原謀タルヲ分チ難キニ

テ首トナシテ論ス

同

辛未十一月廿三日監倉入

石川県士族本多彌一外六人同卒吉見亥三郎外七人吟

御仕置何書

石

Щ 県

味仕候処左之通

石川県士族

本多 彌 一

申二十七歳

同

総

富田

申二十二歳

同

鏑木 勝喜知 申三十二歳

石川県卒

吉見 亥三郎

辛未十一月廿三日監倉入

申二十二歳

同士族

(162)

縣

橋口

石井

公張

同

小畑

松本

江藤

渡邉

Ĵ 青木

北畠

=

(明治五年四月日欠•石川県処刑伺)

1	司		同			同			同			同			同			同
##	情水。金三郎 同	申三十一歳	湯口 藤九郎	同	申二十四歳	廣田 嘉三郎	同卒	申二十五歳	浅井 弘五郎	同	申三十二歳	舟木 鉄 外	同	申二十四歳	西村 熊	同	申四十六歳	矢野 策 平
三日元金沢県士族菅野輔吉宅市押込輔吉ヲ及刺殺候一策平熊鉄外弘五郎嘉三郎藤九郎儀去辛未十一月廿	岡町於途中元金沢県少属岡野悌五郎ヲ打果候「勇一条肝霊矢ヲヨ真慎ラシラ」「チ十三日を沙遣	一爾一窓券톨印友三邓義去斧尺十一月十三日金尺高申付哉	右一二三伴十郎儀別冊口書之並不届2付禁錮三年可	右金三郎儀別冊口書之通不届ニ付禁錮十年可申付哉	郎喜内松三郎儀別冊口書之通不届ニ付自裁可申付哉	右彌一総勝喜知亥三郎策平熊鉄外弘五郎嘉三郎藤九	申三十四歳	同 嶋田 伴十郎	同	申四十歳	壬申正月五日監倉入 上田 一二三	· 同	申二十八歳	同 藤江 松三郎	同	申三十歳	辛未十二月十七日監倉入 芝木 喜 内	石川県卒

明治初年の「自裁」規則(中山)

ニ罷在遂ニ加功不致候 金三郎儀前条策平等ニ従ヒ同行候得共輔吉方門内

喜内松三郎儀去辛未十一月廿四日江州長浜駅ニ於

テ元金沢県少属多賀賢三郎ヲ及刺殺候

右之通御座候御仕置之儀別帳口書四冊并相届候趣意

足東京፣ 罷越候得共終ニ不遂志願同十二月十六日捕 石黒圭三郎ヲ可討果心組ニテ去辛未十一月十八日発

書四冊相添此段奉伺候以上

明治五年壬申四月

石 Щ 県

 \equiv (明治五年三月日欠・本多弥一外三人

口供書)

石川県士族本多彌一外三人

書

本多 彌 申二十七歳

三郎上田一二三嶋田伴十郎并私共四人都合十五

同

富田

申二十二歳

鏑木

勝喜知

同

申三十二歳

曺

同卒

申二十二歳 亥三郎

私共義元金沢県少属士族岡野悌五郎ヲ及殺害候仕抹

込岡野少属等打果聊旧主之霊魂ヲ慰メ度志願ニ 等ハ党与之者共ニテ倶ニ天ヲ難戴者ト一途ニ存 多賀少属菅野輔吉岡山久平嫡子茂石黒圭三郎此 井口義平両人ニテ及殺害候事件岡野少属并士族 年八月七日同藩士族山邊沖右衛門嫡子沖太郎并 私共元主人元金沢藩執政士族本多従五位明治 テ士族矢野策平西村熊舟喜鉄外浅井弘五郎卒滑 水金三郎廣田喜三郎湯口藤九郎芝木喜内藤江松

総勝喜知亥三郎抜連各切付終ニ打果候其節弥(**) 野少属ヲ待受ケ彌一ヨリ名乗懸ケ双方抜合候処 義右腕深手負頭上并左腕浅手負候勝喜知義右足 人申談彌一策平首立夫々手配仕私共四人去未十 月廿三日夕七ッ時頃金沢高岡町途中ニ於テ岡

御届申上候次第二御座候且策平熊鉄外弘五郎金 浅手負申候何レモ積年之遂宿意候上ハ速ニ御所 三郎嘉三郎藤九郎此等七人菅野輔吉方へ押入可 置方可奉願心得ニ付復讐之趣意書別紙持参出庁

候由ニ付同月十八日出立見懸次第可打果一二三 打果松三郎喜内此等両人多賀少属京都筋へ罷越

伴十郎此等両人石黒圭三郎東京ニ罷在候由ニ付 同十八日出立見掛次第可打果手配ニ御座候岡山

届二付乍遗憾不得打果候段申上候処 茂義ハ居所相知不申其上同志之者人少ニテ不行

右之外同志申談候者等可有之哉ト重々御糾被成候

前段申上候人員之外同志之者無御座候且親類ト

雖モ相洩不申候段申上候処

吉義禁錮御咎中之義承知乍罷在擅之挙動先以 等関係之義ニ付致ニ夫々軽重之御所置モ有之殊ニ輔 元来岡野少属多賀少属菅野輔吉岡山茂等山邊沖太郎

明治初年の「自裁」規則(中山)

次第無之甚粗暴之至重々不届至極ト御察当被成候 官辺ヲ奉軽蔑剰石黒圭三郎義ハ右事件ニ付聊関係之

ニテ夫々御察当之上ハ不図モ

私共実ニ私情難止処ヨリ全ク粗忽之及所業候義

朝嶽ニ悖リ今更何共無申訳奉恐縮候段申上候処 是迄之通御詮義中監倉へ被入置候旨御申渡奉得

其意候

右之通相違無御座候以上

壬申三月

本多

富田 彌

鏑木 勝喜知

吉見 亥三郎

石川県庁

四 (明治五年三月日欠・矢野策平外六人 口供書)

石川県士族矢野策平外六人

書

(165)

石川県士族

策 平

申四十六歳

同

熊

同

鉄

浅井

同

同卒

金三郎

同

廣田 嘉三郎

同

申三十一歳

且彌一総勝喜知亥三郎此等四人岡野少属ヲ可打 之趣意書別紙持参出廳御届申上候次第ニ御座候

湯口

申二十四歳

申三十二歳

申二十五歳 弘五郎

申二十五歳

申二十四歳 藤九郎

抹御吟味被成候

私共義当県士族菅野輔吉方へ押込同人ヲ及殺害候仕

口暋

年八月七日同藩士族山邊冲右衛門嫡子沖太郎并 私共元主人元金沢藩執政士族本多従五位明治日

井口義平両人ニテ及殺害候事件輔吉并士族多賀

党与之者ニテ倶ニ天ヲ難戯者ト一途ニ存込輔吉 少属岡野少属岡山久平嫡子茂石黒圭三郎此等ハ 等打果聊旧主之霊魂ヲ慰メ度志願ニテ士族本多

芝木喜内上田一二三嶋田伴十郎并私共七人都会 未十一月廿三日夕七ッ時頃輔吉宅へ押込金三郎 十五人申談策平彌一首立夫々手配仕私共七人夫

彌一冨田総鏑木勝喜知卒吉見亥三郎藤江松三郎

之外六人共抜刀ニテ踏込故従五位復讐之旨申入

候処策平熊鉄外弘五郎嘉三郎藤九郎各突込終ニ 候處輔吉義心得候ト相答速ニ熊へ組附熊ヲ押倒

遂宿意候上ハ速ニ御所置方可奉願心得ニ付復弊 及刺殺候金三郎義ハ門内ニ扣罷在若輔吉逃出候 ハゝ仕留候約諾ニ付手懸不申義ニ候何茂積年之

(166)

由ニ付同月十八日出立見掛次弟可打果一二三伴 果松三郎喜内此等両人多賀少属京都筋へ罷越候 十八日出立見掛次弟可打果手配ニ御座候岡山茂 十郎此等両人石黒圭三郎東京ニ罷在候由ニ付同

右之外同志申談候者等可有之哉ト重々御糾被成候 前段申上候人員之外同志之者無御座候且親類ト 二付乍遊憾不得打果候段申上候処

義ハ居所相知不申其上同志之者人少ニテ不行届

雖モ少モ相洩不申侯段申上候処

吉義禁錮御咎中之義承知乍罷在擅之挙動先以 等関係之義ニ付既ニ夫々輕重之御所置モ有之殊ニ輔 官辺ヲ奉輕蔑剰石黒圭三郎義ハ右事件ニ付聊関係之 元來菅野輔吉多賀少属岡野少属岡山茂等山邊沖太郎

次弟無之甚粗暴之至重々不届至極ト御察当被成候 私共実ニ私情難止処ヨリ全粗忽之及所業候義ニ

朝嶽ニ悖リ今更何共無申訳奉恐縮候段申上候処 テ夫々御察當之上ハ不図モ

是迄之通御詮義中監倉へ被入置候旨御申渡奉得

右之通相違無御座候以上

明治初年の「自裁」規則(中山)

壬申三月

策

舟西喜村

清 浅水 井 弘五郎 金三郎

廣田 嘉三郎

藤九郎

石川県庁

(五) (明治五年三月日欠・芝木喜内藤江松

三郎口供書)

書

石川県卒芝木喜内藤江松三郎

芝木

石川県卒

申三十歳

同

藤江 松三郎

申二十八歳

口書

(167)

御吟味被成候 私共儀元金沢県少属士族多賀賢三郎ヲ及殺害候仕抹

之跡ヲ慕ヒ去未十一月十八日夕此表発足同廿四 私共元主人元金沢藩執政士族本多従五位明治二 私共積年之遂宿意候上ハ速ニ御所置方可奉願小 薙艮平梅原可也沼田采江ト名乗可及刃傷体ニ付 右ヨリ及刺殺候処右同行之者何レモ立向士族草 江立寄旧主本多従五位之復讐被心得ト名乗懸左 越へ於長浜駅相待居候処多賀少属并同行之者三 日朝江州早見駅ニテ追付候ニ付間道ヨリ先キ江 多賀少属ハ西京筋へ罷越候由ニ付私共両人同人 共両人都合十五人申談彌一策平首立夫々手配什 田嘉三郎湯口藤九郎上田一二三嶋田伴十郎并私 舟喜鉄外淺井弘五郎卒吉見亥三郎滑水金三郎廣 士族本多彌一矢野策平冨田総鏑木勝喜知西村熊 多賀少属等打果シ聊旧主之霊魂ヲ慰度志願ニテ 属士族菅野輔吉岡山久平嫡子茂石黒圭三郎此等 井口義平両人ニテ及殺害候事件多賀少属岡野少 年八月七日同藩士族山邊沖右衛門嫡子沖太郎並 人何茂駕籠ニ乗罷越候ニ付私共多賀少属之駕籠 ハ党与之者共ニテ倶ニ天ヲ難載者ト一途ニ存込

> 得ニテ慇懃ニ及挨拶兼テ認置候復讐之趣意書指 岡野少属菅野輔吉石黒圭三郎此等ハ彌一策平等 十二月七日私共御引受被成同十七日帰県仕候日 驛人縮被申付相慎罷在候処当県御役人御指向同 由ニテ同廿五日検使御指向ニ相成私共儀ハ於同 出候処右仕抹艮平等ヨリ元彦根県庁江及御届候 可打果手配ニ御坐候段申上候処

首可致心得之旨ニ申成侯義ニテ可有之ト御糾被成侯 人ヲ及暗殺可逃去心中之処右艮平等ニ被遮不得止白 前段之通多賀少属不意ヲ窺へ及刺殺候体ニテハ全同 当之趣ハ奉恐縮候得共何分同行数人有之儀ニ付 頭無御坐候 厭ヒ不得止不意ニ仕懸候義ニテ可逃去心組ハ毛 難成加之不図意趣モ無之人々江対シ可及刃傷ヲ 如何ニモシテ遂宿意度処ヨリ同行人ニ被支候テ 右打果候仕抹ハ甚拙キ致方ニモ相当リ何共御客

元来多賀少属岡野少属菅野輔吉岡山茂等山邊冲太郎 右之外同志申談候者等可有之哉卜重々御糾被成候 雖少モ相洩不申段申上候処 **前段申上候人員之外同志之者無御座候旦親類ト**

等関係之儀ニ付已ニ夫々輕重之御所置有之殊ニ輔吉

(168)

官辺ヲ奉軽蔑剰石黒圭三郎儀ハ右事件ニ付聊関係之 儀ハ禁錮御咎中之儀承知乍罷在擅之挙動先以

次第無之甚粗暴之至リ重々不届至極ト御察当被成候

私共実ニ私情難止処ヨリ全ク粗忽之及所業侯儀 ニテ夫々御察当之上ハ不図モ

是迄之通御詮議中監倉『被入置候旨御申渡奉得 朝嶽ニ悖リ今更何共無申訳奉恐縮候段申上候処

罷候仕抹御吟味被成候

私共儀当県士族石黒圭三郎ヲ可討果心組ニテ東京エ

其意候

右之通相違無御座候以上 壬申三月

芝木

松三郎

石川県庁

乏 (明治五年三月日欠・上田一二三嶋田

伴十郎口供書)

石川県卒上田一二三嶋田伴十郎

書

石川県卒

申 四十歳

時ハ速ニ捕縛ニ可就成限遂探索討果可申候何分 六日中ニ事可発モ難計左候得ハ必定追手可掛其 平及指図其節改テ申聞候ハ此元ニテ差急候間五 罷在候由ニ付私共両人同所に可差向義ニ彌一策 申談彌一策平首立夫々手配仕石黒圭三郎東京ニ

倶ニ天ヲ難載者ト一途ニ存込多賀少属等討果シ 山久平嫡子茂石黒圭三郎此等ハ党与之者共ニテ 九郎芝木喜内藤江松三郎并私共両人都合十五人 五郎卒吉見亥三郎滑水金三郎廣田嘉三郎湯口藤 野策平冨田総鏑木勝喜知西村熊舟喜鉄外淺井弘 聊旧主ノ霊魂ヲ慰メ度志願ニテ士族本多彌一矢 族多賀賢三郎同少属岡野悌五郎士族菅野輔吉岡 井口義平両人ニテ及殺害候事件元金沢県少属士 年八月七日同藩士族山邊沖右衛門嫡子沖太郎並 私共元主人元金沢藩執政士族本多従五位明治二

明治初年の「自裁」規則(中山)

同

嶋田 伴十郎

申三十四歳

(169)

意可申述者無之ニ付所持罷在候段申上候処不日 処当県捕吏高嶌謙次郎等罷越私共両人御不審之 申入三人同行昌平橋辺料理店ニ於テ一盃催居候 追手相掛可申ハ必定ニ付最初出立之砌弥一策亚 然内於金沢本多彌一等之挙動追々風説有之最早 申聞候ニ付則同六日頃ヨリ彼方へ私共両人罷越 処勇吉方ニ致止宿聞合侯得ハ何歟都合モ可宜旨 於テ出逢候ニ付右奉公稼ニ罷越候趣ニ相咄シ候 知不申其内金沢出生加賀屋勇吉ト申者ニ途中ニ 趣ニ申成翌二日ヨリ心当之ケ所探索仕候得共相 天ニ任候心得ニテ至急発足可致トノ指図ニ付去 在候趣意譽御取揚御尋ニ付右ハ若打死致候節趣 覚悟之義申分ニ従ヒ捕縛ニ就申候処其後所持罷 趣有之候間速ニ捕縛ニ就可ク旨申聞候ニ付兼テ 六日勇吉亞 申入候ハ今ニ可然奉公口モ無之ニ付 ハ致自首御国典ニ従ヒ候方可然ト両人申合同十 両人天ニ可任トノ一言モ有之事故被召捕侯ヨリ 日々探索罷在候得共様子相知不申可然手掛無之 弁慶橋田所町木屋傳四郎方止宿奉公稼ニ罷越候 未十一月十八日金沢出立同十二月朔日東京汽 著 先帰国可致就テハ離盃相催度候間同道可致旨

配ニ御坐候段申上候処属岡野少属菅野輔吉此等ハ彌一策平等可討果手属岡野少属菅野輔吉此等ハ彌一策平等可討果手金沢ス 御送ニ相成当正月五日帰県仕候旦多賀少

が発心底打明シ侯義ニ拘泥条理之穿鑿ニモ不及 一大等之辺得ト彌一策平等江尋問致度実ハ心中ニ 候得共初発心底打明シ侯砌旧主之為ニ侯得ハ何 候得共初発心底打明シ侯砌旧主之為ニ侯得ハ何 候得共初発心底打明シ侯砌旧主之為ニ侯得ハ何 時ニテモ抛身命可申ト申述侯一言モ有之此期ニ 至リ憶心ヲ生シ彼是ト申立侯体ニモ可相当哉左 でデハ甚口惜キ次弟ト存付心底ニ不染義トハ思 ヒナカラ出立仕侯義ニ御坐侯将又前段申上侯人 員ノ外同志之者無御坐侯旦親類ト雖少シモ洩シ 不申段申上侯処元来多賀少属岡野少属菅野輔吉 岡山茂等山邊沖太郎等夫々軽重之御所置モ有之 町山茂等山邊沖太郎等夫々軽重之御所置モ有之 利名黒圭三郎ハ右事件ニ付聊関係之次弟無之 列発心底打明シ侯義ニ拘泥条理之穿鑿ニモ不及

一旦タリトモ可打果所存ニ相成候ハ先以

処是迄之通御詮議中監倉へ被入置候旨御申渡奉御察当之上ハ今更何共無申訳奉恐縮候段申上候実ニ私情難止処ヨリ全粗忽ノ企ニ加リ候処夫々官辺奉軽蔑粗暴之至リ不届ト御察当被成候私共

壬申三月 右之通相違無御座候以上

得其意候

石川県庁

上曲 二三

帽田 伴十郎

後註

(1) ここにみえる捺印は、指令の起案に関与した司法省官員のそれであろう。すなわち、縣は少判事者に開、、小畑は少判事の出き稲、橋口は権中検事橋口兼三、公張は権大検事渡辺駿のことであろう(『明治六年一月・権大検事渡辺駿のことであろう(『明治六年一月・権大検事渡辺駿のことであろう(『明治六年一月・福沙官員録』一八一葉・表、一八五葉・表、同・巫、一八六葉・表、一九六葉・裏、一九七葉・表。

明治初年の「自裁」規則(中山)

(明治二十三年)一〇六頁。なお、同書・一〇九頁に(11) 内閣記録局編『法現分類大全』刑法門二・刑律一

も同一の記事がみえる。

(12) 『明治二年十二月・職員録』五〇葉・裏、五三葉・表、同・真、五四葉・表、同・真、七の職員録にあっ。また、小野少巡察については、この職員録に該う。また、小野少巡察については、この職員録ではま、五三葉・表、同・真、五四葉・表、同・真、七東、五一葉・当者はいないが、『明治二年十二月・職員録』五〇葉・裏、五一葉・真にみえる小野実正のことであろうか。

(171)

前

- (1) ゴヂの部分は、朱字を示す。
- 2 漢字は、人名等の固有名詞をのぞいて現代一般に使 ても普通のものに改めた。 用されているものに改め、合字、変体仮名等につい
- 3 ()の中は、すべて中山の註記である。
- Î 九巻・刑律・刑律第一・二十二) (国立公文書館『太政類典』第一編・第百八十

四年四月

名例律中質疑及自裁規則 京都府伺养官苑

(中略)

成侯テハ不可然ト奉存候間一般ノ御規則相心得置度 自裁ノ取扱方旧来其法種々有之候由府藩県区々相

候事

囚獄規則書

別紙ノ通

争 略

自尽ノ者取計ノ事

刻限人数等本省ヨリ御達有之候得共其御達ニ基キ本人 右何レノ掛ニテモ自尽ノ者有之節ハ其以前掛リ并月日

獄ノ者ハ当日其掛へ呼ヒ出ノ上於役所申渡済其掛官員 ニテ途中護衛イタシ当司使部壱人人足差配トシテ附添

衣服其外入用ノ品々左之通手当并夫々手筈等申付置在

司へ連戻リ候へハ表門内ニテ受取直ニ刑場脇へ相廻シ

縛縄ヲ解キ兼テ設ノ礼服ニ為着替小介錯ノ使部弐人附

錯ノ使部斬首致シ検査見届ケ畢テ右屍ノ上へ青縁蓙ヲ 球無縁畳弐畳敷中央ニ本人著坐為致笞役ノ内壱人短刀 ヲ乗セ候三宝持出シ本人ノ前へ据へ其機会ヲ見テ本介 添其場所へ引連尤場所ハ凡九尺四方程ニ砂敷平均へ琉

取人相廻リ次第受書取之引渡遣シ候事 懸ケ取片付置其掛ヨリ親族等へ引渡可申旨達シ有之引 但右断刑之節場所ハ勿論ロ々厳重相固候事

入用ノ品壱人分

水浅黄無紋麻上下

同断時服

木綿白繻伴

短刀

壱振 埃ミーラ紙ニテモク

同

壱枚

壱ツ

(172)

青緑蓙 五荷即九尺四方程ニ敷平均 壱枚 中自足済ノ上院ノ上へカケル 片付ヲキ裁判掛リヨリ親属等へ引渡可申旨達有之引取人 介錯斬首致シ検使見届ケ畢テ右屍ノ上へ青縁席ヲ覆ヒ取

壱ツ但柄杓共

右ハ当司規則ニ有之候事四年四月 琉球無縁畳弐畳 右砂ノ中央ニ敷

Î (法務省法務図書館蔵『諸県伺』八・明治五

年・第百九十四号)

士族自尽之節取計ノ事 (一)(明治五年五月二十日付・司法省指令)

左ノ通手当并夫々手筈挙申付置在獄之者ハ死刑囚人同様 右自尽之者有之節ハ其四五日以前行刑日限人数挙司法省 ヨリ御達有之候得ハ其御達ニ基キ本人衣服其外入用ノ品々

砂敷平シ其上へ琉球無縁畳二枚ヲシク中央ニ本人着座為 致小介錯ノ内一人短刀ヲ乗セ侯三方持出シ本人ノ前ニ据 ニ為着替小介錯付添刑場へ引連尤場所ハ凡九尺四方程ニ

途中護送致シ刑場ノ傍へ相廻シ縛縄ヲ解キ兼テ設ノ礼服

本人三方ヲ戴キ終ツテ肩衣ノ前へ衣領ノ左右ヲ後ロヘ脱

シ着衣ヲ押シ寛ロゲ短刀ヲ手ニ取脇肚へ突立ルヲ見テ本

明治初年の「自裁」規則(中山)

相廻リ次第受書取之引渡遣シ候事

ニシテ皆囚獄懸リ等外吏ニテ為取扱候事 但場所ハ囚獄内行刑場〇小介錯ハ二人本介錯ハ一人

水浅黄無紋麻上下 自尽ノ節入用品

同色木綿時服

木綿白纒伴

同

具

短刀

白木三方 一振 出ヲ糸ヲ以交結シ紙ニテマク 切先四五分程ヲ出シ板ニ挟ミ其

青緑席一枚 本人者替ノセツ雄ノ上へ掛ル

砂 手桶柄杓共 五荷 凡九尺四方ニ敷平ラス

琉球無縁畳二枚 右砂ノ中央ニシク

組

右ハ現今東京府管轄囚獄懸リノ取扱ニ候条先ツ此ノ規則 ニ依テ処置可致事 西 小原

但シ入費ハ官費タル可キ事

(173)

'n

明治初年の「自裁」規則(中山)

不明 不明 不明 不明 不明

(明治五年四月二十五日・石川県自裁 之節取扱伺

自裁之節取扱伺件々

士族罪ヲ犯シ自裁被

石 Щ

県

元福岡藩自裁問合書

石 Щ 県

張六枚折屏風ヲ張切リ劉服ニック前別席ニツカシメ行决ス但シ母張六枚折屏風ヲ張切リ劉服ニック前別席ニ列座セシメ判文ヲ少判事申赦 敷ノ如ク縫合セテ敷キ其上へ割腹人ヲ着座サセ後ロニ白 **葭簣ニテ圍四本柱二間四方畳ヲ敷キ其上へ白布二端風呂** 割腹場別ニ小屋ヲ設ケ屋根笹板ニテ葺キ廻リハ二枚合ノ

屏風白布等一人毎ニ別ニ股クヘシ

刑場設方并順席之事

之取扱方

取斗候由ニ御座候然処百事追々御規則モ相立候ニ付今後 達ニ付同藩打合則別紙之振合ニ基キ尚金沢藩仕来ヲ参酌 囚獄司並 相伺候処未御規則無之福岡藩之比例承合候様御 仰付候節取扱向之儀既ニ辛未二月元金沢藩士族自裁之砌

自裁人入用品之事

但勿論官費ニ御座候哉辛未二月官費を以相弁候品訳得別紙差上申候

右之廉々奉伺候尤此頃自裁伺中之訳モ御座候間至急御差 出勤役々之事

ケ屏風引廻シ逮部助長首実検ト声カケル其時小介錯ノ者 ハツシカケ小介錯ノ者三宝片付直ニ介錯ス畢ツテ絹ヲカ 前ニ置割腹人右木剣ヲ戴キ三宝ノ上ニヲク夫ヨリ肩衣ヲ 木剣ヲ紙ニ包ミ三宝ニ載セ小介錯ノ者持チ出シ割腹人ノ 図可被下候以上

手

四月廿五日

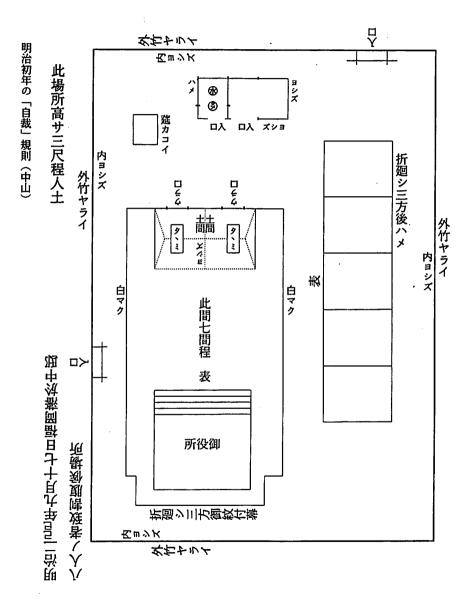
司法省

御中

(元福岡藩自裁問合書)

石川県

(174)



明治初年の「自裁」規則(中山)

一弐ツ 白木四方	一壱双 六枚折白張屏風	自裁壱人ニ付入用之品		石川県	自裁壱人ニ付入用之品				(四)(明治五年四月二十四日・石川県自裁	吉岡大巡察 小野少巡察 巡察属両人	ニーノノー・ニーノノー・発音ニン	介譜し、一小介譜し、一加手基形三人	火枪西田 逮部長介錯場心添并火檢差図 停村 ————	香川刑部少録 新海中解部 小柴少解部	鳥居刑部少丞 岡内小判事 河邨刑部大録	但シ時刻ハ日ノ未ノ後	首尾ノ礼ヲノヘル	白張ノ内へ納ム介錯小介錯トモ屏風ノ外へ出テ正西向へ	右之首三宝ニノセ右ノ方ヨリ持出実検相済左ノ方ヨリ右	
一拾荷	一壱本	一壱筋	一拾枚	一六枚	一壱本	一壱ッ	一壱ッ	一壱ッ		一壱丈四尺		一壱枚	一壱ッ	一壱具	一壱枚	一壱枚	一壱枚	一三畳	一壱張	
真砂	短刀	白給褌	海 賽	縁取呉座	杓	たら以	手桶	棺	1	白木綿	似下夕敷	五尺四方之白布	白茶碗	無紋麻上下	白木綿半肌着	同細付下着	白無垢襟ナシ	白縁畳	白布幕	

第四十六回 日蓮宗教学研究発表大会要旨

下種論をめぐる問題点について

本因・本果下種論の源流

田 村 完 爾

として妙楽の釈を訂正するのである。その理由としては、う。即ち、地涌の菩薩に対する下種の時は本因時に限るすいう意である。これについて日本の宝地房証真(――という意である。これについて日本の宝地房証真(――という意である。これについて日本の宝地房証真(――という意である。これについて日本の宝地房証真(――という意である。これについて日本の宝地房証真(――という意である。これについて日本の宝地房証真(――という意である。これについて日本の宝地房証真(――をいう意である。その理由としては、歌尊は本因時に限る。
「本因果種者。既在二本思言のである。その理由としては、をして妙楽の釈を訂正するのである。その理由としては、本田の書である。その理由としては、まるのである。その理由としては、として妙楽の釈文の本語の本語が表示が表示。

とが確認できた。管見の限り、これが文献上に現れた、とが確認できた。管見の限り、これが文献上に現れた、していなければおかしい、と述べるのである。しかし、していなければおかしい、と述べるのである。しかし、其心。。今ゝ発;道意。」とあり、むしろ本果時の下種に其心。。今ゝ発;道意。」とあり、むしろ本果時の下種に見える。つまり証真の主張は必ず本因時に地涌に下種見える。つまり証真の主張は必ず本因時に地涌に下種見える。つまり証真の主張は必ず本因時に地涌に下種見える。つまり証真の書膳は釈尊が本果妙位に在る時既にとして妙楽の釈を訂正するのである。その理由としては、として妙楽の釈を訂正するのである。その理由としては、とい確認できた。管見の限り、これが文献上に現れた、とが確認できた。管見の限り、これが文献上に現れた、とが確認できた。管見の限り、これが文献上に現れた、とい確認できた。

開を見るに至ったと言えよう。尚、この問題は更なる検問、日蓮教団が拡張・分裂していく過程の中で様々な展かし聖人は所謂「本因本果の法門」、三十三字段・四十かし聖人は所謂「本因本果の法門」、三十三字段・四十かと (本因時に拘わる下種論) は聖人以前に既に日 (本国) は証真の『私記』を閲読しており、『注法華経』にも引は証真の『私記』を閲読しており、『注法華経』にも引は証真の『私記』を閲読しており、『注法華経』にも引

本因妙を強調する下種論の初めである。因みに日蓮聖人

日蓮聖人の法華経引用について

討を要するであろう。

二輪是法

して顕現するのである。

ものである。そこでまず、法華経観を窺う前段階としてと解釈という共通項目の比較検討によって知ろうとするた日蓮聖人と道元禅師の法華経観の独自性を、経文引用本研究の課題は、鎌倉時代を生き、法華経を信仰され

を「観」ずる「眼」に起因している。等位に見るというものである。このような違いは、経典であり、道元禅師のそれは、経典と成る以前の真理と尊の教えを文字として 表記した絶対的存在と見ることいることが理解される。日蓮聖人の経典観の特徴は、釈経典観の特質を参究すると、既に明確な差異が存在して

道元禅師の眼は、『正法眼蔵』中、「眼睛」という語

仏祖として、仏祖としての自己として、更に真理の法と別に認識された「経巻」は、現前の現象・事象として、おいて知見可能となる。その結果、道元禅師が説く無分眼である。つまり、現実世界が自由に、自己の規定下には、仏祖、経典、日常の修行に従って、自己がとらわれは、仏祖、経典、日常の修行に従って、自己がとらわれ句によって特別な意味をもって表現されている。眼睛と

は、色読という信仰形態で法華経に信順するということ法眼・仏眼)なのである。法華経を「持つ」ということを備えた時に「仏眼」となる五眼(肉眼・天眼・慧眼・を備えた時に「仏眼」となる五眼(肉眼・天眼・慧眼・ 接難経を「持つ」ことによって、法華経が具有する仏種 日蓮聖人の眼は、観普賢経中に見られる「五眼」に依

眼であり、常に現実へと還帰し、一切衆生の救済を実現 記に写映して現実世界を見る、自己を内省的に否定する る眼である。更に、明鏡である、法華経という仏の未来 の肉眼が五眼の力用を備えた眼であり、肉眼即仏眼とな で、法華経に身を投じ、法華経の世界に生きるという絶 対的到達点から生じる眼なのである。この仏眼は、凡夫

する眼なのである。

道元禅師の「眼睛」と日蓮聖人の「仏眼」は、共に自

と覚知されたのである。 記として受け止める「仏眼」によって、現実を現実のま 対して、日蓮聖人は、現実を法華経に映し出された未来 化し、その現実の中に秩序化以前の真理を覚知するのに 禅師は常識を脱落した「眼睛」によって、現実を無秩序 くといった、対照的な力用が指摘できる。つまり、道元 ま、仏の本意である法華経が開顕する世界、仏界である 対して、後者は自己の主体的認識を否定したところに開 己を否定するところに開眼する眼である。違いとしては、 前者が自己の常識的認識を否定するところに生じるのに

日蓮聖人にみる

病相の提示と治病

口 真 澄

野

するものである。 という目的が根底にすえられている。本発表では、こう 病」宗教研究四九巻三輯所収)、「謗法の病」を治する うに(渡邊宝陽稿「日蓮の教説における個の病と時代の 加護を祈っているが、一貫して説かれているのは法華経 けに、時には医療による治病をすすめ、あるいは仏天に した教導がどのようになされたか、その一端を探ろうと による治病である。その教導は、既に指摘されているよ 日蓮聖人は、檀越の病や疫病という実際の病をきっか

ている。このうち「身の病」については「治水、流水」

安元年六月二十六日付の二通の消息(異称『治病鈔』

疫病流行の報を受けて富木・四条両氏に送られた弘

『二病鈔』)では、ともに「夫人に二病あり」との冒頭

につづき、人には「身の病」(四百四病)と「心の病」

(三毒八万四千の病)があると、病を総括して提示され

(181)

行が起こっているのであり、法華経に依る以外には治し特に今、末法における仏法の乱れから、この度の疫病流像末の三時における仏法の乱れの問題として論じられ、立って詳しく説かれている。すなわち「心の病」は、正れないが、「心の病」については「難治」という規準に等の名医によって治することが可能であるとして詳論さ

難いと主張されている。

心がおかれるという論理に、共通点が見いだされるので心がおかれるという論理に、共通点が見いだされるのでもの問題に集約され、末法において「末法為正」の文拠の一つとされる涅槃経梵行品の説示(『大正新脩大蔵経』一二とされる涅槃経梵行品の説示(『大正新脩大蔵経』一二とされる涅槃経梵行品の説示(『大正新脩大蔵経』一二とされる涅槃経梵行品の説示(『大正新脩大蔵経』一二とされる涅槃経梵行品の説示(『大正新脩大蔵経』一二とされる涅槃経梵行品の説示(『大正新脩大蔵経』一二人の子どものうち特に病子に心をかけるというものでもる。「難治」という規準にもとづいて「心の病」とのがおかれるという論理に、共通点が見いだされるのでものいるでは、まされるので、父母は不平等ではないがおかれるという論理に、共通点が見いだされるのでものに関点が表示している。

病を明示されたものと推察されるのである。 いる当としての立場に立ち、仏法の乱れをただす、すな人は「末法為正」という釈尊の御意を継承する法華経の法の乱れに問題が集約されていた。 ここから、日蓮聖ながらも「難治」という規準のもとに末法における仏ながらも「難治」という規準のもとに末法における仏以上のように二通の消息においては、病全体を提示し以上のように二通の消息においては、病全体を提示し

日蓮聖人遺文と

『注法華経』の関連

戸堯海

関

一方で、文永九年に佐渡塚原で執筆された『開目抄』にる。(山中喜八編著『定本注法華経』解説を参照)その年から建治三年にわたって注記されたと考えられていく、最も遅いものは弘安初年に属し、大半は文永十一の筆跡は、最も早いものでも文永九年以前には遡りがた玉澤妙法華寺に格護されている日蓮聖人の『注法華経』

は『注法華経』と共通する引用文が数多く見いだせるの

海秀「日蓮聖人の『注法華経』について」『日本仏教』たのではないかという意見も提示されている。 (執行法華経』の異本あるいは、それに類するものが存在しであって、この点で『開目抄』執筆の時点に現存の『注

されていく課程において、最終的に『注法華経』の形態として著作が執筆され、やがては「要文」が次第に整束諸経論疏からの抜き書きがあり、はじめ「要文」を基礎「要文」と称される執筆のための準備作業ともいうべきこのような点を踏まえて考えてみると、日蓮聖人には二号所収を参照)

となったと考えられはしないだろうか。

災難対治の 経証として 涅槃経などの 引用に重点を 置く実」が重要な課題として検討されている『守護国家論』、には「要文」と密接な関わりのあるものが多く存在してどの信憑性の高い遺文と比較してみると、佐前期の遺文との信憑性の高い遺文と比較してみると、佐前期の遺文

嘉から文永にかけてさかんに筆写されている「一乗要決乗菩薩不作仏事」『顕謗法鈔』『恒河七種衆生事』は正

は「要文」が反映している遺文といえる。また『爾前』

『災難興起由来』『災難対治鈔』および『立正安国論』

次に 佐渡流罪の 直前と流罪中の 遺文を みてみると、畏抄』なども「要文」との密接な関係を指摘できる。法界明因果鈔』『薬王品得意抄』『法華題目鈔』『善無要文」と直接かかわり、このほか『一代聖教大意』『十

いくつか確認できる。この頃の遺文には「要文」との『波木井三郎殿御返事』にも『注法華経』との共通項が著な共通項がみとめられ、『寺泊御書』『観心本尊抄』『行敏訴状御会通』『開目抄』は『注法華経』との顕

きる点については、すでにこれまで述べてきたところで八』『秀句十勝鈔』などの遺文に顕著な共通項が確認で最後に身延期の遺文をみると、『浄蓮房御書』『断簡いうべき印象をうける。

あり、「要文」から『注法華経』への過渡的な段階とも関連はもちろんであるが、『注法華経』との類似点も

らかになるのではないかと考え、検討をすすめていきたることによって、日蓮聖人の遺文執筆の経緯の一端が明抄』などの著作との諸経論疏の引用とその目的を検討す「要文」と『注法華経』そして『立正安国論』『開目

『日蓮聖人の歴史観の一考察』

鶴 岡 雅 代

日蓮聖人の歴史観を考察するにあたり、承久の乱に関日蓮聖人の歴史観を考察するにあたり、承久の乱の結末に対する疑問を解生で、『神国王御書』にこの乱の結末に対する疑問を解生で、『神国王御書』にこの乱の結末に対する疑問を解

言密教による関東調伏にあったとし、真言亡国の明らか

容認したことによって、謗法が国中に充満し、その結果中の展開をみたとき、真言密教の関東への進出を幕府がの計らいとして義時以下の武家政権の国主継承を肯定し条義時が法華経を誹謗しなかったという点を認め、国神の計らいとして義時以下の武家政権の国主継承を肯定し条義時が法華経を誹謗しなかったという点を認め、国神一往は王臣の秩序を意識して下剋上とされながらも、北一往は王臣の秩序を意識して下剋上とされながらも、北京認したことによって、謗法が国中に充満し、その結果が記載したことによって、謗法が国中に充満し、その結果を表表的関係を表表が関東を表表が表表が、国神の計算を表表が表表が、

返すことに対して厳しく警鐘を打たれたものである。であり、承久の乱における真言祈祷の誤まりを再び繰り蒙古調伏の祈祷が真言師によっておこなわれていたからる。しかも聖人が真言密教を批判される根本的な理由は、として蒙古襲来の危機に瀕していると捉えられるのであ名言

視点において、真言祈祷の問題が重要な意味をもっていが承久の乱と蒙古襲来をめぐる歴史の動向を観察されるして今度は幕府を諫暁されている。このことから、聖人蒙古襲来による国難にあたって真言亡国は必至であると継承したという点で武家方の立場を一往は肯定されるが、継承したという点で武家方の立場を一往は肯定されるが、と、真言の悪法に帰依していた朝廷方を対治して国主を以上のように、聖人の承久の乱に関する論評をみると以上のように、聖人の承久の乱に関する論評をみると

なお詳細な検討は今後の課題としたい。 問題で占められていることからも理解できるのである。 「承久の乱」に言及された遺文のほとんどが真言批判の たことが改めて確認できる。このことは、文永の役後に

日蓮聖人の食生活と 社会事情の一考察

黒 き ょ

目

鎌倉期は大きく三期に分け、第一期は嘉禎三年(一二 鎌倉期、時代背景の中で聖人の食生活を考察し身延期 の食事情の関連を拝す。

改元は天変によることが多い。 る。期間中暦仁、延應、仁治の三年連続改元をみるが、 三七)から仁治二年(一二四一)の約四年の勉学期であ

吾妻鏡を中心に主なる災害を引くが、仁治元年(一二

月三日、南風を伴い由比浦大鳥居囚拝殿流失、船十余破 四〇)三月の大地震はM・4.、鶴岡神宮寺倒るともある (災害の歴史)。翌二年二月七日、近来稀なる大動。四

> 特に支障はないとしても食は二の次の勉学期と考察する。 **饉の記はない。この間僧侶としての最低の食は得られ、** 月一二日に続く。翌三年も諸国早魃をみるが、各書に飢 宮にて大蔵閲す」と拝す。六月一二日炎旱祈雨も効無六 と五月に示す。この年日蓮聖人は月日不明の記に「八幡

損をみ、前魯にはM・プ、津波、由比浜八幡宮拝殿流失、

五月一二日伊豆配流前の八年間である。この間災害は多 第二期は建長五年(一二五二)から弘長元年(一二六一)

七日、大雨洪水は例年を超え且つ冷害を記す。続く八月 の暴風雨洪水は山崩れ死人多出、田園作毛等悉く損亡を 年七月一日二十年来の暴風雨に稼穀損亡。九月四日の連 雨に国土損亡。一一月一八日大地震もみえる。八年六月 く、建長五年六月一〇日、近来比類なしの大地震、翌六

猶九月迄余震大小休まずとあり、前書には震度M・プ、 改元は続くが、この正嘉元年八月二三日の大地震は神社 仏閣全倒、山岳頹崩、人家倒潰、築地破損、震度数度、 示す。一〇月五日康元と改元。翌二年三月一四日正嘉と

津波発生と示す大災害である。翌二年も六月冷害、八月 暴風雨、十月洪水等連続。

病流行死者を報じ、 翌三年三月二六日正元と改元なるが、炎旱、飢饉、疫 (前書)百錬鈔五月五日条には「小

に示される(定四二一)、またこの災害を為政者の謗法に示される(定四二一)、またこの災害を為政者の謗法みえる。この連続の災害を聖人は後に『安国論御勘由来』五日止雨行法、その間に人屋流失、山崩れ、圧死者等が日更に文應と改元。しかし五月一六日よりの降雨に六月尼死人を食す」も見える大飢饉となる。翌二年四月一三

法弘通期と考えるが関係御書はない。海草等の当座の救荒食の支援のもと、寝食を忘れての正景の中、聖人は当時人信の直檀からの粟、焼米、干飯、月二七日松葉谷法難、弘長元年伊豆配流に続く。以上背と『立正安国論』を七月一六日献呈、諫言されるが、八

二日「白米一斗―略―鎌倉は世間渇して候」(定四五の期にのみ食供養の四書を拝す。即ち文永七年一二月二一)九月一二日佐渡配流決定までの足掛四年であり、こ第三期は文永五年(一二五八)から文永八年(一二七

期の如き、ご入山直後の御書「けかち申ばかりなし。米聖人の以上困乱の鎌倉期であったが、自由な御身、配流(定四九二)。の如く佐渡配流前、時に白米も食された六)。同七月一二日「雪のごとく白く候白米一斗―略―」(定四八翌八年五月「殊にお祝として餅、酒―略―」(定四八一)。「同年「白米一ほかひ本斗六升―略―」(定四六一)。

るのである。 く身延期ほどの逼迫した食生活ではなかったと考察でき一合もうらず、がししぬべし─略─」(定八〇九)に続

円光日陣に於ける本迹論の一考察

『開目抄』「本因本果の法門」の

光林義高

約教本迹実相勝劣論の証左として最重要視した。本果の法門」を凡そ八十回に亘って引用し、自己の所謂の著作(門弟筆記の講義録を含む)中『開目抄』「本因室町時代に活躍した勝劣派の学匠・円光坊日陣は、そ

日陣に依れば、そこでの聖意は、迹門実相体を破斥し

根本義として論じられると力説した。殊に、日陣は、そ門十界の因果」の意味とし、これが本門一念三千成立の無始九界=本因と無始仏界=本果とが互具相即する「本擁立する処に主眼があり、「本因本果」の具体的概念をて本門十妙就中本因本果二妙を以て本門実相体を詮顕・

この理を本門の教相の重で受容しようとした。 定し、加之、文中に「ときあらわす」とあることから、 を絶対的機軸に成立した本仏果上の事理不二の世界と規 も含む)を「体内権」と取り込み容認する処に「本果」 又、真実の仏界たる本仏世界は所具の九界(九界の性を と絶対肯定される処に「本因」と定義される所以があり、 の場合、九界はそこに具備する仏界が本仏世界「体内実 の真髄が存する、と説明し、かかる法界観を、本果開顕

九界と仏界とが二者対峙的でありながら矛盾的同一の連 即ち、日陣は、『開目抄』「本因本果の法門」から、

因本果」の意味する処であったと思料できることから、 に象徴される「弟子(本眷属衆生)実因実果」とが「本 句』巻第一の四節三益中の、前二節の種熟脱三益の展開 **薩行(本因)という「師仏実因実果」、並びに『法華文** した本仏がこの現実世界で実践する無始本来の無限の菩 因って円満に成就された妙果(本果)、及び本果を獲得 る過去因位修行(本因)とかかる円因を究竟することに 言える。惟うに、天台教学に於ては、本仏の本時に於け ら蝉脱した宗祖教学の独自性が存すると把捉していたと 骨頂を本門の発迹顕本の教説上に見、此処に天台教学か 関に於て止揚され相即するという円教の教理的特徴の真

日陣の主張通り、『開目抄』「本因本果の法門」は宗祖

論争)で強調した本門宗体相即一如の教義的基盤の一面 り、この辺に、日陣が対本国寺日伝との本迹論争(陣伝 それと倶時相即し、常住寿命を具有する本仏の無限不尽 の因位(本因)に配釈していたことが確認されるのであ 独自の法門と見るのが至当であろう。 又、日陣は、その場合の九界を、本仏果上に在って、

を奈辺に見出していくかという面に直結した重要な教理 全く異質な解釈が施されていたことを指摘できる。又、 明した象徴的説示とされる「本因本果の法門」を巡って 既に、今日の教学でも宗祖の本門法華の意味を明瞭に説 規定し、体(非久非近非本非迹の実相理)から遊離した 巻第九下明宗章の「師弟本因本果」、乃至「宗家体」と この点は、現在の我々が、宗祖教学のアイデンティティ する本格的本迹論争の嚆矢に位置する陣伝論争に於て、 宗の範疇に位置付けた。それ故に、実相の致劣を争点と 五箇条難勢』(大智院日聡執筆)でこれを『法華玄義 を見出せることに気付く。 ところで、日陣と本迹論争を展開した日伝は、『五十

(187)

的研究課題であるように思われてならない。

「日興上人の本尊観の一考察_

菅 原 関 道

視した法然のような僧の二様があった。ちなみに一三〇 の者は少なく貧賤の者は甚だ多し」と仏説への信力を重 ば貧窮困乏の類は定んで往生の望を絶たむ。しかも富貴 て勧進した僧と、「もしそれ造像起塔をもって本願とせ め頃には「堂を造り塔を立てる、最上の善根也」と説い 師楹関係の表象などが考察されている。なお十三世紀初 た。その理由として制作費の問題、経典にかわる役割、 そして鎌倉時代に入って字像(文字曼荼羅)へと展開し 二年造立の文殊菩薩騎獅像(2㎝)は制作費二百五十貫 日本仏教史上において本尊の造形は鋳塑彫像から画像

安置された本尊を確かめよう。⑦曼荼羅⑫法華経〇御影 ⑫⑵の全体かいずれかを指した語であろう)。 この三種 (上人には仏像造立の形跡がないので消息の「仏」は① それでは文献から日興上人(一二四六~一三三三)が 文であった(菩薩と獅子の二体分なので目安として一体

百貫文余の費用を要した)。

大石寺持佛堂安置本尊也」「白蓮持佛堂安置也」と脇書 推察できる。また上人は書写された自筆曼荼羅に「富士 人の曼荼羅を本尊として安置すべきと考えられていたと と添書されているところから、本門寺建立の際には大聖 蓮大聖人の曼荼羅の数幅に「懸本門寺可為末代重寶也 類のなかで特筆すべきは⑦曼荼羅に関してで、上人は日

釈尊久遠実成の如来」「上行等の脇士」と②「聖人の文 現存しない)。まず前書には①「南無妙法蓮華経の教主 「日興上人御逍告」を拝見しよう(両書は上人の真蹟は

や画像ではなく曼荼羅であったことがわかる。

次に上人の本尊観を知る手懸りとして「原殿御返事

しており、上人にとって持佛堂に安置すべきは鋳塑彫像

字にあそばして候を御安置候べし」という文が併記され、

と考えられていたと思われる。 尊四士と②曼荼羅と③久成仏を一応異なるものではない 尊」の文が併記されている。すなわち上人は①久成の 浮提之内未曽有之大曼荼羅」と③「三身即一之有縁之釈 後書にも①「無:脇士:一体仏崇:本尊:謗法」と②「一間

うか。主な理由を四つあげてみよう。まず上人の「申状」 に顕著であるが、釈尊から付属された妙法を末法衆生へ ではなぜ上人は不造像・曼荼羅為本を貫いたのであろ

厚ければ授与された曼荼羅を本尊と崇めることは、法華 してなにも不備不足はなかった。貧窮であっても信仰心 と門弟にとって曼荼羅は大聖人と門弟の魂であり本尊と 〜最多二斗・一駄。一石は当時の一貫文)。しかし上人 少百文〜最多三貫文)、米の供養は一石ほど(最少二升 なみに上人の消息に表われる銭の供養は十貫文ほど(最 像造立は費用面で困難をともなうものであったこと。ち 信仰が底層の民衆に受容されるための不可欠要因の一つ の信行を追懐させ、別しては熱原法難時の大聖人と門弟 されたが、上人にとって曼荼羅は広くは大聖人と全門弟 治三年四月八日の書写曼荼羅脇書に熱原法難の顛末を記 り貫いたこと。三つめに上人は『弟子分本尊目録』や徳 利並余経典,唯置,法華経一部,」(昭定一六七一)を守 直接大聖人から受けた教えである「未上必須も安二形像舎 を通してこそ名字即成仏をかなえる法体となると考えら 下種する上行菩薩こそが大聖人と拝した上人は、仏の因 つめに下層武士と農民が多かった上人の檀越にとって仏 の信行を追体験させる本尊であったと思われること。四 れていたと思われること。二つめに熱原法難時に上人が 行果徳の妙法は大聖人の信行によって図顕された曼荼羅

> して感謝の意を表したい。 直接間接に高木豊教授から教えをいただいたことを記

妙宗本尊辨考(二)

―大曼茶羅御本尊をめぐる諸問題――

原正資

「名二親しく」「実ニ疎ナリ」とコメントしている。「名二親しく」「実ニ疎ナリ」といい、木像の釈迦はル耳」「広略木画ノ異ナル耳」といい、木像の釈迦は仏体ナリ」(三二九頁)と述べている。さらに木像釈迦仏体ナリ」(三二九頁)と述べている。さらに木像釈迦仏体ナリ」(三二九頁)と述べている。さらに木像釈迦仏体ナリ」(三二九頁)と述べている。さらに木像釈迦仏体ナリ」(三二九頁)と述べている。さらに木像釈迦仏体ナリ」(三二九頁)と述べている。本像の釈迦は「名二親しく」「実ニ疎ナリ」とコメントしている。の本尊の実体に対する認識、③本尊の授与に関して問題②本尊の実体に対する認識、③本尊の授与に関して問題②本尊の実体に対する認識、③本尊の授与に関して問題

であったのではなかろうか。

しかし本尊の勧請様式に関しては「真宗カトリシズム」

(189)

本宗の御本尊をめぐっては、①本尊の勧請様式の現状、

る。宗教の現実を考慮せよということである。はただお名号でええんだ、というわけです」と語っていは、教学になると、聞法道場、サンガに徹しろ、ご本尊教団というものは、そういうものを堂々と持ってるくせ教団というものは、そういうものを堂々と持ってるくせ難動を提唱している大村英昭氏のアプローチも参考にな運動を提唱している大村英昭氏のアプローチも参考にな

御本尊の実体は何であろうか。多くの人は大曼荼羅には釈迦仏のリアリティ(実在・現実・真実)を感じられないと言う。それに対し、逆説的に、実はおマンダラこないと言う。それに対し、逆説的に、実はおマンダラこないと言う。それに対し、逆説的に、実はおマンダラこないと言う。それに対し、逆説的に、実はおマンダラことが「実ニ親シイ」(三四〇頁)「滅後ノ有縁ハ曼荼羅・実ニ釈迦ニ依テ得道ス。而ニ却テ釈迦ノ実身ヲ識ズ。ののか。「本有常住ノ浄土、久遠無始ノ実報国界ハ其形ものか。「本有常住ノ浄土、久遠無始ノ実報国界ハ其形ものか。「本有常住ノ浄土、久遠無始ノ実報国界ハ其形とが「実ニ親シイ」(三四〇頁)「滅後ノ有縁ハ曼荼羅・ノ図像ニ依テ本師ノ本形ヲ拝シ己心ノ妙法ヲ知ル」(三ケダシ大宝蓮華広大妙台ノ如シ。其中央ニ無始無終常住ケダシ大宝蓮華広大妙台ノ如シ。其中央ニ無始無数常住ケダシ大宝蓮華広大妙台ノ如シ。其中央ニ無始無数常住ケダシ大宝蓮華広大妙台ノ如シ。其中央ニ無始無殺常住ケダシ大宝蓮華広大妙台ノ如シ。其中央ニ無始無殺常住ケダシ大宝蓮華広大が台、東はおマングランと述べている。

等の視点から再把握していくべきであると思う。 というの では、 ② 「宇宙の大いなる実体」―現代物理学と法華私は大曼荼羅を①世界は一つの生命体―エコロジー的世私は大曼荼羅を①世界は一つの生命体―エコロジー的世本は大曼荼羅を①世界は一つの生命体―エコロジー的世で、アニミズムと見られた。しかし「科学が神秘を解明してアニミズムと見られた。しかし「科学が神秘を解明してアニミズムと見られた。しかし「科学が神秘を解明してアニミズムと見られた。

其本的信心と思想について守護国家論に見る「日蓮が法門」の

―課題としての生と死―その二――

米 田 淳 雄

1、「守護国家論」は五大部と共に極めて重要なる避文かんとしたものである。 大課題である生と死の問いと答えを「守護国家論」に聞三頁、一五九○頁、一九一一頁昭定)と呼び、宗教の最三頁、一五九○頁、一九一一頁昭定)と呼び、宗教の最

(190)

宗教の弘通は展開してゆくのであって、その現代的意義 として位置づける。国家論を基本として、以後の宗祖の

と発見は現代の宗学の最重要課題である。

そこに宗祖の宗教の根本的構成要素を見ることができる。 2、国家論を「序」・「本論」・「結」の三段に分け、

善苗を種えよ。」(九○頁)を発見できる。 識「夫れ以わば…希に閻浮日本爪上の生を受く。」と同 時に国家論の主題「選択集謗法の縁起」と目的「永劫の 3、「序」――ここに宗祖の宗教的自覚者としての初意

4、「本論」の一段~五段は宗祖の宗教の理論(義)と

は「此の生を空しくすること莫れ。」であり、此の人生 哲願―祈り―がこめられていて、宗祖の願いとするもの

を生き抜けとするにあると把握でき、ここに日蓮の法門

の主義主張を見る。

5、「本論」の六段は、実践論である。「但法華経の題 選択集の久習を捨て、法華・涅槃の現文に依りて肇公・ 目計りを唱えて三悪道を離るべき」ことが謗法救済の唯 一の道であるとされて、「願わくは日本国の今世の道俗、

なり(行者)、生死を離れ(解脱)成仏(毎自作是念……

心を企てよ。」(一二九頁)と但題目計りを唱える人と恵心の現文(「成仏を期す」)に依りて、法華修行の安

速成就仏身」(一三一頁)する安心を得よと祈られてい

段に於て万が一も法華経を信ぜば……万が一も実経(成 6、「結」に於ては、宗祖は「若し末代の愚人、上の六

仏)を信ずる者有るべからず」と「絶望」の立場を告白 されている。しかし宗祖は「日蓮が法門」の基本的信心

を立つ。今の法華涅槃は、久遠実成の円仏の実説なり。 立つ。一には仏に就きて信を立て、二には経に就きて信 については「亦法華経を信ぜん愚者の為に二種の信心を

門戸を開会し、「今権教の情執を捨て偏に実経を信ず。 明したまう。故に之を信ずべし。」と末法の一切衆生に 十界互具の実言なり。亦多宝・十方の諸仏来りて之を証

れていると見るものである。(以上) 法門を開顕される基本的信心(思想)を国家論に吐露さ と釈迦仏法華経の信心を立て、「題目成仏(住生)」の

(191)

日蓮聖人における

薬王品十喩の解釈について

髙 森 大 乗

判に、伝教は能依の「宗」の勝劣判に立脚していたので男っ。」の文に着目し、法華経の最上なるを説示するもの経文「有能受持是経典者亦復如是、於一切衆生中亦為時一。」の文に着目し、法華経の最上なるを説示するものを示すのに対し、横に法華経の最上なるを説示するものを示すのに対し、横に法華経の最上なるを説示するものを示すのに対し、横に法華経の最上なるを説示するものを示すのに対し、横に法華経の最上なるを説示するものを示すのに対し、横に法華経の最上なるを説示するものを示すのに対し、横に法華経の最上なるを説示するものを示すのに対し、横に法華経の最上なるを説示するものを示すのに対し、横に法華経の最上なるを説示するものを示すのに対し、横に法華経の最上なるを説示するものを示すのに対し、横に法華経の最上なるを説示するものを示すのに対し、横に法華経の最上なるを説示するものと言われて、法華経の表上なるを説示するものと言われて、法華経の表上なると、まず智顗に、法華経の表上なるを説示するものと、法華経の表上なると、まず智顗に対していたので関策の解劣に対している。一般の表別には法華経の表上なると、法華経の表上なると、法華経の表上なると、法華経の表上なると、法華経の表上なると、法華経の表上なると、法華経の表上なると、法華経の表上なると、法華経の表上なると、法華経の表上なると、法華経の表上なると、法華経の表上なると、法華経の表上なると、法華経の表上なると、法華経の表上なると、法華経の表上なると、法華経の表上なると、法華経の表上なると、法華経の表上なると、法華経の表上なると、法華経の表土なると、法華経の表上なると、法華経の表上なると、法華経の表上なると、法華経の表土なると、法華経の表土なると、法華経の表土なると、法華経の表土なると、法華経の表土なると、法華経の表土なると、法華経の表土なると、法華経の表土なると、法華経の表土なると、法華経の表土なると、法華経の表土なると、法華経の表土なると、法華経の表土なると、法華経の表土なると、法華経の表土なると、法華経の表土なると、法華経の表土なると、法華経の表土なると、法華経の表土なると、法華経の表土なると、法華経の表土なると、法華経の表土なると、法華経の表土なると、法華経の表土なると、法華経の表土なると、法華経の表土なると、法華経の表土なると、法華経の表土なると、法華経の表土なると、法華経の表土なると、法華経の表土なると、法華経の表土なると、法華経の表土なると、法律を表土なると、法律を表生なると、法律の表土なると、法律を表生なる。

人に影響を与えたと思われるのである。ていたためと推察でき、特に伝教の立場は後世の日蓮聖ある。これは、天台と伝教では破折の対象と目的が異なっ

行者の勝劣判にも用いられるようになり、殊に『大田殿あったことを窺わせる。ところが佐後になると、これがく経の勝劣判が聖人の生涯全体を通じて一貫したもので正の根拠として用いられている。このことは十喩に基づ正の根拠として用いられている。このことは十喩に基づ正の根拠として開いられている。このことは十喩に基づ正の根拠と同様、薬王聖人は佐前・佐後を通じて、天台の解釈と同様、薬王

十二字をもって行者最勝の証文とされるに至り、十喩をは、聖人の行者意識の高揚とも関連してか、第八喩の二は、聖人の元意に則って引用されたことが明らかであり、典所説の元意に則って引用されたことが明らかであり、典所説の元意に則って引用されたことが明らかであり、東所説の元意に則って引用されたことが明らかであり、東所説の元意に則って引用されたことが明らかであり、東所説の元意に則って引用されたことが明らかであり、東所説の元意に則って引用されたことが明らかであり、東所説の元意に則って引用されたことが明らかであり、東所説の元意に則って引用された。

経の浅深ではなく人の高下を判釈する物差しとして捉え

(192)

許御書』(八五四頁)『四条金吾殿女房御返事』(八五

であるかを披瀝されたのである。に明かされる救済の世界をこの末法に具現する導師が誰が位置付けられるのであり、これをもって聖人は法華経度法華最勝が立証されるという構図のなかで薬王品十喩者が最勝であり、その行者の出現と受難色読によって再

直されている。法華最勝なるが故に末法名字即凡夫の行

最澄の即身成仏論について

大乗文晴

典拠とするわけではない。即ち一般に三生成仏と言った、世界に、「観普賢菩薩行法経」の記述を展開して、上品利根は、『観普賢菩薩行法経』の記述を展開して、上品利根は、『観普賢菩薩行法経』の記述を展開して、上品利根は、『観普賢菩薩行法経』の記述を展開して、上品利根は、『観普賢菩薩行法経』の記述を展開して、上品利根は、『観普賢菩薩行法経』の記述を展開して、上品利根は、『観普賢菩薩行法経』の記述を展開して、上品利根は、『観普賢菩薩行法経』の記述を展開して、上品利根は、『裁華秀句』に示される最澄の即身成仏の最大の特徴

れるのである。 秀句では必ずしも華厳義に固執する必要はないと考えらの影響が強調される場合があるが、仔細に検討すれば、場合には華厳義が想起され、最澄の教学的素養からもそ

の成仏と規定されるのみであって、時間的に現世(一生・おいては即身成仏は単に胎経によって「不捨身不受身」だすぎない。この三生成仏に関しても、文句・文句記に秀句の「即身成仏化導勝八」も文句・文句記を敷衍した竜女成仏の会通に始まる。種々の異同があるとはいえ、章女成仏の会通に始まる。種々の異同があるとはいえ、章女の記』の提婆達多品釈における『菩薩処胎経』による大ず、天台における即身成仏は、『法華文句』『法華

を検討すべきであろう。即ち智顗の『法華三昧懴儀』、経に依っている。従って、当然《法華三昧》との関わりにおける速疾成仏の会通は総て普賢菩薩勧発品と普賢観《成仏》とし、また即身成仏や、「普賢菩薩勧発勝十」また秀句の記述では、「普賢菩薩に見えること」等をまた秀句の記述では、「普賢菩薩に見えること」等を

呼ぶことは不当でないことになろう。即ちこの段階では生に亙る隔生成仏、未来世の「現身成仏」を即身成仏と

現生)成仏に限定されているものではないから、このII

「即身成仏」即「一生成仏」ではないことである。

慧思の『法華安楽行儀』は、速疾成仏のために勧発品

(193)

慧思の安楽行儀の三生成仏が速疾成仏の一例として触れの天台章疏中には詳細な記述が殆どなく、ただ文句記に時に成立する。一方、普賢観経の三生成仏に関しては他述があり、即身成仏の時間的な概念と肉体的な概念が同述があり、即身成仏の時間的な概念と肉体的な概念が同様には、化導勝と同様に普賢観経による三生成仏が説音賢観経に立脚する法華三昧を勧めており、中でも安楽普賢観経に立脚する法華三昧を勧めており、中でも安楽

で構想されたものであろうと考える。を過度に強調する必要はなく、天台の速疾成仏思想の中身成仏は必ずしも一生一念に立つ華厳の速疾成仏の影響が、以上の点から至極当然な結果ではあるが、最澄の即他に二・三指示すべき問題もあり、甚だ意を尽くさぬ

華三昧との関わりも考えることが出来るのではなかろう更に一歩踏み込んで慧思以来の速疾成仏思想としての法れを採用したのであろうとの指摘は先学に既にあるが、られるのみである。最澄も単に速疾成仏の一例としてこ

|天台止観に見られる身体観|

修行考察の新視点を踏まえて――

影山教俊

意味で理解するために、修行考察の新視点を踏まえて考は、「いったい修行とは何か?」ということを実証的な一今般の「天台止観に見られる身体観」 と題する小論

察したものです。

(194)

といい、『摩訶止観』では「丹田は臍の下を去ること二 指摘する『小止観』では「臍下一寸を憂陀那と名づく」 どでいう「自按摩の法」とは何か、また関口真大博士も 的な意義も見いだせないばかりか、『小止観』の所作な つまり従来の方法では、「止観を修する」ことの本来

寸半」といい、この二つの丹田とは何か、など修行所作

に対する多くの疑問点が理解できません。

学的な身体観と、天台大師の身体観には大きな相違があ ると考えられるからであります。 それは現在、私たちが常識として理解している西洋医

という身体性に直接関わる部分、『摩訶止観』第七章 実際に、天台大師の四種の修行論の中で、病気(病患)

代から 漢代にかけて 集大成された 医学書 『皇帝内経』 章第四節「明治病方法」を比較して検討しますと、 奏 第三節「観病患境」、『天台小止観』第九章「治病」、 『六妙法門』第四章「対治六妙門」、『禅門修証』第六 (『素問』『霊枢』)などに見られる「陰陽五行論」に

按摩の法のごとくにして、手足を差異せしむることなか 支えられた「気の医学」、またそのような「気の生理学」 に支えられた身体観を持っていたことが理解できます。 そして、このような身体観を前提とすると、まず「自

体性の存在を無視し得ないということが明らかになると

ら行われていたことが分かります。 は漢代の馬王堆帛書「導引図」に見られ、かなり古くか でいう「ヨーガのアーサナー」にあたります。その起源 れ。」とは、「天竺|按摩」と呼ばれて婆羅門の法、今日

下丹田と呼んでおり、「気の医学」 では、『小止観』 密に限定されていたわけではなく、下腹の中心部全体を また二つの丹田については、当時は丹田といっても厳

と 「脾経」 などの消化器系の 機能に関係する 募穴で、 の「臍下一寸」の場所は「気海」と呼ばれ、「胃経

学的知識と、ご自身の体験という経験即の知識から、こ 関係する募穴に当たります。 れ、「腎経」と「膀胱経」などの泌尿生殖器系の機能に 『摩訶止観』の「臍下二寸半」の場所は「関元」と呼ば ですから、天台大師は『皇帝内経』などの「気」の医

に支えられた身体観を前提とすると、今まで理解できな て使い分けていたと理解できるわけであります。 の二つの丹田を分けて考えており、病気の種類などによっ 同時に、これによって思想性の背理にはそれを支える身 かった修行所作の一つ一つに対する理解が可能になると そして、このような天台大師に見られた「気の生理学」

(195)

薬王菩薩の捨身について

――捨身における供養と布施をめぐって――

市川智啓

或は衆生への慈愛を全うしたという遵法の精神なのであしたという事実よりも、捨身によって仏を法を尊重した、お身を勧奨する文句と共に様々な捨身譚が説かれている。調する大乗経典においては、『涅槃経』をはじめとして来、多くの経典中に取り込まれ、特に菩薩行の利他を強来、多くの経典中に取り込まれ、特に菩薩行の利他を強かけがえのない己の身体を投げ出すという捨身は、婆かけがえのない己の身体を投げ出すという捨身は、婆

身・焼指者は三十名を数える。『妙法華』や『梵網経』より諸の僧伝に多く伝えられ、中でも薬王菩薩の如き焼信仰している経文そのままに捨身を行う僧が、五C半ばしかし、真摯なる己の気持ちを表明するが故に、その

出している。では、parityāga は全て「供養」と訳出出している。では、parityāga を「供養」と訳出為そのものが重要視されてしまっていたと思えるのであるが、このような供養と布施との混同は、経典上にも見られる。
例えば『妙法華』薬王品において、日月浄明徳仏に対り代養を諸仏が称える部分では、羅什は pūjā を「供身供養を諸仏が称える部分では、羅什は pūjā を「供身供養を諸仏が称える部分では、羅什は pūjā を「供身供養を諸仏が称える部分では、羅什は pūjā を「供身供養を諸仏が称える部分では、羅什は pūjā を「供養」に、dāna に比されるべき parityāga は全て「供養」と訳出している。では、parityāga は全て「供養」と訳出出している。では、parityāga は全て「供養」と訳出出している。では、parityāga は全て「供養」と訳出出している。では、parityāga は全て「供養」と訳出まるが、方法の流布と呼応するこの捨身の流行は、しかしながら、捨りていたと思えるのであるが、このような供養として捉え、大衆の面前にてのみ行り、

うものであるが、それが表面的な言葉の差異として、異のである。確かに供養も布施も同一範疇の実践行動を伴も「布施」も同義語的な扱われ方をされてしまっているて区別し、使用されているが、漢訳する時点で「供養」つまり、梵本にては pūjā と dāna を別の行為とし

ている。

しているのかというと、その直前では「布施」と訳され

音同義語的な扱いを受けてしまっている。大乗布薩の行 として、捨身布施が捨身供養とすり代わっている。 まで応に悉く身・肉・手・足を捨て而も之を供養すべし」 儀規範となった『梵網経』にても「・・・一切の餓鬼に

身者たちに認識されてしまい、彼らの心理的支えの一つ でしかなかった捨身が、その両面を満たす目的として捨 このようなことから、布施なり供養なりの方法の一つ

とになる。

「日蓮における救済の構造」

になっていたと思えるのである。

――即身成仏と霊山浄土――

宮 啓 壬

間

説く、所謂「霊山往詣」の思想である。本発表では、一 は、他界表象的な「霊山浄土」への死後における往詣を を果たそうとする「即身成仏」の思想であり、もう一つ れる。一つは、この娑婆世界において現身のままに成仏 るかに見える二つの要案が併存していることに気づかさ 聖人が描く救済の世界を垣間見ようとする時、矛盾す

> のではないかという問題意識の下、考察を進めていくこ 人における統一的な救済の構造を見いだすことができる 想が敢えて提示されている点に着目し、そこに却って聖

見したところ矛盾しているかに見えるこうした二つの思

るならば、両者はいずれも一念三千を軸に構想された救 が併存するに至るのは、文献学的に確かな遺文によると、 佐渡流罪期に入ってからのことであるが、結論的に述べ

聖人において「即身成仏」思想と「霊山往詣」思想と

済論であって、理論的には矛盾するものではあり得ない。 前者は、妙法五字の受持に即した、久遠仏の功徳として (197)

久遠仏によって成就された超越的領分への直接的参入を の一念三千の譲与を、後者は、一念三千世界への、即ち

なのであろうか。 両者を敢えて併存せしめた理由はどこに求められるべき

受持を実践する当所における成仏を保証した。しかし、 聖人は即身成仏を説くことにより、確かに妙法五字の

的自覚の上に成り立つ成仏であって、妙法五字の受持を

それはあくまでも久遠仏の功徳を譲与されたという宗教 他ならないからである。しかし、とするならば、聖人が 説くものであり、両者はいずれも「一念三千の成仏」に 実践する当の主体には、時として迫害を蒙り、愛する肉実践する当の主体には、時として迫害を蒙り、愛する肉親の死を目のあたりにし、また自己自身の死後の在り方に不安を覚えるという生身の人間としての現実は、依然に不安を覚えるという解答を与えていったものと考えられが与えられているのか。このような問題に、聖人は霊山が与えられているのか。このような問題に、聖人は霊山が与えられているのか。このような問題に、聖人は霊山が与えられているのか。このような問題に、聖人は霊山が与えられているのか。このような問題に、聖人は霊山が与えられているのである。なお、或いは死後に再会を果たし得る場として位置づける場、或いは死後に再会を果たし得る場として位置づける場、或いは死後に再会を果たし得る場として位置づけられる所以である(なお、こうした現実に如何に対処する。聖人にあって霊山浄土が、法華信仰を守り、妙法五されていう聖人自身の体験があったとはいえまいか。また、こうした体験が、一方では「大曼陀羅」の図顕という形によいな。

者のみが参入を許される浄土に他ならないからである。霊山浄土とは、妙法五字の受持という実践を貫き通した果すことにもなるのである。というのも、聖人にとってにおける妙法五字の受持を徹底せしめるという役割をも

日連聖人における

「謗法」の語義について

愼定

原

土に救済の完成の場を設けることは、却って今この現在るものではあり得ない。聖人にあっては、死後の霊山净

という構造を見いだすことができるのである。もっとも、きれない救済の問題が、霊山往詣により補完されている

このように聖人にあっては、即身成仏ではカヴァーし

このことは、今生きている現実世界からの逃避を意味す

①の典拠は、天台『菩薩戒義疏』の十重禁戒の「第十人における「謗法」の語義を再検討したい。

対義語として「向」「従」がある。聖人遺文には「背」を向けて離れさる」「見捨てる」 などの意味があり、七四)という文である。「背」という漢字には「せなか謗三宝戒」の解釈中、「謗是乖背之名」(正蔵四〇―五

人にとって「謗法」とは、法華経・仏意に背をむけると意に背く」という意味でしばしば用いられる。つまり聖「違背」という語が多く見られ、「法華経に背く」「仏

者、此是一跏提因。為令衆生捨此法故」(正蔵三一―七②の典拠は、天親の『仏性論』における「若憎背大乗いう意味であったと理解できるのである。

経を「閣抛」している事態は『仏性論』の「憎背」の二法然の「謗法」の証文として引用し、『選択集』が法華八八)の文である。聖人はこれを『守護国家論』の中で、

字に符合すると主張している。

③の典拠は、天台『法華玄義』序王の蓮華の三臂中、

(天全一―四二)と扶釈している。つまり「廃」とは、「廃」と同義に捉え、それを妙楽は「捨^是ゝ廃之別名」品の「正直捨方便」の「捨」を、天台は「廃権立実」の「華落蓮成」を「廃権立実」の譬喩とみる解釈で、方便

音通であることから列記されたものと考えられるのであ

法華経の開頭思想の立場から方便権教を「廃」すること

以上のように引用文の典拠を確認してくるとき、聖人

であると理解できる。

これである。これである。これである。これば「謗法」とは「随うか背くか」という相対する。すなわち仏法を誹謗する行為がなくても、教主釈尊る。すなわち仏法を誹謗する行為がなくても、教主釈尊る。されば「謗法」とは「随うか背くか」という相対する、法華経=仏意に背を向けることであったと理解できる、法華経=仏意に背を向けることであったと理解できる、法華経=仏意に背を向けることであったと理解できる。

廃権の「廃」と違背の「背」とは正反対の意味であるが、の「若憎背」の文に象徴されるように、「謗法」は一個の「若憎背」の文に象徴されるように、「謗法」は一個の「若憎背」の文に象徴されるように、「謗法」は一個の「若憎背」の文に象徴されるように、「謗法」は一個の「若憎背」の文に象徴されるように、「謗法」は一個の「若憎背」の文に象徴されるように、「謗法」は一個の「若憎背」の文に象徴されるように、「謗法」は一個の「若憎背」の文に象徴されるように、「謗法」は一個の「若憎背」の文に象徴されるように、「謗法」となるのである。また『仏性論』)

近代日蓮宗における

海外布教についての一考察

中 尚 史

安

教活動について考察する場合、日清戦争直後の佐野前励 た活動を見逃してはならない。 による、京城への「僧侶入城解禁運動」を中心に行われ 当時の極東アジアの情勢は、朝鮮の支配権をめぐる日 近代日蓮教団史研究の中で、朝鮮における日蓮宗の布

られ、京城内へ僧侶の入城を禁止し、これを犯すと極刑 と発展するのである。佐野は朝鮮情勢が不安定なのは、 党の乱」をきっかけに、両国が朝鮮へ出兵し日清戦争へ れていたという現状であった。 に処せられた。また寺院を山間部におき、辛うじて保た 教排斥を取り上げた。当時の朝鮮仏教は、極端に卑しめ 国民の心の統一が欠けているからとして、その原因に仏 本と滑との間で、緊張感が高まっていた。そして「東学

人を対象とするものが主となっていた。明治十四年から

を購入し、また帰国の際には留学生を同行した。

こうした朝鮮における日蓮宗の布教は、在留する日本

が、在留する日本人の強い希望により、明治二十四年、 本山妙覚寺は別院を設置する。そしてその後は全国各地 に寺院・布教所を置き教線の拡大をはかった。 このような状況の中、佐野は朝鮮仏教を日蓮宗によっ

はじまった朝鮮での日蓮宗僧侶の活動は、一時衰退する

既に推挙を受けていることを掲げ、宗務院を説得して許 めに身延や京都を巡り確約をとった。そして各本山から 立場で渡航することを考え、各本山から推挙をうけるた 明治二十七年秋、まず佐野は日蓮宗の管長代理という

て統一して、それによる教線の拡大を考えた。

国論・宗祖略伝・香炉等を用意した。

閣議で取り上げ、賛成多数をもって通過し、官報で発表 宛に僧侶入城解禁の建白甞を提出した。そして翌日には すすめ、同年四月二十二日、佐野前励の名前で総理大臣 宮内大臣と会見した。このあと閣僚への周到な根回しを 対してはたらきかけ、朝鮮宮内府への参内許可を取り、 翌年三月初旬に釜山をへて京城に入り、日本公使館に

後、布教事業の一貫として、日韓学校創設のために土地 した。渡航から僅か二カ月あまりのことであった。その 可を得た。また李王朝への献上品として法華経・立正安

大きな批判をあび、その後の朝鮮での活動はみられなかっしかし、佐野の予想を反して宗門内の対応は冷たく、

の入城を可能にしたことは、朝鮮仏教界にとって意義がた。その背景には先に記した、管長代理の許可取得をはた。その背景には先に記した、管長代理の許可取得をはた。その背景には先に記した、管長代理の許可取得をはた。その背景には先に記した、管長代理の許可取得をはた。その背景には先に記した、管長代理の許可取得をはた。その背景には先に記した、管長代理の許可取得をはた。その後の朝鮮での活動はみられなかっ大きな批判をあび、その後の朝鮮での活動はみられなかっ

成立とその役割について 江戸城大奥「御祈祷所」の

れる。

あり、その功績は評価すべきことである。

―江戸法養寺の事例を中心に――

望

月

真

澄

容をまとめてみたい。 本発表は、次の三節に分けておこなったが、ここで内

江戸の日蓮宗寺院と「御祈祷所」

江戸城大奥「御祈祷所」の成立

2

法養寺は、寛文年間に高厳院・浄岸院といった大奥女性天正年間に池上本門寺の「勧弘所」として創立された3 法養寺の「御祈祷所」としての役割

の帰依により結びつきがはじまった。以降江戸時代を通

ことが御殿女中の祈願や代参を誘う要因となったと思わ所」として周囲にはばかることなく参詣できるといったこれも将軍ゆかりの仏像や霊宝が勧請され、「御祈祷

ことになったのは史料的には幕末期であった。

奥(本丸・西ノ丸)両所の「御祈祷所」として機能するじて、将軍家・大奥の祈願をおこなったが、 江戸城大

名誉から由緒書や届書といった史料にその名称が登場しころではなかったが、将軍家とつながりがあるといったこうした「御祈祷所」は江戸幕府が正式に認可すると

のある寺院として一般の寺院とは一線をかくすため、積てくる。さらには将軍や大奥の御祈祷をおこなうゆかり

極的に大奥との結びつきをはかった。これは幕末に至っ

この江戸城大奥の「御祈祷所」は、法養寺の他にも現本寺格の扱いをうけるために力を注いだのである。ても年中行事の折に献上品を届けていることからも窺え、

(201)

そして法養寺と御殿女中の信仰的つながりに関しては、「江戸城大奥「御祈祷所」の成立と御殿女中」と題して、御年寄や御使番の書状が格護されている。これらを検討することにより大奥女中の職制別や個人別による信仰活することにより大奥女中の職制別や個人別による信仰活することにより大奥女中の職制別や個人別による信仰活本発表の詳細は立正大学北原進先生還暦記念論文集に本発表の詳細は立正大学北原進先生還暦記念論文集に本発表の詳細は立正大学北原進先生還暦記念論文集に本発表の詳細は立正大学北原進先生還暦記念論文集に入り、日暮里延命院、千駄ケ亮朝院、中山法華経寺、智泉院、日暮里延命院、千駄ケ亮朝院、中山法華経寺、智泉院、日暮里延命院、千駄ケ亮朝院、中山法華経寺、智泉院、日暮里延命院、千駄ケ亮朝院、中山法華経寺、智泉院、日暮里延命院、千駄ケ亮朝景があるがりに関しては、

次第です。
な便宜をはかって頂いた。ここに記して深謝する正大学日蓮教学研究所には史料閲覧に際し、多大正大学日蓮教学研究所には史料閲覧に際し、多大正大学日蓮教学研究所には史料閲覧に際し、多大

付記

あり参照されたい。

『大崎学報』百五十号に「江戸城大奥女性の稲荷信仰~

江戸法養寺の熊谷稲荷を中心に~」と題して掲載予定で

学 彚 彙 報 (平成六年度

◇図書館だより

ます。お蔭様にて同窓の各聖・各位・有縁の皆様方の献本運動 髙配・ご厚志に対しまして、館員一同より厚く御礼申し上げま のご協力を賜わり、成果も上っております。平案より仁心のご 本学園図書館では、今年も一人一冊献本運動を展開しており

1 池見 平成五年度図書寄贈者ご芳名 猛殿 「宮澤俊義氏の外国製国民主権論を抹殺」

他七冊

3 2 伊藤淳二殿 「理想」 冊

秋山智孝殿 『山梨県巨木誌』 — ∰

大倉精神文化研究所殿

「大倉邦彦旧蔵曹目録和曹」

— m

6 5 池原錬昌殿 「春雷」 +

国士館大学殿 和泉定広殿 『歴史と自然 甲州の峠』 『法と政治』 冊 ₩

河村孝照殿 「新国訳大蔵経 文殊経典部2』 ₩

国際仏教学研究所殿 THARIBHATTA AND GOPA

9 8

DATTAJ

<u>_</u>

光寿園殿 _ M 「聖日蓮」 二冊

工学院大学殿

『工学院大学学園百年史』

功刀貞如殿

『日蓮聖人の身延山』

辯談社殿

『空白の事故死』

13 尾崎文英殿 「尾崎文英集」

日本全国歌人遊杳(戒壇)

「灯籠流し」

鬼内仙次殿 『数学辞典』「日本家紋総鑑」

児島錬戒殿

12

11

10

「生活Uマガジン」

他九冊

側経済広報センター殿

21

20 19 18 17 16

藤井教雄殿

熊平製作所殿

総理府国際平和協力本部事務局殿「国連平和維持活動―わ

『たいへん 島原大変二百回忌記念誌』

「抜華のつづり その五十三」

たしたちの国際平和協力」ビデオー

浅草寺殿『佛教文化講座 37』

日蓮宗宗勢調査会殿 『日蓮宗全国宗勢調査統計表』

22

双思甞房殿 『みんなで教育を考えた』

清文社殿 『平成五年、日本の白書』

24 23

他六冊

種智院大学殿 「佛教万華」

27 26

電気事業連合会殿

『日本のエネルギーと技術 さんすい』

(203)

身延山大学設置事務局殿 「読売年鑑・分野別人名録」

聖徳学園殿 『聖徳学園六十年の歩み』

東京地方税理士会殿 『東京地方税理士会五十年史』

藤田猪和男殿 『般若波羅蜜多心経』 知果』 六冊一組・四組	振興室長殿 『広島県名誉県民小伝 62総合税制研究』	日蓮宗背森県宗務所殿 『日持上人第七百遠忌記念誌』 61 宮上五冊 下六冊	にて計画のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円の	成田山新勝寺殿 『モノグラフ、シリーズ Ⅱ』 一冊 58 昭	日蓮宗宗務院殿 日蓮宗宗報 第一五〇号 57 日	日蓮宗布教院編集事務局殿 『布教院々報』	日登寺殿 『明治八年屯田開創日登寺百年史』 56 日	の記録』 他一冊 55 息	日本ビルサービス株式会社殿 『ベルリンの壁 天使たち	シティー大停電』マンガ 54 ~	餬日本原子力文化振興財団事業部殿 『ブラックアウト・ 53 to	日蓮宗新聞社殿 『劇画日持上人』 他二冊 52 町	戸田浩晓殿 『続天地晴明』 51 な	中央学術研究所殿 『真理と創造』 50 は	行会長 長田庄一の歩み)』	東京相和銀行殿 『経営と人(マスコミに見る東京相和銀 49 m	田中慈妙殿 『草山要路』 他七十二冊	大乗淑徳学園殿 『共生』 48 1	
調査報告費」 山梨県教育委員会殿 『南アルブスカモシカ保護地域特別	山梨県立甲府西髙等学校殿 『創立九十周年記念誌』記』 六冊	宮田恵美殿(『チベット旅行記全五巻第2回チベット旅行村(英男路)『日本国語大科典』全20巻(他一匹二八冊)	月泰幹殿 『新国訳大蔵経文殊経典部の	明徳学園殿 『明徳学園70年のあゆみ』	望月理殿 『鳥居松枝能者養成所と思い出』	六冊	望月海淑殿 「法華」五月号~二月号 『海鳴り』他二十	身延山久遠寺殿 『みのぶ合本第88巻』	LY.	モービル石油殿 『ONLY〔1893―1993〕YESTERDA	松本光華殿 『みんなの地球を救うには』 他三十九冊	町田是正殿 『日蓮聖人にみる宗教思想』 二冊	松下電器産業株式会社殿 『松下幸之助発言集 45』	法華仏教国際交流協会事務局殿 『絵で見る釈尊の生涯	の遺徳を偲ぶ』	世界連邦日本仏教徒協議会殿 『仏教東漸百年記念先覚者	第三号	はまなし文化の会山下総業株式会社殿 「はまなし」	

(204)

山梨県みどりの基金殿 「やまなし森林浴」 二冊

64

66 65 山梨大学殿 『山梨大学は、いま』 山梨県県立美術館殿 『葡萄とワインの美術』 他四冊,

鳅沢」 山梨県殷務部農村整備課殿 『土地分類基本調査 大河原

69 68 山梨県立女子短期大学図書館殿 「収費目録」

山下消一殿 『日蓮聖人大事典』

他三六冊

70 山梨県芸術祭実行委員会殿 『県民文芸』

山梨県立文学館殿 『図版解説 芥川龍之介資料集』

72 山中喜八殿 『日蓮聖人真蹟の世界』下 二冊 (自平成五年四月一日~至平成六年二月二十八日 掲載順

不同) 以上

今後とも、広く皆々様方の「一人一冊献本運動」の御協力を切 にお願い申し上げます。 向って、より一層図杳の充実を計ることが望まれております。 本学園図甞館は、平成七年四月一日、四年制大学開校予定に

設事業寄付者・研究者等の利用の便を計るために閲覧証(一年 付者・献本協力者・開宗七五〇年報恩事業学園改組転換学部新 の際には館員にどうかお尋ね下さい。 間有効)を一階のカウンターにて用意しておりますので御来館 図書館では、同窓生諸兄・有縁関係者・図書館建設資金御寄 (桑名貫正)

◇同窓会本部だより

身延山短期大学学園同窓会役員会の開催

身延山短期大学学園を会場として左記の式次第にて盛会裡に行 平成五年度、同窓会役員会が平成五年十月二十六日(火)、

われました。

※役員会次第(司会・桑名貫正) 開会の辞(谷川寛徳副会長)

(2) 玄題三唱・挨拶(小崎龍雄会長) 理事長挨拶(学園担当理事・功刀布教部長)

学長挨拶(宮崎英修学長)

校長挨拶(秋山智孝校長)

識事

イ、識長選出

ハ、同窓会勧募現況報告

ロ、身延山短期大学改組転換経過報告(学園担当理事)

ホ、各支部の現況報告

ニ、本部庶務・会計報告

へ、その他 玄題三唱(小崎龍雄会長)

(8) 閉会の辞

※議事録 イ、議長選出 平原要俊山梨県副支部長が選出される

믹 身延山短期大学改組転換経過報告(学園担当理事)

れている。 長予定者として設置準備局長になり、その仕事を推進さ により、仲澤浩祐先生に変わりました。仲澤先生は学部 河村孝照先生が当初学部長予定者であったが諸般の事悄

省設置審査会の審査待ちの状況にあります』との報告を など、諸準備を押し進めて参りましたが現段階では文部 園当局から要請を受け、文部省に必要費類等を提出する そして仲澤局長が紹介され、仲澤局長の挨拶。又、『学

なされた。 再び功刀学園担当理事より今日に至るまでの経過報告が *四月末日文部省へ第一次申請費類が受理される。

*七月大学改造・髙校校舎・グランド整備の入札、 して竹中工務店に落札となる。(8億31万円) 一括

*七月二十八日文部省へ睿類申請受理される。八月末日

迄に説明書類提出。

*九月私学行政課・企画課のヒヤリング(事業説明)追 加書類等の提出。

*十月二十五日文部省企画課の指導を受ける。 教員組織・ * その中で特に身延山久遠寺からの寄付金が多いとの指 ようアドバイスを受ける。 摘があり、将来は学園独自の経営を考える方向へ進む

> *来年秋には現地調査があるので、なによりも工事等を 教員の研究費等についての指導。

進めていくことが肝心である。

* グランドの造成は平成六年七月完成予定 * 髙校校舎の新築は平成六年七月完成予定 *大学校舎改造は、平成六年七月一日工事開始(十二月

三十一日迄)

* 平成七年四月一日開校予定

ハ、同窓会勧募現況報告(奥野本洋会計幹事) * 平成五年十月現在の「開宗七五〇年報恩事業改組転換

ニ、本部庶務(桑名貫正庶務幹事)

学部新設事業寄付状況」の明細が報告された。

①昨年の総会報告 身延山大学改組転換に当って、実現 報告・勧募のお願い文と同窓会取扱としての、振込用 の為の物心両面の協力金二億円以上の勧募の決議文の

紙を全国同窓生一八〇〇余人に郵送する。(二・三・ 四・五月)その内、転居先不明等で一割近く戻る(七

月二十九日現在、三、一七五万円)

②勧募金額が思うように伸びないので再度(八月)役員 関係者からの三一〇五万円を現金で持参。 月のお願い文に呼応して、大阪支部長・牛居一教師は 園関係者から四七七〇万円の寄付が集まった。又、八 宛にお願い文を郵送した結果十月二十二日現在で、学

③各支部の総会への学園関係者出張 *平成四年九月三日九州地区・延山会より要請があり秋

* 平成五年三月十日九州支部役員会へ桑名貫正庶務幹事

山智孝校長出張

* 平成五年三月十二日北陸四県同窓会役員会へ秋山智孝 校長出張

* 平成五年六月山梨県支部総会へ学園担当理事功刀部長・

④慶弔規定に基づき祝電6本、弔電5本の報告。(本部 桑名質正庶務幹事出張。 に連絡有りし分)

会計報告(奥野本洋会計幹事)

ホ 各支部の現況報告 *別紙の通り平成四年度の会計報告がされ、承認された。

*京都支部・奥田恵遠師 寄付金について 支部でまとめて納めたい。個人的にも頑張りたい。

*和歌山支部長・蘆田恵岳節 会員全員で勧募の件を話 立正大学の分担金は済んだので身延山大学に頑張りた し合っている。

*福岡支部・渡辺霊法師(中村副会長欠席)福岡では、 十一月九日支部総会を開き協力をお願いする。 二回学校当局に来てもらっている。

> *京都支部長(一部)質名英俊師 十一月十日に会員へ 勧募の件を呼び掛けている。 寄付協力する旨を呼びかけている。 十一月十六日九州全体総会を開催し、身延山大学への

*兵庫県支部長・谷口宗敏師 本日の役員会に参加し十 月二十七日に支部総会を開くことになっている。一口 いくらということでまとめて出したいと思う。

* 資森支部・佐藤秀旭師 現在二十二名の同窓生がいる。 祖山の為、出来るだけ協力して勧募したい。青森県は

*山梨県副支部長・平原要俊師 山梨県は前の図書館の を勧募したいと思う。会員の三回分納も結構。 時は一〇〇〇万円寄付したのでその倍の二〇〇〇万円 今年は冷夏で稲作が良くないので平成七年の開校の年 には集めたい。 (住職は十五万円以上、非住職は五万円以上)

上集める。 ただし、個人で出す力のない人は、百萬人識を十人以 * 富山支部長・谷川寛徳師 同窓生九名。会員は一口十

万円以上とした。

*大阪支部長・牛居一教師 寄付することは賛成である。 その場合、学校指定とすることの運動を起こしている。

薩をつくる場所である。会長さんに一度来てもらい説 大阪の人々は大変関心を持っている。大学は本化の菩

(207)

明してもらいたいと思っている。

*石川県支部長・出島元学師 石川県は一部二部と二つ に別れている。

資任を持って集めたいと思っている。 会員一人につき十万円と決めて会員は承知している。

*東京支部長・久本信明師 東京は古くから支部がある が、現在一二~一三人が集まる現状である。

が本日の役員会の内容を聞いて来年勧募の件をまとめ 立正大学の方にようやく多額の寄付が終った所である

たいと思う。

*神奈川県支部支部長・荒川日範師は欠席のためメッセー 小崎会長自ら会員の寺を回ってお願いしたいと言って 寺にて開催し勧募の件が話された。十一月に会合があ ジが読み上げられる。小林海優師、五月例年会を妙福 り勧募の方法の具体化を決め、最大限の協力をしたい。

へ、その他

いる。

歩いてみてはどうか。 外の寺院にも、お願いすることを決め実際に歩いてみ ると学校出身者以外でも勧募があるので、各支部でも

* 宮田如龍理事、山梨県支部の役員会で勧募を同窓生以

* 庶務・会計幹事の手当てを五万円から七万円への提案 がなされ出席役員一同賛成となり増額が認められた。

> *出島元学支部長より全国の宗務所長宛に、勧募のお願 あった。 頼状を出しているので、お願いをしているとの答えが 理事功刀部長は、全国寺院に百萬人驧の推進委員の依 いをしたらどうかの提案あり、それに対し、学園担当

付けをしてほしい。又、先輩・後輩の在り方を見直し、

*出島支部長より先生方に学生を呼ぶ場合は、名前に君

学生同士仲良くしてほしい等の要望があった。

* 奥田恵遠師より、身延の特色ある人材を教育してほし い。身延に来た学生は、さすがだと身延の精神に学ぶ

感動ある教育をしてほしい。等の要望があった。以上

研究活動報告

(1)日本印度学仏教学会 た。本学からの発表者とテーマは次の通りである。 の両日にわたり、当番校髙野山大学(和歌山)の主催で行われ 第四十四回学術大会は、五月二十二日(土)、二十三日(日)

諸律に記された「二仏・

金綱集の研究

背の髙い塔・博泥」の意味するもの

中 條 暁

髙

櫾

堯

昭

秀

(208)

(文改 桑名貫正)

(2)日本仏教学会

平成五年度 卒業論文一覧

本

延祐

からの発表者とテーマは次の通りである。 日にわたり、当番校東京大学(東京)の主催で行われた。本学 平成五年度学術大会は、十一月六日(土)、七日(日) 原始仏教における聖と俗 池 上 要 の両 靖 法華経における菩薩行 日蓮聖人における謗法観 日蓮聖人の出自について

(3)日蓮宗教学研究発表大会

の両日にわたり、身延山短期大学(山梨)を会場にして開催さ 第四十六回学術大会は、十一月十九日(金)、二十日(土)

れた。本学からの発表者とテーマは次の通りである。 提婆品と竜神信仰との関連 髙

開目抄に現れた一念三千義について 江戸の日蓮宗の年中行車

桑

貫 堯

直

澄 Œ 昭

江戸中期における諸堂整備について

学禅院日逢を中心として――

奥 野 本

洋

上行自覚について 身池対論について 日蓮聖人の佐渡での生活

日蓮聖人の身延での生活 身延離山後の日興上人について

(4)日本宗教学会

た。本学からの発表者とテーマは次の通りである。 (日)にわたり、当番校北海道大学(北海道)の主催で行われ 第五十二回学術大会は、九月八日(金)、九日(土)、十日

日蓮聖人遺文における御講聞書の位置 中 條 瞬 秀

渡

辺

實

朥

日蓮聖人の聖徳太子観

日蓮聖人と法華経 一御遺文を通してー 身延山と武田氏、穴山氏との関係 苦についての一考察

日蓮宗の守護神・鬼子母神を中心として 日蓮聖人の曼荼羅勧諮の諸尊について

了

宗教教育 一行と学-

日蓮聖人の法華色読の一考察

身延在山中の諸人供養に見る檀越の役割 日蓮聖人の末法観

日蓮大聖人佐渡生活一考察

宇佐美 大 降 明誉

行

金

―四種三昧を中心として―

天台智顗における行法観 日像上人の京都弘通

(209)

武田信玄の身延山政策 日蓮聖人の花押について

五網教判について 一序と師について― 日蓮聖人に於ける「行」の研究 ―不軽菩薩の仏性礼拝をもと 久遠成院日親上人について

日持上人伝の一考察 日蓮聖人の題目観

『観心本尊抄』に於ける日蓮聖人の「本尊」

日蓮宗の祈祷の根源 平等思想について に

田

山八森水

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabhāṣyaṃ Ratnālokālaṃkāra (II)

Kaie Mochizuki

2 Chapter 2: The Utmost Rareness of Being Born a Man

2.0 Introduction

gnyis pa mir 'gyur ba rnyed par dka' ba bstan pa ni / mir 'gyur ba rnyed par dka' ste zhes bya ba gsungs te / (P.262a) rang gi 'byor ba lnga mtshon' pa'i don du mir 'gyur ba smras so //

de la rang² gi 'byor ba lnga gang zhe na / mir gyur³ pa dang / yul dbus su skyes pa dang / dbang po ma tshang ba med pa dang / gnas la dad par gyur pa dang / las kyi mtha' ma log pa gang yin pa'o / de la mir gyur pa gang zhe na / 'di ltar 'di na la la mi rnams dang skal ba mnyam par skyes pa / skyes pa'i dbang po dang ldan pa'am / bud med du skyes pa yin te / de ni mir gyur pa zhes bya'o / (4)

yul dbus su skyes pa gang zhe na / 'di ltar 'di na la la gang du / 'khor bzhi po rnams dang / dam pa rnams dang / yang dag par song

¹⁾ P mtshan. 2) SBh bdag. 3) P dang/, SBh (P) omits skyes pa/.

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāṣyam Ratnālokālamkāra II (Mochizuki) ba (D. 223a) rnams dang / skyes bu dam pa rnams 'gro ba'i dbus kyi rkun ma' ma yin pa rnams dang / kla klo ma yin pa rnams su skye zhing² / rigs mthon po longs spyod phun sum tshogs pa dag tu skye ba yin te / de ni yul dbus su skyes pa zhes bya'o / (6)

dbang po ma tshang ba med pa³ gang zhe na / 'di ltar 'di na la la glen pa dang / dig pa dang / lkugs pa dang / lag pas brda byed par gyur cing / legs par gsungs pa dang / nyes par bshad pa'i chos rnams kyi don kun shes par mi nus pa ma yin pa dang / yan lag dang nying lag ma tshang ba med par gyur pa rna ba' ma tshang ba med pa la sogs pa yan lag dang nying lag ma tshang ba med pas gang gis dge⁵ ba'i phyogs yang dag par bsgrub pa'i skal ba yod pa yin te / de ni dbang po ma tshang ba (C.226a) med pa zhes bya'o / (9)

gnas la dad par gyur pa gang zhe na / 'di ltar 'di na la las de bzhin gshegs pas gsungs pa'i chos 'dul ba la dad pa dang / sems dang ba thob par gyur pa yin te / de ni gnas la dad par gyur pa zhes bya'o // de la gnas zhes bya ba ni de bzhin gshegs pas gsungs pa'i chos 'dul ba la bya ste / 'jig rten dang 'jig rten las 'das pa'i chos dkar po'i chos thams cad skye ba'i gnas su gyur pa (P.262b) yin no // des sngon du drangs pa'i dbang gis de la dad pa gang yin pa de ni gnas la dad par gyur pa yin te / nyon mongs pa'i dri ma dang rnyog pa thams cad bsal bar gyur pa'i⁶ phyir ro / '(10)

las kyi mtha' ma log pa gang zhe na / gang gi(s) tshe 'di nyid la mtshams med pa'i las lnga po dag las gang yang rung ba ma byas

¹⁾ P mi, C,D omits ma, SBh(P) ma. 2) P, SBh(P) skyes shing.

³⁾ P la. 4) D pa. 5) P dgi. 6) SBh dang bral ba'i.

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāṣyaṃ Ratnālokālaṃkāra II (Mochizuki) shing byed du ma bcug pa yin te / de ni las kyi mtha' ma log pa zhes bya'o // tshe 'di nyid la mtshams med pa'i las lnga po de dag byas shing bsags la yongs su ma spangs na' yongs su mya ngan las 'das shing' 'phags pa'i lam bskyed pa'i skal ba med pas na de'i phyir las kyi mtha' de dag ni las kyi mtha' ma log pa zhes bya'o / (12)

des bdag nyid kyi's lus de yan lag lnga po de dag gi 'byor bar byed pas na de'i phyir bdag gi 'byor ba zhes' bya'o

de la rnyed par dka' ba'i 'og nas dpe bstan pa'o // 'o na lung las/

ngas ni gang dag bstan pa yi //
mi khom brgyad po de dag spong / (44)

zhes bya ba la (D.223b) sogs pa gsungs pas me tog gcig phul ba tsam yang tha ma mya ngan las 'das pa'i rgyur gsungs na ni mi lus thob pa smos kyang ci dgos / de ni bden te / 'dir ni de ni dud 'gro'i skye gnas su skyes pa nas mi lus thob pa la bya ste / de ci'i phyir zhe na / shin tu gti mug par gyur pa'i phyir / dmyal ba la sogs pa dag ni rtog pa shas che shing skyob bskyed cing thar bar yang 'gyur ro // de ci mngon zhe na / 'phags pa nyid kyi zhal nas /

rgya mtsho che gnas gnya' shing bug pa dang //
rus sbal phrad pa las kyang dud 'gro las //
mi nyid ches thob dka' bas mi dbang gis //
dam chos spyad pas de' 'bras⁵ mchis par mdzod / (16)

ces gsung so // rnam (C.226b) grangs gzhan yang dge ba bcu dang

¹⁾ P omits yongs su ma spangs na. 2) ŚBh 'da' zhing.

³⁾ P omits zhes. 4) P omits de. 5) P 'bras bu.

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāşyam Ratnālokālamkāra II (Mochizuki) ldan pa las mi lus thob pa ni dka' ba ma yin no // de lta bas na las rnam pa gsum gyis na dpe ma nges pa ma yin no //

2.1 Samyuktāgama ⁽¹⁸⁾ (P.173b6, D.149b1, T.50a25, BP.4.19)

de la phyogs snga ma ni ci lta zhe na zhes bya ba'o // lan ni dge slong dag ces bya ba la (P.263a) sogs pa ste / sa chen po ni dbus kyi gling bzhi ri rab dang bcas pa'0 // dper na zhes bya ba la sogs pa ni dpe dgod pa'o // rus sbal smos pa ni de de'i gnas yin pa'i phyir dang / ha cang yang nyal ba'i phyir ro // thub pa ni tshe' i tshad' do // 'tsho ba ni kha zas kyis' gnas po'o // nges par bzung ba'i phyir bzlas te brjod pa ni / bcom ldan 'das stes' na 'gyur lags so // bde bar gshegs pa stes na 'gyur lags te zhes bya'o // de la bde bar gshegs pa zhes bya ba ni rang gi don phun sum tshogs pa dang / gzhan gyi don phun sum tshogs pa'o // de la rang gi don phun sum tshogs pa ni spangs pa dang / ye shes gnyis so // de la spangs pa phun sum tshogs pa ni mi ldog par gshegs pa ste rims nad legs par byang ba lta bu'o // ye shes phun sum tshogs pa ni ma lus par gshegs pa ste bum pa legs par gang ba lta bu'o // gzhan gyi don phun sum tshogs pa ni mdzes par gshegs pa ste gzugs bzang po lta bu'o // de la' 'khor ba las thar ba ni zhi ba'o // phung po lhag ma dang bcas pa dang lhag ma med pa ste / nyan thos dang rang rgyal ba'i theg pa ni bstan pa'i chos so // theg pa chen po ni rab tu bstan pa'o // stes na zhes bya ba ni las rnam pa (D.224a) gsum ci rigs pas so // las rnam pa gsum ni skyes nas myong ba dang / lan grangs gzhan la myong ba dang / ma nges par myong ba'o' // dpe des smos pa ni gong du

¹⁾ C tshod. 2) P kyi. 3) P des. 4) P lta. 5) P bar ro.

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāşyam Ratnālokālamkāra II (Mochizuki) sbyar ba dang / 'og tu sbyar ba'i phyir ro //

2.2 Colophon

mdo sde kun las btus pa'i bshad pa / lung gi tshad mas sbyar ba las / mi lus thob pa rnyed par dka' ba' i gtam brjod pa ste gnyis po'o //

Notes

- (1) This title of chapters is based on Pāsadika (1978) and (1979). This Rareness is told also in the Jaina literatures. See Nakamura (1993), pp.338.14—340.1.
- (2) In accordance with ŚBh Ratnākaraśānti refers to five advantage (relating to) others (parasampat) in the first chapter of RA [see Mochizuki (1993), pp.11.2-13.2]. He refers here to five advantage (relating to) oneself (ātmasampat) in accordance with the same text. The following explanation is completely identical with ŚBh.
- (3) Shukla (1973), p.5.3-4 (Wayman (1961), p.60.28-34, Shōmonji Kenkyūkai (1981), p.16.9-10, Tib (P) 4a2-3, Chin. (T) p. 396b15-17): [ātma-sampat katamā / tad-yathā manuşyatvam, āryāyantane pratyā-jatiḥ,] indriyair avaikalatā āyatanagataḥ prasādaḥ aparivṛtta-karmāntatā //
- (4) The first advantage (relating to) oneself is to be born as a human. See Shukla (1973), p.5.5-7 (Shōmonji Kenkyūkai (1981), p.16.12-14, Tib., (P) 4a3-4, Chin. (T) p.396b17-19):
 - tatra manuşyatvam katamat / yathâpîhâikatyo manuşyanam sabhagatayam pratyajato bhavati / puruşaś ca puruşendriyena samanvagato strīr va / idam ucyate manuşyatvam //
- (5) Since ŚBh here has 'like above mentioned (pūrvavad; sngon du)', the following explanation has supplied from the explanation of 'lack of conscientiousness (pramāda)'. But unfortunately its Sanskrit manuscript is lacking. See Shōmonji Kenkyūkai (1981), p.12-13.
- (6) The second advantage (relating to) oneself is to be born in the land of Noble ones. See Shukla (1973), p.5.8-11 (Shōmonji Kenkyūkai

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāşyam Ratnālokālamkāra II (Mochizuki)

- (1981), p.16.16-18, Tib. (P) 4a4-5, Chin. (T) p.396b19-21);

 āryāyatane pratyājātiḥ katamā / yathāpîhāikatyo madhyeşu janapadeşu pratyājāto bhavati, pūrvavad yāvad yatra gatiḥ (adasyuşu amleccheşu, yatra-gatiś catasṛṇāṃ satāṃ samyag-gatānām) sat-puruṣāṇām / iyam ucyate āryāyatane pratyājātiḥ //
- (7) ŚBh has "gleng pa ma yin zhing dig pa dang lkugs pa ma yin pa" with negative particle. See note 9).
- (8) SBh omits passage.
- (9) The third advantage (relating to) oneself is not to lack any sence-faculty. See Shukla (1973), p.6.1-5 (Shōmonji Kenkyūkai (1981), p.16.20-23, Tib. (P) 4a5-6, Chin. (T) p.396b21-25):
 - indriyair avaikalatā katamā / yathāpīhāikatyaḥ ajado bhavaty aneḍa (mū) ka iti vistaraḥ / aṅga pratyaṅgāvikalo vā yad rūpeṇāṅga pratyaṅgāvaikalyena śrotrāvaikalyādi-kena bhavyaḥ kuśala-pakṣa-samudāgamāya / idam ucyate indriyāvaiklyam //
- (10) The fouth advantage (relating to) oneself is to have fath in a holy dharma. Shukla (1973), p.6.6-12 (Shōmonji Kenkyūkai (1981), pp.16. 25-18.3, Tib. (P) 4a7—4bl, Chin. (T) p.396b25-c2):
 - ayatana-gatah prasadah katamah / yathapihaikatyena tathagata-pravedite dharma-vinaye śraddha pratilabdha bhavati / cetasah prasadah / ayam ucyate ayatana-gatah prasadas / tatra-yatanam tathagata-pravedito dharma-vinayah sarvesam laukika-lokottaranam śukla-dharmanam utpattaye / ya punar atra śraddha tena pūrvangamenadhipatyena, sa ayatana-gatah prasadah / sarva-kleśa-mala-kalusyapanayanat //
- (11) The five evil actions yielding immediate results (pañcānatarīyāṇi) are killing one's father (pitṛghāta), killing one's mother (mātṛghāta), killing an Arhat (arhadghāta), drawing blood from the body of a Buddha(tathāgatasyāntike duṣṭa-citta-rudhirotpādanam) and causing a schism within the saṃgha (saṃghabheda). See AKBh Chapter 4, Pradhan (1967), p.259.8-9 (Fr.: la Vallèe Poussin (1971), t.3, p.201.8-10, Eng.:Pruden (1988), p679.4-6, Jap.: Funahashi (1987), p.438.9-10): pañcānantarthāṇī karmāvaraṇam / tad-yathā mātṛ-vadhaḥ pitṛ-vadho 'rhad-vadhaḥ saṃgha-bhedaḥ tathāgata-śarīre duṣta-citta-

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāsyam Ratnālokālamkāra II (Mochizuki)

rudhirotpadanam/

See also Mvv 2023-2328 and Rigzin (1986), p.343.

- (12) The fifth advantage is abstention from committing any of the abovenamed evil actions. Shukla (1973), p.6.13-21 (Shōmonji Kenkyūkai (1981), p.18.5-12, Tib. (P) 4b1-8, Chin, (T) p.396c2-8):
 - aparivṛtta-karmāntatā [katamā] / yena pañcānām ānantaryāṇām karmāṇām, tad yathā mātr vadhād pitr vadhād arthad vadhāt saṃgha bhedāt tathāgatasyāntike duṣṭa citta rudhirotpādād anyatmānyatamad ānantaryam karma dṛṣṭa eva dharme na kṛtam bhavati nādhyācaritam, iyam ucyate aparivṛtta-karmāntatā / itīmāni pañcānnantaryāṇi karmāṇi kṛtopacitāni dṛṣṭa eva dharme parivartyābhavyo bhavati parinirvāṇāyārya-mārgasyotpattaye / tasmād etāni parivṛtta-karmāntatety ucyate //
- (13) Shukla (1973), p.6.21-23 (Wayman (1961), p.60.35-40, Shōmonji kenkyūkai (1981), p.18.13-14, Tib. (P) 4b4-5, Chin. (T) p.396c8-9): svayam evānena sa ātma-bhāva ebhiḥ pañcabhir aṅgaiḥ sampādito bhavati / tasmād ātma-sampad iti ucyate //
- (14) I have not been able to identify this passage. The eight adverse conditions (aṣṭāv akṣaṇāḥ) are: to be reborn in hell, as an animal, to be reborn in Yama's realm, among the long lived god, among people of border-countries, to be reborn without complete sense faculties, holding false views, and to be reborn when no Buddha appears in the world to teach the dharma. These subject are mainly dealt with in the next chapter. See Pāsadika (1979), p.23.2-36 and Rigzin (1986), pp.312-313.
- (15) Because the following verse is written by Nagarjuna, this acarya is attributed to him.
- (16) SL 59 (Tib. (P), gi 77b4-5, Chin. (T), No.1672, p.746c11-12, No.1673, p.749c1-2, No.1674, p.752c15-16, Eng.: Wenzel (1886), p.18.9-19, Kawamura (1975), p.54.7-11, Jamspal (1978), p.36.3-7, Tharchin (1979), p.92.19-22, Jap.: Uryuzu (1974), p.332.1-3, Kitabatake (1985), p.216. 3-5). Cf.BCA 4.20 Bhattacharya (1960), p.44.7-12 (Sharma (1990), vol. 1,21, pp.95.12-96.2, Steinkellner (1989), p.44.18-21, la Vallée Poussin (1907), p.44.18-21, Driessens (1993), p.45.21-24, Lindtner (1981), p.57.5-8, Kanakura (1965), p.39.4-5):

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāşyam Ratnālokālamkāra II (Mochizuki)

ata evāha bhagavān mānuşyam ati-durlabham / mahārņava-yugacchidra-kūrma-grīvārpaņopamam //

- (17) From the context I can not make out what is meant by these three kinds of karma. Rigzin [Rigzin (1986), p.408-409] mentions four types of these items. This topics is again briefly referred to in the following sentence. See note (20)
- (18) See Păsădika (1979), note (14); in his revised translation he has considerably expanded his annotation. He quotes SN 5.456-457. Cf, Norman (1990), pp.156-160
- (19) The four continents are Jambudvīpa, Pūrvavideha, Godānīya and Uttarakuru, and Mt. Smeru is in the centre of them. AKBh chapter 3, Pradhan (1967), p.161.9 (Fr.: la Vallèe Poussin (1971), p.145.10-11, Jap.: Yamaguchi (1955), p.376.8):

tatra citvāro dvīpāś-catuşu sumeru-pārśveşu / See also Chaudhuri (1976), pp.123.13-124.16.

(20) Cf. AK 4.45 and AKBh, Pradhan (1967), p.227.4-6,10-12 (Fr.: la Vallée Poussin (1971), tome 3, p.105.16-18, Eng.: Pruden (1988), p.621.
1-12 Jap.: Funahashi (1987), pp.246.1-3, 247.2-6):

trīņi karmāņi / kuśalam karmākuśalam avyākṛtam karmeti / tatra

kşemākşemetarat karma kuśalākuśalātarat /
puṇyāpuṇy amaniñjaṃ ca sukha-vedyādi ca trayam //45 //
trīṇi karmāṇi puṇyam apuṇyam āneñjaṃ ca / punaḥ trīṇi /
sukha - vedanīyaṃ karma duḥkha - vedanīyam aduḥkhāsukhavedanīyaṃ ca //

La Vallée Poussin refers to MV (p.263a6) .

(21) AKBh for AK 4.50, Pradhan (1967), p.229.21-22 (Fr.: la Vallée Poussin (1971), t.3, p.115.7-12, Eng.: Pruden (1988), p.625.21-25, Jap.: Funahashi (1987), p.262.2-3):

dṛṣṭa-dharma-vedanīyam upapadya-vedanīyam apara-paryāya-vedanīyam cēty etat tṛvidham karma niyatam ity etac catur-vidham karma bhavati cēty etat trividham sahāniyata-vedanīyena

Although Vasubandhu mentions four kinds of karma in this contex tof AKBh, Ratnākaraśānti mentions only three.

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāşyam Ratnālokālamkāra II (Mochizuki)

3 Chaptar 3: The Rareness of Obtaining an Auspicious Rebirth

3.0 Introduction

da ni dal ba 'byor pa rnyed dka' ba de bstan pa'i phyir dal ba 'byor pa rnyed par dka' ba ste zhes dam bca' ba mdzad do'// gong du bshad pa'i lung las 'byung ba de drang ba'i don ma yin nam zhe na / gnyis pa ni nges don sgrub pa dang dal ba 'byor pa'i mtshan nyid rgyas par bshad pa'i phyir (P.263b) gsungs pa / dal ba 'byor pa rnyed (C.227a) dka' ste' zhes bstan pa yin no //

de' nyid kyang mi lus thob par' dka' ba bstan pa(s) ni / dal ba'i mtshan nyid bstan la / dal 'byor rnyed dka' bas na' 'byor pa lnga' bstan te / ngan song gsum las log pas na mir gyur pa' o // mtha' 'khob nas dge bsnyen ma mi 'ong ba'i nang du ma skyes pa'i bar gyis ni yul dbus su skyes pa'o // glen pa ma yin pa la sogs pa(s) ni dbang po tshang ba bstan to // log par lta ba ma yin pas ni gnas la dang ba' dang las kyi mtha' ma log pa / sangs rgyas 'jig rten du byung bas ni gzhan gyi 'byor pa lnga bstan to //

gzhan dag ni mi khom pa brgyad las log pa ni dal ba yin la mi khom pa gang zhe na sems can dmyal ba la sogs pa'o zhes bstan pa'i phyir de 'og nas kyang gang zag tshangs par spyod pa la gnas pa'i dal' ba'i dus ni gcig ste zhes 'byung ba'i phyir ro zhes 'dod do de la bye brag mang po zhes bya ba ni theg pa mtha' dag ston

¹⁾ C, D //. 2) D da. 3) P pa. 4) P ni. 5) C,D dad pa.

⁶⁾ C omits. 7) P dul. 8) SS dang po.

3.1 Ekottarikāgama (P.174a6, D.149b6, T.50b8, BP.6.3)

gcig las 'phros pa zhes bya ba ni gong du 'dzeg pa la bya' o // chos sgrub pa'i gnas ma yin pas mi khom pa' o // gtso bo bsdus pa ni brgyad ces bya ste / rnam pa'i rab tu dbye ba ni mtha' yas pa' o // gang zag ces bya ba ni skyes pa dang bud med dag go //

de la dmyal ba zhes bya ba ni khams bco brgyad do // dud 'gro'i skye gnas ni rigs bye ba phrag sum cu' rtsa drug go //² gshin rje'i rigs ni sum cu rtsa drug dag go //³

de la rang bzhin dang lus dang dngos po bstan pas ni (D.224b) dmyal ba'o // dud de 'gro ba'i phyir dang/ blun pa'i phyir dud 'gro'o // gshin rje zhes bya ba ni 'gro ba'i bdag por gyur pa ste / de'i rigs ni yi dags kyi 'jig rten no //

de la dmyal ba'i khams ni bsdu na rnam pa brgyad de'/ yang sos dang / thig nag dang / bsdus 'joms dang / ngu 'bod dang / ngu 'bod chen po dang / tsha ba dang / rab tu tsha ba dang / mnar med pa (P.264a) ste chu bur' can la sogs pa brgyad ni yang sos la sogs par bsdu'o // nyi tshe ba dang nye' 'khor ba' 'ang tsha ba brgyad kyi 'khor du bsdu'o // dud 'gro'i skye' gnas ni rdzus te skye ba dang / mngal nas skye ba dang / sgong las skye ba dang / drod gsher las skye ba ste skye gnas (C.227b) rnam pa bzhi'o // kham

¹⁾ P tsu. 2) C /. 3) C /. 4) C pur. 5) P nyi. 6) C pa.

D skya.

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāṣyam Ratnālokālamkāra II (Mochizuki) gyi zas dang / reg pa'i zas dang / yid la byed pa'i zas dang / rnam par shes pa'i zas can te 'tsho ba'i phyir yang rnam pa bzhi'o // rkang pa med pa damg / rkang' gnyis pa dang / rkang bzhi ba dang / rkang mangs te gzugs can gyi rnam pa bzhi'o // yi dags ni phyi'i sgrib pa can dang / nang gi sgrib can dang / zas dang skom la sgrib pa can te bsdu na rnam pa gsum mo //

de la dmyal ba dag ni rdzu ba pa'o'// yi dgas ni mngal nas skye ba dang / rdzu ba pa gnyis yod de'/ mngal nas skyes pa ci mngon zhe na / ji skad du /

bdag gis mtshan mo bu lnga dang //
de bzhin nyin mo bu lnga dag /
bskyed cing bskyed cing zos gyur te² //
'on kyang bdag ni 'grangs³ ma gyur / (16)

zhes bya ba lta bu'o //

lha tshe ring po'ni gzugs kyi khams kyi gnas rigs bzhi pa ste 'bras bu che'i phyogs gcig⁴ na gnas pa'o''// de ci'i phyir mi⁵ khom pa yin zhe na / lus de zhi ba dang/ tshe zad pa'i tshe log par lta ba'i phyir ro //

'khob gnyis' gang zhe na 'rku 'phrog byed pa' la sogs pa ste / kla klo ni kla klo nyid la bya'o // brnab sems ni chags sems can te yid kyis bdag gir byed pa'i phyir ro // gnod sems ni zhe sdang ba can no // 'khor rnam pa bzhi ni gtso bo smos pa ste / dge tshul pha

¹⁾ P rkang ba. 2) P 'gyur. 3) P 'drangs. 4) P cig. 5) C,D ma.

⁶⁾ P bo. 7) P gnyis gnyis. 8) P omits byed pa.

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāṣyam Ratnālokālamkāra II (Mochizuki) ni dge slong gi 'khor du bsdu'o // dge tshul ma dang dge slob ma ni dge slong ma'i 'khor du bsdu'o // bsnyen gnas ni dge bsnyen gyi 'khor du bsdu'o //

yid shas chung bas na glen pa'o // (D.225a) de nyid kyis na don go ba'i mthu med pa'o // sgo lnga'i (P.264b) dbang po shas chung bas na lug ltar lkugs pa'o // de nyid kyis na lag brda byed pa'o // gang gi don zhe na / legs par smras pa zhes bya ba la sogs pa ste // phan pa'i don ston pas na legs par smras pa'o // phan pa ma yin pa'i don ston pas na nyes par smras pa'o // yang rna bar' snyan pa ni² legs par smras pa'o // de las bzlogs³ pa ni nyes par smras pa'o //

log par lta ba'rnam pa gsum ste / rgyu la skur ba dang / 'bras bu la skur ba dang / byed pa la skur ba'o' / de la rgyu la skur ba ni sbyin pa yang med ces bya ba la sogs pa ste / ma chags pa'i dge ba'i rtsa ba nas sbyin pa ste / de ni phyugs pa'i rgyu yin pa'i phyir ro // de nyid snyoms par byed pa dang / dus bzang por sbyin pas na mchod sbyin te de ni rtsa 'dzing' dang skur bar 'gyur ba'i rgyu (C. 228a) yin pa'i phyir ro // sbyin pa de nyid kyi khyad par ni sbyin sreg ces bya ste / de 'byor pa'i rgyu yin pa'i phyir ro // des na/s

bzlas la brtson na dga' 'gyur zhing //
bsgom la brtson na grol bar 'gyur //
mchod la brtson na mchod 'gyur zhing //
me la sbyin sreg byas pas 'byor//6 (25)

¹⁾ Prnar. 2) Ppa'i. 3) Pbzlog. 4) RA'jing. 5) Pomits /.

⁶⁾ P omits //.

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāṣyam Ratnālokālamkāra II (Mochizuki) zhe'o // byed pa la skur ba ni legs par byas pa yang med ces bya ba la sogs pa ste / de la legs par byas pa ni srog gcod pa spong ba la sogs pa ste / de dag ni tshe ring ba la sogs pa'i rgyu yin pa'i phyir ro // nyes par byas pa ni srog gcod pa la sogs pa ste / de dag ni tshe thung ba la sogs pa'i rgyu yin pa'i phyir ro // ji skad du /

srog gcod pa yis tshe thung 'gyur /
ma byin len pas dbul ba nyid /
byi bo' byas pas dgra dang bcas //
brdzun du smras pas skur pa ste /
phra ma yis ni bshes dang 'byed //
rtsub po'i tshig gis mi snyan thos //
ma 'brel smra ba\s\s\ tshig mi btsun //
brnab sems yid la re ba 'joms /
gnod sems 'jigs pa sbyin par bshad //
log par lta bas lta ngan nyid /

ces bya ba la sogs pa lta bu' o // de la 'bras bu rnam pa (P.265a) bzhi ste'/ rnam par smin pa dang / rgyu mthun pa dang / dbang dang / skyes bu byed pa'o'// 'di dag gi² bshad pa ni 'og gnas zhib tu 'byung ngo // de la gtso ba yin pa'i phyir rnam par smin pa zhes smras pa ste / mi 'dra bar smin (D.225b) pas rnam par smin pa'o // ris mthun pa'i snang ba ni 'jig rten 'di'o // ris mthun pa dor ba'i ma 'ongs pa'i skye ba las kyi dbang gis 'grub pa ni² pha rol lo // yod pa' i dngos po 'jig par byed pa ni pha yang med ma yang med ces bya ba la sogs pa' ste' / de la dge sbyong zhes bya ba ni chos rnam pa lnga

¹⁾ D'o. 2) C,D gyis, Pomits gi. 3) RA pa'i. 4) Pomits pa. 5) Pte.

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāşyam Ratnālokālamkāra II (Mochizuki) dang ldan pa' i phyir ro // bram ze' ni spyod pa gtsang ba'i phyir / kha na ma tho ba spangs pa'o // yang na rab tu byung ba sde lnga ste / dge slong dang /2 dge slong ma dang / dge tshul pha dang / dge tshul ma' i sdom pa la brten nas don byed pa ni dge sbyong ngo // khyim pa'i rtags skra dang kha spu ma bregs shing gos dkar po gyon bzhin du tshangs par spyod pa la sogs pa'i sgo nas don byed pa ni bram ze'o // yang na chos 'di pa'i cha byad can ni (C.228b) dge sbyong ngo // phyi rol pa'i cha byad can bram ze'o // yang na dge sbyong ni rnam pa bzhi ste / lam rgyal ba dang / ston pa dang / 'tsho ba dang / sun 'byin par byed pa'o' / de le dang po'i dbang du byas nas de bzhin gshegs pa ni lam rgyal ba ste yang dag par song ba'o // chos smra ba dang legs par zhugs pa ni ston pa dang 'tsho ba ste zhugs pa'o // bram ze zhes bya ba ni rigs dang ming dang sgrub pa' i dbang du byas pas rnam pa gsum ste / don gyi skabs 'dir sgrub pa bram ze la 'dod de bya ba byas shing mi dge ba'i chos thams cad bsal bas na yang dag par song ba'o // yang na slob pa dang mi slob pa dag ni mthong ba dang bsgom³ pas spang bar bya ba'i' nyon mongs pa dag las rnam par rgyal bas na lam rgyal ba'i dge sbyong zhes bya ste / de'i phyir rgyun du zhugs pa (P.265b) la sogs pa⁵ la sbyar bar bya'o // de la rgyun du zhugs pa dang / lan cig phyir 'ong ba dang phyir mi 'ong ba dag ni yang dag par song ba'o de dag ni rgyu la zhugs pa gsum dang / dgra bcom pa'i rgyu la zhugs pa ni yang dag par zhugs pa'o // dgra bcom pa'i 'bras bu la gnas pa ni dgra bcom pa'o // dgra bcom pa'i yon tan gang zhe na / 'jig

¹⁾ P za. 2) P omits /. 3) P bsgoms. 4) P ba'i /. 5) P omits pa

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāṣyam Ratnālokālamkāra II (Mochizuki)

rten rig pa zhes bya ba la sogs pa ste / lha'i mig gi mngon par shes

pa dang / 'chi' 'pho ba dang skye ba shes pa'i mngon par shes pa

dang / zag pa zad pa'i mngon par shes pa ni 'jig rten rjg pa'o' /

de las (D.226a) bzlog pa ni gang zag tshangs par spyod pa la gnas

pa dal ba'i dus ni gcig ste zhes bya ba la sogs pa yin no // de bzhin

gshegs pas bstan pa'i chos gang zhe na

thog mar dge ba zhes bya

ba la sogs pa gsungs te / chos kyi yon tan gyi rnam grangs ni 'di

lta ste / bshad par bya ba dang / khong du chud par bya ba'o' //

de ci'i phyir zhe na /

ston pa'i dam chos rnam gnyis te /
lung dang rtogs pa'i bdag nyid do //
de 'dzin byed dang smra byed dang //
sgrub³ par byed pa kho na'o /

zhes 'byung ba'i phyir ro // de lta bas na bshad par bya ba'i chos bstan par bya ba ni thog mar dge ba / bar du dge ba / tha mar dge ba zhes bya ste / lhag' pa'i tshul khrims kyi bslab pa ston pas thog mar dge ba ste / tshul khrims dang ldan pa yin te / so sor thar ba'i sdom pas bsdams pa dang / cho ga dang spyod yul phun (C.229a) sum tshogs pa dang / kha na ma tho ba phra rab dag la 'jigs' par lta ba'o' // bar du dge ba ni lhag pa'i sems kyi bslab pa ste / 'dod pas dben pa la sogs pa'i bsam gtan bzhi'o // tha mar dge ba ni lhag pa'i shes rab kyi bslab pa ste / 'phags pa'i bden pa bzhi shes pas' 'dod pa'i zag pa dang / srid pa dang / ma rig pa dang / lta ba'i

¹⁾ P omits 'chi. 2) P bya'o. 3) P bsgrub. 4) P lhags. 5) P 'jig.

⁶⁾ P lta'o. 7) RA par.

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāṣyam Ratnālokālamkāra II (Mochizuki) zag pa las sems rnam par grol ba'i ye shes mthong bar 'gyur ba'o // de lta bu'i dus gsum du dge ba'i chos de yang ci 'dra zhe na / (P.266a) brjod bya'i don ma log cing mchog tu gyur pa don phun sum tshogs pas don bzang po'o'// a la sogs pa brjod byed kyi tshig gsal zhing don myur du² go bar byed pas tshig 'bru bzang po'o // de lta bu'i chos des ci zhig sgrub cing ston ce na /³ tshangs par spyod pa zhes bya ba ste / phun po lhag ma dang bcas pa la sogs pa'i mya ngan las 'das pa ni tshangs pa'o // de la ci mngon zhe na / mdo las zhi bar gyur pa' tshangs par gyur pa / bsil bar gyur pa' zhes bya

zhe'o // de'i rgyu yin pa'i phyir spyod pa ste / lam gyi 'dus byas kyi gtso bo yin pa'i phyir ro // de yang /6

zag bcas zag pa med chos dang //
lam ma gtogs' pa'i 'dus byas rnams //
zag bcas gang phyir de dag la /
zag rnams kun tu rgyas par 'gyur/8(44)

ba ni mya ngan las 'das pa'i grangs so

zhe'o // (D.226b) de'i phyir na tshangs par spyod pa zhes bya bas ni⁹ rtogs par bya ba don dam pa'i chos bstan to // don dam pa'i chos de ci 'dra ba¹⁰ zhe na / mu stegs can dang ma 'dres¹¹ pa'o // lam des khams gsum gyi nyon mongs pa spong bas yongs su rdzogs pa'o // lam de rang bzhin gyis rnam par grol bas na yongs su dag pa'o // lam de zag pa zad pa rnams kyi rgyud la skyes te rgyud kyis¹² dag pas dag pa'i phyir yongs su byang ba'o //

¹⁾ RA ba, SS po. 2) P tu. 3) P omits /. 4) P pa dang.

⁵⁾ P omits pa. 6) P omits /. 7) RA rtogs. 8) P omits /.

⁹⁾ P mi. 10) P omits ba. 11) D 'dras. 12) C, D kyi.

la la dag ni thos pa'i tshe dad bskyed pas thog mar dge ba'o //¹ sems pa'i tshe dga' ba bskyed pas bar du dge ba'o // bsgom² pa'i tshe blo rgya chen po bskyed pas tha mar dge ba'o // mtho ris dang thar pa'i rgyu yin pa'i phyir mtho ris dang byang grol gyi don 'byung bas don bzang po'o // de 'chad pa'i tshig gsal zhing zur phyi pas tshig 'bru bzang po'o zhes zer ro //

kha cig na re mu stegs kyi chos kyi gnyen po yin (C.229b) pas / thog ma la sogs par dge ba'o // de ci' i phyir zhe na / de dag tshig snga phyi 'gal ba 'byung ste / mi 'tshe ba ni chos kyi mchog ces 'byung la / phyugs bsad de mchod sbyin byas na mtho ris su 'gro zhes bya ba dang / brdzun gyis (P.266b) slu³ ba sdig pa'i mchog⁴ ces 'byung la / rtsed mo dang / mi tshangs par spyod pa dang / bag ma len pa dang / nor 'phrog pa dang / srog gi phyir ni brdzun smra bar bya zhes⁵ 'byung ngo //

¹⁾ P omits //. 2) P bsgoms. 3) P bslu. 4) C, D /. 5) P //.

⁶⁾ P omits dang. 7) D ba. 8) P /. 9) P /.

¹⁰⁾ D pa sa and P pa. 11) P //.

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāşyam Ratnālokālamkāra I (Mochizuki) zhes zer ro //

gzhan dag ni thog mar dge ba ni don bzang po'i phyir ro // bar du dge ba ni tshig 'bru bzang po'i phyir ro // tha mar dge ba ni ma 'dres pa la sogs pa tshig lnga yin no' zhes kyang zer ro //

3.2 Candragarbhaparivarta I (p.175a8, D.150b6, T.50c15, BP.9.1)

'o na dal ba 'byor pa rnyed par dka' ba (D.227a) bstan pa drang ba'i don ma yin nam zhe na / nges don gyi lung bstan pa ni grogs po dag ces bya ba la sogs pa yin no //

kha cig ni lung gzhan bstan pa'i sgo nas don bsdu ba yin no² zhes kyang 'dod do

la la dag³ ni dal ba 'byor ba ji ltar rnyed par dka' zhe na / gtan tshigs gzhan bstan te
dper na⁴ a ka ru nag po 'ga' zhig tu dri 'byung gi gtan du ma yin pa ltar dal ba 'byor pa yang tshul khrims dang ldan zhing rgyu ma tshang ba med par⁵ tshogs pa las thob kyi gyi na thob par mi 'gyur ro zhes bstan pa'i phyir mdo 'di smos so⁵ zhes zer ro //

kha cig ni mdzes par bya ba'i phyir dang nges don du bya ba dang / tshul bzhin⁷ gyis bshad par⁸ bshad pa dang / slob dpon rang nyid kyis gzigs pa bstan pa'i phyir bshad pa dang ma bshad pa'i lung gi don mtha' dag bstan par rig par bya'o⁹ zhes zer ro //

kha cig ni mdzes par bya ba'i phyir / de ltar (P.267a) na mdo sde

¹⁾ P //. 2) P /. 3) P omits dag. 4) C,D /. 5) P pas.

⁶⁾ P /. 7) C, D gzhan. 8) P omits bshad par. 9) P /.

Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabāşyam Ratnālokālamkāra II (Mochizuki) sangs rgyas snying po las

dge slong dag dal 'byor (C.230a) ni rnam pa bcu ste / gzhan gyi
'byor pa lnga dang / rang gi 'byor pa lnga' o' /
zhes bya ba gsungs pa' i don slob dpon gyis mdo du mas bshad pa yin
no //

3.3 Candragarbhaparivarta II (P.175a8, D.150b6, T.50c15, BP.9.1)

da ni zla ba'i snying po'i le'u las 'byung ba'i dal 'byor gzhan bstan pa'i phyir / yang de nyid las 'byung ba zhes smras so // rnam par dag pa zhes bya ba ni yon tan bcu dang ldan pa'o // mnyam pa nyid ces bya ba ni² ma tshang ba med pa'o // de nyid bstan pa ni / rigs dma' ba spangs pa dang zhes bya ba la sogs pa'o// de la rigs mtho bas na rigs dma' ba spangs pa'o // ci mi shes pas na glen pa'o // bye brag mi phyed pas na blun pa'o // zhar ba dang rlig pa phyung ba la sogs pa ni dbang po nyams pa'o // pho'i dbang po dang ldan pa dang / de ma nyams pas phor skyes pa'o // 'o na bud med kyang ci'i phyir ma smos she na / rten dman pa'i phyir ma smos so // gzugs legs pas na gzugs bzang po'o // 'byor ba dang ldan pas na³ mi dbul ba'o // gzi brjid che bas na mi brnyas pa'o // tshig btsun pas na tshig mnyan pa'o // mang pos bkur bas na skye bo mang pos lta ba'o // de la mnyam pa nyid bcu yongs su rdzogs pa ma yin pas gegs su 'gyur na ni ha cang thal ches par 'gyur la / ma yin na don med par (D.227b) 'gyur ro zhe na / ma yin te 'on kyang yon tan tshang bar bstan pa'i phyir 'di smos pas nyes pa med do //

¹⁾ P //. 2) P 'di ni. 3) C,D ni 4) C,D tshad mar. 5) RA pa.

3.3 Colophon

mdo kun las btus pa'i bshad pa lung gi tshad mas sbyar ba las dal ba 'byor pa rnyed bar dka' ba'i gtam brjod pa ste gsum pa'o// dal 'byor gyi mtshan nyid bshad zin to // //

Notes

- (1) Ratnākaraśānti treats the same thema in the above two chapters, namely parasampad in the first chapter and ātmasampad in the second chapter, and here he treats kṣanasampad. Atīśa subsumes the first three chapters under kṣanasampad, and then he deals with the thema in three chapters on ātma-, para and daśasampada respectively. See Mochizuki (1993), pp.11.2-13.5 and the above part of this text. For Atīśa's commentary for SS, see Mochizuki (1991), p.349.14-15.
- (2) Because kṣaṇasampad consists of two kinds of five advantages (ātma- and para), it is possible to read "lnga lnga" for "lnga."
- (3) The following five items of sampad are the same as already treated in the first chapter under ātma-sampad, therefore here Ratnākaraśānti does not go into detail.
- (4) The thema of this chapter are favourable and adverse conditions of lite, corresponding with that of the following sutras in SS.
- (5) Ratnākaraśānti already mantions the eight akṣaṇas in the introduction to chapter 1. See Mochizuki (1993), note (29) and Rigzin (1986), pp.312-313.
- (6) Cf. AN,R.Morris (1899), vol.4, pp.225.20-227.4. See Pāsādika (1979), note (17), but in his revised translation he quotes Pāli text at same length:

aţţhime, bhikkhave, akkhaṇā asamayā brahmacariyavāsāya / katame aţţha / idha, bhikkhave, tathāgato ca loke uppanno hoti
. . . dhammo ca desiyati . . . ayam ca puggalo nirayam upapanno hoti / ayam, bhikkhave, paţhamo akkhano asamayo brahmacariya-vāsāya / . . . puua ca param . . . ayam ca

puggalo tiracchānayonim upapanno hoti... pettivisayam upapanno hoti... aññataram dīghāyukam devanikāyam upapanno hoti... paccantimesu janapadesu paccājāto hoti aviñnātāresu milakkhesu, yattha natthi gati bhikkhūnam bhikkhunīnam upāsakānam upāsikānam . . . ayam ca puggalo majjhimesu janapadesu paccājāto hoti, so ca hoti micchāditthiko viparīta-dassano 'natthi dinnam, natthi yittham, natthi hutam, natthi sukatadukkatanam kammānam phalam vipāko, natthi ayam loko, natthi paro loko, natthi mātā, natthi pitā, natthi sattā opapātikā, natthi loke samana brāhmanā sammaggatā sammāpaţipannā ye idam ca lokam param ca lokam sayam abhiññā sacchikatvā pavedentī 'ti . . . ayam ca puggalo majjhimesu janapadesu paccājāto hoti, so ca hoti duppañño jalo elamugo na patibalo subhasitadubbhasitassaa ttham aññātum / . . . tathāgato ca loke anuppanno hoti . . . buddho bhagava, dhammo ca na desiyati . . . ayam ca puggalo majjhimesu janapadesu paccājāto hoti, so ca hoti paññavā ajaļo . . . attham aññātum / ayam, bhikkhave, atthamo akkhano ca samayo brahma cariyavāsāya / . . . eko va kho, bhikkhave, khaņo ca samayo ca brahmacariyavāsāya / katamo eko? idha . . . tathagato ca loke uppanno hoti . . . dhammo ca desiyati . . . ayam capuggalo majjhimesu . . . so ca hoti paññavā . . . atthamaññatum . . .

(7) See YCB, V.Bhattacharya (1957), p.74.14-16, Chin. (T) p.294c10-12: aṣṭau mahānaraka-sthānāni / tad-yathā / sañjīvaṃ kālasūtraṃ saṃghātaṃ rauravaṃ mahārauravaṃ tāpanaṃ mahātāpanaṃ 'vīciś-ca /

謂八大那落边。何等為八。一等活。二黒縄。三衆合。四號叫。五大號叫。六 焼熱。七極焼熱。八無間。

AKBh, Pradhan (1967), p.111.10-11 (Fr.: la Vallée Poussin (1971), t.2, p.2.3-4, Eng.: Pruden (1988), p.365.19-20, Jap.: Yamaguchi (1955), p.4.2-4):

astau mahānarakāḥ / samjīvaḥ kālasūtraḥ samghāto rauravo mahārauravas tapanaḥ pratāpano 'vīciś ceta /

or AKBh chap.3, Pradhan (1967), p.163.8-9 (Fr.: la Vallée Poussin (1971), t.2,p.149.10-13, Eng.: Pruden (1988), p.457.5-6, Jap.: Yamaguchi

(1955), p.382.5-7):

tasmād avīcer ūrdhvam sapta narakāh upary upari samnivistāh /
pratāpanas tāpano mahārauravo rauravah samghātah kālasūtrah
samjīvas ca /

The classification of AKBh is explained in Chaudhuri (1976), pp.124. 17-125.18. See also Mvy. 4919-4927.

(8) See AKK 3.59d, Pradhan (1967), p.164.23 (Fr.: la Vallée Poussin (1971), t.2, p.154.3-5, Eng.: Pruden (1988), p.459.15-17 and note 413, Jap.: Yamaguchi (1955), pp.390.14-391.1):

śītā anye 'stāv arbudādayah //

anye śīta-narakā aṣṭau / tad-yathā arbudo nir-arbudaḥ aṭaṭo hahavaḥ huhuvaḥ utpalaḥ padmo mahāpadmaś ca /

See also Chaudhuri (1976), pp.125.22-126.2 and Mvy. 4929-4936.

- (9) Mvy. 4944 and Hirakawa (1978), p.78a; pratyekam narakah.
- (10) According to the following passage of YCB and AKBh "womb of being born from eggs" are those beings who arise from eggs, geese, cranes, peacocks, parrots, thrushes (Cf. Norman (1990), p.69.25—28), etc. "Womb of beings born from wombs" are those beings who arise from a wom elephants, horses, cows, buffalos, asses, pigs,etc. "Womb of beings born from moisture" are those beings whoarise from the exudation of the elements, earth, etc., worms, insects, butterflies, mosquitos. "Womb of apparitional beings" are those beings who arise all at once, with their organs neither lacking nor deficient, with all their major and minor limbs, such as animals (triyoc) [Pruden: gods] beings in hell, or beings in an intermediate existence (Pruden's translation). [YCB: V.Bhattacharya (1957), p.45.16-46.5, (Chin. (T) p. 288b10-19), AKBh: Pradhan (1967), pp.118.23-119, (Eng.:Pruden (1988), pp.380.24-381.4, Jap.: Yamaguchi (1955), pp.64.7-65.1)].
 - Cf. DN II 33.1.11, Rhys Davids (1911), p.230.23-24 [Chin. (T), p.50c8]; catasso yoniyo. aṇḍaja-yoni, jalābuja-yoni, saṃsedaja-yoni, opapātika-yoni.

and its Sanskrit in Sangītisūtra IV.29, Stache-Rosen (1968), teil 1, p. 110.18-22:

catasro yonayaḥ / katamāś catasraḥ / aṇḍajā yonir jarāyujā yonih samsvedajā yonir aupapādukā yonih /

YCB, V.Bhattacharya (1957), pp.44.17-45.1 (Chin (T), p.288a26-27): catasro yonayo 'ndajā jarāyujāh samsvedajā aupapādukāš ca / AKK 3.8cd, Pradhan (1967), p.118.21-22 (Fr.: la Vallée Poussin (1971), t.2, p.26.18-21, Eng.: Pruden (1988), p.380.19-23, Jap.: Yamaguchi (1955), p.64.3-6):

catasro yonayas-tatra sattvanam andajadayah //
andaja yonir jarayuja samsvedaja upapaduka yonih /
See also Chaudhuri (1976), p.130.1-7 and Mvy. 2278-2281.

(11) These four kinds of food are morsel food, contactual food, volitional food and perceptual food Cf. Wayman (1961), pp.135-162.

See also DN III, 33.1.11, Rhys Davids (1911), p.228.3-5 (Chin, (T) p.50 c1-2):

cattaro āhārā. kabalinkāro āhāro oļāriko vā sukhumo vā, phasso dutiyo, mano-sancetanā tatiyā, vinnānam catuuttham.

and its Sanskrit in Sangītisūtra IV.22, Stache-Rosen (1968), teil 1, p. 104.14-17:

catvāra āhārāḥ / katāme catvāraḥ / kabadimkāra āhāraḥ audārikaḥ sūkṣmaś ca / sparśo dvitīyo manaḥsañcetanā tṛtīyā vijñānam caturtham /

YCB, V.Bhattacharya (1957), p.46.14-15 (Chin. (T) p.288b28-29): te punaś catvāra āhārāḥ / kavadamkāra āhāraḥ sparśo manaḥ-samcetanā vijñānam ca /

ŚBh, Sukhula (1973), p.84.3- (Wayman (1961), p.144.28-29, Shōmonji kenkyūkai 3 (1986), p.74.22-23):

catvāra āhārāḥ / kavaḍaṃkāraḥ, sparśo, manaḥ-saṃcetānā, vijnānaṃ ca-.

AKK 3.39a, Pradhan (1967), p.152.9-14 (Fr.: la Vallée Poussin (1971), t.2,p.119.8-9, Eng.: Pruden (1988), pp.439.28-440.2, Jap.: Yamaguchi (1955), pp.322,12-323.6):

catvāra āhārāḥ / kavadīkārāhāraḥ prathamaḥ / . . . sparšo dvitīyaḥ / manaḥ - saṃcetanā trtīyaḥ / vijñānam āhāraś caturthah/

See also Chaudhuri (1976), pp.139.1-140.2 and Mvy. 2283-2287.

(12) These four kinds of being are no-foot beings like snakes, two-foot beings, i.e. humans, four-foot beings i.e. mammals, and many-foot

beings like a centipedes. See Samanthapāsādikā, Takakusu (1927), pp.362—364.

(13) These three types of pretas are pretas with external obstructions concering the partaking of food and drink, with internal obstractions and obstructions regarding the availability of food and drink. See YCB, V.Bhattacharya (1957), p.87.17-18. Chin. (T) 297b5-6:

pretāḥ puna samāsatas trividhā bahir-bhojana-pāna-kṛtāvaraṇā adhyātmam bhojana-pāna-kṛtāvāraṇā bhojana-pāna-kṛtāvaraṇāś ca

又餓鬼趣略有三種。一者由外障礙飲食。二者由内障礙飲食。三者飲食無有障 礙。

Rigzin (1986), p.380a.

(14) YCB, V.Bhattacharya (1957), p.46.3-5, Chin. (T), p.288b17-19: aupapādukā yoniķ katamā /. . . tad-yathā nārakā devā ekatyāś ca tiryak preta-manuşyāķ /

云何化生。. . . 如天那洛迦全。及人鬼傍生一分。

AKK 3.9b, Pradhan (1967), p.119.10, (Fr.: la Vallée Poussin (1971), t.2,p.29.3-4, Eng.:Pruden (1988), p.381.19-20, Jap.: Yamaguchi (1955), p.65.10):

nārakā upapādukāḥ 🖊

(15) AKK 3.9d, Pradhan (1967), p.119.13-14 (Fr.: la Vallée poussin (1971), t.2, p.29.7, Eng.: Pruden (1988), p.381.22, Jap.: Yamaguchi (1955), p.65.12-13):

pretā api jarāyujāḥ // api-śabdād apy upapādukā iti /

(16) Avadānašataka, 49.1, Vaidya (1958), p.122.6-7:

pañca putran aham ratrau diva pañca tatha paran / bhakṣayāmi janitva tan nasti tṛptis tathapi me //

This verse is also quoted in these context of the AKBh, therfore it might be taken from here. Pradhan (1967), p.119.15-16 (Fr.: la Vallée Poussin (1971), t.2, p.29.10-11 and note 3, Eng.: Pruden (1988), p.381. 25-26, Jap.: Yamaguchi (1955), pp.65.15-66.3 and Honjō (1984), p.32-33, Pāsadika (1989), p.51.24-31.

According to la Vallée Poussin this verse is also quoted in MV (T.p. 626c17) and Karanaprajñapti [la Vallée Poussin (1913), p.345.17-346.

13].

(17) Mvy 2302; dîrgāyuşo devāḥ. Cf. Manorathapūraṇī IV (H.Kopp ed.), p.116.21—22:

dīghāyukam deva-nikāyan ti asñña-deva-nikāyam sandhāya vuttam.

(18) According to AKBh this sthana belongs to the brhatphalas in the fourth dhyana in the rupadhatu. See AKK 3.2 and AKBh, Pradhan (1967), p.111.16-24 (Fr.: la Vallée Poussin (1971), t.2., p.10-21, Eng.: Pruden (1988), pp.365.26-366.14, Jap.: Yamaguchi (1955), pp.8.15-9.9):

ürdhvam sapta-daśa-sthāno rūpa-dhātuḥ pṛthak pṛthak //
dhyānam tri-bhūmikam tatra caturtham tv aṣta-bhūmikam //
. . . caturtham anabhrakāḥ puṇya-prasavā bṛhat-phalāḥ abṛhāḥ
atapāḥ sudṛśāḥ sudarśanāḥ akaniṛṭhāḥ ity etāni sapta-daśa
sthānāni rūpadhātuh /

See also Ui (1938), p.1041b.

- (19) MVy 2303: pratyanta-janapadam.
- (20) ŚBh, Shōmonji kenkyū-kai (1981), p.125-6: mtha' 'khob kyi mi rkun ma rnams dang / kla klo rnams su skyes pa yin te /
- (21) Cf. AKK 4.70bcd, Pradhan (1967), 242.9-10 (Fr.: la Vallée poussin (1971), t.3, p.150.12-14, Eng.: Pruden (1988), p.648.4, Jap.: Funahashi (1987), p.329.9-11:

lobhatah //

para-strī-gamanâbhidhyâdattādāna samāpanam //

(22) Cf. AKK 4.70ab, Pradhan (1967), p.242.7 (Fr.: la Vallée Poussin (1971), t.3, p.150.6-7, Eng.: Pruden (1988), p.647.30-31, Jap.: Funahashi (1987), p.329.5-6):

vadha-vyāpāda-pāruşya-nişţā dveşeņa.

AKK 4.77cd, Pradhan (1967), p.247.10 (Fr.: la Vallée Poussin (1971), t.3, p.166.11-12, Eng.: Pruden (1988), p.5-6, Jap.: Funahashi (1987), p. 361.5-6:

abhidhyā tu parasva-viṣama-spṛhā // and AKK 4.78a Pradhan (1967), p.247.26 (Jap.: Funahashi (1987), p. 361.15):

vyapadah sattva-vidveşah.

(22a) Cf. AKK 4.14a and AKBh, Pradhan (1967), p.205.18-20 (Fr.: la Vallée Poussin (1971), pp.43.22-44.4, Eng.: Pruden (1988), p.581.7-11, Jap.: Funahashi (1987), p.121.3-6 and Chaudhury (1976), pp.152,4-153.2): astdha pratimoksakhyah

bhikşu-samvarah śrāmaṇera-samvarah śrāmaṇera-samvarah śrāmaṇeri-samvarah upāsaka-samvara upāsikā-samvara upavāra-samvaraś ca

(23) The sixth of eight adverse conditions (indriva-vaikalya) described in SS is similar to the description in the beginning of SBh. SBh, Shōmonji Kenkyū-kai (1981), pp.12.27-14.4:

'di ltar dbus kyi mi rnams su skyes pa'i bar du rgyas par . . . de glen pa dang / dig pa dang / lkugs pa dang / lag pas brda byed par gyur zhing legs par gsuugs pa dang / nyes par bshad pa'i chos rnams kyi don kun shes par mi nus pa dang . . .

As Ratnākarašānti sometimes refers to ŚBh, SS may be closely connected with ŚBh. Therefore, thinking about the author of SS, we must take it into consideration.

- (24) MVy 2305: mithyā-darśana.
- (25) Vasubandhu also quotes this adverse condition of the Ekottarika-gama and classifies false views by into three; negating action, its result and the Āryans; but these three are different from the classification of RA. Yaśomitra explains them in detail. See AKK 4. 78bc, Pradhan (1967), p.247.28-32 (Fr.: la Vallée Poussin (1971), t.3, pp.167.13-168.5 and note 4, Eng.: Pruden (1988), p.657.23-29, Jap.: Funahashi (1987), p.362.2-5):

nasti-drstih subhasubhe/

mithyā-dṛstih

śubhe caśubhe ca karmani ya nastiti drstih sa mithya-drstih / tad-yatha "nasti dattam nastistam nasti hutam nasti sucaritam nasti duścaritam ity evam-adi yavan na santi loke 'rhanta" iti / saisa sakalyena karma-phalaryapavadika mithya-drstir bhavati / and ABVy, Wogihara (1971b), p.409. 19-24, Funahashi (1987), p.363. 5-14.

- (26) This verse has not yet been identified.
- (27) See AKBh, Pradhan (1967), p.254.20-22 (Fr.: la Vallée Poussin (19

71), t.3, p.188.18-22, Eng.: Pruden (1988), p.671.1-4, Jap.: Funahashi (1987), p.405.3-5):

prāṇātipāta-viratyā āsevitayā bhāvitayā bahulī-kṛtayā deveṣuupapadyate / sa ced itthamtvam āgacchati maṇuṣyāṇāṃ sabhāgatām dīrghāyur bhavati . . .

According to la Vallée Poussin the same context appears also in MV (T.p.589.18-21).

- (28) See AKBh, Pradhan (1967), p.254.1 (Fr.: la Vallée Poussin (1971),
 t.3, p.186.3-4, Eng.: Pruden (1988), p.669.11-12, Jap.: Funahashi (1987), p.402.13):
 pranatipatenal payur bhavati.
- (29) RĀ 14-16, Hahn (1982), pp.6-9 (Eng.: Tucci (1934), pp.311.4-312.3, Dan.: Lindtner (1991), pp.20.29-21.8, Jap.: Kitabatake (1988), pp.9.18-10.7, Uryuzu (1974), pp.235.10-236.1 and Miyasaka (1983), pp.428. 13-429.15):

himsayā jāyate 'lpāyur bahvābādho vihimsayā /
cauryena bhogavyasanī saśatruh paradārikah //
pratyākhyānām mṛṣāvādāt paiśunyān mitrabhedanam /
apriyaśravanam raukṣyād abaddhād durbhagam vacah//
manorathān hanty abhidhyā vyāpādo bhayadah smṛtah /
mithyādṛṣtitvam madhyapānān matibhramah //

- (30) In chapter four of AKK and AKBh Vasubandhu, inter alia, treats the relation between action and its result and classifies five kinds of results, which have already been treated in chapter two, by two, three or four according to their conditions. I can not say in which conditions Ratnakarasanti associates with the ensuing four results or whether he leaves out the result of disconnection (visamyoga-phala); we can study, however, the association of certain conditions with ensuing four results in AKBh:
 - 1) good and bad action, not included in the path of abandoning, [comprise] four [results] with the exception of the result of disconnection (yac cânyat prahāṇa-mārgāt sāsrāvam kuśalam karma yac câkuśalam tad api caturbhir visamyoga-phalam hitvā /) [Pradhan (1967), p.256.1-2]; four results further pertain to:
 - 2) neutral dharma of bad action ([aśubhasya] avyākṛtāś catvāri

- visamyoga-phalam hitvā /) [op cit, p.256.10 and AKK 4.89ab].
- 3) all dharmas of the three periods pertaining to the past action (atītasya karmanas traiyadhvikāh dharmāś catvāri phalāni/ visamyoga-phalam hitvā/) [op cit, p.256.17-18],
- 4) future dharmas of present action (pratyutpannasyāpi karmano 'nāgatā dharmas catvāri phalāny etāny eva /) [op cit, p.256.20],
- 5) dharmas of there own stage pertaining to action of a certain stage (svabhūmikasya karmaņah svabhūmikā dharmāś catvāri phalāni visamyoga-phalam hitvā /) [op cit, p.257.3 and AKK 4.91a].
- 6) dharmas susceptible of being abandoned through meditation ([darśana-heyasya karmaņo. . .] bhāvanā-heyāś catvāri visam-yogap hitvā /) [op cit, p.257.18-19 and AKK 4.93a],
- 7) dharmas susceptible of being abandoned through meditation ([bhāvanā-heya karmaņo. . .] bhāvanā-heyāś catvāri visamyoga-phalam muktvā /) [op cit, p.257.21-22 and AKK 4.93cd].
- (31) This term is commonly transrated into bdag po' i 'bras bu; see e.g. Mvy 2273 or AKBh [Hirakawa (1978) ,p.123b)].
- (32) These four results are vipaka-, nisyanda-, adhipati- and purusa-phalam. The relation between causes, conditions and their results explained in chapter 2 of AKK and AKBh [Sakurabe (1969), pp.112-116 and pp.352-409], YCB (V.Bhattacharya (1957), p.106.15-107.4, Chin.(T), p.301b13-14) and so forth. See also Mvy 2272-2277, Pruden (1988),p.359.13-15.
- (33) I do not know what these five dharmas are. In Mvy 8708-8712 there are four dharmas expected from a śramana, namely, not to retaliate a) for being reviled (ākruṣṭena na pratyākroṣṭavyam), b) for being been angered (roṣitena na pratiroṣitavyam), c) for being blamed (bhanditena na pratibhanditavyam) and d) for being beated (tāditena na pratitāditavyam).

DN II, 33.2.1, Rhys Davids (1911), p.235.4-11 (Chin. (T), vol. 1. p.51 b14-19):

pañca abhabba-tthanani. abhabbo avuso khinasavo bhikkhu sañcicca panam jivita voropetum. abhabbo khinasavo bhikkhu adinnam theyya-samkhatam adatum. abhabbo khinasavo bhikkhu methunam dhammam patisevitum. abhabbo khinasavo bhikkhu

sampajāna-muā bhāsitum. abhabbo khīnāsavo bhikkhu sannidhi kārakam kāme paribhuñjitum, seyyathā pi pubbe agāriya-bhūto. and its Sanskrit in Sangītisūtra V. 16, Stache-Rosen (1968), teil 1,p. 145.32-41 [see also Sanskrit-Wöterbuch der buddhistischen Texte aus den Turfan-Funden, vol.2, p.114a]:

pańcâbhavya-sthanani / abhavyo 'rhad bhikşuḥ kşīnâsravaḥ samcintya praninam jīvitād vyaparopitum / abhavyo 'dattam steyasamkhyātam ādātum / abhavyo maithunam dharmam pratisevitum / abhavyaḥ samprajānan mṛṣā vaditum / . . .

Cf. also Samantapāsādikā I, Takakusu (1924), vol.1, p.111.18 (B. Sharma (1964), p.97.22):

samitattā (samitapāpattā by Sharma) samaņo ti vuccati.

(34) Although five kinds of ascetics are mentioned, only four are actually enumerated; "dge slob ma (śikṣāmāṇā)" seems to be missing here. See ŚBh, Shukla (1973) ,p.342.3-5 (Chin. (T) , p.447b4-5):

tatra svākhyāta-dharma-vinayaḥ / bhikşur bhikşunī, śikṣamāṇā, śrāmaṇeraḥ. śrāmaṇerī /

also Rigzin (1986), p.393b-394a.

(35) These four types of saramanas are: the one who is victorious [by means of] the path, the teacher of the path, who lives up to the path and the one who defiles the path. See the following texts and Hartmann (1993), p.258-9:

MPS 26.19, Waldschmidt (1950-1), p.258-9;

mārgajñaś ca mārga-daiśiko

mārge jīvati yaś ca mārga-dūşī //

長阿含経(二)遊行経, Chin.(T), vol.1, p.18b14:

如汝所問者 沙門凡有四

志趣 不同 汝當識別之

一行道殊勝 二善説道義

三依道生活 四為道作穢

Sn 84, D.Andersen (1948) (Eng.: Norman (1992), p.10.31-35, Jap.: Nakamura (1984), p.27.6-8 and pp.268.20-269.22, cf. Pj II, 1.5, Smith (1966), pp.161.16-162.14):

caturo samaņā na pañcamo 'tthi,

te te avikaromi sakkhiputtho magga-jino magga-desako ca magge jīvati, yo ca magga-dūsī //

MV, Chin. (T), p.341c23-24:

四沙門者。一勝道沙門。二示道沙門。三命道沙門。四汚道沙門。

ŚBh, Shukla (1973), p.338.11-12 (Wayman (1961), p.103.8-19, Chin. (T), p.446c8-12):

tatra catvāraḥ śramaṇāḥ / mārga-jinaḥ / mārga-deśikaḥ / mārga-jīvī / mārga-dūṣī ca / tatra yaḥ sugataḥ sa mārga-jinaḥ / yo dharmā-vādī sa mārga-deśakaḥ / tatra yaḥ pratipannaḥ / sa mārga-jīvī / yo mithyā-pratipannaḥ sa mārga-dūṣī /

(36) There are three types of brāhmaṇas: the brāhmaṇa by birth, by name and by accomplishment. See ŚBh, Shukla (1973), p.340.6-13 (Wayman (1961), pp.103.20-104.32, Chin. (T), p.447a 6-7):

tatra trayo brahmāṇāḥ / tad-yathā jāti-brahmaṇaḥ / saṃjñā-brāhmaṇaḥ / pratipatti-brāhmaṇaś ca / tatra jāti-brāhmaṇaḥ yo 'yaṃ jāti-brāhmaṇa-kule jāto, yonito, mātṛ-saṃbhūtaḥ, utpnno mātṛtaḥ, pitṛtaḥ / tatra saṃjñā-brāhmaṇa (yad brāhmaṇa yasya) iti loke nāma bhavati, saṃjñā, samajñā, prajñaptir vyavahāraḥ / pratipatti-brāhmaṇaḥ / yo 'tyantaniṣṭho bhavati kṛtārthaḥ / vāhitā bhavanty anena pāpakā akuśalā dharmāḥ /

- (37) Cf. ŚBh, Shukla (1973), p.339.3 (Chin. (T), p.446c16): śaikṣāśaikṣā mārga-jinā ity-ucyante /
- (38) See DN Ⅲ, 33.1.11, Rhys Davids (1911), p.227.24-25 (Chin. (T), vol. 1, p.51a15-16):

cattāri sāmañña-phalāni. sotāpatti-phalam, sakadāgāmi-phalam, anāgāmi-phalam, arahatta-phalam.

and its Sanskrit in Sangitisütra IV, 10.a), Stache-Rosen (1968), t.1,p. 98.10-14:

catvāri śrāmaṇya-phalāni / katamāni catvāri / srotāpatti-phalam sakṛdāgāmi-phalam anāgāmi-phalam arhatvam /

MV, Chin. (T), p.336c23-24:

此中説有四沙門果。謂預流果一来果不還果阿羅漢果。

ŚBh, Shukla (1973), p.331.1-3 (Wayman (1961), p.102.4-9, Chin. (T),

p.445b29-cl):

tatra bhavana-phalam katamat/ aha/ catvari śramanya-phala ni/ srota-apatti-phalam, sakrd-agami-phalam, anagami-phalam, agra-phalam arhattvam/

(39) Here only three higher spiritual powers (abhijña) are referred to, but the other three abhijñas may also be quoted in this context [Sakurabe (1981), pp.240.12-243.17]. See also AKK 7.42, Pradhan (1967), p.421.6-7 (Fr.: la ValléePoussin (1971), t.5, pp.97.14-98.4, Eng.: Pruden (1988), pp.1157.13-1158.5):

rddhi-śrotra-manah-pūrva-janma-cyuty-upapatksaye /
jñāna-sākṣī-kriyā 'bhijñā ṣaḍvighā
rddhi-viṣaye jñāna-sākṣāt kriyā abhijñā / divya-śrotra-cetaḥ

paryāya - pūrva - nivāsānusmṛti - cyuty - upapādāsrava-kṣaya-jñānasākṣāt kriyā abhijñāḥ / etāḥ ṣaḍ-abhijñāḥ / āsāṃ pañca prthag-janaih sādhāranāh /

- (40) Ratnakaraśanti does not refer to the eight adverse condition (the non-arising of a Tathagata in this world). Here he starts commenting on the opposite (bzlog pa=viparIta) of the above, i.e.—without having to face adverse conditions—on actually practising the dharma by dint of "sikṣā".
- (41) AKK 8.39, Pradhan (1967), p.459.9-11 (Fr.: la Vallée Poussin (1971). t.5, pp.218.7.219-7, Eng.: Pruden (1988), p.1281.5-14, Sakurabe (1981), p.381.25-28:

sad-dharmo dvi-vidhah śāstur āgamādhigamātmakah / dhātāras tasya vaktārah pratipattāra eva ca //

(42) In the following, the excellence (dge ba=kalyāna) of the dharma is commented upon by means of expaining the three kinds of training, sila, dhyāna and jñāna, or prajñā, and again Ratnākaraśānti may have taken ŚBh as his authority. See ŚBh, Shukla (1973), pp.261.8-262.

13 (Wayman (1961), p.92.4-11, Chin. (T), pp.435c24-436a7):

tatra śikṣā katamā / āha / tisraḥ śikṣāḥ / adhiśīlam śikṣā, adhicittam adhiprajñām śikṣā // tatrādhiśīlam śikṣā katamā / yathāpi tac chīlavā (n) viharatīti vistareṇa pūrvavat / / tatrādhicittam śikṣā viviktam kāmair viviktam pāpakair akuśalairdharmaiḥ savitarkam, savicāram, vivekajam, prīti-sukham

[cittaikāgratāñ ca] prathamam dhyānam yāvac caturtham dhyānam-upasampadya viharati / iyam adhicittam śikṣā / api khalu sarve ārupyās tad-anyāś ca samādhi-samāpattayaḥ adhicittam śikṣety-ucyate / api tu dhyānāni niśritya tat-prathamataḥ satyābhisamayasyo nyāmāvakrāntir bhavati / na tu sarveṇa satvam vinā dhyānaiḥ 〈/〉 tasmāt pradhānāni dhyānāni kṛtvā adhicittam śikṣety uktāni // tatrādhiprajñam śikṣā yā caturṣv ārya-satyeṣu yathābhūtam jñānam /

- (43) I have not been able to identify this quotation.
- (44) AKK 1.4, Pradhan (1967), p.3.6-11 (Ejima (1989), p.3.17-23, Fr.: la Vallée Poussin (1971), t.1,p.6.12-17, Eng.: Pruden (1988), p.58.17-15, Jap.: Sakurabe (1969), p.141.4-11):

sāsravānāsravā dharmāh saṃskṛtā mārga-varjitāh / sāsravāh āsravās teşu yasmāt samanuśerate //

(45) The excellence of the dharma is further commented upon by reffering to the three kinds of wisdom, namely, wisdom obtained through hearing, thinking and meditation. Cf. AKK 6.5 and AKBh, Pradhan (1967), p.34.14-18 (Fr.: la Vallée Poussin (1971), t.4, pp.142.8-143.6):

vṛttasthaḥ śruta-cintśvān-bhāvanāyām prayujyate / satyāni hi draṣṭukāma ādita eva śīlam pālayati / tataḥ satya-

darśanasyānulomam śrutam udgrhņāty artham vā śrņoti / śrutvā cintayati / aviparītam cintayitvā bhāvanāyām prayujyate samādhau / tasya śrutamayīm prajñām niśritya cintāmayī jāyate / cintāmayīm niśritya bhāvanāmayī jāyate /

(46) Vasubandhu quoted from Samyuktāgama, according to which there are three kinds of killing, and killing for ritual purposes is declared to be due to delusion. SĀ 1049, Pradhan (1967), p.240.15, Pāsādika (1989b), p.85.1-5, Honjo (1984), chap.4.82, pp.68-69:

praņātipāto bhikṣavas trividho lobhajo dveṣajo.

See also AKBh chapter 4, Pradhan (1967), p.240.21-22 (Fr.: la Vallée Poussin (1971), p.145.1-3, Eng.: Pruden (1988), p.645.19-20, Jap.: Funahashi (1987), p.322.8):

mohajo yatha yajfiikanam dharma-buddhya rajfiam ca dharma-pathaka-pramanyad dhimsata /

(47) According to AKBh these lying is also due to delusion, but five

kinds of lying are not considered harmful. See AKBh, Pradhan (1967), p.241.12-15 (Fr.: la Vallée Poussin (1971), p.148.4-7, Eng.: Pruden (1988), p.646.24-26, Jap.: Funahashi (1987), p.324.4-9):

mohajo mrsvado yatha

na narma-yuktam anṛtam hinasti
na strīṣu rājan na vivāha-kāle /
prāṇātyaye sarva-dhanāpahāre
pañcânṛtāny āhur apātakānīti /

- (48) Skt.: kapālin [Lokesh Chandra (1990), p.1798a], a man who has a skull. Monier Williams (p.250b) expllains it as "the follower of a particular Śaiva sect (carrying skulls of men as ornament and eating and drinking from them)". The next word, "geer bu pa (nirgrantha, naked man)" means a Jaina ascetic.
- (49) The quotation from this text (CGP) is devided into two parts, for the first part, see CGP p.325a28 (=331c15):

離八難難如順時香樹。

In SS, the key word of this passage is 'kṣaṇasampad' (dal ba 'byor ba; 時分和合), but in the Chinese version of CGP the term 'aṣṭākṣaṇa' (mi khom pa brgyad; 八難) occurs. Since there is no Sanskrit or Tibetan version of CGP, it is impossible to say which of the two terms was actually employed in the original. However, the author and compiler of SS, while quoting from CGP, might have prefered the former to the latter original term, because 'kṣaṇasampad' is the key word of the third theme of SS.

- (50) Ratnākaraśānti evidently classifies sūtras mentioned in SS according to those needing further interpretatation (neyārtha) and those of certain and definitive meaning (nītārtha). See Mochizuki (1992), note (43) and (47) and Mochizuki (1993), pp. 22.8—9 and 24.2—4.
- (51) I have not been able to identify this text.
- (52) For the second part of the quotation, see CGP p.325c1-5 (=332a16-21):

於彼何者消浄平等。謂得人身具満十徳。何等為十。一者離下賊家。二者不鈍。 三者不唖。四者諸根不欠。五者得男子身。六者顔容端正。七者得好眷属。八 者不貧。九者不為他欺発言有中。十者多人瞻仰。

Abbreviations and Original Sources (2)

AKVy Abhidharmakośavyākhyā.

Skt.: Wogihara (1971b).

Tib.: D.4092, P.5593.

BCA Bodhicaryāvatāra.

Skt.: Bhattacharva (1960).

Tib.: Bhattacharya (1960).

Chin.: T. 1662.

CGP 大方等大集経月蔵品 Candragarbhaparivarta*.

Chin.: T.397, 46-56.

MPS Mahāparinirvāņasūtra.

Skt.: Waldschmidt (1950-1).

MV 阿毘達磨大毘婆沙論 Mahāvibhāsā śāstra.*

Chin.: T.1545, 1546.

Mvy Mahāvyutpatti.

Ed.: Sakai (1981) .

RĀ Ratnāvalī.

Skt.: Hahn (1982) .

Tib.: Hahn (1982) .

Chin.: Hahn (1982) .

SL Suhrllekha.

Tib.: D.4182,4496, P.5409,5682.

Chin.: T.1672-1674.

YCB Yogācārabhūmi, see also BBh and ŚBh.

Skt.: V.Bhattacharya (1957)

Chin.: T.1579.

Translations and Secondary Sources (2)

Andersen, D.

1948 Suttanipāta, with H.Smith, repr., London.

Bhattacharya, K.

1960 Bodhicaryāvatāra, Calcutta.

Bhattacharya, V.

1957 The Yogācārabhūmi of Ācārya Asanga, Calcutta.

Chaudhuri, S.

1976 Analytical Study of the Abhidharmako'sa, Calcutta.

Ejima, Y. 江島恵教.

1989 Abhidharmakoʻsabhāsya of Vasubandhu, Chapter 1 : dhātunirdeśa, Tokyo.

Funahashi, I. 舟橋一哉.

1987 俱舎論の原典解明一業品一 Kusharon no genten kaimeiーGo hon, Kyoto.

Driessens, G.

1993 Vivre en héros pour l'éveil, Paris.

Hartmann, J.U.

1993 Der Buddha über die vier Arten von Asketen, Studien zur Indologie und Buddhismuskunde, Bonn.

Hirakawa, A. 平川 彰.

1978 俱舎論索引 II Index to the Abhidharmakosabhāṣya (Peking edition), part three Tibetan-Sanskrit, with S. Hirai, N. Hakamaya, G.Yoshizu and S.Takahashi, Tokyo.

Honjō, Y. 本庄良文.

1984 俱舎論所依阿含全表 A Table of Āgama-citations in the Abhi-dharmakosa and the Abhidharmakosopāvikā. Kyoto.

Jamspal, V.L.

1978 Nāgārjuna's Letter to King Gautamīputra, with V.N.Samten chopel and P.D.Santina, Delhi.

Kanakura, E. 金倉圓照.

1958 悟りへの道 Satori e no Michi, Kyoto.

Kawamura, L.

1975 Golden Zephyr, Emeryville.

Kitabatake、T. 北畠利親.

1985 龍樹の書簡 Ryūju no shokan, kyoto.

1988 龍樹の政治思想 Ryūju no seiji-shiso, kyoto.

la Vallée Poussin, L.

1907 Introduction a la pratique des futurs Bouddhas, Paris.

1913 Vasubandhu et Yaśomitra, troisième chapitre de l'Abhidharmakośa, Paris.

Lindtner, C.

1981 To Buddhistiske Læredigte, Copenhagen.

1991 Nagarjuna: Juvelkæden og andre skrifter, København.

Lokesh Chandra

1990 Tibetan-Sanskrit Dictionary, repr., Kyoto.

Miyasaka, Y.

1983 梵蔵漢対照ラトナーヴァリー Bon-zo-kan taisho Ratnavali, 龍樹 教学の研究 Ryuju-kyogaku no kenkyu, Tokyo.

Mochizuki, K. 望月海慧.

1992 Ratnākaraśānti による一乗思想の解釈 Ratnākaraśānti ni yoru Ichijō no kaishaku, 仏教学 Bukkyogaku 33.

1993 Ratnakaraśānti's Sūtrasamuccayabhāşyam Ratnālokālamkāra (I), 楼神 Seishin 65.

Morris, R.

1885-1900 Anguttara-Nikāya, 5 vols, London.

Nakamura, H.

1984 ブッダのことば Buddha no kotoba, Tokyo.

1993 原始仏教の思想 I Genshi-Bukkyo no shiso I, Tokyo.

Norman, K.R.

1990 Collected Papers, vol.1, Oxford.

1992 The Group of Discourses (Sutta-Nipata), vol.2, Oxford.

1993 Collected Papers, vol.4, Oxford.

Pruden, L.M.

1988 Abhidharmakoʻsabhāsyam by Louis de la Vallee Poussin, 4 vols, Berkley.

Rhys Davis, T.W.

1890-1911 Dighanikāya, with J.E.Carpenter, 3 vols, London.

Sakaki, R. 榊亮三郎.

1981 梵藏漢和四訳対校翻訳名義大集 Bon-zō-kan-wa yonyaku taikō Honyaku-myōgi-taishū, repr., Tokyo.

Sakurabe, H. 桜部建.

1969 俱舎論の研究 界・根品 Kusharon no Kenkyū, Kai, Kon-pon, Kyoto

1981 俱舎論 Kusharon, Tokyo.

Sharma, B.

1964 The Samantapāsādikā, the Commentary on Vinaya, 4 vols, Patna.

Sharma, P.

1990 Śāntideva's Bodhicaryāvatāra, 2 vols, New Delhi.

Smith, H.

1966 Sutta-Nipāta Commentary being Paramatthajotikā II, repr., London.

Stache-Rosen, V.

1968 Dogmatische Begriffsreihen im ältern Buddhismus, Berlin Steinkellner, E.

1989 Santideva: Eintritt in das Leben zur Erleuchtung, München.

Takakusu, J.

1924 Samantapāsādikā, Buddhaghosa's commentary on the Vinaya piţaka, 4 vols, with M.Nagai, London.

Tharchin, G.L.

1979 Nagarjuna's Letter, with A.B. Engle, Dharamsala.

Tucci, G.

1934 The Ratnāvalī of Nāgārjuna, JRAS

Ui, H. 宇井伯寿.

1974 仏教辞典 Bukkyo Jiten, repr., Tokyo.

Uryuzu, R. 瓜生津隆真.

1974 大乗仏典 14 龍樹論集 *Daijō butten* 14 Ryūju, Ronshū, with Y. Kajiyama, Tokyo.

Vaidya, P.L.

1958 Avadāna-sataka, BST 19, Darbhanga.

Waldschmidt, E.

1950-1 Das Mahāparinirvānasūtra, Berlin.

Wayman, A.

1961 Analysis of the Śrāvakabhūmi Manuscript, Berkley.

Wenzel, H.

1886 Nāgārjuna's "Friendly Epistle", JPTS 23.

Wogihara, U.

1971b Sphuţārthā Abhidharmakośa-vyākhyā, repr., Tokyo.

Supplementary note

After the publication of my preceding paper, I should like to provide the following corrigendum and addendum regarding notes respectively:

Mochizuki (1993):

- (74) CGP, Chin. (T) p.325a27-28 (=331c14-15): 佛出世難如優攝花。
- (75) Souces about udumbara, a simbol of rarity is related in Norman's "As rare as fig-flowers" [Norman (1993), pp. 245—250]. According to his paper this example is also used by the Jains and is not uncommon in Indian literature.

Here I express my gratitude to Prof. Dr. L. Schmithausen who made valuable suggestions upon my first draft, and Dr. Bhikkhu Pāsādika who gave me some critical comments and patiently corrected my English,

編 集後記◇

いう帆走準備を整えて、身延山学園丸は平成七年四月か

リストラ・ダウンサイジング・雇用調整等、現在の企

らの出航を企てています。その航海をより確かなものに

するため、乗員一同さまざまな困難を乗り越えようと、

行錯誤によって生まれた用語は、過去の経済的躍動から 業が抱える内在的病巣から、それを取り除こうとする試

必死の作業中です。よりよき船に仕上げる努力は、必ず

その成果を結実するものと信じて止みませんが、そのた

「今」を語ろうとしています。

めには、外にあって船の状態をサポートしていただける

しかし、その「今」は、再構築の方向性を見失いなが

OB諸聖の皆様のご援助と御協力をお願いせねばなりま

ら、あたかもマストの折れた帆船の迷走するが如き様相

せん。

となりかねない危険性を含み、経済のみならず迷宮化し

よき船とよき航海が迎えられますよう、ますますの御

た社会という印象さえ与えかねません。

支援・御教導を切にお願い申し上げます。

チャートのもはや役立たなくなった海へ、改組転換と

執筆者(目次順)

髙 奥 桑 上 野 名 · 田 橋 本 質 本 堯 洋(身延山短期大学助教授) 正(身延山短期大学助教授) 昌(身延山短期大学教授) 昭(身延山短期大学教授)

平成六年三月 三十日平成六年三月二十五日

棲

神」六十六号

印刷

発編 行集 者兼

宮

崎

英

修

印刷者

宮

田

如

龍

甲府市中央一丁目十二—三十一

望 月 海 慧(ハンブルグ大学客員研究員)中 山 光 勝(身延山短期大学助教授)望 月 真 澄(身延文庫学芸員)

渡 町

辺 田

寬

勝(身延山短期大学助教授)

是

正(身延山短期大学教授)

THE SEISHIN

The Journal of Nichiren and Buddhist Studies

No. 6 6

CONTENTS

Preface	Eishu	Miyazaki	
Under the One Great Vehicle	Gyosho '	Takahaski…	7
The Mandala by Nichiren in the latter of his life(1)	··· Hon	nsho Ueda… 8	33
The Meaning of the Three Thousands Exin One Thought in Kaimoku-sho(1)		Kuwana… 4	19
On the Reconstruction of Holls in the r Gakuzenin Nippō is regard as a central	figure	o Era ou Okuno… 6	39
The Suffering Travel and the works of Hs \bar{u} am-tsangs	tr. Zesho	Machida ··· 8	3 <i>9</i>
Note: A Study on the New Course of S	·	Watanabe…11	19
Annual Events of the Nichiren Buddhist in the Edo Era(1)	-	Mochizuki… <i>1</i> 2	? 7
A Draft to Code of 'Compulsory Suicide in the Early Meiji Era		Nakayama… <i>1</i> 3	15
Ratnākaraśānti's Sūtrasamuccayabhāşya Ratnālokālamkārā(II) ······	-	Mochizuki…	1

Edited by

Minobusan College

Minobu, Yamanashi, Japan.